

令和 6 年度

事務報告書

解説編

令和 7 年 9 月

松 本 市

令和6年度 事務報告書

地方自治法第233条第5項の規定に基づき、令和6年度決算に係る各部門の
主要な施策の成果を報告します。

令和7年9月

松本市長 臥 雲 義 尚

事務報告書の作成に当たって

1 この報告書は、地方自治法第 233 条第 5 項に規定されている、「・・・当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類・・・」として作成しました。

また、市政の執行に当たり、各部門がその現状を的確に把握し適切な施策を講ずることも目的としています。

2 報告書の内容は、「解説編」と「資料編」に区分し、それぞれ次の内容で収録しました。

(1) 解説編

ア 市勢の推移

イ 議会主要議決事件

ウ 主要事項の説明

エ 令和 6 年度決算関係資料

オ 経営管理

(2) 資料編……（別冊）

市政統計資料（主要項目の細目説明資料）

3 報告書の編集は、次のとおり行いました。

(1) 解説編……（編集 総合戦略局 総合戦略室）

基本計画の体系に沿った施策別の進捗状況、成果を解説する内容とし、抽象表現を避け、松本市における特徴ある事実を簡潔に記述することに努めました。

(2) 資料編……（編集 総合戦略局 D X 推進本部）

「松本市の統計」を活用し、主要項目が補足できるような資料内容としました。

目 次

市勢の推移	9		
市政の目標と重点施策	11		
議会主要議決事件	14		
住民監査請求	22		
主要事項の説明（第 11 次基本計画施策体系別）		担当部局	担当課
1-1_ 結婚・出産・子育て支援の充実			
1 母子保健事業の充実（妊娠、出産、子育てへの支援）	23	健康福祉部	健康づくり課
2 子育て支援の充実	24	こども部	こども育成課
3 放課後等の居場所対策	25	こども部	こども育成課
1-2_ 質の高い保育・幼児教育の実現			
1 保育士確保事業	26	こども部	保育課
1-3_ 個性と多様性を尊重する学校教育			
1 学都松本の推進	27	教育委員会	教育政策課
2 学校教育情報化推進事業	28	教育委員会	学校教育課
3 インクルーシブ教育の推進	29	教育委員会	学校教育課
4 いじめ防止及び不登校児童生徒の支援	30	教育委員会	学校教育課
5 豊かな学びの実現	31	教育委員会	教育政策課
6 小中学校施設整備事業	32	教育委員会	学校教育課
7 トライやるエコスクール事業	33	教育委員会	学校教育課
8 コミュニティ・スクール事業	34	教育委員会	生涯学習課
1-4_ 子どもにやさしいまちづくり			
1 子どもの権利推進事業	35	こども部	こども育成課
1-5_ 未来につなぐ子ども福祉の充実			
1 こども家庭センターによる支援体制整備	36	こども部	こども福祉課
2 インクルーシブセンター事業	37	こども部	こども発達支援課
3 子どもの居場所づくり推進事業	38	こども部	こども福祉課
1-6_ 若者が活躍できる環境づくり			
1 青少年健全育成事業	39	こども部	こども育成課
2 青少年ホーム事業	40	教育委員会	生涯学習課
1-7_ ニーズに応じた生涯学習の実現			
1 未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い～第 40 回公民館研究集会・令和 6 年度地域づくり市民活動研究集会～	41	教育委員会	生涯学習課
2 教育文化センター再整備事業	42	教育委員会	教育政策課
3 公民館等の改修、整備	43	教育委員会	生涯学習課
4 図書館利用環境の充実	44	教育委員会	中央図書館
5 図書館資料・情報の収集、提供	45	教育委員会	中央図書館
6 基幹博物館整備事業	46	教育委員会	博物館
7 展覧会事業の実施	47	教育委員会	博物館
8 松本まるごと博物館構想の実現	48	教育委員会	博物館
1-8_ 全ての世代にわたる食育の推進			
1 子どもを豊かに育む食育の推進	49	教育委員会	学校給食課
2 アレルギー対応食提供事業	50	教育委員会	学校給食課

2-1_ 切れ目ない健康づくりの推進

1	地域における健康づくりの推進	51	健康福祉部	健康づくり課
2	がん検診等各種検診の推進	52	健康福祉部	健康づくり課
3	後期高齢者医療の推進	53	健康福祉部	保険課
4	フレイル予防の推進	54	健康福祉部	健康づくり課
5	生活習慣の改善	55	健康福祉部	健康づくり課
6	受動喫煙の防止	56	健康福祉部	健康づくり課、保健予防課
7	自殺予防対策の強化	57	健康福祉部	健康づくり課

2-2_ 保健衛生・生活衛生の充実

1	感染症予防対策の推進	58	健康福祉部	保健予防課
2	感染症予防対策（予防接種の充実）	59	健康福祉部	健康づくり課
3	安心できる医療提供体制の確保	60	健康福祉部	保健総務課
4	生活衛生施設等への監視指導事業	61	健康福祉部	食品・生活衛生課
5	食品衛生施設等への監視指導事業	62	健康福祉部	食品・生活衛生課
6	動物愛護管理推進事業	63	健康福祉部	食品・生活衛生課
7	と畜検査事業	64	健康福祉部	食品・生活衛生課

2-3_ 地域医療・救急医療の充実

1	診療所等事業	65	健康福祉部	福祉政策課
2	病院事業	66	病院局	
3	緊急救急医療等推進事業	67	健康福祉部	福祉政策課
4	松本・大北地域出産子育てネットワーク事業	68	健康福祉部	福祉政策課

2-4_ 個々に寄り添う障がい者福祉の充実

1	障がい者自立支援給付事業の推進	69	健康福祉部 こども部	障がい福祉課、西部福祉課 こども福祉課
2	地域生活支援事業の推進	70	健康福祉部 こども部	障がい福祉課、西部福祉課 こども福祉課
3	障がい者の差別解消と権利擁護の推進	71	健康福祉部	障がい福祉課、西部福祉課
4	福祉医療費給付事業	72	健康福祉部 こども部	障がい福祉課、西部福祉課 こども福祉課

2-5_ 生きがいある高齢者福祉の充実

1	地域包括ケアシステムの推進	73	健康福祉部	高齢福祉課、西部福祉課
2	高齢者福祉と介護保険事業	74	健康福祉部	高齢福祉課、西部福祉課

2-6_ 暮らしを守る生活支援の充実

1	生活保護受給者就労支援・健康管理支援・こどもの健全育成	75	健康福祉部	生活福祉課
2	生活困窮者自立支援等関係事業	76	健康福祉部	生活福祉課
3	市営住宅の整備	77	建設部	住宅課

3-1_ 住民自治支援の強化

1	地域づくりの推進	78	住民自治局	地域づくり課
2	市民協働の推進	79	住民自治局	地域づくり課

3-2_ 地域福祉活動の推進

1	地区福祉ひろば管理運営事業	80	住民自治局 健康福祉部	地域づくり課 福祉政策課
2	地域福祉計画の推進	81	健康福祉部	福祉政策課

3-3_ 地域防災・防犯の推進

1 松本市地区町会連合会防犯活動費交付金の利用等……………	82	危機管理部	消防防災課
2 消費生活相談事業 ……………	83	住民自治局	市民相談課
3 自主防災組織の結成促進及び組織の活性化 ……………	84	危機管理部	危機管理課

3-4_ 働き盛り世代の移住・定住推進

1 まつもと住まい誘致プロジェクト事業 ……………	85	住民自治局	移住推進課
---------------------------	----	-------	-------

3-5_ 多様な人権・平和の尊重

1 平和推進事業……………	86	総務部	平和推進課
2 人権尊重の推進 ……………	87	住民自治局	人権共生課

3-6_ ジェンダー平等社会の実現

1 男女共同参画推進事業 ……………	88	住民自治局	人権共生課
2 男女共同参画推進（その他の啓発・相談事業）……………	89	住民自治局	人権共生課

3-7_ 国際化・多文化共生の推進

1 国際交流推進事業 ……………	90	住民自治局	人権共生課
2 多文化共生・多文化共生プラザ運営 ……………	91	住民自治局	人権共生課

4-1_ 再生可能エネルギーの導入促進

1 まつもとゼロカーボン実現計画（区域施策編）……………	92	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課
2 松本市役所ゼロカーボン実現プラン（事務事業編）……………	93	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課
3 マイクロ水力発電事業 ……………	94	上下水道局	上水道課
4 下水道施設における太陽光・消化ガス発電事業……………	95	上下水道局	下水道課

4-2_ 3R徹底による環境負荷軽減

1 環境基本計画の推進 ……………	96	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課
2 ごみ減量対策事業 ……………	97	環境エネルギー部	環境業務課
3 エコトピア山田再整備事業 ……………	98	環境エネルギー部	環境業務課
4 食品ロス削減事業 ……………	99	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課
5 プラスチックごみ削減事業 ……………	100	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課
6 プラスチック資源リサイクル事業 ……………	101	環境エネルギー部	環境業務課
7 松本キッズ・リユースひろば事業 ……………	102	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課
8 環境教育事業……………	103	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課

4-3_ 自然・生活環境の保全

1 生物多様性保全事業 ……………	104	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課
2 環境調査と公害の未然防止 ……………	105	環境エネルギー部	環境保全課
3 河川環境美化事業 ……………	106	環境エネルギー部	環境保全課
4 市営霊園管理事業 ……………	107	環境エネルギー部	環境保全課
5 廃棄物に係る監視・指導 ……………	108	環境エネルギー部	廃棄物対策課

4-4_ 森林の保全・再生・活用

1 森林整備事業……………	109	環境エネルギー部	森林環境課
2 森林再生活用事業 ……………	110	環境エネルギー部	森林環境課
3 鳥獣被害対策事業 ……………	111	環境エネルギー部	森林環境課
4 林道整備事業……………	112	環境エネルギー部	森林環境課

5-1_ 松本城を核としたまちづくり

1 松本城三の丸エリア整備事業……………	113	総合戦略局	お城まちなみ創造本部
2 国宝松本城南・西外堀復元事業……………	114	総合戦略局	お城まちなみ創造本部

3 まちなみ修景事業	115	建設部	都市計画課
4 松本城周辺整備事業	116	建設部	建設課、公共用地課
5-2_ 地域交通ネットワークの拡充			
1 総合交通戦略の推進	117	交通部	交通ネットワーク課
2 地域交通のネットワーク化の推進	118	交通部	公共交通課
5-3_ 自転車活用先進都市の実現			
1 自転車交通安全推進事業	119	交通部	自転車推進課
5-4_ 交通需要に即した道路整備			
1 都市計画道路の見直し	120	交通部 建設部	交通ネットワーク課 都市計画課
2 幹線道路等の整備	121	建設部	建設課、公共用地課
3 交通安全施設等整備事業	122	建設部 交通部	建設課 自転車推進課
4 鉄道駅周辺整備	123	建設部 交通部	建設課、公共用地課、都市計画課 交通ネットワーク課、公共交通課
5-5_ 広域交通網の整備推進			
1 中部縦貫自動車道及び国道 158 号の事業促進	124	建設部	建設総務課
2 国道 19 号拡幅の事業促進	125	建設部	建設総務課
3 地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備促進	126	建設部	建設総務課
4 信州まつもと空港の活性化	127	交通部	公共交通課
5-6_ バランスの取れた土地利用			
1 都市計画マスタープラン	128	建設部	都市計画課
2 都市機能の維持・充実に向けた区域区分の見直し	129	建設部	都市計画課
3 都市機能の維持・充実に向けた用途地域の見直し	130	建設部	都市計画課
4 都市機能の維持・充実に向けた地区計画の推進	131	建設部	都市計画課
5 空き家対策事業	132	建設部 住民自治局	住宅課 移住推進課
6 景観形成の推進	133	建設部	都市計画課
7 防災都市づくり計画	134	建設部	都市計画課
5-7_ 緑を活かした魅力あるまちづくり			
1 公園施設等の適切な管理及び整備の推進	135	建設部	公園緑地課
2 緑の基本計画	136	建設部	都市計画課
5-8_ 上下水道の基盤強化			
1 老朽給・配水管改良事業	137	上下水道局	上水道課
2 下水道施設改築事業	138	上下水道局	下水道課
3 水道施設耐震化事業	139	上下水道局	上水道課
4 下水道施設耐震化事業	140	上下水道局	下水道課
5-9_ 危機管理体制の強化			
1 災害時応援体制構築の推進	141	危機管理部	危機管理課
2 災害備蓄施設の維持管理と公的備蓄の推進	142	危機管理部	危機管理課
3 災害時要援護者支援プランの推進	143	健康福祉部	福祉政策課
4 防災行政無線の整備及び統合	144	危機管理部	消防防災課
5 消防団員の確保、消防団施設等の整備	145	危機管理部	消防防災課

5-10_ 防災・減災対策の推進

1 狭あい道路拡幅整備	146	建設部	建築指導課
2 建築物の耐震改修の促進	147	建設部	建築指導課、住宅課
3 雨水渠の整備	148	建設部	建設課、公共用地課
4 河川水路網の整備	149	建設部	建設課、公共用地課
5 奈良井川流域の一級河川整備（県事業）の促進	150	建設部	建設総務課

5-11_ 将来にわたる公共インフラの整備

1 公共施設マネジメントの推進	151	総務部	公共施設マネジメント課
2 舗装長寿命化事業	152	建設部	維持課
3 橋りょう等大型道路構造物の定期点検及び長寿命化	153	建設部	建設課、維持課
4 市役所新庁舎建設事業	154	総合戦略局	総合戦略室

6-1_ 新商都松本の創造

1 松本市商業ビジョン推進事業	156	産業振興部	商工課
2 創業者支援事業	157	産業振興部	商工課
3 中心市街地活性化事業	158	産業振興部	商工課

6-2_ ものづくり産業の活性化

1 工業ビジョン推進事業	159	産業振興部	商工課
2 地場産業・伝統産業の振興	161	産業振興部	商工課
3 ものづくり人材育成の推進	162	産業振興部	労政課

6-3_ 雇用対策と働き方改革の推進

1 （一財）松本市勤労者共済会の支援	163	産業振興部	労政課
2 健康経営推進事業	164	産業振興部	労政課
3 労働相談事業の推進	165	産業振興部	労政課

6-4_ 持続可能な農業経営基盤の確立

1 農業者支援・育成事業	166	産業振興部	農政課
2 農畜産物生産基盤整備事業	167	産業振興部	農政課
3 多面的機能支払交付金事業	168	産業振興部	耕地課

6-5_ 異業種連携による食産業の振興

1 農畜産物販売促進事業	169	産業振興部	農政課
--------------------	-----	-------	-----

6-6_ 地域特性を活かした新産業の創出

1 松本ヘルス・ラボ推進事業	170	産業振興部	商工課
----------------------	-----	-------	-----

7-1_ 豊かさを育む文化芸術の推進

1 文化芸術の振興	171	文化観光部	文化振興課
2 文化施設の管理運営	172	文化観光部	文化振興課
3 2024 セイジ・オザワ 松本フェスティバルの開催	173	文化観光部	国際音楽祭推進課
4 発表の場の提供	174	文化観光部	美術館
5 教育普及事業の実施	175	文化観光部	美術館
6 展覧会事業の実施	176	文化観光部	美術館
7 美術資料の収集・保存管理	177	文化観光部	美術館

7-2_ 歴史・文化遺産の継承

1 松本城の保存活用	178	文化観光部	松本城管理課
2 松本城の整備等	179	教育委員会	文化財課
3 文化財の保存と管理	181	教育委員会	文化財課

4	埋蔵文化財保護事業	182	教育委員会	文化財課
5	殿村遺跡史跡整備事業	183	教育委員会	文化財課
6	小笠原氏城館群史跡整備事業	184	教育委員会	文化財課
7	まつもと文化遺産活用事業	185	教育委員会	文化財課
8	史跡弘法山古墳再整備事業	186	教育委員会	文化財課
9	国宝旧開智学校校舎の保存活用	187	教育委員会	博物館
10	伝統的建造物の保存活用の推進	188	教育委員会	博物館
11	旧市立博物館解体事業	189	教育委員会	博物館
12	松本城の世界遺産登録の推進	190	文化観光部	文化振興課
7-3_ スポーツを楽しむ環境の充実				
1	スポーツ振興事業	191	文化観光部	スポーツ事業推進課
2	スポーツ施設管理運営	193	文化観光部	スポーツ施設整備課
7-4_ 変化する時代の観光戦略				
1	時代の変化に沿った観光の振興	194	文化観光部	観光プロモーション課
2	信州まつもとと空港の利用促進	195	文化観光部	観光プロモーション課
7-5_ 世界に冠たる山岳リゾートの実現				
1	アルプスリゾートブランディング事業	196	総合戦略局	アルプスリゾート整備本部
2	東山地域等観光施設事業	197	文化観光部	観光プロモーション課
3	美ヶ原エリア	198	文化観光部	観光プロモーション課
4	奈川観光施設事業の推進	199	総合戦略局	アルプスリゾート整備本部
5	上高地対策事業	200	総合戦略局	アルプスリゾート整備本部
6	上高地観光施設事業の推進	201	総合戦略局	アルプスリゾート整備本部
令和6年度歳入歳出決算の概要			会計課	
経営管理				
1	計画行政	208	総合戦略局	総合戦略室
2	事務管理	208	総務部	行政管理課
3	人事管理	210	総務部	職員課
4	デジタル化の推進（デジタルトランスフォーメーション）	216	総合戦略局	D X推進本部
5	財務管理	218	財政部	財政課
6	財産管理	233	財政部	契約管財課
7	入札・契約事務	235	財政部	契約管財課
8	国民健康保険	236	健康福祉部	保険課
9	公営企業の経営状況（上下水道局）	238	上下水道局	
10	公営企業の経営状況（病院局）	241	病院局	
松本市組織表			244	
部局別索引			247	

解 説 編

市勢の推移

年月日	記事
令和6年 4月1日	松本市インクルーシブセンターの開設
4月1日	松本市ジェンダー平等センターの開設
5月1日	本郷地区松本市合併50周年
5月13日	第69回美ヶ原高原開山祭の開催
7月12日～7月15日	信州まつもと大歌舞伎の開催
7月22日	おくやみ窓口の開設
7月26日	信州まつもと空港のジェット化開港30周年
7月27日～28日	第36回国宝松本城太鼓まつりの開催
8月8日	松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社（MZCE）の設立
8月9日～9月4日	2024セイジ・オザワ 松本フェスティバルの開催
8月15日	第29回松本市平和祈念式典の開催
8月20日	上高地の文化財管理団体に指定
8月23日	国道158号狸平トンネルの貫通
8月26日	2026年東アジア文化都市に選定
9月20日	地域ボランティア輸送等支援事業の開始
10月2日～10月4日	姉妹都市ソルトレークシティ公式訪問団の受入れ（姉妹都市提携65周年記念）
10月26日	村井駅東西自由通路の供用開始 待合・学習スペース、図書館サービスポイントの設置
10月28日	オンライン教育支援センターの開設
10月29日～12月13日	松本駅前お城口広場に松本サイクルステーションの設置
11月3日	松本市文化芸術表彰式典の開催
11月9日	国宝旧開智学校校舎の再開館
11月10日	松本マラソン2024の開催
11月12日～11月14日	姉妹都市カトマンズ市を公式訪問（姉妹都市提携35周年記念）
12月14日～ 令和7年2月16日	松本市イルミネーション2024－2025の開催
令和7年 1月1日	18歳以下の医療費の窓口負担の無料化
1月12日	令和7年松本市ハタチの記念式典の開催
1月15日	市観光ブランディングロゴ及びキャッチコピー「SOUNDS MATSUMOTO」の決定
1月24日～26日	国宝松本城氷彫フェスティバル2025の開催
2月28日	松本パルコの閉店
3月24日	中心市街地再設計検討会議が中核エリアの再設計に向けた提言書を市長に提出
3月31日	井上百貨店の閉店

市政の目標と重点施策

1 基本構想 2030 の概要

- (1) キャッチフレーズ
豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都
- (2) 基本理念
岳 自然豊かな環境に感謝し
楽 文化・芸術を楽しむ
学 共に生涯学び続ける
ことにより、三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」（進化・深化）させる
- (3) 行動目標
みとめる ……自分らしく生き、支え合う
まなぶ ……共にはぐくみ、学ぶ
いかす ……自然・歴史・文化の恵みを受け継ぎ、磨く
つなぐ ……人・街・自然をつなぎ直し、未来に贈る
いどむ ……新たな価値を創造し、常に進化する

2 第 11 次基本計画の概要

基本構想 2030 に掲げる基本理念の下、前期計画として、この 5 年で「何のために何をする」のかを示す計画としています。

- (1) 「何のために」……第 11 次基本計画の目的
 - ア 一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまちをつくる。
 - イ 松本の地域特性を活かした循環型社会を実現する。
 - ウ 三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」させる。
 - エ 市民の具体的な行動（アクション）を支える。
- (2) 「何をする」……政策の方向性と重点戦略及び基本施策
 - ア 政策の方向性
 - (ア) まちの土台になる「安全・安心」のシンカ
 - (イ) まちの主役になる「ひと・地域」のシンカ
 - (ウ) まちの豊かさになる「価値・魅力」のシンカ
 - イ 重点戦略
「ゼロカーボン」、「DX・デジタル化」
 - ウ 基本施策（7 分野・47 施策）
こども・若者・教育、健康・医療・福祉、住民自治・共生、都市基盤・危機管理、環境・エネルギー、
経済・産業、文化・観光

基本構想 2030

キャッチフレーズ

豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都

基本理念

岳： 自然豊かな環境に感謝し
 楽： 文化・芸術を楽しむ
 学： 共に生涯学び続ける ことにより

三ガク都に象徴される松本らしさを
 「シンカ」(進化・深化) させる



改めて「人」を中心としたまちづくりのあり方を考える

第11次基本計画



人を中心としたまちの「シンカ」

政策の方向性

重点戦略

基本施策

5年間で推進する具体的な取組み

重点戦略①
ゼロカーボン

重点戦略②
DX・デジタル化

分野1
こども 若者
教育

分野2
健康 医療
福祉

分野3
住民自治
共生

1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	1-7	1-8	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	3-1	3-2	3-3	3-4	3-5	3-6	3-7
結婚・出産・子育て支援の充実	質の高い保育・幼児教育の実現	個性と多様性を尊重する学校教育	子どもにやさしいまちづくり	未来につながる子ども福祉の充実	若者が活躍できる環境づくり	ニーズに応じた生涯学習の実現	全ての世代にわたる食育の推進	切れ目ない健康づくりの推進	保健衛生・生活衛生の充実	地域医療・救急医療の充実	個々に寄り添う障害者福祉の充実	生きがいある高齢者福祉の充実	暮らしを守る生活支援の充実	住民自治支援の強化	地域福祉活動の推進	地域防災・防犯の推進	働き盛り世代の移住・定住推進	多様な人権・平和の尊重	ジェンダー平等社会の実現	国際化・多文化共生の推進

まちの豊かさになる
「価値・魅力」のシンカ

新たな価値や魅力を創出するために、ひとや地域のポテンシャルを最大限に活かしたまちをつくる。

まちの主役になる
「ひと・地域」のシンカ

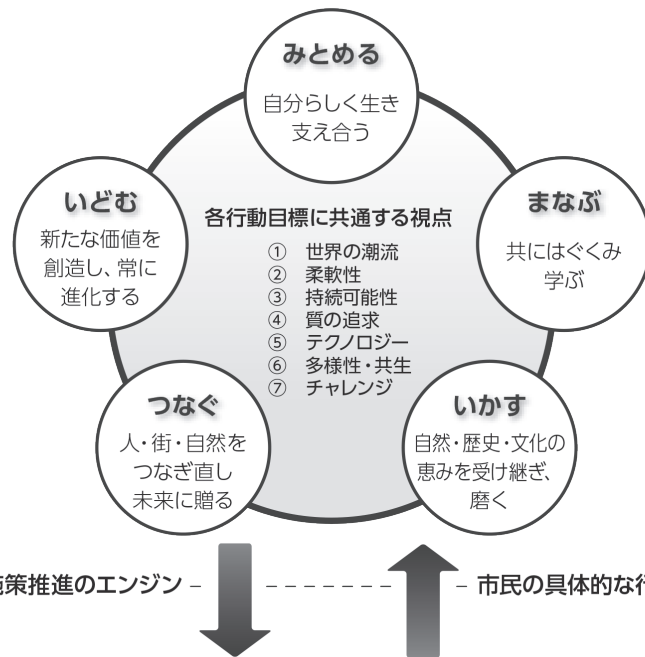
ひとや地域の新たなチャレンジを後押しするために、共に育み、支え、学び続けることのできるまちをつくる。

まちの土台になる
「安全・安心」のシンカ

安全・安心で健やかに暮らし続けるために、未来に続く、しなやかなまちをつくる。

行動目標

基本理念の実現に向け、市民と行政が
共に取り組む5つの行動目標



市民の行動

目指すまちの姿

松本の地域特性を最大限に活かした循環型社会

一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまち

----- 施策推進のエンジン -----

----- 市民の具体的な行動 (アクション) を支える -----

(7分野・47施策)

分野4 環境 エネルギー	分野5 都市基盤 危機管理	分野6 経済 産業	分野7 文化 観光
4-1 再生可能エネルギーの導入促進	5-1 松本城を核としたまちづくり	6-1 新商都松本の創造	7-1 豊かさを育む文化芸術の推進
4-2 3R徹底による環境負荷軽減	5-2 地域交通ネットワークの拡充	6-2 ものづくり産業の活性化	7-2 歴史・文化遺産の継承
4-3 自然・生活環境の保全	5-3 自転車活用先進都市の実現	6-3 持続可能な農業経営基盤の確立	7-3 変化する時代の観光戦略
4-4 森林の保全・再生・活用	5-4 交通需要に即した道路整備	6-4 雇用対策と働き方改革の推進	7-4 スポーツを楽しむ環境の充実
	5-5 広域交通網の整備推進	6-5 異業種連携による食産業の振興	7-5 世界に冠たる山岳リゾートの実現
	5-6 緑を活かした魅力あるまちづくり	6-6 地域特性を活かした新産業の創出	
	5-7 バランスの取れた土地利用		
	5-8 上下水道の基盤強化		
	5-9 危機管理体制の強化		
	5-10 防災・減災対策の推進		
	5-11 将来にわたる公共インフラの整備		

まちづくり(行政の行動)

議会主要議決事件

令和6年松本市議会第1回臨時会

令和6年4月12日（会期1日間）

件名	概要
市有財産の取得について（松本城南・西外堀復元事業用地）	松本城南・西外堀復元事業用地として城西2丁目地籍の土地を取得 取得面積 195.23㎡ 取得金額 1,598万9,337円 相手方 松本斉産土地㈱ 外1人
副市長の選任について	副市長として、新たに中野嘉勝氏を選任
松本市市税条例及び松本市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について（専決報告）	地方税法等の改正に伴う令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の追加、土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長等
松本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（専決報告）	地方税法施行令の改正に伴う後期高齢者支援金等課税額の上限額の引上げ及び保険税額軽減措置の判定所得の見直し

令和6年松本市議会第2回臨時会

令和6年5月15日（会期1日間）

件名	概要
松本市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴う所要の改正

令和6年松本市議会6月定例会

令和6年6月10日から令和6年6月27日まで（会期18日間）

件名	概要
松本市犯罪被害者等支援条例	犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、基本理念等必要な事項を定めるもの
松本市市税条例の一部を改正する条例	地方税法等の改正に伴う能登半島地震の被災者に対する雑損控除額等の特例に関する規定の追加、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に基づく固定資産に係る特例措置の適用期間及び特定業務施設の整備期限の延長等
松本市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例	短期入所療養介護等の居住費の見直しに伴う所要の改正
松本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正

件 名	概 要
松本市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例	指定管理者制度の導入に伴う所要の改正
松本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	国家公務員の給与改定に準じた給与の見直し等に伴う所要の改正
松本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴う所要の改正
企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	国家公務員の給与改定に準じた給与の見直しに伴う所要の改正
工事請負契約の締結について（令和5年度松本市波田扇子田運動公園移設整備事業公園整備工事）の議決更正について	令和6年2月定例会で議決された工事請負契約の締結について（令和5年度松本市波田扇子田運動公園移設整備事業公園整備工事）の一部を変更
市有財産の取得について（野麦峠スキー場除雪用タイヤドーザー）	タイヤドーザーを取得 取得財産 タイヤドーザー（14トン級） 1台 取得金額 2,213万2,000円 相手方 (株)前田製作所松本営業所
市有財産の取得について（消防ポンプ自動車）	消防ポンプ自動車を取得 取得財産 消防ポンプ自動車 1台 取得金額 2,830万3,220円 相手方 C S K 総合防災(株)
市有財産の取得について（奈川地区除雪用タイヤドーザー）	タイヤドーザーを取得 取得財産 タイヤドーザー（4トン級） 5台 取得金額 2,959万円 相手方 (株)前田製作所松本営業所
市有財産の取得について（作業用タイヤドーザー）	タイヤドーザーを取得 取得財産 タイヤドーザー（8トン級） 1台 取得金額 1,278万2,000円 相手方 (株)前田製作所松本営業所
市有財産の処分について（波田扇子田運動公園用地）	波田扇子田運動公園用地を処分 処分面積 666.67㎡ 処分金額 846万6,709円 相手方 長野国道事務所
市道の認定について	公共性及び利用度の高い生活道路で、市道認定基準に当てはまる6路線を市道に認定
公の施設の指定管理者の指定について（中央西駐車場）の変更について	令和3年12月定例会で議決された公の施設の指定管理者の指定についての一部を変更
損害賠償請求事件に係る和解について	損害賠償請求事件の和解
農業委員会委員の任命について	農業委員会委員として、丸山茂実氏他25名を任命することに同意

令和6年松本市議会第3回臨時会

令和6年7月30日（会期1日間）

件 名	概 要
工事請負契約の締結について（令和6年度松本都市計画道路中条白板線白板橋下部工工事）	都市計画道路中条白板線白板橋の下部工 請負金額 3億5,057万円 請負人 (株)藤澤組
工事請負契約の締結について（松本市立波田小学校長寿命化改良事業第1期主体工事）の議決更正について	令和5年9月定例会で議決された工事請負契約の締結について（松本市立波田小学校長寿命化改良事業第1期主体工事）の一部を変更

令和6年松本市議会9月定例会

令和6年9月2日から令和6年9月20日まで（会期19日間）

件 名	概 要
松本市村井駅待合・学習スペース条例	村井駅待合・学習スペースの設置及び管理等について必要な事項を定めるもの
松本市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	個人番号を利用する事務の見直し等に伴う所要の改正
松本市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険法の改正に伴う所要の改正
松本城管理条例の一部を改正する条例	観覧料の見直し等に伴う所要の改正
松本市美術館条例の一部を改正する条例	観覧料の見直し等に伴う所要の改正
松本市図書館条例の一部を改正する条例	利用者の利便性を図るためのサービスポイントの設置に係る規定の追加
松本市立博物館条例の一部を改正する条例	分館の休館日及び観覧料の見直し等に伴う所要の改正
工事請負契約の締結について（令和6年度松本市かりがねサッカー場人工芝張替工事）	かりがねサッカー場の人工芝の張替え 請負金額 1億5,403万3,000円 請負人 松本土建(株)
工事請負契約の締結について（令和6年度市道7553号線月見橋仮設橋架設工事）	市道7553号線月見橋の仮設橋を架設 請負金額 4億164万3,000円 請負人 松本土建(株)
工事請負契約の締結について（松本市立梓川小学校長寿命化改良事業第3期主体工事）	梓川小学校長寿命化改良事業の主体工事 請負金額 4億6,750万円 請負人 (株)アスピア
工事請負契約の締結について（松本市立高綱中学校長寿命化改良事業第1期主体工事）	高綱中学校長寿命化改良事業の主体工事 請負金額 5億3,350万円 請負人 松本土建(株)
市有財産の譲渡について（小胡桃農業生活改善施設）	小胡桃農業生活改善施設を無償譲渡 譲渡財産 木造平家建 延 59.62㎡ 相手方 本林 孝夫
市有財産の譲渡について（入山集落コミュニティ）	入山集落コミュニティを無償譲渡 譲渡財産 木造平家建 延 163.82㎡ 相手方 入山町会
市有財産の譲渡について（田ノ萱集落コミュニティ）	田ノ萱集落コミュニティを無償譲渡 譲渡財産 木造平家建 延 238.86㎡ 相手方 田ノ萱町会
市有財産の譲渡について（旧寿台児童館）	旧寿台児童館を無償譲渡 譲渡財産 建物 木造平家建 延 201.23㎡ 駐輪場 鉄骨造 延 6.48㎡ 相手方 寿台東町会
市道の認定について	公共性及び利用度の高い生活道路等で、市道認定基準に当てはまる4路線を市道に認定
市道の変更について	路線の再編成に伴い、2路線を変更
訴えの提起について	市営住宅明渡請求等の訴えの提起
松本広域連合の消防費負担金算定基準の変更及び松本広域連合規約の変更について	松本広域連合の消防費負担金算定基準の見直しに伴う所要の変更
長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴う規約の変更
副市長の選任について	副市長として、宮之本伸氏を選任することに同意

令和6年松本市議会第4回臨時会

令和6年10月29日（会期1日間）

件 名	概 要
工事請負契約の締結について（旧松本市立博物館解体工事）	旧松本市立博物館の解体 請負金額 4億3,560万円 請 負 人 (株)共立解体
令和6年度史跡松本城堀浚渫業務委託に関する契約の締結について	史跡松本城の堀浚渫を委託 委託金額 3億6,300万円 委 託 先 あおみ建設(株)東京支店
市有財産の取得について（松本城南・西外堀復元事業用地）	松本城南・西外堀復元事業用地として城西2丁目地籍の土地を取得 取得面積 109.85㎡ 取得金額 899万6,715円 相 手 方 松本斉産土地(株) 外1人

令和6年松本市議会12月定例会

令和6年12月2日から令和6年12月19日まで（会期18日間）

件 名	概 要
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	刑法等の一部を改正する法律の施行による拘禁刑の創設に伴う関係条例の一括改正
松本市奈川高ソメキャンプ場条例の一部を改正する条例	利用料金等の見直しに伴う所要の改正
松本市奈川ウッディ・もっく条例の一部を改正する条例	利用料金等の見直しに伴う所要の改正
松本市野麦峠オートキャンプ場条例の一部を改正する条例	利用料金等の見直しに伴う所要の改正
松本市上高地観光施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	料金等の見直しに伴う所要の改正
松本市いがやレクリエーションランド条例の一部を改正する条例	利用料金等の見直しに伴う所要の改正
松本市乗鞍高原湯けむり館条例の一部を改正する条例	利用料金等の見直しに伴う所要の改正
松本市白骨温泉公共野天風呂条例の一部を改正する条例	利用料金等の見直しに伴う所要の改正
松本市野麦峠スキー場条例の一部を改正する条例	利用料金等の見直しに伴う所要の改正
松本市営沢渡駐車場条例の一部を改正する条例	使用料の見直しに伴う所要の改正
松本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う所要の改正
松本市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例	介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う所要の改正
松本市美鈴湖もりの国条例の一部を改正する条例	利用料金等の見直しに伴う所要の改正
松本市安曇風穴の里条例の一部を改正する条例	利用料金等の見直しに伴う所要の改正
松本市今井農産物直売施設条例の一部を改正する条例	利用料金等の見直しに伴う所要の改正
松本市三城いこいの広場条例の一部を改正する条例	利用料金等の見直しに伴う所要の改正
松本市梓川地域休養施設条例の一部を改正する条例	利用料金等の見直しに伴う所要の改正
松本市梓水苑条例の一部を改正する条例	利用料金等の見直しに伴う所要の改正

件 名	概 要
松本市竜島温泉施設条例の一部を改正する条例	利用料金の見直しに伴う所要の改正
松本市音楽文化ホール条例の一部を改正する条例	利用料金の見直しに伴う所要の改正
松本市中町蔵の会館条例の一部を改正する条例	利用料金の見直しに伴う所要の改正
松本市育英資金の管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例	奨学金の貸与要件の見直しに伴う所要の改正
池上百竹亭条例の一部を改正する条例	利用料金の見直しに伴う所要の改正
松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例及び松本市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告に準じた期末手当の支給率の改定
松本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人事院勧告に準じた給料表及び期末・勤勉手当の支給率の改定等
工事請負契約の締結について（令和6年度上高地新村橋上部工工事）	上高地新村橋の上部工 請負金額 10億4,665万円 請負人 JFE・ヤマウラ特定建設工事共同企業体
市道の認定について	公共性及び利用度の高い生活道路等で、市道認定基準に当てはまる3路線を市道に認定
市道の変更について	路線の再編成に伴い、市道3路線を変更
公の施設の指定管理者の指定について（乗鞍観光センター）	公の施設の指定管理者に（一社）信州・乗鞍グリーンツーリズムを指定
公の施設の指定管理者の指定について（奈川高ソメキャンプ場 外2施設）	公の施設の指定管理者に㈱ふるさと奈川を指定
公の施設の指定管理者の指定について（野麦峠スキー場）	公の施設の指定管理者に㈱岳都リゾート開発を指定
公の施設の指定管理者の指定について（駅前会館）	公の施設の指定管理者に（一社）松本市歯科医師会を指定
公の施設の指定管理者の指定について（浅間温泉文化センター）	公の施設の指定管理者に浅間温泉観光協会を指定
公の施設の指定管理者の指定について（心身障害者福祉センター）	公の施設の指定管理者に（福）松本市社会福祉協議会を指定
公の施設の指定管理者の指定について（南ふれあいホーム 外1施設）	公の施設の指定管理者に（福）松本市社会福祉協議会を指定
公の施設の指定管理者の指定について（障がい者就労センター・はた）	公の施設の指定管理者に（福）松本市社会福祉協議会を指定
公の施設の指定管理者の指定について（中山霊園 外2施設）	公の施設の指定管理者に㈱信州グリーンを指定
公の施設の指定管理者の指定について（葬祭センター）	公の施設の指定管理者に富士建設工業㈱を指定
公の施設の指定管理者の指定について（中央西駐車場）	公の施設の指定管理者に㈱フューチャーインを指定
公の施設の指定管理者の指定について（グレンパークさわんど）	公の施設の指定管理者に（一財）ピアーズさわんどを指定
公の施設の指定管理者の指定について（安曇風穴の里）	公の施設の指定管理者に（一社）風穴の里を指定
公の施設の指定管理者の指定について（ながわ山彩館）	公の施設の指定管理者に㈱ふるさと奈川を指定
公の施設の指定管理者の指定について（しがビューティフルパーク）	公の施設の指定管理者に㈱草田組を指定
公の施設の指定管理者の指定について（勤労者福祉センター）	公の施設の指定管理者に静岡ビル保善㈱を指定

件 名	概 要
公の施設の指定管理者の指定について (弓道場 外1施設)	公の施設の指定管理者に㈱セイウンを指定
公の施設の指定管理者の指定について (美須々屋内運動場 外7施設)	公の施設の指定管理者に㈱T O Y B O Xを指定
公の施設の指定管理者の指定について (サッカー場 外2施設)	公の施設の指定管理者に㈱T O Y B O Xを指定
公の施設の指定管理者の指定について (美須々駐車場)	公の施設の指定管理者に松本市駐車場事業協同組合を指定
公の施設の指定管理者の指定について (松本駅お城口広場自転車駐車場 外9施設)	公の施設の指定管理者に東海技研グループを指定
公の施設の指定管理者の指定について (乗鞍高原湯けむり館) の変更について	平成 24 年 12 月定例会で議決された公の施設の指定管理者の指定についての一部を変更
教育委員会委員の任命について	教育委員会委員として、佐藤佳子氏を任命することに同意
監査委員の選任について	監査委員として、上杉陽一氏を選任することに同意
固定資産評価審査委員会委員の選任について	固定資産評価審査委員会委員として、北澤伸一氏を選任することに同意

令和 7 年松本市議会 2 月定例会

令和 7 年 2 月 18 日から令和 7 年 3 月 17 日まで（会期 28 日間）

件 名	概 要
松本市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるもの
松本市手数料条例の一部を改正する条例	多機能端末機による証明書等の交付手数料の見直し等に伴う所要の改正
松本市職員定数条例の一部を改正する条例	行政改革による要員の見直しに伴う所要の改正
松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例	組織の見直しに伴う所要の改正
松本市組織条例の一部を改正する条例	組織の見直しに伴う所要の改正
松本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の改正等に伴う所要の改正
松本市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例	利用料の見直しに伴う所要の改正
松本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正

件 名	概 要
松本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市児童館条例の一部を改正する条例	芳川児童センターにおける事業の見直しに伴う所要の改正
松本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	開所時間の定義の見直し等に伴う所要の改正
松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市営市街地駐車場条例の一部を改正する条例	駐車使用料の引下げに係る期間の延長に伴う所要の改正
松本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例	道路交通法施行規則の改正に伴う所要の改正
松本市公民館条例の一部を改正する条例	奈川公民館の移転に伴う所要の改正
松本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人事院勧告に準じた給料表及び扶養手当の支給額の改定等
松本市職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例	国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴う所要の改正
松本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	雇用保険法の改正等に伴う所要の改正
松本市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例	職員の仕事と生活の両立支援の拡充等のための所要の改正

件 名	概 要
企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告に準じた扶養手当の支給対象とする扶養親族の見直し等
松本市安曇保健福祉センター条例を廃止する条例	安曇保健福祉センターの廃止に伴う条例の廃止
松本市四賀有機センター条例を廃止する条例	四賀有機センターの廃止に伴う条例の廃止
松本市勤労会館条例を廃止する条例	勤労会館の廃止に伴う条例の廃止
松本市梓川生涯学習事業基金条例を廃止する条例	基金の廃止に伴う条例の廃止
工事請負契約の締結について（松本市 渕東保育園大規模改造主体工事）	渕東保育園の園舎の屋根、外壁、床等の改修等 請負金額 2億 1,362 万円 請 負 人 (株)フジ・システムズ
工事請負契約の締結について（まつもと 市民芸術館第 2 期大規模改修建築主体工事）	まつもと市民芸術館の昇降天井設備、床、外壁等の改修 請負金額 4億 9,500 万円 請 負 人 (株)竹中工務店長野営業所
工事請負契約の締結について（まつもと 市民芸術館第 2 期大規模改修電気設備工事）	まつもと市民芸術館の館内照明設備、受変電設備等の改修等 請負金額 4億 1,800 万円 請 負 人 リニア・サスナカ特定建設工事共同企業体
工事請負契約の締結について（まつもと 市民芸術館第 2 期大規模改修舞台照明工事）	まつもと市民芸術館の主ホール、小ホール及びスタジオの照明設備等の改修等 請負金額 8億 9,650 万円 請 負 人 (株)松村電機製作所東京支店
工事請負契約の締結について（まつもと 市民芸術館第 2 期大規模改修舞台機構工事）	まつもと市民芸術館の主ホール及び小ホールの舞台機構設備等の改修等 請負金額 9億 8,978 万円 請 負 人 カヤバ C S (株)
工事請負契約の締結について（松本市 立菅野小学校長寿命化改良事業第 3 期 主体工事）	菅野小学校長寿命化改良事業の管理棟、屋内運動場、機械室等の屋根、外壁、床等の改修等 請負金額 7億 5,900 万円 請 負 人 ハシバテクノス(株)
市有財産の取得について（消防ポンプ 自動車）の議決更正について	令和 4 年 12 月定例会で議決された市有財産の取得について（消防ポンプ自動車）の一部を変更
市道の認定について	公共性及び利用度の高い生活道路等で、市道認定基準に当てはまる 15 路線を市道に認定
市道の変更について	路線の再編成に伴い、3 路線を変更
市道の廃止について	路線の再編成に伴い、1 路線を廃止
監査委員の選任について	監査委員として、今井ゆうすけ氏を選任することに同意
辺地に係る総合整備計画の策定について	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、辺地の整備を行うための総合整備計画を定めるもの
訴えの提起について	市営住宅明渡請求等の訴えの提起
公の施設の指定管理者の指定について （乗鞍高原湯けむり館）	公の施設の指定管理者に（一社）信州・乗鞍グリーンツーリズムを指定
公の施設の指定管理者の指定について（三 城いこいの広場）	公の施設の指定管理者に(株)美ヶ原高原荘を指定
公の施設の指定管理者の指定について（総 合体育館）	公の施設の指定管理者にシンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体を指定
包括外部監査契約の締結について	包括外部監査を委託 契約金額 1,195 万 1,500 円を限度とする額 相 手 方 富田 哲也（公認会計士）
副市長の選任について	副市長として、伊佐治裕子氏を選任することに同意
教育長の任命について	教育長として、曾根原好彦氏を任命することに同意
教育委員会委員の任命について	教育委員会委員として、宮下昌史氏を任命することに同意

監査委員

住民監査請求

令和6年度において地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求はありませんでした。

結婚・出産・子育て支援の充実

1 母子保健事業の充実（妊娠・出産・子育てへの支援）

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

妊娠、出産の希望に寄り添い、安心して生み育てられる環境を充実させることにより、少子化に歯止めをかけ、子育て世代に選ばれるまちを目指します。

(2) 令和6年度の実施と成果

- ア 健康づくり課に母子保健コーディネーターを配置し、地区担当保健師とともに庁内外関係機関と連携して、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行いました。
- イ 産後安心して子育てできるよう、周産期の親子を支える医療機関、産後ケア事業所等関係機関との連携強化を図り、子育てしやすい環境づくりに努めました。
- ウ 疾病・障がい等の早期発見や成長・発達の確認、育児相談を通じ、母子に寄り添った育児支援を行うため、乳幼児健診、二次乳幼児健診、育児教室や相談を実施しました。
- エ 国の「出産・子育て応援交付金」に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と、妊娠時及び出産後にそれぞれ5万円を給付する経済的支援を一体的に実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地区担当保健師を中心に、様々な不安や困難を抱える妊産婦や子育て家庭に対し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実を図ります。
- イ 妊娠前の健康管理の取組と、不妊治療の助成を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 13 年度	育児ママヘルプサービス、不妊治療費助成事業開始
26 年度	不育症治療費助成事業開始
27 年度	産後ケア事業開始
28 年度	子ども子育て安心ルーム設置、母子保健コーディネーター配置
30 年度	母乳・育児相談事業開始
令和 元 年度	産婦健診事業開始
2 年度	オンライン離乳食教室・1歳児教室、オンライン子育て相談開始
4 年度	出産・子育て応援事業開始。オンライン離乳食教室を、年度後半から対面で同時に行うハイブリット方式で実施
5 年度	新生児聴覚検査事業開始・低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業開始
6 年度	産後ケア事業の減免支援開始。1歳児教室を、地域での育児支援事業に移行

イ 統計資料

区分	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
不妊治療助成事業	224	121	304	186
産後ケア事業	63	72	81	150
母乳・育児相談事業	450	531	405	460
産婦健診事業	2,970	2,991	2,691	2,718
オンライン離乳食教室（初期）	年 18 回 延 110	年 18 回 延 170	年 12 回 延 224	年 18 回 延 232
オンライン離乳食教室（中期）	年 18 回 延 44	年 18 回 延 80	年 12 回 延 109	年 12 回 延 114
オンライン 1 歳児教室	年 18 回 延 52	年 18 回 延 79	年 12 回 延 114	-

結婚・出産・子育て支援の充実

2 子育て支援の充実

こども部 こども育成課

(1) 目標

安心して子育てができ、多様化する子育て家庭の様々なニーズに応えられるよう、心にゆとりを持って子育てができる環境づくりを目指します。

(2) 令和6年度取組と成果

- ア 経済的・精神的負担の軽減を図ることを目的とした、子育て支援クーポン（3歳未満児家庭サポートクーポン・多子世帯子育てクーポン）を電子化しました。
電子化に伴いスマートフォンでクーポンの申込、受取及び利用が可能となりました。
- イ 令和6年1月から、病児・病後児保育の登録・予約システム「あずかるこちゃん」を導入し、スマートフォンで土日祝日、夜間にも登録及び予約ができます。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市の子育て施策が市民に浸透していない傾向が伺えることから、子育てガイドブックホームページを見やすくするなど、情報提供の改善を進めます。
- イ 令和5年度に芳川こどもプラザを開設し、こどもプラザ5館、つどいの広場21か所の地域子育て支援拠点施設を整備しましたが、来館時の手続き等紙媒体によるものが多く、利用者の利便性の向上が課題となっています。今後は、入退室管理の電子化や混雑状況の可視化など、ICTを活用した利用環境の整備を行っていきます。
- ウ 「子ども子育て安心ルーム」での相談件数は年々増加しており、相談内容も深刻な事例もあることから、母子保健コーディネーター、保育コンシェルジュとの協力体制や、庁内外の関係機関との連携を強化していきます。
- エ 不登校児童・生徒の居場所として、教育委員会と連携しながら、学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」を継続して実施していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成12年度	筑摩こどもプラザ開館。館内で休日保育・病後児保育を開始
平成17年度	小宮こどもプラザ開館。児童センター等でつどいの広場事業を開始
平成20年度	相澤病院内で病児保育開始（以降、平成23年度に梓川診療所（4月）、平成30年度に丸の内病院（4月）、まつもと医療センター（7月）、4か所で病児保育を実施）
平成25年度	子どもの居場所として、学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」を開設
令和元年度	こどもプラザ4館すべてに「子ども子育て安心ルーム」を設置し、子育てコンシェルジュを1名ずつ配置
4年度	学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」の運営場所を移転
5年度	多世代交流型子育て支援施設「あんさんぶる」としてイオンタウン松本村井内に5館目の芳川こどもプラザ（子ども子育て安心ルーム）を開設 明善小学校敷地内に寿台児童館と内田児童館を統合し明善児童センター（つどいの広場）を新設

イ 統計資料

区 分	R4年度	R5年度	R6年度
こどもプラザ延べ利用者数（5館）	43,543人	73,673人	76,699人
つどいの広場延べ利用者数（21か所）	64,812人	64,664人	59,921人
子ども子育て安心ルーム相談件数（5館）	4,148件	4,376件	4,812件
病児保育延べ利用者数 / 病後児保育延べ利用者数	1,755人 / 270人	1,995人 / 191人	2,157人 / 130人
ファミリー・サポート・センター活動回数	2,782回	3,257回	2,980回
子育てサポーター訪問事業延べ利用者数	2,382人	2,997人	2,564人
はぐルッポ延べ利用者数	2,836人	2,975人	3,343人

結婚・出産・子育て支援の充実

3 放課後等の居場所対策

こども部 こども育成課

(1) 目標

子ども達が安心・安全に過ごすことができる環境づくりを目指します。

(2) 令和6年度の実施状況と成果

- ア 地域の児童の遊びの拠点として、児童館・児童センター（26館）を整備、運営しています。
- イ 放課後留守家庭となる児童を対象に、放課後及び休校日等に適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童健全育成事業を児童館・児童センター等（28か所）で実施するとともに、民営の児童育成クラブ（12か所）へ運営補助をしています。
- ウ 老朽化と狭隘化が課題となっていた寿台児童館と内田児童館を統合し、明善児童センターを明善小学校敷地内に新設し、令和6年4月から供用を開始しました。
- エ 小学生等の放課後の安全・安心な居場所として、小学校の空き教室等を利用し、子どもたちの勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う「放課後子ども教室」を新たに大野川小中学校に開設し、5か所で実施しています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 共働き世帯の増加や核家族化の進展に伴う放課後留守家庭の増加や、少子化による小学生人口の今後の推移を踏まえ、放課後児童健全育成事業の質的・量的な充実を図ることが必要です。
- イ 老朽化した木造児童館の改築を検討するとともに、利用児童の増加により狭隘化した施設の改築や遊戯室へのエアコン設置、トイレの洋式化、照明のLED化を計画的に進めます。
- ウ 新・松本市放課後子ども総合プランに基づき、「放課後子ども教室」の実施場所の拡大及び放課後児童クラブと一体的または、連携した事業実施を模索します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和41年度	あがた児童館開館（平成14年度までに25館の児童館・児童センターを整備）
61年度	並柳児童センターで留守家庭児童対策事業を開始
平成20年度	放課後児童健全育成事業の対象を試行的に6年生まで拡大 山辺小学校の余裕教室を利用して、山辺放課後児童クラブを設置
22年度	旭町小学校の余裕教室を利用して、旭町放課後児童クラブを設置
23年度	高宮児童館を児童センターとして改築
24年度	島内児童館を児童センターとして改築
26年度	あがた児童館を中高生の居場所機能を付加した児童センターとして改築 子ども・子育て支援事業計画を策定
28年度	松本市放課後子ども総合プラン施行
30年度	蟻ヶ崎児童館を沢村児童センターとして移転改築
令和2年度	波田中央保育園の改築に伴い、波田児童センター放課後児童クラブ室を設置 信州大学附属松本小学校内に附属放課後児童クラブを設置
令和5年度	寿台児童館・内田児童館を統合し、明善小学校敷地内に明善児童センターを新設
令和6年度	大野川小中学校に放課後子ども教室を開設

イ 統計資料

区 分	R4年度	R5年度	R6年度
児童館・児童センター他延べ利用者数（31館）	516,992人	608,161人	641,096人
放課後児童健全育成事業登録児童数（28館）	2,868人	3,156人	3,356人
放課後子ども教室延べ利用者数（5か所）	3,515人	4,131人	5,007人

質の高い保育・幼児教育の実現

1 保育士確保事業

こども部 保育課

(1) 目標

3歳未満児の保育需要が高まり、本市においても保育士が不足していることから、保育園・幼稚園に勤務する保育士・幼稚園教諭を対象とした処遇改善などを行い、保育士不足の解消を目指します。

(2) 令和6年度取組と成果

- ア 保育士採用試験に係る1次試験免除の導入
- イ 在園児の継続意向調査、公立幼稚園の新年度新規入園申込等の電子化による園の事務負担の軽減
- ウ 保育士の確保策及び潜在保育士の掘起し

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 全国的に保育士が不足する中、本市においても、平成26年度以降、常勤的に勤務する会計年度任用保育士（令和元年度まで嘱託職員）の不足は懸案事項となっています。
- イ 保育の質及び量を確保するとともに、保育士がやりがいを持って仕事を続けられるよう、報酬面を始めとする処遇改善や業務負担の軽減などが喫緊の課題となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成16年度 保育園管理運営検討会の設置
- 29年度 嘱託保育士の報酬面での処遇改善等を実施
- 30年度 保育業務補助者の配置、保育園業務ICT化モデル試行、市人材バンク化を実施
- 令和元年度 正規保育士の定数増、保育園業務ICT化（2か年計画）、地域型保育事業の実施
- 2年度 正規保育士の定数増、地域型保育事業の実施、認可外保育施設の認定こども園化
- 3年度 会計年度任用保育士及び幼稚園教諭の月額報酬加算（令和4年2月から開始）
- 4年度 幼稚園業務ICT化
- 5年度 保育士養成校での保育士業務等の周知、潜在保育士相談会参加、保育園・幼稚園のICT環境改善
- 6年度 保育士採用試験制度の見直し、在園児の継続意向調査等の電子化による園の事務負担軽減、保育士養成校での保育士業務等の周知、潜在保育士相談会参加

イ 統計資料

区 分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
正規保育士配置数 A	261 人	271 人	279 人	276 人	277 人	276 人
正規休暇者数 B	33 人	32 人	38 人	33 人	43 人	40 人
正規勤務数 C = A-B	228 人	239 人	241 人	243 人	234 人	236 人
会計年度任用保育士数 D	241 人	205 人	214 人	205 人	209 人	199 人
会計年度任用保育士休暇者数 E	7 人	8 人	3 人	6 人	5 人	8 人
会計年度任用保育士勤務数 F	205 人	177 人	187 人	189 人	201 人	187 人
会計年度任用保育士欠員数 G = D-E-F	29 人	20 人	24 人	10 人	3 人	4 人

個性と多様性を尊重する学校教育

1 学都松本の推進

教育委員会 教育政策課

(1) 目標

令和4年6月に策定した第3次教育振興基本計画では「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」を基本的理念に掲げています。子どもを主人公とし、子どもの学びをその周りの地域社会全体で支えることを学都松本の根本に据え、先人達が築き上げてきた礎のもと、「学都松本のシンカ」に挑んでいきます。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

- ア 豊かな自然環境と少人数を活かした教育を展開する学校に市全域から就学を可能にする小規模特認校制度を、安曇小中学校に続いて中山小学校にも導入しました。
- イ 学校や家庭以外の居場所で、子どもの豊かな学びの機会を提供する学都松本寺子屋事業を実施しました。学習支援と生活相談を行う11件の団体に交付金を交付し、学びの機会の多様化を推進しました。
- ウ 松本市と他都市の2つの学校で教育を受けることができる区域外就学制度「松本デュアルスクール」を運用し、大野川小中学校及び奈川小中学校での積極的な活用を推進しました。
- エ 市民の日常の学びの充実を図るため、部局連携や信州大学との連携による学都松本推進事業を開催し、15講座に約590名が参加しました。また、年度末をもって学都松本推進協議会を廃止し、令和7年度以降、学都松本推進事業全般への提言といった役割は社会教育委員が担うこととしました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 安曇小中学校では区域就学者が増加するなどの成果があることから、中山小学校の動向を注視します。
- イ 子どもの学びを地域で支える取組みを一層推進するため、学習支援団体の拡大を図るとともに、学習支援者リストを活用し、支援者と団体とのマッチングを行います。
- ウ 大野川小中学校及び奈川小中学校でのデュアルスクールの積極的な活用のため、住宅支援等を関係課と連携して進めます。
- エ 第3次教育振興基本計画で掲げた「松本まると学都構想」の実現に向け、部局横断的な取組みを進めるとともに、効果的・効率的な事業手法を検討します。また4次計画の令和9年度策定に向けた準備を進めます。

(4) 現在までの経過

平成23年度	松本市教育振興基本計画「学都松本をめざして」策定
24年度	第1回学都松本フォーラムの開催
25年度	学都松本推進協議会、学都松本推進協議会事務局会議の設置
29年度	第2次松本市教育振興基本計画策定、松本市教育大綱として位置付け
令和2年度	第9回学都松本フォーラム中止
3年度	松本市教育大綱を新たに策定
4年度	安曇小中学校へ小規模特認校制度を導入 学都松本寺子屋事業を開始 第3次教育振興基本計画を策定
5年度	部局連携・信大連携による学都松本推進事業を開催 松本デュアルスクールを導入し、大野川小中学校等で体験入学者を受入れ
6年度	中山小学校へ小規模特認校制度を導入 学都松本推進協議会、学都松本推進協議会事務局会議を廃止（6年度末）

個性と多様性を尊重する学校教育

2 学校教育情報化推進事業

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

理解度・発達等に応じた教育、思考力・判断力・想像力を養う教育、恵まれた文化・自然を大切にする教育を進める、また児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現するためのＩＣＴによる学習環境を整備するほか、校務の情報化等、学校における情報化の推進を図るものです。

(2) 令和6年度取組と成果

- ア 令和6年8月から、ＩＣＴ支援員配置業務（継続配置）及びアカウント管理業務（教育用ユーザーアカウントの管理）の契約一本化及び長期契約（3年間）により、長期的かつ安定したＩＣＴ支援が可能となりました。
- イ 令和2年度及び令和4年度に整備した学習用校内ネットワーク環境について、既設通信回線のプロバイダ接続方法の変更及び一部学校での通信回線増設により、デジタル教科書等のクラウドサービスの利用拡大等に伴う通信量の増加対策を行いました。
- ウ 平成31年2月に賃貸借契約を締結した小学校12校の校務用ＩＣＴ機器について、効率的かつ効果的に運用していくために、令和7年2月に契約更新を行いました。本契約から、ＬＡＮケーブルによる接続から無線化へ変更し、校内の活用を幅を広げました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア ＩＣＴ機器等の利用環境整備は進みましたが、一方で国が調査を行った「全国学力・学習状況調査」の結果では、「毎日活用」等、学校や子どもたちのＩＣＴ活用度は低調であるなどの傾向があります。
- イ ＩＣＴ機器等の機器更新は、物価上昇の影響により契約額が増加しているため、複数に分かれる契約の統廃合やＩＣＴ機器の利用状況に応じた更なる整理を検討していく必要があります。
- ウ ＩＣＴを活用した校務負担の軽減策について、引き続き検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和3年度 新たに整備した学習用の「1人1台端末」や校内の無線ＬＡＮ環境、また教育用クラウドサービスを用いた授業等のＩＣＴ活用を開始
学校を支援する「ＩＣＴ支援員」を拡充配置（1→12名）
統合型校務支援システムを全校で運用開始
- 4年度 大型提示装置（電子黒板等）拡充配備の完了（普通教室や特別支援学級、特別教室 ※全小中学校）
「学校と保護者とのコミュニケーションシステム」を全校で運用開始
- 6年度 ＩＣＴ支援員配置及びアカウント管理業務の契約一本化及び長期契約（3年間）
学習用の既設通信回線のプロバイダ接続方法の変更及び一部学校での通信回線増設

イ 統計資料

小中学校端末配備台数（令和7年3月31日現在）

	タブレット端末		校務用端末 (教職員用)	図書館 端末	備 考
	総数	(うち GIGA スクール)			
小学校	12,885 台	(12,684 台)	1,116 台	56 台	
中学校	6,369 台	(6,195 台)	594 台	60 台	
計	19,254 台	(18,879 台)	1,710 台	116 台	

3 インクルーシブ教育の推進

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

全ての子どもが共に学び、未来を切り開いていく力を育み、安心して自立した生活を送ることのできるインクルーシブな共生社会を実現するため、こども部や関係機関と連携して、医療的又は教育的支援を必要とする子ども及びその保護者に対し、切れ目のない支援を行います。

また、小中学校等において、その時点での教育的ニーズに対して、最も適切で、かつ、連続性のある支援を受けられるよう、多様な学びの場の整備に努め、インクルーシブ教育を推進します。

(2) 令和6年度取組と成果

- ア 松本市インクルーシブセンターが開設しました。学校の支援力向上のため、こども部や、新たに配置された医療、福祉の専門家との連携の形を模索しました。
- イ 副学籍制度を活用し、特別支援学校に通う児童生徒と、地域の学校に通う児童生徒の交流が活発になるように、運用方法を改善し、校長会にて周知を図りました。
- ウ 市立特別支援学校の設置に向けて、市民や保護者等を対象とした特別支援教育フォーラムを2回開催し、学校の在り方について共有するとともに、視察等を通じて、具体的な検討を開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市インクルーシブセンターの開設から1年、運営が軌道に乗ってきました。ただ、専門職との連携はまだ改善の余地があり、さらに効果的な連携の形を模索します。
- イ 副学籍制度については、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、制度に関する問合せが増えています。そうした問合せから見えてきた小さな課題を克服できるよう、システム上のさらなる工夫を考えていきます。
- ウ 令和7年4月に特別支援学校設置準備室を設置し、有識者等による設立準備委員会を立ち上げて、学校概要、教育課程などの検討を進めます。設置場所の地元住民や保護者等の理解促進、設置に向けた市民等の機運醸成が課題です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

発達障がいなど配慮を要する児童生徒の増加に伴い、早期からの切れ目のない支援のため、こども部と教育委員会が連携し、令和6年4月に松本市インクルーシブセンターを開設しました。

また、令和5年度の知事と市長の意見交換以降、市立特別支援学校の設置検討を開始し、市立小中学校に併置する形での学校設置の検討を進めています。

イ 統計資料

発達障がいの診断を受けている児童・生徒数の推移（松本市の小中合計 令和6年度まで）

年度	診断数（人）	1校当平均（人）
R 2	1,279	27.2
R 3	1,415	30.1
R 4	1,463	31.1
R 5	1,538	32.7
R 6	1,590	33.1

個性と多様性を尊重する学校教育

4 いじめ防止及び不登校児童生徒の支援

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

「松本市子どもの権利に関する条例」及び「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」をもとに、教職員及び児童生徒の人権感覚の醸成、いじめのない学校づくり、不登校児童生徒の支援に取り組みます。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

- ア 9月と2月に「松本市いじめ問題対策調査委員会」を開催し、令和6年度の市内におけるいじめの状況を報告し、協議しました。また、学校への定期的ないじめ実態調査により一人ひとりの子どもに寄り添った実態把握に努め、いじめ未然防止の取組みについて協議しました。
- イ 不登校支援アドバイザーと指導主事が学校訪問をし、不登校児童生徒の個別の状況に応じた対応策を学校職員とともに検討しました。
- ウ 不登校児童生徒の支援として、学校に行かない子どもたちのつながりを増やし、生活を充実させることを目指し、新たに「オンライン教育支援センター」を設置しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 不登校による欠席30日以上 of 児童生徒数は、小中学校ともにわずかながら減少しました。引き続き、多様な学びの場を充実させることにより、誰ひとり取り残さない学びの保障に努めることが必要となっています。
- イ 「松本市いじめ問題対策調査委員会」や「松本市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」で、広く関係機関との連携を進めるとともに、子どもがSOSを出しやすい仕組みづくりが必要となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和4年度 不登校をはじめとした諸問題を抱える児童生徒が置かれた環境に着目した支援を行うため、これまで県から派遣していた「SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）」を市独自に3名配置しました。

5年度 市独自の「SSW」を1名増員し、4名配置しました。また、校外の「中間教室」の名称を「教育支援センター」と変更するとともに、市南部に「寿教育支援センター」を新設しました。さらに、各教育支援センターを利用する児童生徒から愛称を募集し、鎌田教育支援センターを「みらい」、山辺教育支援センターを「どんぐり」、波田教育支援センターを「あかり」、寿教育支援センターを「よつば」としました。

6年度 市独自の「SSW」を1名増員し、5名配置しました。また、10月には教育文化センター内に「オンライン教育支援センター」を新設しました。

イ 統計資料

不登校児童生徒の推移 ※月例調査による

	年 度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
小学校	不登校児童数(人)	221	224	308	404	381
	前年度増減(人)	32	3	84	70	△23
	在籍率(%)	1.8	1.9	2.6	3.3	3.4
中学校	不登校生徒数(人)	236	304	372	371	369
	前年度増減(人)	△34	68	68	△1	△2
	在籍率(%)	4.0	5.2	6.3	6.5	6.5

個性と多様性を尊重する学校教育

5 豊かな学びの実現

教育委員会 教育政策課

(1) 目標

松本市独自の教職員研修の充実と、学びの改革にチャレンジする小中学校を支援するリーディングスクール Matsumoto サポート事業により、多様性・創造性・主体性ある教育活動の実現を図ります。

(2) 令和6年度の取組みと成果

ア 教職員研修の実施

中核市として市独自に策定した教職員研修計画に基づき、教職員研修を実施しました。

- (ア) 職務別研修、専門研修、課題別研修、特別研修、市費教職員研修など、様々な職域やニーズに応じた約 70 の多様な講座を開設し、多彩な講師による、現代的な教育課題に対応した研修を実施しました。
- (イ) 長野県教育委員会と連携し、県が実施する研修にも松本市の教職員が参加しました。
- (ウ) 「まつもと学びの日」を開催し、松本市の全教職員が、学校や授業の目指す姿を共有しました。
- (エ) 松本市における教育課題の検討や実施研修の効果検証を行いながら、次年度に向けた教職員研修計画を策定し、令和7年度は約 80 講座の研修を実施予定です。

イ リーディングスクール Matsumoto サポート事業の実施

学びの改革にチャレンジする 8 校をリーディングスクールに指定し、人的・財政的支援等により学校づくりの取組みを推進することで、松本市全体で学校改革・授業改善を目指す機運の拡大を図りました。

- (ア) 中山小、寿小、明善小、筑摩小、清水中、鎌田中、筑摩野中、開成中の 8 校が、リーディングスクールとして設定したテーマの実現に向け、先進校への視察研修と外部講師を活用しながら学校改革に取り組みました。うち 4 校では学びの改革推進支援員を配置し、取組体制の強化を図りました。
- (イ) さらに令和6年度から、新たに学びの改革に取り組む学校 6 校をリーディングスクール・アソシエイト校とし、リーディングスクール 8 校と一体的に支援を行いました。
- (ウ) リーディング校の取組みを市内の全学校で共有する「リーディングスクール・フェス」を 1 月 28 日に開催し、市全体で学校改革と授業改善に向けた機運を高めることができました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和6年度には、前年度を大きく上回る研修への参加があり、教職員自身の「学びの意識」が定着してきました。引き続き、魅力的・効果的な研修の実施に向け、研修のあり方を検討していきます。
- イ リーディングスクール Matsumoto サポート事業では、14 校のリーディング校が先進的な実践を行うとともに、他の学校がそれを視察し取り入れようとする動きも見られました。引き続き、リーディング校の取組みの先鋭化とともに、市内全校への横展開を意識して事業を展開していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和 3 年 4 月	松本市が中核市に移行 県費負担教職員の研修権限が県から移譲
4 年 4 月	松本市教育研修センター設置
5 年 2 月	定例教育委員会にて松本市教職員研修計画を策定
5 年 4 月	教職員研修を本格スタート、リーディングスクール Matsumoto サポート事業を開始

イ 統計資料

(ア) 教職員研修

年度	研修数	参加人数
R 5	60 回	1,774 人
R 6	70 回	3,544 人

(イ) リーディングスクール Matsumoto サポート事業

年度	リーディングスクール校	アソシエイト校	改革推進支援員配置校
R 5	8 校	9 校	4 校
R 6	8 校	6 校	4 校

個性と多様性を尊重する学校教育

6 小中学校施設整備事業

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

児童生徒がより良い環境の中で学校生活を送ることができるよう、老朽化した学校施設の機能性向上を図り、延命化を行うための長寿命化事業を計画的に進めるとともに、照明のLED化、設備機器の更新、トイレの改修工事を行い、学校施設の環境整備を目的としています。

また、学校施設は、避難所施設としての役割もあるため、誰もが使いやすい施設整備を目指します。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

- ア 菅野小、梓川小の長寿命化改良事業第3期工事、高綱中学校長寿命化改良事業第1期工事に着手
- イ 菅野中のトイレ洋式化を実施
- ウ 小学校13校、中学校10校の屋内運動場、柔剣道場のLED化を実施

(3) 現状の分析と今後の課題

昭和40年代から50年代の人口急増に対応するため建設された学校が多く、その多くが老朽化し現在建替えの時期を迎えています。また、少子化により児童生徒数が減少していますが、特別支援学級は増加しています。今後は、子どもたちの個性を尊重し、多様な教育内容に柔軟に対応できる学校施設にするとともに、教職員の働き方改革につながる施設整備を進める必要があります。

(4) 現在までの経過

平成25年度	国が「インフラ長寿命化基本計画」を策定
28年度	松本市が「公共施設等総合管理計画」を策定
30年度	学校施設長寿命化計画策定に係る劣化状況調査業務委託を実施
令和2年度	上記業務委託結果を基に松本市学校施設長寿命化計画の策定
3年度	小学校2校でトイレ改修工事を実施 清水中学校にエレベーターを設置 菅野小、梓川小の長寿命化改良事業基本設計及び第1期実施設計の完了 丸ノ内中、開成中の耐力度調査の完了
4年度	菅野小、梓川小の長寿命化改良事業第1期工事に着手 小学校6校、中学校6校のトイレ改修工事を実施 清水小にエレベーター及びいす式階段昇降機を設置 筑摩野中のグラウンド改修工事を実施 波田小の長寿命化改良事業基本設計及び第1期実施設計の完了 本郷小の耐力度調査の完了
5年度	菅野小、梓川小の長寿命化改良事業第2期工事、波田小の長寿命化改良事業第1期工事に着手 小学校9校、中学校2校のトイレ洋式化等改修工事を実施 小学校1校、中学校3校の共用多目的トイレ整備工事を実施 高綱中の長寿命化改良事業基本設計及び第1期実施設計の完了 今井小、岡田小の劣化度調査の完了
6年度	菅野小、梓川小の長寿命化改良事業第3期工事、高綱中の長寿命化改良事業第1期工事に着手 菅野中のトイレ洋式化等改修工事を実施 小学校13校、中学校10校の屋内運動場、柔剣道場のLED化を実施

個性と多様性を尊重する学校教育

7 トライやるエコスクール事業

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

地域の歴史、文化、自然等の特色ある素材を活用し、潤いのある人間性豊かな心を備えた児童生徒を育て、活力ある学校を創出しようとするものです。また、平成 22 年度からは、環境に関する知識・情報の習得などの実践を行うことにより、学校教育における環境教育の充実も目指しています。

(2) 令和 6 年度の実践と成果

各学校で、農作物の栽培・飼育活動・地域文化の学習等に取り組み、「体験すること」により、豊かな人間性を培うことができました。また、地域指導者を積極的に活用することで、各地域の特色ある事業を展開し、地域との交流を深めることができました。さらに、リサイクルやみどりのカーテンの設置等の体験活動を通して環境を学ぶことにより、環境保全や資源の節約について自ら心掛け、実践する意識が高まりました。

(3) 現状の分析と今後の課題

各学校では、地域を題材とした探究的な学びを取り入れた教育実践が広がっています。今後も地域や環境支援団体との連携を深め、各学校で特色ある活動や環境教育に取り組めるよう進めていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 11 年度 「トライやるスクール事業」として小学校 3 校、中学校 2 校のモデル校を対象に実施
12 年度 全校に実施を拡大
22 年度 環境教育を加え、名称を「トライやるエコスクール事業」に変更

イ 統計資料

令和 6 年度 トライやるエコスクール事業費

区分	実施校	事業費	1 校当たり平均額	備 考
小学校	28 校	7,730 千円	276 千円	28 校には、あさひ分校が含まれています。
中学校	20 校	8,770 千円	438 千円	20 校には、あさひ分校、松原分校が含まれています。

トライやるエコスクール事業の活動例

区分	内 容
総合	・地域招聘事業（地域の歴史・文化財等の学習、伝統文化体験学習、進路学習等） ・農業・栽培体験活動（スクールファーム、1 人 1 鉢花づくり等） ・福祉施設訪問等の地域福祉交流やボランティア活動 ほか
エコ	・温暖化対策体験活動（緑のカーテン効果検証、校舎内緑化活動等） ・エコ活動（リサイクル活動、ごみの分別活動、堆肥づくり等） ・小中学校環境教育支援事業協力団体との活動 ほか

個性と多様性を尊重する学校教育

8 コミュニティ・スクール事業

教育委員会 生涯学習課

(1) 目標

市内の各小中学校区にコミュニティ・スクール運営委員会あるいは運営協議会を設置し、地域・保護者・学校などが子どもや地域に対する願いや思いを共有し、連携・協働しながら子どもを育てる「地域とともにある学校づくり」を推進します。

(2) 令和6年度取組みと成果

ア これまで進めてきた松本版コミュニティ・スクール事業は、引き続き、地区公民館がコーディネーターを務めながら、コミュニティ・スクール運営委員会での話し合いを通じて、地域の特性を生かした事業を展開しました。

会田中学校では総合的な学習の時間を活用し、四賀にまつわる作物や自然、ものづくりや産業など4つのコースを住民が講師となり授業を実施しました。

イ 学校の負担軽減や、地域・保護者・子ども・学校関係者のニーズにあった連携・活動を加速させるため、国型制度のコミュニティ・スクール事業（学校運営協議会・地域学校協働本部・地域学校協働活動推進員の設置）を導入する大野川小・中学校では、学校運営協議会における活発な議論や地域資源の「奥穂高岳」を活用した持続可能な学校登山の実施、PTAを主体とする夏祭り、子どもの居場所づくり、放課後子ども教室の開設など、地域と学校の新たな連携活動が生まれました。

ウ 大野川・小中学校の成果を踏まえ、令和7年度から新たに導入予定の筑摩小学校、四賀小学校・会田中学校において、国制度を導入するための準備を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 各学校で取り組んでいるコミュニティ・スクール事業の内容等を把握し、全体で情報共有する体制が必要です。

イ 国型制度のコミュニティ・スクール事業の成否は、コーディネーターである地域学校協働活動推進員の資質によるところが大きいと、適した人材の発掘・確保が課題です。

ウ 国型制度を横展開するため、モデル校の取組結果・効果を学校関係者（校長会幹事会）や地域関係者（地域づくりセンター長、公民館長等）と共有し、事業の検証や今後のあり方等について議論を進めます。

(4) 現在までの経過

平成 20 年度	地域性を活かした松本市独自事業として、学校サポート事業を開始（9 地区）
23 年度	事業の実施地区を市内 35 全地区に拡大（～継続）
30 年度	学校サポート事業とコミュニティ・スクール事業を一体化し、松本版コミュニティ・スクールとして事業開始
令和 3 年度	学校、公民館等の関係者を対象に事業のアンケートを実施 コミュニティ・スクール事業のあり方検討会を立上げ
4 年度	コミュニティ・スクール事業のあり方検討会等で国の制度導入などについて検討
5 年度	大野川小・中学校で国型を導入したモデル校事業を開始

1 子どもの権利推進事業

こども部 こども育成課

(1) 目標

子ども一人ひとりが尊重され、自分らしく生きる力を高めながら、生きていくことに喜びを感じられるよう、「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、すべての子どもにやさしいまちの実現を目指すものです。

(2) 令和6年度の実施状況と成果

- ア 子どもの権利について、市民の皆さんへのさらなる浸透を図るため、11月に「まつもと子どもの権利ウィーク」では、市内21施設の子どもの入館料の無料化などを実施しました。
- 「松本市子どもの権利の日」市民フォーラムでは、従来のこども未来委員会からの市への提言に加え、「市長・教育長VS高校生」の討論会、高校生によるパフォーマンスを行うなど、内容を拡充して開催しました。
- イ 子どもの権利相談室「こころの鈴」において、子どもや保護者等からの相談（延473件）に対応しました。また、周知を図るため、こころの鈴通信、案内カードを作成し、市内の小中高生に配布しました。
- ウ 子どもの意見表明や社会参加を促進するため、「まつもと子ども未来委員会」を開催し、市政や地域の課題に関する学習、意見交換を行い、市へまちづくりの提言をしました（委員43人、委員会14回）。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 自己肯定感の高い子どもの割合は約7割弱にとどまっています。子ども自身の自己肯定感を高めるため、子ども達の意見を尊重し、社会の一員として参加できる仕組みの拡充を進めます。
- イ すべての子どもにやさしいまちづくりを推進するため、第3次子どもにやさしいまちづくり推進計画を踏まえて、子どもの権利を尊重した施策を行うとともに、子どもの権利の普及・啓発に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成25年度	松本市子どもの権利に関する条例を施行 子どもにやさしいまちづくり委員会を設置 子どもの権利擁護委員を配置、子どもの権利相談室「こころの鈴」を開設
26年度	まつもと子ども未来委員会を設置 子どもにやさしいまちづくり推進計画を策定 子どもの権利を推進している自治体の子どもたちとの「子ども交流事業」を開始
令和元年度	第2次子どもにやさしいまちづくり推進計画を策定
3年度	まつもと子どもの権利ウィークを創設
6年度	第3次子どもにやさしいまちづくり推進計画を策定

イ 統計資料

松本市子どもの権利アンケート調査（3年ごとに実施）

区 分	H30年度	R3年度	R6年度
自己肯定感の高い子どもの割合	60.7%	64.3%	69.5%
松本市子どもの権利に関する条例の認知度	57.4%	66.4%	50.1%

1 こども家庭センターによる支援体制整備

こども部 こども福祉課

(1) 目標

要保護児童やその家庭への効果的な支援につなげるため、地域や関係機関との連携強化により、子どもの置かれた環境等を的確に捉え、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に努めるとともに、児童虐待防止啓発事業等により市民意識の向上と関係者の資質向上を図ります。

(2) 令和6年度取組と成果

- ア 要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関の連携体制の確認と要保護・要支援児童及び特定妊婦の情報共有と支援方針の確認を行いました。
- イ 「こんにちは赤ちゃん事業」について、民生委員・児童委員及び主任児童委員への研修を実施し、乳児家庭の孤立を防ぐため事業の継続を図りました。
- ウ こども家庭センター及びヤングケアラーコーディネーターを設置し、相談支援体制の強化を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 障がいに関する相談や対応が年々増加し早期対応が困難な状況が生じているため、医療的ケア児等コーディネーター及び自立支援協議会構成団体との連携体制を構築し、相談・支援の体制強化を図ります。
- イ こども家庭センター及びヤングケアラーコーディネーターを設置し、相談支援体制の強化を図りましたが、多様化・複雑化した相談内容が増加し、こども家庭センターのみでは対応困難な相談が増加しているため、更なる関係部署との連携を強化して、全ての妊産婦、子育て世帯、児童に対する相談・支援を行う体制を構築します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 12 年度	児童虐待の防止等に関する法律施行
17 年度	子育て支援課を創設し、家庭児童福祉司・社会福祉主事・家庭児童相談員を配置
18 年度	要保護児童対策地域協議会を設置
21 年度	こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問）事業開始
令和 元 年度	松本赤十字乳児院による養育支援訪問事業開始
2 年度	松本市子ども家庭総合支援拠点設置
6 年度	松本市子ども家庭総合支援拠点の仕組み等を変え、松本市こども家庭センターを設置

イ 統計資料

	家庭児童相談	子育てショートステイ事業	こんにちは赤ちゃん事業
R 4 年度	638 件（内、虐待 48 件）	20 人（延べ 158 泊）	182 件（内、支援対象 59 人）
R 5 年度	681 件（内、虐待 45 件）	39 人（延べ 165 泊）	1,040 件（内、支援対象 59 人）
R 6 年度	684 件（内、虐待 37 件）	65 人（延べ 176 泊）	1,244 件（内、支援対象 61 人）

※ こんにちは赤ちゃん事業について、令和2年度～4年度は新型コロナウイルス感染予防のため訪問を中止し郵送で対応した期間があります。

未来につなぐ子ども福祉の充実

2 インクルーシブセンター事業

こども部 こども発達支援課

(1) 目標

発達障がいや発達に心配のある子どもと、医療的ケアが必要な子どもや小児慢性特定疾病の子どもとその保護者を継続して総合的に支援します。さらにインクルーシブ教育を推進し、すべての子どもたちが健やかに育ち、共に遊び学ぶインクルーシブな共生社会を目指します。

(2) 令和6年度の実施状況と成果

- ア インクルーシブセンターを開設し、医療、保健、保育、福祉、教育の専門職により事業を実施しました。
- (ア) 必要に応じて対象児のアセスメントを行い、速やかな支援開始に努めました。
 - (イ) インクルーシブ教育推進員が小中学校を訪問し、学校現場の支援力向上を図りました。
 - (ウ) まつもとふたばネットワーク（電子@連絡帳）を導入し、関係機関及び保護者との情報共有・情報管理の一元化に取り組みました。
 - (エ) 専門医師の派遣を受け、センター事業の充実のためのスーパーバイズ及び診療連携体制の構築に向けて、市内の医療機関との情報交換を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

医療機関の初診待機期間の長期化が常態化する中、速やかな支援開始が望ましい児童生徒について、学校や医療機関等からの問合せが増えました。

学齢期の相談が増加し、学校への行き渋りや不登校、読み書き困難などの学習の困難さ等、相談内容は多岐にわたっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 22 年度	あるおキッズ支援事業（発達障害児支援システム）開始
27 年度	なんぶくプラザ内に「あるおキッズ支援室」を整備
令和 2 年度	松本市発達障害児支援基本指針を策定
6 年度	松本市発達障がい児等の支援に関する条例の施行 松本市インクルーシブセンター開設

イ 統計資料

区 分	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度	
	回数	延べ人数	回数	延べ人数	回数	延べ人数
発達相談	－	1,087 人	－	1,178 人	－	1,804 人
巡回支援	180 回	632 人	231 回	632 人	162 回	438 人
まつもとふたばネットワーク（電子@連絡帳）	－	－	－	－	－	利用者数 181 人
あそびの教室	246 回	1,959 人	340 回	2,584 人	347 回	2,465 人
ペアレントトレーニング	42 回	210 人	42 回	223 人	42 回	220 人

未来につなぐ子ども福祉の充実

3 子どもの居場所づくり推進事業

こども部 こども福祉課

(1) 目標

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、その生育環境が世代を超えて連鎖することのないよう、「松本市子どもの権利に関する条例」の理念に基づき、すべての子どもが自らの意志で未来を選択できる環境を整えることを目指します。

(2) 令和6年度の実施と成果

- ア 地域における子どもの居場所づくりを推進し、安全、安心で温かな地域社会を創造することを目的に、概ね月1回以上、食事提供を必須とし、学習支援又は生活相談を行う団体に対して交付金を交付しました。令和6年度は25会場（21団体）の交付を決定しました。
- イ 物価高騰に伴い、事業運営交付金の見直しを行いました。
- ウ 松本地域のプラットフォームを活用し、広域間での情報を共有しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市内の小中学校に1か所以上の居場所を開設することを目標としていますが、開設している地域に偏りがみられます。
- イ 令和5年度と比較して新規実施が8会場と大幅に増え、事業が浸透しつつありますが、支援者の高齢化や物価高騰等により、今後の事業継続に課題を抱えている既存団体もあります。
- ウ プラットフォームなどを通じて情報交換を行い、より新たに取り組むやすく、持続可能な事業にしていく必要があります。
- エ 様々な事情を抱えた子どもたちが、参加しやすくなるよう事業を行っていく必要があります。
- オ 市の公式ホームページなどによる周知やアンケート調査を行い、子どもたちの身近な場所での居場所開設の拡大を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成25年度	「子ども貧困対策の推進に関する法律」施行
27年度	子どもの貧困対策に関する調整会議を設置 市独自で保育園・幼稚園における在園時調査を実施
28年度	松本市ひとり親家庭実態調査 保育園・幼稚園における在園時調査を実施
29年度	松本市子どもの未来応援指針の策定 子どもの居場所づくり推進事業の開始

イ 統計資料

実施状況の推移

年度	会場数	団体数	実施地区
R2	13会場	11団体	8地区（第一、第三、庄内、島内、寿、寿台、里山辺、波田）
R3	13会場	11団体	9地区（第一、第三、庄内、島内、島立、寿、寿台、里山辺、波田）
R4	16会場	13団体	10地区（第一、第三、庄内、島内、島立、新村、寿、寿台、里山辺、波田）
R5	18会場	15団体	13地区（第一、第三、城北、庄内、島内、中山、新村、神林、芳川、寿、寿台、里山辺、波田）
R6	25会場	21団体	18地区（第一、第三、城北、城東、白坂、庄内、松南、島内、島立、新村、神林、芳川、寿、寿台、岡田、里山辺、今井、波田）

若者が活躍できる環境づくり

1 青少年健全育成事業

こども部 こども育成課

(1) 目標

未来を担う若者が、地域や多様な人と関わりながら、安心して健やかに成長できる環境を創出し、若者を社会全体で育むことで、若者が主体的に活躍できるまちを目指すものです。

(2) 令和6年度取組と成果

- ア 中高生の放課後の居場所として、青少年の居場所(研修施設、体育施設)を7か所で開設しています。
- イ インターネットやスマートフォン等の適切な使い方や家庭でのルールづくりなどを学ぶメディア・リテラシー講座や、薬物の危険性や喫煙による健康被害等を学ぶための啓発講座を実施しています。
- ウ 活動の発表の場や市に直接意見を表明できる機会として、市政への提言や市長・教育長と学生が直接対談する場を、年に1度、青少年健全育成市民大会の中で実施しています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 核家族化や、地域における人間関係の希薄化により、青少年が社会生活に必要なことを学ぶ機会や、豊かで幅広い人間関係を築く機会が減少しています。
- イ 若者の仲間づくり、多様な人との出会い、活動の場づくりと情報共有を行うことで、若者が活躍できる、あるいは周囲から頼られるような、リーダーの育成のため講習会等を実施していきます。
- ウ インターネット利用が子どもから高齢者までの幅広い世代に広がり、インターネットを通じて様々な情報を得られるようになった一方で、多くの情報の中から正しい情報を選択する力を身に付けるため、教育委員会等と連携しながら講座を継続して実施していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成16年度	放課後や休日の居場所として体育施設などを利用した「青少年の居場所」を設置
20年度	市内小中学校の児童・生徒を対象としたメディア・リテラシー講座を開始
22年度	市内小中学校の児童・生徒を対象とした薬物乱用防止啓発講座を開始
23年度	心や体の悩みなどに関する相談室「まちかど保健室」を開設
26年度	あがた児童センター2階に、中高生専用の「青少年の居場所」スペースを設置
29年度	Mウイング2階の改修に伴い、「青少年の居場所」の座席数を増設
令和5年度	勤労者福祉センター3階図書室に、「青少年の居場所」スペースを設置

イ 統計資料

区 分			R4年度	R5年度	R6年度
青少年の居場所	延べ利用人数	体育施設	551人	960人	962人
		研修施設	622人	648人	885人
メディア・リテラシー講座	実施校数		35校	35校	40校
	受講者数	児童・生徒・保護者	6,999人	5,426人	7,341人
薬物乱用防止啓発講座	実施校数		40校	38校	44校
	受講者数	児童・生徒・保護者	4,043人	3,647人	4,254人
まちかど保健室	延べ相談件数		53件	52件	49件

若者が活躍できる環境づくり

2 青少年ホーム事業

教育委員会 生涯学習課

(1) 目標

若者が気軽に集まれる魅力ある居場所づくりを通じ、自分づくり、仲間づくりを進めるとともに、ひきこもりの若者を含め、社会で生きていく力を培うことを支援します。

(2) 令和6年度取組みと成果

- ア コーディネーター事業は、ボードゲームイベントを7回開催しました。また、信濃むつみ高校の先生がコーディネーターとなり、外国の文化を学ぶ「多国籍なんなん交流会」を4回開催しました。
- イ ヤングスクールは、夏期は14講座、秋期は12講座、冬期は12講座を開催しました。
- ウ 若者が実践発表や参加者同士の交流を行いながらまちづくりに参加する「松本若者会議」に参加、協力しました。
- エ ヤングキャリアメンターによる、若者への相談事業を行いました。
- オ 「ハタチの記念式典」は令和7年1月、二十歳の方を対象に開催しました。
- カ 令和5年度から、ひきこもりの若者を支援するため、ひきこもりの現状を理解しながら、当事者の対応に寄与することを目的とした研修会を開催し、令和6年度は4回開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 若者が社会の中で孤立しないように、気軽に利用できる魅力ある居場所づくりの推進と情報発信を行います。
- イ 若者が積極的にまちづくりに参加することができるためのイベントや活動を周知します。
- ウ 若者の多様なニーズに対応できるよう、講座、イベント内容の充実を図ります。
- エ ハタチの記念式典は、対象者を祝い激励すると共に、故郷松本の良さをPRし、将来松本にUターンし活躍する若者を増やすことを目的として、対象者で組織する実行委員会が主に企画・運営を行い、開催します。（令和6年度は、実行委員による企画・運営の裁量を広げ、実施しました。）
- オ ひきこもりの若者を支援するための研修会の開催や支援団体、居場所の周知を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成29年度 名称を松本市勤労青少年ホームから松本市青少年ホームに改称し、対象者を35歳未満の勤労青少年から、15歳以上35歳未満の青少年としました。
- 30年度 コーディネーターを配置し、若者が気軽に集まれる魅力ある居場所づくりを推進
- 令和元年度 若者カフェ、松本若者会議を開始

イ 統計資料

青少年ホーム登録者数推移

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
登録者数（人）	198	178	167	185	162

ニーズに応じた生涯学習の実現

1 未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い

教育委員会 生涯学習課

～第40回公民館研究集会・令和6年度地域づくり市民活動研究集会～

(1) 目標

「公民館研究集会」と「地域づくり市民活動研究集会」を一体的に開催し、より広い地域課題を住民・市民活動団体・行政職員等、様々な立場の人がつながり、学びあい、多くの気づきを得て、自らの実践に活かすことを目的として開催します。

(2) 令和6年度の実組みと成果

ア 大会概要

(ア) 期日 令和7年2月16日(日)

(イ) 会場 中央公民館(Mウイング)他

(ウ) 主催 松本市・松本市教育委員会・松本市地域づくり研究連絡会

(エ) 主管 「未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い」実行委員会

(オ) 内容

・「地域が動き出す～自治を紡ぐ語り合いの実践から」をテーマとした、パネルディスカッション

・「若者の居場所づくり」や「町会のシンカ」など、6つの分科会を実施

イ 参加者数 延べ330名

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 各地区で行われている地域づくり等の実践事例を調査し、分科会テーマの選定を行いました。

イ 分科会では実践事例の報告に留まらず、事例から課題の本質や背景を共有し議論の場としたことで、多様な住民の参画を得られました。

ウ オンライン(Zoom)を活用し、第三地区と笹賀地区にサテライト会場を設置することで、分科会テーマに即した立地での会場を実現しました。

(4) 現在までの経過

昭和61年3月 第1回松本市公民館研究集会 開催

平成19年10月 第1回地域づくり市民活動研究集会 開催

29年1月 未来を拓く自治と協働のまちづくりを目指す研究集会 松本大会 開催

30年2月 「未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い～第33回公民館研究集会 地域づくり市民活動研究集会～」 開催

ニーズに応じた生涯学習の実現

2 教育文化センター再整備事業

教育委員会 教育政策課

(1) 目標

建築後 40 年を経過した教育文化センターの経年劣化に対応し、空調設備を中心とした改修工事を実施するとともに、令和 4 年度に実施したアドバイザー会議の意見を踏まえ、教育文化センターを、不思議を探り、持続可能な未来を切り拓く、子どもと大人、教職員が共に育つ「(仮称) 学都ラボ」として見直すことを目指すものです。

(2) 令和 6 年度取組みと成果

- ア 教育文化センター再整備工事実施設計業務に着手し、施設・設備の劣化状況を調査のうえ、工法・工事範囲・工期等の検討を進め、基本的な工事内容を決定しました。
- イ アスベスト等有害物質の検査を実施し、工事の影響範囲と想定される設備等の含有状況を確認しました。除去等については、令和 7 年度以降の実施設計において詳細に検討します。
- ウ 工事中の代替施設について検討し、候補地を選定しました。その他、通信設備等付帯工事、備品導入等について検討を進めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 建築資材や人件費の高騰を見据え、経費膨張を抑制するために内容を精査しながら、令和 7 年度以降具体的な工事内容の検討を進める必要があります。
- イ 工事中の代替施設の方針については、関連機関と協議し、円滑に検討を進めることを目指すとともに、付帯工事を含めた事業日程を整理・調整する必要があります。
- ウ 工事中の講座等事業のあり方、また「(仮称) 学都ラボ」に向けた事業の見直し等について、運営委員会等諮問機関や利用者の意見を聞き検討する必要があります。

(4) 現在までの経過

令和 元 年 8 月	新科学館建設検討委員会を設置
12 月	教育民生委員協議会において基本計画（素案）を承認
2 年 4 月～	事業棚卸による事業の見直し
11 月	見直し方針決定（宇宙に特化した展示内容見直し、情報通信分野再検討等）
3 年 11 月	教育民生委員協議会において棚卸結果について報告
12 月	市議会 12 月定例会一般質問において市長が再整備方針を表明
4 年 2 月	経済文教委員協議会において再整備方針について承認
4 月～	アドバイザー会議において、再整備内容、施設・事業の方向性等につき協議
5 年 9 月	経済文教委員協議会において、アドバイザー会議の検討結果、「(仮称) 学都ラボ」としての今後の方向性を報告
10 月	「(仮称) 学都ラボ」としての今後の方向性について教育文化センター運営委員会で意見交換
11 月	教育文化センター運営委員会において、再整備の方向性・スケジュール・ゾーニングイメージ等について検討
6 年 6 月	経済文教委員会において、再整備の方向性・スケジュール・ゾーニング等について報告、承認
9 月	教育文化センター再整備工事実施設計着手

ニーズに応じた生涯学習の実現

3 公民館等の改修、整備

教育委員会 生涯学習課

(1) 目標

学びあいの場や災害対応の地域拠点として機能を維持するため、施設の移転新築、定期的な補修及び長寿命化を進めます。

(2) 令和6年度の実施状況と成果

公民館等長寿命化事業

個別施設計画に基づき、Mウイング（中央公民館）第3期工事及び第4期工事の実施設計を行いました。また、令和7年度に解体予定の奈川公民館の解体前アスベスト調査を行いました。Mウイング中間改修工事とともに第一地区地域づくりセンター、中央保健センターの設備改修を行い、地区住民の利便性向上を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地区公民館等の生涯学習施設は、今後、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の複合化・集約化及び長寿命化等を推進する必要があります。
- イ 開館から30年を経過する施設が多く、設備等の耐用年数経過に伴う故障は年々増加する傾向にあります。また、消防法等関係法令・基準に対応する改修等、安全確保・法令遵守の観点からも、速やかな施設整備が求められるため、計画的な改修工事と合わせて、経常的な維持修繕工事も適切に実施していく必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

整備経過

年度	大規模改修	移転整備	中間改修
H 16	入山辺公民館	—	—
H 20	安曇公民館	—	—
H 22	梓川公民館	—	—
H 24	神林公民館	—	—
H 26	鎌田地区公民館	—	—
H 27	今井公民館	—	—
H 28	内田公民館	—	—
H 29	笹賀公民館	波田公民館（移転）	—
H 30	和田公民館	—	—
R 3	—	里山辺公民館（新築）	—
R 4	—	—	奈川文化センター夢の森
R 5	—	—	松南地区公民館

イ 統計資料

公民館等の経過（築後）年数

経過年数	施設数①	内、整備済み	割合 ((①/40*100))
～20年	4館	0館	12.5%
21～30年	16館	1館	37.5%
31～40年	11館	6館	27.5%
41年～	9館	6館	22.5%

整備状況

項目	施設数等
生涯学習施設	40館
新築・移転・大規模改修済み	11館
中間補修実施済み	2館
整備割合（中間補修を除く）	27.5%

（統計の数値はR6年3月現在）

ニーズに応じた生涯学習の実現

4 図書館利用環境の充実

教育委員会 中央図書館

(1) 目標

松本らしい生涯学習による「生きがいの仕組みづくり」をめざすため、生涯学習機会の場としての図書館利用を促進するため、利用環境の充実を図ります。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

ア 松本市図書館未来プランに基づく事業の推進

令和4年度に策定した「松本市図書館未来プラン」に定める図書館基本理念「出会う つながる ガク都の広場」を実現する取組みを積極的に行い、プランの推進を図りました。

イ 子どもの読書活動の推進

ブックスタート、セカンドブック、サードブック事業の実施、読み聞かせボランティア養成講座などの人材育成事業の実施、子ども向けパスファインダーの見直しを実施しました。

ウ 村井駅サービスポイント及び四賀公民館図書室サービスポイントを開設しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 図書館利用環境の充実

市民のさらなる図書館利用促進を図るため、「松本市図書館未来プラン」に沿った図書館サービスの充実に努めます。

開館から33年が経過した中央図書館の大規模改修中の機能維持を検討します。また、市民の利便性向上のためICタグ貼付に着手し、セルフ貸出機等の導入と、それらに伴う館運営について検討します。

イ 子どもの読書活動の推進

子どもが読書に親しめる環境づくり、子どもの読書活動の普及・啓発及び子どもと本をつなぐ人材の育成、家庭・地域・学校等各団体との連携体制づくりを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成31年2月	「第2次学都松本子ども読書活動推進計画」を策定
令和元年5月	「学都松本子ども読書活動推進委員会」を設置
2年7月	「松本市中央図書館あり方検討委員会」を設置。翌年3月報告書を提出
4年10月	「松本市図書館未来プラン」策定
6年10月	村井駅サービスポイントを開設
11月	四賀公民館図書室サービスポイントを開設

イ 統計資料

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
市民1人当たり図書館貸出冊数	5.8冊	6.6冊	6.5冊	6.4冊	6.5冊
市民の図書館利用カード登録割合	※ 21.7% (43.4%)	20.7%	20.2%	22.3%	20.1%

※ 令和2年4/1～5/15新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため全館閉館、令和4年3/25～4/6耐震対策工事に伴う移転のためあがたの森図書館が閉館、令和4年6/20～6/24LED照明更新工事のため波田図書館が閉館、令和5年9/22～9/26図書館システム更新のため全館閉館、9/18～10/3松南地区公民館改修工事のため南部図書館が閉館、令和6年3/15～3/29耐震対策工事終了に伴う移転のためあがたの森図書館が閉館

令和2年度末に登録者のデータ削除基準を、登録カードの有効期限切れ10年以上の未更新者から2年以上に見直し。()内は旧基準割合

ニーズに応じた生涯学習の実現

5 図書館資料・情報の収集、提供

教育委員会 中央図書館

(1) 目標

市民誰もが生涯にわたって学ぶことができるように、生涯学習における情報拠点として、多様なニーズに応じた図書館資料・情報の収集、提供を行います。

(2) 令和6年度取組みと成果

- ア 令和6年度は、適正な蔵書内容の点検・維持を図りました。(7,571冊減)
年度末の市民一人当たりの図書館蔵書数は5.7冊となりました。
- イ オンラインデータベース導入数が10件に増加しました。
- ウ 長野県と県内市町村による協働電子図書館「デジとしょ信州」の利用促進を図り、モデル校の全児童が登録を行いました。また、視覚に障害がある方のためのアクセシブルライブラリーの利用登録を継続実施しました。
- エ 利用者登録及び「デジとしょ信州」利用登録の電子申請による受付を継続実施しました。
- オ スマホdeカードサービス開始

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 現状
社会の変化や市民の多様なニーズに応じた資料の充実を図っています。また、時間や空間の制約を受けず誰でも気軽に情報にアクセスできる電子図書館サービスの普及に努めています。
- イ 今後の課題
地域が抱える様々な課題の解決や暮らしに役立つ資料・情報の収集、提供を進めるほか、レファレンスサービスの提供のあり方、蔵書点検などの資料管理業務や貸出返却業務の効率化を可能とするＩＣタグ導入に伴う館運営の効率化、中央図書館の改修に伴う休館中の機能維持、将来にわたって保存すべき地域資料のデジタル化等の図書館サービスのあり方について検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成26年4月	官報情報検索サービスの開始
12月	国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの提供開始
28年3月	宗教館文庫の一部、松原文庫、柴田文庫を博物館へ移管
29年4月	第一法規「D1-Law.com」及び朝日新聞「聞蔵Ⅱビジュアル」を導入
30年3月	宗教館文庫の全てを博物館へ移管
31年4月	インターネット辞書・事典検索サイト「ジャパンナレッジLib」を導入
令和4年4月	「理科年表プレミアム」、「日経テレコン」を導入
5年4月	農業系データベース「ルーラル電子図書館」を導入
6年4月	中日新聞・東京新聞記事データベースを導入

イ 統計資料

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
蔵書数	1,291,469冊	1,307,599冊	1,324,551冊	1,338,409冊	1,330,838冊
市民一人当たり	5.4冊	5.5冊	5.6冊	5.7冊	5.7冊

6 基幹博物館整備事業

教育委員会 博物館

(1) 目標

松本まると博物館構想の中核施設として位置付けられた、郷土松本を担うひをつくる「ひとづくり」と、心豊かに夢がふくらみ育つまちをつくる「まちづくり」に資する学習拠点となる基幹博物館を整備します。

(2) 令和6年度取組みと成果

- ア 工損事後調査結果に基づき算出した補償料について、地権者への説明及び補償料の支払いを実施しました。
- イ 旧市立博物館から収蔵品の移転を完了しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

令和6年度で基幹博物館整備事業を完了したため、今後は松本市基幹博物館施設構想及び松本市基幹博物館基本計画で定めた「ひとづくり」「まちづくり」に資するソフト事業や多様な団体との連携を計画的に実施していく必要があります。

(4) 現在までの経過

平成 11 年度	松本城およびその周辺整備計画を策定
12 年度	松本まると博物館構想を策定
17 年度	日本民俗資料館が財団から市に寄贈され、松本市立博物館に名称変更
20 年度	松本市基幹博物館基本構想を策定
21 年度	松本市基幹博物館基本計画を策定
27 年度	市議会教育民生委員協議会が、移転候補地を松本城三の丸地区とすることを了承
28 年度	市議会議員協議会が、移転候補地を松本城大手門駐車場敷地とすることを了承 松本市基幹博物館施設構想及び松本市基幹博物館建設計画を策定
29 年度	設計プロポーザルで設計者を選定し、建築・展示の設計に着手
令和 元 年度	建築・展示の設計完了 主体工事・電気設備工事・機械設備工事の本契約を締結 借用地について、10年間の事業用定期借地権設定契約公正証書を作成
2 年度	建築工事に本格着工 展示製作業務委託の本契約を締結し、準備工に着手
3 年度	松本市基幹博物館1階活用市民会議を開催
4 年度	建築工事竣工、展示製作業務完了
5 年度	借用地について、事業用定期借地権設定契約解除に係る合意及び30年間の土地賃貸借契約締結 開館
6 年度	工損補償額算定結果に基づき、地権者等への説明及び補償を実施

ニーズに応じた生涯学習の実現

7 展覧会事業の実施

教育委員会 博物館

(1) 目標

松本市立博物館の3つの基本方針①ふかめる、②はぐくむ、③つなげるに沿って、社会教育施設としての役割及び街中の賑わいを創出するため、特別展や企画展を開催します。

(2) 令和6年度取組みと成果

- ア 春開催の特別展「戸田家臣団－松本藩最後の武士団－」では、収蔵資料である松本藩主戸田家に仕えた家臣に関する資料を展示しました。家臣の働きや生活の様子、彼らが後世の松本にもたらしたものを展示し、三の丸という土地の重要性を提示しました。
- イ 夏開催の特別展「生き物あふれる松本－すぐとなりにあるワンダーランド－」では、全国的に見ても、生物多様性の高い地域であるホットスポット松本を紹介し、その保全について広く教育普及を行いました。
- ウ 秋開催の国立科学博物館巡回展「和食展－日本の自然、人々の知恵－」では、松本の自然や食に関するオリジナル展示も行い、松本の良さをアピールしました。
- エ 冬開催の「春を待つ涅槃図展」では、松本市民が守り伝えてきた「涅槃図」を一堂に会すとともに、重要文化財の涅槃図も展示しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市民、企業、団体等と連携しながら、展覧会を通して、引き続き松本の情報発信を行います。
- イ 約12万点の収蔵資料を活用する特別展示を行います。

(4) 統計資料

展覧会名	会 期	来館者数 満足度（アンケート結果）
戸田家臣団－松本藩最後の武士団－	令和6年4月20日（土） ～6月17日（月）	8,452人 86%
生物多様性と松本 －すぐとなりにあるワンダーランド－	令和6年7月6日（土） ～9月2日（月）	9,148人 88%
和食展－日本の自然、人々の知恵－	令和6年10月5日（土） ～12月8日（日）	14,470人 90%
年越し 新春刀剣展（無料公開）	令和6年12月20日（金） ～令和7年1月20日（月）	10,681人 未実施
春を待つ涅槃図	令和7年2月1日（土） ～3月3日（月）	5,250人 89%

ニーズに応じた生涯学習の実現

8 松本まると博物館構想の実現

教育委員会 博物館

(1) 目標

1 階活用市民会議の提言の一つである「新博物館は市民が活躍する場になる」を実践するため、市民学芸員養成講座を継続実施し、市民学芸員の活動をサポートします。また、市民ガイドを充実させ、ガイドの自己実現及び来館者の満足度を向上させ、街への回遊性向上へつなげます。

(2) 令和6年度の実績と成果

- ア 市民学芸員養成講座を、年9回実施し、6名が修了しました。成果品として、常設展示室前で、パネル展示を行いました。
- イ 市民学芸員の会は、七夕人形の会、犀川通船の会、城下町町名の会、六地藏の会、お蚕の会等、興味のある分野ごとに博物館学芸員のもと、学びを深めました。また、3月16日（日）の博物館まつりでは、主体的にワークショップ、街歩き等を開催しました。
- ウ 城下町町名の会は、地区公民館からの要請に基づき講演会を開催しました。
- エ 七夕人形の会は、博物館1階でワークショップを開催する他、市内小学校等から要望があるときは、出張授業を行いました。
- オ 常設展示市民ガイドが、定期的に常設展示ガイドツアーや、テーマを決めて街中の回遊性を高める講座を行い、好評でした。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和7年度も、継続して市民学芸員養成講座を開催し、市民学芸員の活動をサポートします。
- イ 常設展示市民ガイドの、ステップアップ講座、常設展示ガイドツアー、街歩き講座等を継続して実施します。

(4) 現在までの経過

平成12年度	松本まると博物館構想策定		
18年度	第1期市民学芸員養成講座開催	18名修了	
19年度	第2期市民学芸員養成講座実施	15名修了	
20年度	第3期市民学芸員養成講座実施	11名修了	
21年度	第4期市民学芸員養成講座実施	11名修了	
22年度	第5期市民学芸員養成講座実施	6名修了	
23年度	第6期市民学芸員養成講座実施	9名修了	
〃	平成24年度から29年度まで休止		
30年度	第7期市民学芸員養成講座実施	12名修了	松本市歴史文化基本構想策定
令和元年度	第8期市民学芸員養成講座実施	9名修了	第1回博物館まつり実施
2年度	第9期市民学芸員養成講座実施	5名修了	第2回博物館まつり実施
3年度	第10期市民学芸員養成講座実施	8名修了	第3回博物館まつり延期
4年度	第11期市民学芸員養成講座実施	13名修了	第3回博物館まつり実施
5年度	第12期市民学芸員養成講座実施	13名修了	第4回博物館まつり実施
6年度	第13期市民学芸員養成講座実施	6名修了	第5回博物館まつり実施
(修了生合計136名 内実質活動者数58名)			

全ての世代にわたる食育の推進

1 子どもを豊かに育む食育の推進

教育委員会 学校給食課

(1) 目標

食育を通じて、子どもたちが望ましい食習慣を身につけ、地域の農産物や食文化への理解を深めることで、健全な心身を培い、豊かな人間性の形成を目指します。

(2) 令和6年度取組みと成果

ア 食育の推進

「食に関する指導の全体計画」に沿って、栄養教諭による朝食摂取の大切さについての授業、栄養士も関わり学校訪問や給食指導等、学校と連携した食育事業を実施しています。また、時節に応じた食育の資料を各学校・各家庭に配信しました。

イ 地産地消の推進

- (ア) 地産地消率向上のため、食材納入業者には主要野菜を中心に地場産物の納入を促し、安全安心な旬の食材を積極的に献立に取り入れるよう努めました。
- (イ) 無農薬、低農薬で作付けした農産物使用の拡大を図り、環境にも配慮した安全安心な給食の提供を目指して、「環境にやさしい給食の日」を設け、全ての市立小中学校の給食に低農薬米、無農薬や低農薬で作付けした農作物を使用した給食を提供しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 児童生徒の食に関する実態調査の朝食喫食率の経年変化をみると、令和元年に小5であった対象児童の喫食率が令和4年に中2となった際には減少しています。朝食欠食の課題を各学校と共有し、小学4年生への朝食の授業を全校で実施するとともに、家庭へ情報発信します。

イ 給食の残食量が多いことから適正な栄養量の摂取ができていない児童生徒が一定数いることや、食事の重要性についての意識の希薄化が推察されます。栄養士の増員を図り、自分の適正量を把握するための授業を令和8年度から中学校全校で実施します。また、「給食時間の食に関する指導」についても多くの学年で実施するなど、食育の機会を増やします。

ウ 地産地消を進めるなかで学校給食へ地場産物を積極的に取り入れました。地場産物を使用した献立作りや、J A、生産者グループ等との連携を進め、学校給食での地場産物の提供機会を増やします。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

食育の推進、地産地消の取組みとして、学校給食に、郷土食や松本産の野菜や松本地域の地場産物を取り入れた「松本の日」の献立を6月から2月に月1回提供し、児童生徒に紹介しています。

イ 統計資料

(ア) 児童生徒の食に関する実態調査の朝食喫食率

令和元年：小学5年時 90.3% →令和4年：中学2年時（令和元年 小学5年時）87.2%

※ 長野県教育委員会事務局保健厚生課実施：令和4年度児童生徒の食に関する実態調査より

※ 設問は、令和元年：喫食の有無 令和4年度：学校がある日の喫食の有無

(イ) 学校給食における地場産物の使用率

主要野菜15品目の長野県産食材使用割合（重量ベース）

令和6年度 45.4%（令和7年度末 45%目標）

全ての世代にわたる食育の推進

2 アレルギー対応食提供事業

教育委員会 学校給食課

(1) 目標

学校給食を教育の一環（食育）として位置づけ、食物アレルギーの有無にかかわらず、全ての児童生徒に対して給食の提供を保障していこうとするものです。

(2) 令和6年度取組みと成果

- ア 一般給食から隔離した専用調理室を設け、専任の栄養士・調理員が対応食（代替食）を調理し、それぞれ個別の容器に入れて各学校へ配送しています。
令和6年度アレルギー対応食提供人数 144人（令和6年7月）
- イ 個々の児童生徒のアレルギー原因食物や症状等の情報共有と、アレルギーに対する正しい理解を深めるため、保護者との個別懇談会を行っています。
アレルギー対応食解除人数（一般給食を食べられるようになった人数）13人（令和7年3月）
- ウ 事故防止のため、学級担任が変更となった児童生徒への学校訪問を行い、対応食提供方法の確認を行うとともに、学校における対応を詳細に示したアレルギーマニュアルの資料を発行しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア アレルギー対応食提供人数は、27年度をピーク（203人）に減少傾向です。
- イ 事故防止の取組みとして、提供者の全学級への訪問を行い、安全に提供されるよう担任および学校と確認を進めていきます。
- ウ 成長期に必要な栄養素を様々な食品から摂取できるよう、正しいアレルギーの管理について保護者へ働きかけ、医師の指導のもと、対応食解除に向けた取組みを継続していきます。
- エ 大規模センター（西部・東部センター）において、新入学児童の対応食提供開始時期を現状の7月から早期提供へ変更することについて学校に図り、令和8年度からの実施に取り組みます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成11年 1月	アレルギー対応食提供開始（7食）
12年 4月	実施要綱制定
13年 4月	西部学校給食センター開設
17年 8月	アレルギー室拡張（西部）
18年 8月	アレルギー室拡張（第2）
21年 8月	東部学校給食センター開設
22年 11月	食物アレルギー講演会開催「食物アレルギーの知識と対応」（※以降3年に1度実施）
29年 4月	学校給食における食物アレルギー対応マニュアル（改訂版）発行
令和4年 4月	学校給食における食物アレルギー対応マニュアル（改訂版）発行
11月	食物アレルギー講演会開催「食物アレルギーとの上手なつきあい方」
6年 3月	学校給食における食物アレルギー対応マニュアル別冊資料発行

イ 統計資料

食物アレルギー対応食提供児童・生徒数（各年度7月1日現在）

（単位：人）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
対象者数	179	167	169	163	144

切れ目ない健康づくりの推進

1 地域における健康づくりの推進

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

松本市健康増進総合計画に基づき、地域を基盤とした健康づくりを推進します。地域づくりセンターを中心に、保健師、福祉ひろば職員、地区生活支援員、地域包括支援センター職員、その他地域の関係する地区組織（民生児童委員・食生活改善推進員・体力づくりサポーター等）と連携し、より身近な地域での健康づくりを強化推進します。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

ア 地区を拠点とした保健活動の充実や地区担当職員との連携強化を図るため、保健師の地区駐在化を進め、身近な地域での健康づくりに取り組みました。

母子保健業務、全世代対象の健康相談の充実、地区課題に向けた取組み、また地域包括支援センター職員及び地区生活支援員と連携したフレイル予防の実施、地区への健康情報の発信等を重点に活動しました。

イ 食生活改善推進員養成教室を年2会場7回コースで実施しました。新たに20人が食生活改善推進員として加入（会員数224人）し、市内35地区で地区課題に沿って食生活改善栄養指導事業を実施するとともに、地区福祉ひろばや地区公民館等で、様々な年代を対象とした食生活改善に取り組みました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 保健師が、身近な地域で健康づくりを推進するため、健康相談等の環境整備を行うとともに、地区課題を明確化し、課題に沿って取り組みます。

イ 引き続き食生活改善推進員の養成を行うとともに、地域住民が自ら学び、活動する場の支援、さらには地域の健康づくりに向けた取組みを支援します。

(4) 現在までの経過

松本市食生活改善推進協議会

昭和44年度 食生活改善推進員の活動開始

57年度 食生活改善推進協議会組織化

平成9年度 松本市による食生活改善推進員養成教室を開始

18年度 松本市食生活改善推進協議会が厚生労働大臣表彰を受賞

令和4年度 40周年記念事業実施

切れ目ない健康づくりの推進

2 がん検診等各種検診の推進

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

がんの早期発見・早期治療を図るため、がん検診等各種検診の受診率の向上に取り組むものです。

(2) 令和6年度の実施と成果

- ア 松本市国民健康保険特定健診や後期高齢者健診等の基本健診、がん検診受診券、各がん検診無料クーポンを1通に同封し個人通知により受診勧奨を行いました。
- イ 各種検（健）診のWEB申込みについて啓発し、若い世代の受診勧奨を強化しました。
- ウ FMまつもと、広報まつもと等の各メディアへの出演及び情報掲載、SNS等のインターネットを通じた周知・啓発を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 若い世代で受診率が低い傾向があるため、これらの世代のアクセシビリティの向上が必要です。
- イ 要精密検査となった方の精密検査受診率が低い大腸がん検診等で、精密検査受診を促す取り組みが必要です。
- ウ がんの早期発見効果の高い検査を提供するため、胃内視鏡検査の導入について検討が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成16年度	前立腺がん検診開始
18年度	肺がんCT検診を開始
21年度	子宮頸がん検診、乳がんマンモグラフィ検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
23年度	肺がんCT検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
24年度	個別通知による受診勧奨を開始、大腸がん検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
26年度	HPV（ヒトパピローマウイルス）併用検診、胃がんリスク検診を開始
29年度	子宮頸がん・乳がん検診の自己負担額の引き下げ
30年度	乳がん超音波検診無料クーポンの開始
令和4年度	WEB予約サイトの開設

イ 統計資料

区分	R5年度			R6年度		
	対象者(人)	実施者(人)	受診率(%)	対象者(人)	実施者(人)	受診率(%)
肺がんCT検診	80,454	2,216	2.75	67,521	2,532	3.75
胃がん検診	87,576	2,635	3.01	73,382	2,656	3.62
大腸がん検診	87,576	15,096	17.24	73,382	15,232	20.76
子宮がん検診	49,909	9,953	19.94	41,796	10,299	24.64
乳がん検診	46,733	10,475	22.41	39,158	10,858	27.73
前立腺がん検診	32,365	5,901	18.23	27,343	5,747	21.02

切れ目ない健康づくりの推進

3 後期高齢者医療の推進

健康福祉部 保険課

(1) 目標

高齢者が安心して医療を受けることができる環境づくりとともに、健康保持増進を図るため保健事業の充実を目指しています。

(2) 令和6年度の実施状況と成果

- ア 後期高齢者医療は75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の障害認定者を対象として、長野県後期高齢者医療広域連合が運営主体となっています。市は、保険料の徴収、各種申請や届け出の受付、保健事業などの業務を担っています。
- イ 後期高齢者健康診査は健康づくり課が担当し、令和6年度の対象者37,175人（要介護3～5は希望者のみ）のうち受診者は15,976人で、受診率は43.0%でした。このうち、簡易脳ドックを除く人間ドック受診者は1,256人でした。
- ウ 令和3年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に国保、後期、介護保険で連携して取り組んでいます。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 健康診査は、受診料を無料にすることで負担を軽減し、受診率向上を図っています。（法定必須16項目に市独自の10項目を追加して実施しています。）
- イ 平成25年度から人間ドック・脳ドックに対する助成を行い、高齢者が自身の健康を確認する選択肢を広げています。
- ウ 高齢者に健康の大切さを意識してもらい、健康診査の受診率を向上させ、被保険者の健康維持と医療費の適正化を進めることが課題です。
- エ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業で取り組む重症化予防事業やフレイル予防事業は、高齢者のQOL（生活の質）を高めるとともに、医療費や介護保険給付費の負担軽減につながるため、多くの市民に関心を持ってもらえるように取り組みます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成20年度	健康診査の開始	健康診査市独自検査項目3項目追加
21年度	健康診査に市独自検査項目2項目追加	23年度までに7項目を追加
令和3年度	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業開始	

イ 統計資料

後期高齢者健康診査

（健康づくり課所管）

年 度	対象者（人）	受診者（人）	受診率（％）	伸び率（％）
R 2	33,422	15,788	47.2	2.3
R 3	33,722	15,123	44.8	△ 2.4
R 4	34,665	15,536	44.8	0.0
R 5	35,955	15,203	42.3	△ 2.5
R 6	37,175	15,976	43.0	0.7

※ 令和2年度から後期高齢者健康診査の対象から要介護3～5の被保険者を希望制に変更しました。

切れ目ない健康づくりの推進

4 フレイル予防の推進

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

フレイル予防対策として、医療連携の体制整備を進めるとともに、フレイル該当者の把握と予防の周知啓発、保健指導を実施するものです。また、身近な地域で自ら進んで健康づくりに取り組むことができるよう、高齢者の通いの場の創出と、健康づくりを支援する人材を育成するものです。

(2) 令和6年度の実施状況と成果

- ア フレイルを防ぎ、健康の保持増進、医療費および介護給付費の伸びを抑制するために、「フレイル予防の推進」に関する専門者会議を設置し、今後の方向性について協議しました。また、フレイル対策を主導し、フレイルを考慮した高齢者医療を担う医師を育成するため、フレイルサポート医の養成講座を実施し、医師4名、他医療従事者28名が参加しました。
- イ フレイル該当者の把握強化のため、介護保険未認定の75歳以上一人暮らし高齢者を対象に電力スマートメータによるフレイル検知事業を行いました。569名が参加し、フレイルの早期発見及び早期介入による介護予防に努めました。
- ウ 身近な地域で住民同士が主体的に運動を継続できる仕組みづくりとして、週1回運動を行うサークルの立ち上げ支援を行い、新たに11サークルが立ち上がり、全137サークル（うち2サークル休止）が活動しています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア フレイル健診等で把握したフレイル該当者に対し個別支援を行い、必要な場合は医療につなげるなど、医療と連携したフレイル対策を行います。
- イ フレイル要因となる痩せリスクの方が、国や県と比較して多いため、個別の保健指導等を行い改善に向けての取り組みが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成25年度 地域の中で運動を支援するボランティア「体力づくりサポーター」育成開始
- 令和元年度 自主運動サークル支援事業を開始
- 3年度 「体力づくりサポーター育成事業」と「自主運動サークル支援事業」を地域介護予防活動支援事業へ移行
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業開始。「フレイル健診と健康教室」開始
- 4年度 フレイル予防推進協議会の設置

イ 統計資料

年度	体力づくりサポーター	自主運動サークル立上げ	フレイル予防	
	全登録者数（人）	サークル数（か所）	健診数（回）	講座数（回）
R2	455	51		
R3	395	70	77	70
R4	412	93	95	76
R5	392	126	77	74
R6	373	137	79	79

切れ目ない健康づくりの推進

5 生活習慣の改善

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、より良い生活習慣に心掛け、病気の発症を予防するため、松本市健康増進総合計画を推進します。

(2) 令和6年度取組と成果

- ア 若い世代で健（検）診受診率が低い傾向があるため、これらの世代のアクセシビリティの向上のために、スマートフォンやPCから各種検診を予約できるようWEBサイトを継続運営しました。
- イ 過去の特健診受診結果やレセプトデータを人工知能により分析した、対象者の特徴別受診勧奨通知の作成・発送や、同分析による勧奨効果を順位づけした受診勧奨に取り組みました。
- ウ 生活スタイルが多様な市民が自分に合った健康に良い行動を選択する「プラス choice 選んで実践生活習慣病予防」を新たなコンセプトとし、ロゴマークの活用、ホームページの作成により周知を実施しました。
- エ 第4期松本市食育推進計画に基づき、「おいしく食べよう具だくさんみそ汁」「よくかむ30かみかみ運動～飲み込む前にあと5回～」等の周知を継続して実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 健康への関心・無関心、年齢や性別を問わず誰もが健康情報を得て、自ら進んで健康づくりに取り組める仕組みづくりが必要です。
- イ 市民一人ひとりが体験を通じて豊かな食生活を育めるよう、作る・味わう等の体験ができる講座やICTの活用を通じ、個人の実践につながる食育を推進します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成13年度	第1期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」を策定
19年度	第1期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」（20年度～24年度）策定 松本市国保特定健診・保健指導の開始、各種健康講座を実施
22年度	「働く世代の生活習慣病予防事業」の開始 第2期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」（23年度～32年度）策定
24年度	第2期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」（25年度～29年度）策定
29年度	第3期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」（30年度～34年度）策定
令和4年度	松本市健康増進総合計画（5年度～9年度）策定

イ 統計資料

特定健康診査・特定保健指導

単位：％

年度	R3	R4	R5	R6
特定健康診査受診率	43.0	42.8	42.4	42.5
特定保健指導実施率	42.2	45.0	40.3	

※ 令和6年受診率は速報値。保健指導は実施中

切れ目ない健康づくりの推進

健康福祉部 健康づくり課
保健予防課

6 受動喫煙の防止

(1) 目標

健康増進法及び松本市受動喫煙防止に関する条例に基づき、受動喫煙による健康被害や喫煙による健康への影響について、市民一人ひとりが理解できるように啓発事業を推進し、健康増進を図ります。

(2) 令和6年度の実施と成果

- ア はじめの1本を吸わせない取組みとして、小学校高学年に啓発動画活用周知、中学校3年生にタバコの害についてチラシを配布しました。
- イ 禁煙支援ガイドを活用し、医師会・歯科医師会・薬剤師会と禁煙支援の連携を図りました。
- ウ 世界禁煙デーに併せ禁煙啓発強化月間として、ブランディングエリア掲載や各地区活動での啓発を行いました。
- エ 啓発動画を松本市公式 YouTube に掲載しました。
- オ 受動喫煙防止エリア周知のため松本駅前、松本城で啓発を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市民や企業に対し、健康増進法の改正及び松本市受動喫煙防止に関する条例について周知徹底し、円滑な施策の推進を図ります。
- イ 医師会・歯科医師会・薬剤師会、企業と連携を図り、禁煙支援の充実を図ります。
- ウ 子どもたちを受動喫煙の健康被害から守るため、幼児期からの喫煙防止教育の実施や子育て世代、働く世代への啓発、加熱式タバコについての正しい理解の普及を行います。
- エ 受動喫煙防止区域の拡大について検討を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 25 年 3 月	庁議で「タバコと向き合う松本スタイル～あたり前の禁煙へ～」を策定
12 月	松本駅前お城口広場を「さわやか空気思いやりエリア」（禁煙エリア）に設定
30 年 7 月	健康増進法の一部を改正する法律の公布。受動喫煙防止対策の強化
8 月	たばこ対策庁内検討会議の発足。本市の対策の見直しを行うことを確認
10 月	たばこ対策推進協議会の発足。条例制定に向けて協議
31 年 3 月	松本市受動喫煙防止に関する条例の制定
令和 元 年 7 月	松本市受動喫煙防止に関する条例施行。市公共施設での原則敷地内禁煙開始
10 月	松本駅お城口広場周辺を「受動喫煙防止区域」に指定 指定喫煙所・禁煙啓発所運用開始
3 年 4 月	中核市移行に伴い特定施設等へ指導及び助言等の事務が長野県から移譲
4 年 4 月	松本城公園・旧開智学校までの道路を「受動喫煙防止区域」に指定 松本城公園公共指定喫煙所運用開始
6 年 1 月	小学校高学年向け啓発動画作成

イ 統計資料

年度	R 3	R 4	R 5	R 6
喫煙率（国保特定健診受診者の内、習慣的に喫煙する者）	11.4%	11.3%	11.3% （決定値）	11.6% （速報値）

切れ目ない健康づくりの推進

健康福祉部 健康づくり課

7 自殺予防対策の強化

(1) 目標

松本市自殺予防対策推進計画に基づき、自殺者数の減少を図るため総合的な予防対策に取り組みます。

(2) 令和6年度の実施状況と成果

- ア 第3期松本市自殺予防対策推進計画に基づき、啓発・教育・相談・支援体制の強化に取り組みました。
- イ 自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」で個別相談に対応しました。
- ウ 自殺率の高い子どもや若者・働き盛り世代にICTを活用し、相談支援先の情報を積極的に届けるため、検索連動型広告を実施しました。
- エ 若い世代への教育・啓発の一環として、SOSの出し方に関する教育を小中学校における出前講座で実施しました。また、子どもへの暴力防止(CAP)プログラムを中学生、保護者、教員に向けて実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 自殺予防対策推進協議会及び市内連絡会議を中心に、各分野、各団体等との連携を強化して自殺予防対策に取り組みます。複雑化・複合化した相談に対し、包括的に支援します。
- イ ゲートキーパー養成研修を開催します。
- ウ 「SOSの出し方に関する教育」について関係課と連携して周知方法を拡大します。
- エ 大学等に相談窓口を記載したステッカーを作成配布し、相談周知に取り組みます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成21年度	松本市自殺予防対策推進協議会の発足
22年度	松本市自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」の開設
23年度	松本市自殺予防対策推進計画策定、地域支援者のための研修会を実施
29年度	第2期松本市自殺予防対策推進計画策定
令和4年度	第3期松本市自殺予防対策推進計画策定

イ 統計資料

(ア) 「いのちのきずな松本」の実施状況（令和6年度）

相談日数	245 日
相談件数	1,412 件（実人数 100 人）

相談者 100 人の年齢別内訳（令和6年度）

（単位：人）

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合計
6	11	18	13	24	12	13	3	100

(イ) ICTを活用した検索連動型広告実績

広告表示数（広告が表示された回数。検索した際、必ず表示されるとは限らない）	74,721 回
広告クリック数（広告が表示された際、広告をクリックし、相談窓口を確認した回数）	7,414 回
広告クリック率（広告クリック数 / 広告表示数 × 100）	9.92%

1 感染症予防対策の推進

健康福祉部 保健予防課

(1) 目標

感染症に対する正しい知識の普及・啓発を行い、感染症の予防・感染拡大防止に向け、的確な対応が行える体制づくりを推進します。

(2) 令和6年度の取組みと成果

- ア 感染症法に基づき、発生動向調査や積極的疫学調査により感染症の発生状況の正確な把握と分析を行うとともに、関係機関への迅速な情報提供を行い、感染症の予防を図りました。
- イ エイズ・性感染症予防対策は、電話や面接による相談、H I V迅速検査及び性感染症検査（梅毒・クラミジア）を行うとともに、検査普及週間や世界エイズデーに合わせ、市公式SNSでの情報発信やレッドリボンツリーの設置を行い、性感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めました。
- ウ 結核対策は、結核に関する正しい知識の普及啓発、積極的疫学調査及び接触者検診、服薬支援を行い、結核患者の早期発見と適正な管理を実施することで感染拡大予防に努めました。
- エ 松本市感染症予防計画に基づき、新興感染症の発生やまん延に備えるため、民間検査機関3社と協定を締結し、検査体制を確保しました。また、医療提供体制については、長野県と連携し、入院時の病床確保や発熱外来など県内の医療機関と医療措置協定を締結し、医療提供体制を確保しました。
- オ 新興感染症の発生やまん延時において、保健所の感染症対応業務を支援できる人材（I H E A T要員）を育成することを目的とした、研修及び訓練を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市感染症予防計画に基づき、今後の新興感染症の発生に備えた体制整備及び平時から感染症の予防やまん延を防止していくための対策を講じていくことが必要です。
- イ 結核や性感染症等の感染症対策として、本市の発生状況を踏まえた周知啓発等の対策を推進していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和 3 年度 中核市へ移行、松本市保健所を開設
- 5 年度 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症が5類に移行
松本市感染症予防計画を策定

イ 統計資料

(ア) 感染症発生件数

(令和6年度)

分類	一類	二類	三類	四類	五類
件数	－	22 件	3 件	12 件	62 件

(イ) エイズ相談件数

(令和6年度)

来所相談	電話相談	計
176 件	162 件	338 件

2 感染症予防対策（予防接種の充実）

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

予防接種法に基づき予防接種を行い、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止します。実施に当たっては、予防接種の意義等について啓発を図り、被接種者の体質等を理解している、かかりつけ医療機関での個別接種の推進を図ります。

(2) 令和6年度取組みと成果

- ア 乳幼児・学童の予防接種の接種率は、ほぼ横ばい傾向で、感染症のまん延はありません。
- イ 任意予防接種のおたふくかぜ接種費用の一部助成、こどものインフルエンザ接種費用の一部助成及び帯状疱疹ワクチン接種費用の一部助成を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

予防接種が感染症のまん延予防に大きな成果を上げていることから、今後とも普及啓発活動を行うとともに接種勧奨に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 25 年度	子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌 3 ワクチンの定期接種開始 6 月から子宮頸がんワクチンの積極的勧奨中止 水痘・おたふくかぜワクチンの接種費用の一部助成を開始
26 年度	10 月から水痘・高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種開始。9 月で水痘の一部助成終了 4 月から B 型肝炎、10 月から高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成を開始
28 年度	県外定期予防接種費用の助成を開始。10 月から B 型肝炎ワクチンの定期接種を開始
29 年度	任意の B 型肝炎ワクチンの予防接種の一部助成対象者の拡大
30 年度	任意の高齢者肺炎球菌ワクチンの任意予防接種費用の一部助成終了
令和 元 年度	大人の風しん追加的対策開始
2 年度	10 月からロタウイルスワクチンの定期接種開始 任意のこどものインフルエンザ予防接種費用助成を開始
3 年度	任意の B 型肝炎予防接種費用の一部助成終了
4 年度	子宮頸がんワクチンの積極的勧奨再開、キャッチアップ接種開始
5 年度	任意の帯状疱疹ワクチン接種費用の一部助成を開始 3 月で高齢者肺炎球菌予防接種の経過措置、新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種終了
6 年度	新型コロナウイルスワクチン、五種混合ワクチンの定期予防接種開始 子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種が、条件付きで令和 8 年 3 月まで延長決定 大人の風しん追加的対策の終了

イ 統計資料

令和 6 年度新型コロナウイルス定期予防接種 接種者数 17,972 人（接種率 26.1%）

3 安心できる医療提供体制の確保

健康福祉部 保健総務課

(1) 目標

市民が安心安全な医療を受けられるようにするため、医療に対する患者の苦情・心配や相談に対応し、医療機関や患者に対し医療安全に関する助言および情報提供を行うほか、医療機関が医療法及び関連法令に規定された人員や構造設備を有し、適正な管理を行っているか検査を行います。

(2) 令和6年度取組と成果

- ア 医療安全支援センターで、専属の職員が病気や医療機関等に関する相談を受け、その内容を医療機関との情報交換会において共有しました。
- イ 医療従事者や地域住民を対象に、医療安全支援センターで受け付けた相談内容を反映させた、医療安全や医療機関のかかり方の研修会（講座）を開催しました。
- ウ 病院や有床診療所を対象に、立入検査を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 引続き医療安全支援センターの周知を進め、医療に関する悩みを持った患者・御家族への助言を講じていく必要があります。
- イ 医療を適切に受けるためには、患者に対する医療従事者側の配慮だけではなく、患者や家族側の自立した高い意識が必要であることから、事例集等を活用した講座活動を広く進めていく必要があります。
- ウ 予定の全医療機関の立入検査を実施しました。院内における感染対策の状況確認を行いました、引き続き実施する必要があります。
- エ 南松本に設置を予定している第2段階の保健所の具体化に向けて、効果的かつ効率的な所内体制を検討する必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和3年度 松本市保健所に医療安全支援センターを設置
3～6年度 新型コロナウイルス感染症等に配慮した立入検査を実施

イ 統計資料

	R4年度	R5年度	R6年度
医療機関等の相談件数	307件	342件	299件
医療機関等への苦情件数	50件	40件	77件

研修テーマ	対象者	R4年度		R5年度		R6年度	
		回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
賢い患者になるために	住民	15回	延べ423人	15回	延べ423人	2回	延べ83人
医療安全研修会	医療従事者	1回	25人	3回	11人	3回	10人

検査予定医療機関	対象医療機関数	検査頻度	R4年度	R5年度	R6年度
病院	16か所	毎年	16か所	16か所	16か所
有床診療所	10か所	3～5年毎	3か所	2か所	4か所

4 生活衛生施設等への監視指導事業

健康福祉部 食品・生活衛生課

(1) 目標

旅館、興行場、公衆浴場、理・美容所、クリーニング所及び特定建築物等の生活衛生関係施設について、関係法令に基づき、許可・確認及び届出受理を行うとともに、監視指導等を行うことで施設の衛生を確保し、公衆衛生の維持・向上を図ります。

(2) 令和6年度の実施状況と成果

新規申請時には、構造設備の基準適合等の確認を中心に行っています。監視指導は、業態に応じて計画的に実施しており、衛生管理等の確認を実施しています。

また、旅館組合、理美容組合等に講習会を通じて指導を行い、衛生管理の普及啓発を図っています。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 立入検査は、長野県の監視指導計画に準じて実施しており、指摘事項は、総じて変更等の届出の提出、自主管理点検の実施が多く、旅館・公衆浴場では、浴槽水の適正な管理、理・美容所では、適正な消毒の実施が多くなっています。

イ 引き続き、生活衛生関係法令に基づく施設に対し、立入検査による監視指導や講習会等を通じた指導を行い、施設の衛生管理の向上を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和3年度 中核市移行に伴い、新たに松本市保健所を開設

イ 統計資料

令和6年度 監視件数

(単位：件)

業態名	施設数	監視件数
興行場	6	2
旅館業	359	148
公衆浴場	126	46
理・美容所	858	158
クリーニング業	126	48

5 食品衛生施設等への監視指導事業

健康福祉部 食品・生活衛生課

(1) 目標

松本市食品衛生監視指導計画に基づき、食品関係営業施設、集団給食施設等における食品の製造、加工、調理等が衛生的に行われるよう、監視指導を行うことにより、飲食に起因する衛生上の危害発生の防止を図ります。また、市内の食品製造施設で製造される食品及び食品の流通拠点である市場、スーパーマーケット等で流通する食品等を収去し、食品添加物、残留農薬、残留動物用医薬品、病原微生物及びその他必要な検査を実施することにより、違反食品を排除し、食品の安全性の確保に努めます。

(2) 令和6年度の実施状況と成果

食中毒予防等及び食品に関する正しい知識を市民や事業者へ広く周知するため、市のホームページのほか、市公式 YouTube、SNS 等へ動画を作成し、情報配信を行いました。また、食品衛生監視指導計画に基づき、計画的に施設及びイベントの監視指導、食品の収去検査や事業者支援のための各種講習会等を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 飲食店の利用客は、コロナ禍より急激に増加し、テイクアウトやデリバリー等、業態が変化した飲食店も増えており、十分な加熱調理といった通常の衛生管理に加え、調理能力に見合った提供数や適切なメニュー選択といった食中毒防止のためのリスク管理が求められます。

イ 令和6年度は、食中毒の発生はありませんでしたが、引き続き食品衛生監視指導計画に基づき、施設の監視指導及び食品等の収去を行い、食品による危害発生防止と施設の衛生管理の向上を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和2年度 令和3年度松本市食品衛生監視指導計画を策定。以降、毎年度策定
3年度 中核市移行に伴い、新たに松本市保健所を開設
4年度 令和4年度松本市食品安全懇話会開催

イ 統計資料

(ア) 令和6年度 監視件数

(単位：件)

区分	施設数	監視件数
許可を要する施設（許可件数）	4,716	999
営業届出施設（届出件数）	2,308	202
計	7,024	1,201

(イ) 令和6年度 収去検査件数

(単位：件)

収去検体数	検査項目数
155	2,757

6 動物愛護管理推進事業

健康福祉部 食品・生活衛生課

(1) 目標

「長野県動物愛護管理推進計画」及び「松本市の動物愛護管理に関する基本方針」に基づき、動物の適正飼養の普及・啓発を行います。また、狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を推進することにより、狂犬病のまん延防止を図ります。

(2) 令和6年度の実施と成果

- ア 学識経験者、ボランティア等で構成する動物愛護管理推進懇談会を開催し、市の取組みに関する意見交換を行いました。
- イ 市に登録して地域猫活動を行う団体に、猫の不妊・去勢手術費用の助成を行いました。
- ウ 市民やボランティア、動物取扱業者に向けて「人と動物の共通感染症」の講演会を開催しました。
- エ 狂犬病予防注射実施率の向上のために集合注射を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 動物愛護管理推進懇談会では、行政以外の多様な視点から市の施策に関して、活発な意見交換がなされており、今後も引き続き、市の動物愛護管理施策を推進するための懇談会を開催します。
- イ 地域猫活動に町会単位で取り組む事例が増加しており、活動が市民に認知され始めていると考えられます。今後は、苦情の推移等から事業の効果についての検証が必要です。
- ウ 講演会は、参加者の満足度も高く、動物に関する正しい知識に市民が触れるよい機会となっています。
- エ 狂犬病のまん延を防止するため、引き続き狂犬病予防注射実施率の向上に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成20年度	松本市地域猫管理活動支援補助金交付要綱施行
令和3年度	中核市移行に伴い新たに保健所を開設、長野県から移管され動物愛護管理業務を開始
令和4年度	松本市動物愛護管理推進懇談会設置
令和5年度	松本市の動物愛護管理に関する基本方針策定 松本市地域猫管理活動支援事業補助金交付要綱改正（団体登録制に変更）
令和6年度	松本市地域猫管理活動支援事業補助金交付要綱改正（様式変更）

イ 統計資料

地域猫活動支援事業として行った手術頭数

（単位：頭）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
オス 上限 8,800 円	63	53	69	86	54
メス 上限 16,500 円	90	95	89	118	98
合計	153	148	158	204	152

7 と畜検査事業

健康福祉部 食品・生活衛生課

(1) 目標

と畜場法等に基づき、所管すると畜場へ搬入される家畜のと畜検査及びと畜場に対する衛生指導等を実施することにより、安全で良質な食肉の流通を図ります。

(2) 令和6年度取組みと成果

- ア 所管すると畜場において、搬入された牛、馬、豚、めん羊及び山羊の全頭について、疾病や病変を排除する検査を実施し、食用に適さない部分を廃棄しました。
- イ 食肉中の残留抗生物質モニタリング検査48頭を実施したところ、抗生物質が残留した事例はありませんでした。
- ウ と畜場に対してHACCPに沿った衛生管理の実施状況を外部検証として定期的に確認し、衛生指導を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア と畜場法に基づき、所管すると畜場へ搬入された牛、馬、豚、めん羊及び山羊の全頭について、疾病や病変を排除する検査を引き続き実施し、食用不適の食肉を排除します。
- イ 食肉中の残留抗生物質検査を実施し、抗生物質が残留する食肉を排除することで、食肉の安全確保を図ります。
- ウ と畜場のHACCPに沿った衛生管理の実施状況について、外部検証として定期的に確認することで、より衛生的な食肉の流通を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和3年度の中核市移行に伴い、新たに松本市食肉衛生検査所が開設され、所管する株式会社長野県食肉公社においてと畜検査業務等を行っています。

イ 統計資料

令和6年度と畜頭数 (単位:頭)

家畜の種類	頭数
牛	4,119
馬	15
豚	63,268
めん羊	158
山羊	16
合 計	67,576

地域医療・救急医療の充実

1 診療所等事業

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

地域住民が安心して安全に医療を受けることができる地域医療の充実を図ります。

医療資源の少ない山間地域において必要な医療を継続的に提供していくため、5か所の市営診療所の運営に取り組みます。

(2) 令和6年度の実施計画と成果

各診療所において、引き続き、地域住民が安心して安全に医療を受けることができるよう必要な医療提供を行うため、人材確保や医療機器等の整備に努めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

医療資源の少ない地域を担う診療所は、医師等の医療従事者の安定的な確保等、他の医療機関からの継続的な支援が不可欠です。

松本市立病院との連携強化を図り、安定的な診療所運営が図れるよう体制の構築を検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成27年度 安曇大野川診療所改築工事（現地）、安曇島々診療所移転改修工事（安曇支所内）を実施。安曇大野川診療所及び歯科診療所の統合により、大野川歯科診療所を廃止

28年度 大野川診療所及び大野川歯科診療所を一体化して、現地に改築し、平成28年4月1日に開設

島々診療所の機能を隣接する安曇支所1階へ移転し、平成28年4月1日に開設

令和元年度 錦部歯科診療所を令和2年3月31日に廃止

5年度 奈川診療所を移転新築（令和5年3月30日竣工）し、令和5年4月1日に開設

イ 統計資料

診療所の概要

区分	大野川診療所	沢渡診療所	稲核診療所	島々診療所	奈川診療所
開設	平成28年 4月1日	昭和61年 6月1日	昭和54年 10月30日	平成28年 4月1日	令和5年 4月1日
診療科目	内科・歯科	内科	内科	内科・歯科	内科・外科・歯科
診療日 及び 診療時間	(内科) 月 13:30～15:30 水・金 9:00～11:30 (歯科) 月 9:00～16:00 水 9:00～12:00 金 9:00～16:30	水 14:30～15:30	月 9:00～11:00 金 14:00～15:30	(内科) 火 9:00～12:00 木 9:00～15:30 (歯科) 火・木 9:00～16:30	(内科) 月・火・木※・金 9:00～11:30 ※木は9:30～ (外科) 第2水曜日 10:00～12:00 (歯科) 月 9:00～16:00 火・木 9:00～16:30
職員体制	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長（松本市 立病院医師） 松本市立病院医師 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 事務員

2 病院事業

病院局

(1) 目標

松本市立病院は、松本市西部地域の基幹病院として、主に急性期医療の提供のほか回復期医療、周産期医療など、新しい命の誕生から人生の終末期までの幅広い医療を提供します。四賀の里クリニックは、四賀地区の地域医療の拠点として、地域に親しまれる医療機関を目指します。

(2) 令和6年度の実績と成果

- ア 松本市立病院では、外来患者数がやや減少した一方で、内科や整形外科を中心に入院患者数が大きく増加したため、医業収益は前年度と比較して増加しました。
- イ 令和6年9月に松本市立病院建設工事実施設計業務に着手しました。
- ウ 四賀の里クリニックでは、地域の高齢化が進む中で、前年度に比べ利用者数は若干増加しています。引き続き、医療提供体制の充実により収益の確保に努めます。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市立病院では、持続可能な地域医療体制を確保するため、公立病院経営強化プランに沿った医療を実践します。地域における役割を果たし、新病院建設を見据えて、経営基盤の強化に取り組めます。
- イ 松本圏域の感染症指定医療機関として、引き続き感染症対策に取り組めます。
- ウ 令和6年10月にへき地医療拠点病院の指定を受けました。引き続き、へき地医療の支援に努めます。
- エ 四賀の里クリニックでは、医療提供体制の充実により収益確保に努めるとともに、老朽化が進んだ現施設の移転事業を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) 松本市立病院	昭和23年度	村立波田診療所開設
	平成21年度	松本市との合併に伴い、市立病院となる
	27年度	松本市立病院整備のあり方に関する将来構想を策定
	令和3年度	松本市立病院建設基本計画を策定
	5年度	松本市立病院建設基本設計業務完了
	6年度	松本市立病院経営強化プランを策定
(イ) 四賀の里クリニック	昭和25年度	松本市立病院建設工事実施設計業務に着手
	平成17年度	会田村、中川村2カ村組合立病院として開設
	30年度	松本市との合併に伴い、松本市国保会田病院となる 無床診療所化し、名称を四賀の里クリニックへ変更

イ 統計資料（令和6年度稼働状況）

区 分	松本市立病院			四賀の里クリニック		
	年間実数	1日平均数	診療日数	年間実数	1日平均数	診療日数
外来延べ患者数	82,102人	337.8人	243日	8,923人	37.2人	240日
入院延べ患者数	65,119人	178.4人	365日	—	—	—
救急搬送受入	1,354人	3.7人	365日	—	—	—
分娩数	138件	0.4件	365日	—	—	—
ドック・健診	6,540人	26.9人	243日	—	—	—

地域医療・救急医療の充実

3 緊急救急医療等推進事業

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

1年365日、平日・休日の夜間及び休日の昼間、市民が安心して安全に医療を受けることができる救急医療の充実を図ります。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

ア 初期救急医療（軽症）

(ア) 診療所による平日・休日夜間及び休日昼間の在宅当番医制

(イ) 小児科・内科夜間急病センターにおける、小児科・内科の夜間365日診療

イ 二次救急医療（中等症）

病院による平日・休日夜間及び休日昼間の病院群輪番制（松本広域圏8病院、うち市内7病院）

ウ 三次救急医療（重症）

信州大学医学部附属病院及び相澤病院による重症救急患者の24時間受入れ

エ こどもの初期医療に関し、子育て支援講座として夜間急病センター看護師による出前講座を実施

(3) 現状の分析と今後の課題

松本医療圏では、松本市医師会等関係機関の協力のもと運営している夜間急病センターや在宅当番医制による初期救急、二次救急病院の病院群輪番制による二次救急及び救命救急センターによる三次救急体制が整備され、緊急時に安心して医療が受けられる医療提供体制は、住民に定着してきました。

一方で、近年、軽症状者の受診が増え、医療機関への過度な負担が課題となっていることから、適正受診の周知・徹底が求められています。

また、開業医の高齢化、医師の働き方改革にともない、緊急時に安心して医療が受けられる持続可能な救急医療提供体制の維持が課題となっています。

(4) 統計資料

ア 小児科・内科夜間急病センター受診状況

年度	診療日数	受診者数				診療収入
		合計	小児科	内科	小児科割合	
R4年度	365日	2,812人	1,904人	908人	67.7%	26,905千円
R5年度	366日	5,594人	3,275人	2,319人	58.5%	62,637千円
R6年度	365日	4,846人	2,620人	2,226人	54.1%	44,432千円

イ 二次救急診療実施集計表（松本広域圏8病院の二次救急診療患者数）

年度	外来患者数	入院患者数	合計患者数
R4年度	21,895人	4,146人	26,041人
R5年度	21,279人	4,573人	25,852人
R6年度	20,735人	4,579人	25,314人

※ 松本広域圏8病院（相澤病院、一之瀬脳神経外科病院、藤森病院、松本協立病院、丸の内病院、まつもと医療センター、松本市立病院、安曇野赤十字病院）

※ 患者数は、松本広域圏外の患者数も含まれます。

地域医療・救急医療の充実

4 松本・大北地域出産子育てネットワーク事業

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

松本・大北医療圏の産科医療体制の崩壊を止める措置として、分娩従事医師の負担軽減、離職防止及び妊婦の安心感の確保を図ります。

(2) 令和6年度の実績と成果

健診協力医療機関・分娩医療機関の両医療機関で利用する共通診療ノートの活用等により、妊娠初期から分娩医療機関を利用する妊婦は、年々減少しています。その結果、医療機関の役割分担の推進と分娩従事医師等の負担軽減が図られ、安心・安全な出産ができる体制が整備されています。

また、地域住民の理解と協力を得るため、公開講座を開催するなど周知啓発に努めています。

(3) 現状の分析と今後の課題

この事業は、産科医療体制を維持するモデルケースとして、市民理解を促すとともに、更なる体制維持・継続のあり方を松本・大北医療圏全体で検討していく必要があります。

(4) 統計資料

松本・大北地域住民の妊娠届（妊娠証明）の取扱実績

届出期間	分娩医療機関(件)	前年度比(%)	健診協力医療機関(件)	前年度比(%)
R 4 年 4 月～ R 5 年 3 月	931 (143)	97 (88)	1,593	88
R 5 年 4 月～ R 6 年 3 月	812 (161)	87 (113)	1,556	98
R 6 年 4 月～ R 7 年 3 月	812 (158)	100 (98)	1,444	93

注 分娩医療機関の（ ）内は、信大、相澤、丸の内、松本市立病院の取扱件数

個々に寄り添う障がい者福祉の充実

健康福祉部 障がい福祉課 西部福祉課
こども部 こども福祉課

1 障がい者自立支援給付事業の推進

(1) 目標

障がい者・児（以下「障がい者」という。）が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく自立支援給付サービスを提供し、障がい者の福祉の向上及び増進を図ることを目標とします。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

- ア 障がいの特性と多様化するニーズに対応するため、計画相談支援事業者と連携して障がい者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援とサービスの提供を推進しました。
- イ 適切なサービスが持続的に提供できるよう、提供状況の把握、事業所の支援等を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

障害者手帳交付者は年々増加しています。障がいの重複化や重度化とともに高齢化も進んできているため、障がいの状態や生活状況に応じた個別支援の更なる充実に努めます。

また、各部局と連携し、事業所運営の適正化を図りながら障害福祉サービスの質の確保に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 18 年 障害者自立支援法が施行され、自立支援給付事業によるサービス提供を開始
- 24 年 障害者自立支援法の一部改正に伴い、サービス利用計画作成対象者を拡大
児童福祉法の一部改正に伴い、障害児に係るサービスを再編
- 25 年 障害者自立支援法の一部改正に伴い、法律名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）」に改正
難病患者の一部を障害福祉サービスの対象に追加
- 令和 3 年 中核市移行に伴い、事業所の指定、指導、監査等の事務の権限が市に移譲

イ 統計資料

自立支援給付事業（児童福祉法によるサービス含む）

区分	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度	
	給付件数 (件)	給付費 (千円)	給付件数 (件)	給付費 (千円)	給付件数 (件)	給付費 (千円)
訪問系サービス	7,474	641,792	7,892	742,869	8,278	826,140
日中活動系サービス	18,350	2,780,043	19,466	2,998,779	20,647	3,310,093
居住系サービス	6,056	983,315	6,303	1,065,448	6,535	1,158,839
サービス利用計画作成	6,813	105,818	7,244	114,866	7,850	133,334
児童通所サービス	8,772	533,127	9,954	614,477	11,892	735,094

個々に寄り添う障がい者福祉の充実

健康福祉部 障がい福祉課 西部福祉課
こども部 こども福祉課

2 地域生活支援事業の推進

(1) 目標

障がい者の自立や社会復帰、社会参加の促進及び介護者の負担軽減が図れるよう、地域の実状に即した事業として地域生活支援事業を積極的に実施し、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整えます。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

- ア 松本圏域3市5村及びサービス提供事業所と連携を図りながら事業を実施しました。
- イ 圏域の相談支援センターと連携し、生活・就労・住居等の多様な相談支援を実施しました。
- ウ 県との共同により、専門性の高い意思疎通支援を行うもの（手話通訳者等）の養成研修及び派遣を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 障がい者や介護者のニーズの多様化及び重度の障がい者へのニーズが増えていることから、障がいの特性及び生活環境に応じた相談支援及び各種サービスの提供に努め、社会参加の促進を図ります。
- イ 事業実施に当たっては、自立支援協議会及び相談支援事業所などの関係機関と連携を図りながら、支援の充実に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 18 年 障害者自立支援法が施行され、地域生活支援事業によるサービス提供を開始
松本障害保健福祉圏域自立支援協議会を設置し、障害者相談支援事業を実施
- 21 年 日常生活用具給付事業の種類等を圏域内で統一
- 令和 4 年 松本圏域自立支援協議会の解散に伴い、市単独で自立支援協議会及び基幹相談支援センターを設置
- 5 年 総合相談支援センター「Wish」1センターから4か所のセンターに体制変更
- 6 年 総合相談支援センターを5か所に拡大

イ 統計資料

区分	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度	
	利用状況	給付費	利用状況	給付費	利用状況	給付費
相談支援センター（延相談件数）	10,834件	－	12,040件	－	13,956件	－
手話通訳等派遣事業	1,483回	5,625千円	1,499回	6,246千円	1,279回	5,599千円
移動支援事業	14,278時間	33,133千円	15,813時間	35,588千円	14,115時間	31,807千円
日常生活用具給付事業	5,500件	60,015千円	5,610件	60,257千円	5,830件	61,036千円
訪問入浴事業	2,700回	33,739千円	3,076回	39,465千円	3,180回	40,905千円

個々に寄り添う障がい者福祉の充実

3 障がい者の差別解消と権利擁護の推進

健康福祉部 障がい福祉課 西部福祉課

(1) 目標

障がい者への差別を解消し、権利や尊厳を守り、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目標とします。また、実施にあたっては、地域の皆さんの理解と協力を得ながら、関係機関との連携強化、支援体制の整備を図ります。

(2) 令和6年度の実施と成果

- ア 障害者差別解消法の基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施、合理的配慮を提供することについて、職員対応要領を活用して、職員の研修を実施しました。
- イ 市民に向けて「信州あいサポーター研修」と連携した講座等を開催し、法律の趣旨や障がいや障がい者に対する正しい理解が進むよう、周知、啓発活動を行い、差別解消の推進に取り組みました。
- ウ 権利擁護推進のため、松本市社会福祉協議会が運営する成年後見支援センターに圏域市村と連携して運営を委託し、成年後見制度に係る支援体制の充実を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 障がい者への差別解消のため、引き続き研修や周知、啓発活動を実施します。
- イ 障がい者の権利擁護を推進するためには、障がい者と家族（養護者）の支援体制を構築、強化することが必要です。松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会や成年後見支援センターと連携を強めて支援を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) 障害者差別解消法における国等の経過

- 平成 20 年 障害者の権利に関する条約（国連発効）
- 22 年 「障害者制度改革のための基本的な方向について」閣議決定
- 28 年 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行

(イ) 権利擁護の推進に関する経過

- 平成 23 年 成年後見支援センターかけはしを開設（松本市社会福祉協議会が設置・運営、圏域市村で運営費の一部を助成）
- 28 年 松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会を設置

イ 統計資料

(ア) 障がい者虐待に係る通報・相談延件数（件）

	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
通報・相談延件数	16	18	44

養護者及び障害者福祉施設従事者等に関する通報・相談状況

(イ) 成年後見支援センター 延相談件数（件）

	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
延相談件数	262	373	247

個々に寄り添う障がい者福祉の充実

健康福祉部 障がい福祉課 西部福祉課
こども部 こども福祉課

4 福祉医療費給付事業

(1) 目標

地域で安心して暮らすことができる社会をめざし、乳幼児、児童、障がい者（児）、ひとり親家庭の医療費自己負担分について償還又は現物給付を行い、健康保持と福祉の増進を図ります。

(2) 令和6年度の実施と成果

- ア 新規手帳取得者等に対し、福祉医療制度の周知徹底及び適正な活用を図り、障がい者の経済的な負担の軽減に努めました。
- イ 経済的に医療費窓口負担額の支払いが困難な低所得者については、福祉医療費貸付制度を利用した支援を行いました。
- ウ 令和7年1月診療分から18歳年度末までの子ども医療費の自己負担額を0円としました。

(3) 現状の分析と今後の課題

子育て支援医療（0歳から18歳まで）の現物給付方式導入に併せ、障がい者等の医療費助成も軽減が図れるよう県に要望します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和49年度 松本市医療費特別給付金制度を創設
- 平成15年度 自動給付方式の導入、対象者の範囲を拡大（精神保健福祉手帳1級の者の通院医療費助成）、所得制限の導入、福祉医療費貸付制度の導入
- 17年度 入院時食事療養費標準負担額の助成開始
- 18年度 障害者自立支援法に基づく自己負担分医療費及び70歳以上で療養病床入院時の生活療養費（食事分）の助成開始
- 25年度 対象者の範囲を拡大（精神保健福祉手帳2級の者の通院医療費助成）
- 27年度 18歳以下の障がい児医療の対象者について、所得制限を廃止
- 30年度 子育て支援医療の対象児童について窓口負担500円となる現物給付方式を導入
- 令和4年度 子育て支援医療の対象児童を15歳から18歳に拡大
- 6年度 令和7年1月診療分から18歳年度末までの子ども医療費の無償化を実施

イ 統計資料

区分	R5年度			R6年度		
	給付件数 (件)	給付費 (千円)	県補助金 (千円)	給付件数 (件)	給付費 (千円)	県補助金 (千円)
子育て支援医療	417,466	806,634	212,739	419,166	822,082	318,757
障がい児医療	2,612	9,722	2,859	1,555	6,864	1,841
ひとり親医療	44,125	100,849	49,911	44,233	103,384	50,198
障がい者医療	257,815	815,754	284,228	258,065	832,025	291,649

1 地域包括ケアシステムの推進

(1) 目標

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できる地域社会の実現に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保され、高齢者を地域全体で見守る地域包括ケアの仕組みづくりを推進します。

(2) 令和6年度の取組みと成果

- ア 高齢者の自立支援と重度化防止のために、理学療法士等の医療専門職から助言を受け事例検討を行う自立支援型個別ケア会議を、地域包括支援センターが開催し、定着してきました。医療と介護の顔の見える関係づくり、スキルアップに繋がっています。
- イ 認知症になっても住み慣れた地域で生活することのできる地域共生社会に向け、認知症の方本人や家族の声を重視し、本人の社会参加を進める「チームオレンジまつもと」の構築を各地域包括支援センターと連携し、推進してきました。
- ウ 35 地区に配置された地区生活支援員（社協へ委託）と、地縁組織、民生委員、ボランティア、NPO 法人、社会福祉法人等と連携しながら、生活を支える多様な支援体制（助け合いづくり）の充実と強化、及び高齢者の社会参加（つながりづくり）の推進をしました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地域包括支援センターが自立支援型個別ケア会議の開催を継続できるように、医療部門との調整を行い、医療と介護の連携による高齢者の自立支援と重度化防止の取組みをより一層進めます。
- イ 新たに「チームオレンジまつもと宣言」を2団体が言い、チームオレンジまつもとが広がっています。今後も継続して、認知症の方本人の社会参加を目指し、地域共生社会に向け、ステップアップ講座等の開催を行っていきます。
- ウ 35 地区の地区生活支援員を中心に、様々な通いの場や生活支援の体制づくりが進んでいますが、人口や高齢化率、地理的な地区差もあるため、地域の実情に合ったきめ細やかな体制づくりが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和2年度 自立支援型個別ケア会議の開始
まつもとミーティング（認知症本人ミーティング）の開催支援
- 3年度 在宅医療と介護の連携推進のため、多職種連携研修会を市公式チャンネルで YouTube 配信
- 4年度 地区生活支援員の35地区配置が完了
- 5年度 高齢福祉課内に松本市介護と医療連携支援室を移転設置し、医療コーディネーターを配置
チームオレンジまつもとを3団体が宣言
- 6年度 チームオレンジまつもとを2団体が宣言し、市内5団体となる。

イ 統計資料

ケア会議実績

項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
個別地域ケア会議	32回	45回	30回	30回
自立支援型個別ケア会議 (検討事例数)	12回 (24事例)	24回 (36事例)	22回 (28事例)	26回 (38事例)

各会議終了3～6か月後の時点で支援経過報告を作成し、担当者で共有している。
個別事例から抽出された地域で取り組むべき課題については、地区支援企画会議等へ提案している。

2 高齢者福祉と介護保険事業

(1) 目標

団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年人口構成の転換期を見据え、「誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる仕組み」の構築という長期目標の達成に向け、施策の充実を図り、介護保険事業計画・高齢者福祉計画を推進します。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

- ア 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の1年目
- イ 市内の介護福祉士養成校や介護事業所と連携した介護の魅力発信事業、業務効率化と生産性向上による職場環境の改善を図るためのICT導入支援、外国人人材活用の研究により、人材不足による介護人材の確保と育成支援を推進しました。
- ウ 高齢者の生活を支えるため、松本市地域見守りネットワーク事業や在宅介護24時間あんしん支援事業などの福祉施策を展開しました。また、高齢者が地域の中でいつまでも生きがいを持って生活するために、外出支援や活躍ができる場の確保などの事業を展開しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 介護を必要とする高齢者、ひとり暮らし高齢者等が増加していることから、高齢者福祉や介護サービスに対する需要が増加・多様化しています。
- イ 住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち安心して自立した生活ができるように、福祉サービスの充実や地域づくりを進める必要があります。また、医療・介護ニーズを合わせ持つ高齢者が切れ目なくサービスを受けられるように、「地域包括ケアシステム」のシンカ（深化、進化）をより一層進めます。

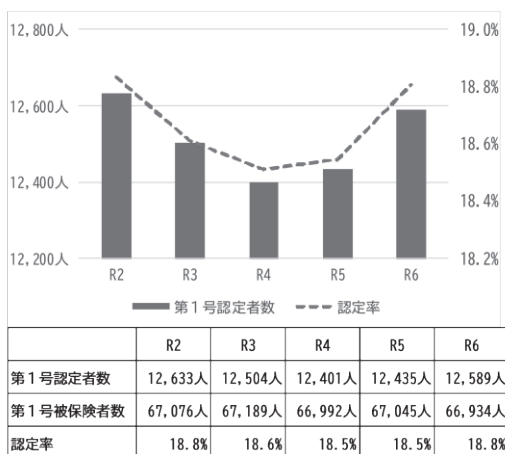
(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

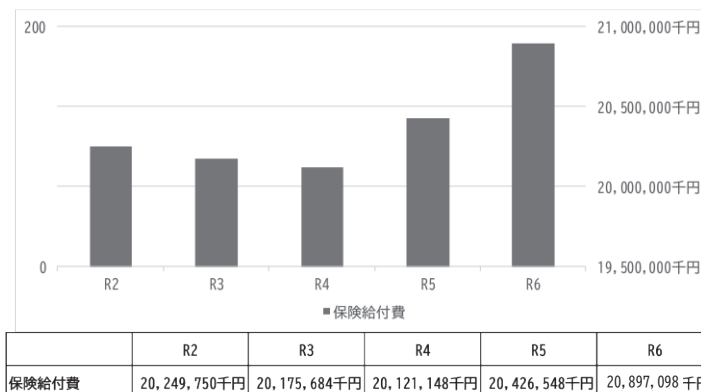
- 平成4年度 「松本市老人保健福祉計画」を策定
- 11年度 「第1期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定（以降3年毎に更新）
- 12年度 介護保険制度開始
- 28年度 新しい総合事業を開始
- 令和6年度 第9期計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）のスタート

イ 統計資料

第1号被保険者認定率の推移



保険給付費の推移



（出典）介護保険事業状況報告 3月月報

暮らしを守る生活支援の充実

1 生活保護受給者就労支援・健康管理支援・こどもの健全育成

健康福祉部 生活福祉課

(1) 目標

ハローワーク等関係機関や民生委員・児童委員等と連携しながら、積極的かつ組織的に就労指導及び就労支援の強化を図り、生活保護世帯の早期自立をめざします。

(2) 令和6年度取組と成果

- ア 就労支援員を2名配置し、ハローワーク等と連携しながら実情に応じた継続的できめ細やかな就労支援を行い、被保護者世帯の早期自立を支援しました。
- イ こども支援員1名を配置し、基礎学力を習得できなかった小・中・高校生を対象に個別に訪問しての学習支援を行いました。
- ウ 保健師、管理栄養士各1名を配置し、一般健診の受診勧奨や戸別訪問や電話相談による保健指導を行い、生活習慣病の発症予防、重症化予防に取り組む健康管理支援事業を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和5年度末と比較して保護人員、世帯数ともに減少していますが、生活保護新規相談・申請件数及び保護開始件数は依然として多い件数で推移しています。
- イ 高齢者世帯は引き続き過半数以上の割合を占めるほか、見守りを必要としている傷病者・障がい者世帯は増加していることから、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援事業や地域居住支援事業との連携強化が必要となっています。
- ウ 貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯の子どもの生活習慣・育成環境の改善や、進路選択への助言拡充が必要となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成20年度	就労支援事業実施
27年度	子どもの学習支援事業実施
令和2年度	健康管理支援事業実施

イ 統計資料

年度別、世帯類型別被保護者世帯数（各年度3月31日現在）

年度 \ 項目	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障がい者世帯	その他世帯	合計
R4年度(世帯) (%)	873 (54.4)	38 (2.3)	504 (31.4)	187 (11.6)	1,602
R5年度(世帯) (%)	848 (54.6)	23 (1.5)	522 (33.6)	159 (10.2)	1,552
R6年度(世帯) (%)	840 (56.8)	20 (1.4)	491 (33.2)	127 (8.6)	1,478

暮らしを守る生活支援の充実

2 生活困窮者自立支援等関係事業

健康福祉部 生活福祉課

(1) 目標

生活保護に至る前段階の経済的困窮者や複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、生活就労支援センター「まいさぼ松本」（松本市社会福祉協議会）が中核となり、「困窮者の自立と尊厳の確保」「困窮者支援を通じた地域づくり」を理念に包括的かつ継続的な支援を提供します。

(2) 令和6年度の実施と成果

- ア 支援調整会議や包括的相談支援推進連絡会議等を通じて、庁内関係課、関係機関との連携強化及び情報共有を図りました。
- イ 離職期間の長期化や社会経験不足などが原因で直ちには一般就労することが困難な困窮者に対して、就職に必要な基礎能力習得の支援や就労体験機会の提供等を行いました。
- ウ 孤独・孤立化しやすい生活困窮者等が安心して過ごせる居場所づくりや相談会を実施する団体等を支援しました。
- エ 住まいに課題を抱える困窮者に対し、入居までの一貫した居住支援のほか入居中の見守りや社会参加支援などの定着支援を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 新型コロナウイルス感染症の終息に伴い、新規相談者及び継続支援者は減少しているものの、相談内容は複雑化・複合化してきており、支援が長期化する傾向があります。
- イ 「住まい不安定」「ホームレス」といった課題を抱える困窮者への支援の充実には、「一時的な居所の確保の支援」と「地域で安定的に居住を継続していくための支援」を両輪で進めていくとともに、居場所づくり事業と連携した居住支援が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 27 年度	生活困窮者自立支援法施行 自立相談支援事業、住居確保給付金、子どもの学習支援事業（生活保護世帯）実施
28 年度	就労準備支援事業、一時生活支援事業実施
29 年度	家計改善支援事業実施
令和 5 年度	生活困窮者等の地域づくり事業実施
6 年度	地域居住支援事業実施

イ 統計資料

まいさぼ松本・まいさぼとまり木松本の支援状況

	新規相談者数	前年度からの 継続支援者数	延対応回数	延就職・ 増収者数
R 4 年度	732 人	664 人	7,400 件	33 人
R 5 年度	498 人	1,116 人	6,443 件	48 人
R 6 年度	580 人	1,188 人	5,047 件	41 人

暮らしを守る生活支援の充実

3 市営住宅の整備

建設部 住宅課

(1) 目標

住宅に困窮する低所得者の居住水準の向上と、安心・安全な住環境を提供するため、良質な市営住宅の整備を推進します。

(2) 令和6年度の取組みと成果

- ア 建物や設備の老朽化により入居率の低下及び高齢化率が増加している市営住宅について、子育て世帯向けのリノベーションを行いました。
- イ 入居戸数の減少と高齢化率の抑制、セーフティーネットの機能を強化するため、令和5年度に入居要件を見直した内容による募集を行いました。
- ウ 松本市公営住宅等長寿命化計画について、国の公営住宅等長寿命化計画策定指針に基づき、社会情勢の変化、松本市住宅マスタープランの改定を踏まえた見直しを行いました。
- エ 松本市公営住宅等長寿命化計画及び松本市耐震改修促進計画に基づき耐震不足の住宅を順次廃止し、岡田団地6戸、中原団地4戸、中川団地4戸、錦部団地8戸を除却しました。
- オ 長野県との「県営住宅寿団地」の建替えに伴う協働事業に関する協定に基づき移転事業を開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 入居率の低下及び高齢化の問題解決に向けた施策を更に進めます。
- イ 寿団地の県営住宅との協働建替事業を進めます。

(4) 統計資料

市営住宅の整備経過

新築住宅				建替住宅				新築住宅				建替住宅			
建設年度	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅 特定公共賃貸住宅	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅 特定公共賃貸住宅	建設年度	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅 特定公共賃貸住宅	建設年度	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅 特定公共賃貸住宅	建設年度
昭和52年度	野 澤	20	20				7					南松本	42	42	
53	岡 田	24	24					御堂原	14	12	2	南松本	27	27	
	南松本西	25	25				8					南松本	24	24	
	錦 部	16	16				9					豊 丘	55	55	
	中 川	8	8					大野田	40		40				
54	島 内	96	96					小 原	10		10				
55	竹 瀬	36	36				10	芳 野	21		21				
56	竹 瀬	18	18					取 手	14	14					
57	南松本南	32	32	二 子	26	26	11	上 士	25		25	豊 丘	45	45	
				寿田町	24	24						芳 野	39	18	21
58	南松本南	40	40	寿田町	42	42	12	横 沢	19	19					
59	埋 橋	30	30	寿田町	54	54	13	大 手	8	8		豊 丘	30	30	
60	南松本南	30	30	寿田町	30	30		松本駅北	25	25					
	南松本東	30	30				14								
	野 沢	12	12	寿田町	54	54	15					寿	45	45	
61	出 川	60	60	寿田町	36	36	16					寿	30	30	
62	竹 瀬	60	60	元 町	18	18	17					寿	20	20	
				元 町	14	14	18					寿	30	30	
63	竹 瀬	24	24	石 芝	16	16	19								
	浅間南	60	60				20					豊 丘	15	15	
	大示川	6	6	石 芝	24	24	21					寿	21	21	
平成元年度	浅間南	30	30				22					寿	15	15	
	上 郷	6	6				27					寿	27	27	
	稲 核	3	3	石 芝	16	16	28					寿	48	48	
2	浅間南	32	32	石 芝	16	16	29								
3	小 宮	30	30	元町上	24	24	30								
4	小 宮	12	12				令和元年度								
5	小 宮	60	60				2								
6															
	島 々	6	6												
	番 所	6													
			6				合 計		988	884	104		967	946	21

住民自治支援の強化

1 地域づくりの推進

住民自治局 地域づくり課

(1) 目標

松本市地域づくり実行計画に基づき、多様な主体による協働体制の構築や地域力の向上、地域課題の解決に向けた具体的な取組み等を促進、支援することで、35地区の住民自治を基盤とした「松本らしい地域づくり」を推進します。

(2) 令和6年度取組みと成果

- ア 市内35地区の地域づくりセンターを中心に、高齢者等の生活支援や地域公共交通の検討、災害時の個別避難計画づくりなど、各地区の課題解決に向けた住民主体の取組みを支援しました。
- イ 地域づくりセンター強化モデル事業を4地区（寿、岡田、里山辺、奈川）において展開し、センターの人員体制、予算権限等の拡充を図る試行的な取組みを実施しました。
- ウ 次代を担う若者が活躍できるまちづくりを推進するため、若者で構成する団体に対して若者チャレンジ応援事業補助金を交付し、地域課題解決等に取組む9事業が実施されました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地域づくりセンターの強化及び各地区の実状に即した効果的な施策を迅速に展開するため、各センターを機動的に支援する地域支援担当を配置しましたが、今後さらなるサポート体制の構築に向けてブロック長と共に地域の課題解決に取り組む支援担当を7ブロックに配置することが必要です。
- イ 町会役員の高齢化や担い手不足、町会加入率の低下等、地域運営を取り巻く環境が厳しさを増す中、行政からの依頼事項の削減や町会の在り方検討など、住民自治支援の更なる充実が必要です。
- ウ 若者が地域で活動する機会を増やすとともに、地域で活動する若者同士のネットワークづくりや情報共有のできる体制づくりなど、地域で活動のしやすい環境を整備することが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成26年度	35地区に地域づくりセンターを開設
27年度	「松本市地域づくり推進交付金」及び「松本市地域振興事業補助金」制度を創設
令和3年度	第3次松本市地域づくり実行計画を策定
4年度	地域づくりセンター強化モデル事業を8地区に拡大（3年度4地区から開始）
5年度	地域づくりセンターにブロック制を導入し、6ブロック長を新たに配置
6年度	地域づくりセンター6ブロック制を7ブロックに拡大 地域づくり課に地域支援担当4名を配置

イ 統計資料

町会加入率の推移（各年度4月1日現在）

	町会数	住民登録世帯数	町会加入世帯数	町会加入率
R4	487町会	107,518世帯	81,398世帯	75.71%
R5	485町会	108,573世帯	81,339世帯	74.92%
R6	485町会	109,366世帯	80,997世帯	74.06%

住民自治支援の強化

2 市民協働の推進

住民自治局 地域づくり課

(1) 目標

「市民活動と協働を推進するための基本指針」に基づき、市民自らが地域課題や社会的課題の解決を目指す市民活動を支援し、協働を推進しながら「市民がいきいきと暮らせる住みよい地域」をつくります。

(2) 令和6年度の実績と成果

- ア 市民の無償の労力提供に対する原材料等支給事業を 17 団体に実施しました。
- イ 市民活動団体の日頃の活動内容を広く紹介し、団体同士の交流を目的とする「市民活動フェスタ」を、松本市立博物館市民交流スペースを主会場として開催しました。活動発表や体験型ワークショップ、クイズ大会などを通し、楽しみながら市民活動に触れるイベントになりました。また、SNS を活用し、イベント広報や当日の様子を動画で生配信しました。
- ウ 「プラチナサポーターズ松本」との協働により、市民の社会貢献意識を高め、実際の活動に結びつけていくプラチナ世代支援事業を実施。「いつまでも輝くプラチナ人生！」と題し、船木上次氏の講演会を開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 社会情勢の変化とともに地域の担い手不足が叫ばれるなか、ニーズの把握や新たな人材の発掘及び財政的支援を行い、地域と市民活動団体が協働で地域課題を解決していく取組みを推進します。
- イ 「何か活動を始めたい」という方の相談支援及び市民の自主的な営利を目的としない社会に貢献する団体の活動拠点として市民活動サポートセンターの機能の充実を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 17 年度	市民活動サポートセンターを開設、「市民と行政の協働推進のための基本指針」を策定
18 年度	松本市市民活動推進委員会を設置、市民協働事業提案制度を創設
19 年度	市民活動団体金融対策事業（NPO 法人夢バンクへの資金貸付による間接的融資）を開始
22 年度	市民労力提供に対する原材料支給事業を開始 プラチナ世代相談窓口「とまり木」事業を開始
24 年度	松本市市民活動推進委員会が「市民と行政の協働推進のための基本指針」見直しに向けた「提言書」を市長に提出
25 年度	「プラチナサポーターズ松本」との協働により毎月 1 回「プラチナサロン」を開催
27 年度	松本市市民活動推進委員会が「市民活動と協働を推進するための基本指針に関する提言書」を市長に提出。同委員会が「市民活動と協働を推進するための基本指針」を策定 市内 4 ライオンズクラブとの連携協定を締結
令和 元 年度	松本市市民活動推進委員会が第 6 期の活動をまとめたレポートを市に提出
2 年度	松本市市民活動推進委員会を廃止し、松本市地域づくり市民委員会と統合
4 年度	サポセン通信 100 号（記念号）発行

イ 統計資料（市民活動サポートセンター 利用状況）

項目 年度	開館日数 (日)	利用者数 (人)	専用利用件数 (件)	登録団体累計数 (団体)	平均利用者数 (人 / 日)	平均専用利用件数 (件 / 日)
R 4	336	12,324	821	239	36.7	2.4
R 5	337	11,243	888	233	33.4	2.6
R 6	337	12,740	780	227	38.1	2.3

地域福祉活動の推進

住民自治局 地域づくり課
健康福祉部 福祉政策課

1 地区福祉ひろば管理運営事業

(1) 目標

住み慣れた地域において、住民参加による地域住民の生きがい、健康・福祉づくりを進めるため、福祉を中心とした地域づくりの拠点である地区福祉ひろばの事業の充実を図ります。

(2) 令和6年度の実施と成果

- ア 福祉ひろば事業は、地区住民を主体とした地区福祉ひろば事業推進協議会に運営を委託しています。
- イ 地域づくりセンター体制の中で、福祉課題を通じた地域づくりを地域づくりセンター、地区公民館と一体となって進めるため、連携強化に取り組みました。
- ウ 地区福祉ひろばの利用者を送迎する地域のボランティア組織に対し、その保険料を補助しました。（令和6年度実施 17地区）
- エ 全ての福祉ひろばに生活総合機能改善機器を設置し、利用者の拡大を図るとともに、様々な地域の担い手が機器を活用し、福祉ひろばが住民主体の通いの場となるよう取り組みました。
- オ Wi-Fi未接続の福祉ひろば（24館）にWi-Fiを設置し、デジタル弱者である高齢者を対象としたスマホ教室等を開催しました。（令和5年度19館、令和6年度5館実施）

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地域づくりを一体的に推進する体制を整えるため、令和3年度から地区福祉ひろば管理運営事業は、各地域づくりセンター及び地域づくり課が所管しますが、事業は、引き続き地区住民を主体とした地区福祉ひろば事業推進協議会に委託等をして運営します。
- イ 福祉を中心とした地域づくりの拠点として、利用者拡大、担い手育成及び町会での事業展開を図ります。
- ウ 公共施設再配置計画を踏まえて、施設を適正に維持管理します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成7年度	地区福祉ひろばを3地区（本郷、里山辺、寿台）で開設
14年度	29地区に福祉ひろばを配置完了
18年度	四賀地区、安曇地区、奈川地区、梓川地区の福祉ひろば開設 寿台地区福祉ひろば移転新築
20年度	本郷地区南郷福祉ひろば（地区2館目）開設
23年度	波田地区福祉ひろば開設により、全地区に配置完了
27年度	松南地区福祉ひろば移転
令和元年度	鎌田地区福祉ひろば増築
3年度	里山辺地区福祉ひろば移転
4年度	奈川地区福祉ひろば移転
5年度	芳川地区みなみ福祉ひろば（地区2館目）開設

イ 統計資料

年 度	ひろば利用延人数（人）	町会健康教室回数（回）	同教室参加延人数（人）
R 4	185,862	299	5,011
R 5	211,423	436	7,069
R 6	213,934	470	8,056

地域福祉活動の推進

2 地域福祉計画の推進

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

誰もが住み慣れた地域で自分らしくお互いを認め合い安心して暮らせるように、支え合うことができる地域共生社会の実現を目指した取組みを推進します。

(2) 令和6年度の取組みと成果

ア 地域福祉活動推進事業交付金

地域住民が互いに支え合う地域福祉活動の新たな担い手を育成、確保し、更なる活動の推進を目的として、任意の団体が行う活動を支援する交付金を 37 団体 40 活動に交付しました。

イ 誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業実施計画の推進

高齢者・障がい者・子ども・生活困窮などの制度・分野を超えて、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援などを一体的に行う「誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業）」実施計画に基づき、8050 問題やヤングケアラーなどの複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある支援ニーズに対応しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 地域福祉活動の推進

各地区では地区の実情に応じて、住民主体によるサロン活動やボランティア活動など地域福祉活動が行われています。引き続き、地域福祉活動推進事業に関する交付金等の制度を周知、活用するなどして、団体の活動支援等に取り組めます。

イ 誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業

既存分野の相談窓口等での対応が困難な課題を抱える個人や世帯の実態把握を行うとともにリスト化を進め、課題の解きほぐしや支援機関の役割分担、方向性の整理などの調整を行い、包括的な支援体制づくりを進め、組織全体がチームとなって伴走支援を行います。

(4) 現在までの経過

平成 17 年度	地区別地域福祉計画策定
18 年度	第 1 期松本市地域福祉計画策定
23 年度	第 2 期松本市地域福祉計画策定
28 年度	第 3 期松本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定
～ 29 年度	地域包括ケアシステム推進事業（推進 3 地区でモデル事業）実施 「地域の支え合い活動支援ガイド」作成
30 年度	地域福祉活動推進事業に関する交付金等創設
令和 3 年度	第 4 期松本市地域福祉計画策定
4 年度	松本市誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業実施計画策定

地域防災・防犯の推進

1 松本市地区町会連合会防犯活動費交付金の利用等

危機管理部 消防防災課

(1) 目標

地域における防犯意識の高揚及び自主的な防犯活動の推進を図ることを目標とします。

この目標を達成するため、地区ごとに「松本市地区町会連合会防犯活動費交付金」を交付し、経費面から生活の安全確保及び地域の防犯活動をサポートします。

(2) 令和6年度の実績と成果

ア 松本市地区町会連合会防犯活動費交付金支給要綱に基づき、1地区につき10万円を35地区の町会連合会に交付しました。なお、地域づくりセンター強化モデル地区（4地区）については、地域自治支援交付金の一部として同額を交付しました。

イ 第一地区町会連合会には松本市防犯条例第7条第1項の規定により防犯重点地区に指定され、防犯カメラを設置しているため、15万円を加算して交付しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 刑法犯認知件数は平成14年以降19年連続減少傾向にあったものの令和4年から増加傾向に転じました。その認知件数の内、約7割が空き巣や車上ねらいといった、市民に身近なところで発生する犯罪です。

イ そのため、地区町会連合会が行う防犯活動の必要経費（防犯パトロール用ベストや帽子、会議費、防犯灯の電球等）を交付することで、各地区の創意工夫により幅広く活用されています。

ウ 引き続き警察と連携し、刑法犯認知件数の減少と年々巧妙化する電話でお金詐欺の被害防止に取り組めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

特殊詐欺の被害が増加していることを受け、平成27年度に松本警察署及び市内関係団体と連携協定を締結し、平成28年度以降も被害防止対策に取り組んでいます。

平成27年9月 特殊詐欺非常事態宣言発令（9月4日）

12月 特殊詐欺被害防止に関する連携協定締結（12月1日）

（松本市、松本警察署、松筑金融機関防犯連絡協議会、松本コンビニエンスストア防犯協会、松本地区タクシー防犯協会、松本商工会議所、社会福祉法人松本市社会福祉協議会）

被害防止街頭啓発活動 年金支給日（年6回）

30年10月～令和元年11月終了

特殊詐欺電話被害防止対策機器の高齢者世帯への貸出

31年3月 防犯重点地区（第一地区）防犯カメラ更新3台・増設5台工事竣工

令和4年4月 「特殊詐欺」の名称を「電話でお金詐欺」に変更（長野県警察本部）

10月 松本市・第一生命保険㈱との連携協定により「電話でお金詐欺」被害防止ポスター500枚・チラシ5,000枚を作成配付

イ 統計資料

特殊詐欺被害防止対策街頭啓発

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
街頭啓発実施数	1回	3回	8回	6回	8回

2 消費生活相談事業

住民自治局 市民相談課

(1) 目標

消費生活と経済社会との関わりの複雑化・多様化に伴い、消費生活相談も複合的で難解なものが増加しています。引き続き、相談体制の整備を進め、消費者被害防止と減少を目指します。また、消費者トラブルの際の「身近な相談窓口」としての認知度向上に努めます。

(2) 令和6年度の実績と成果

- ア 1,118 件の消費生活相談を受けました。2 名の相談員が助言・あっせんなどを行い、結果、未然防止額やクーリング・オフ制度による回復額（返金額）が計約 8,700 万円でした。
- イ 「広報まつもと」に特集を年 2 回組み、新聞情報誌等（信濃毎日新聞社情報誌 MG プレス、労政まつもと、まつもと市高連だより）のほかに、市ホームページや市公式 LINE、松本安心ネットによるデジタル情報の発信を強化し、消費者被害に関する注意喚起と消費生活相談事業の周知を行いました。
- ウ 松本山雅ホームゲームの会場内で、消費者被害防止の啓発活動を行いました。
- エ 「ハタチの記念式典」、「新社会人激励のつどい」で若者への消費者被害防止の啓発を行いました。
- オ 町会等での出前講座を 24 回実施しました。
- カ 消費者被害防止のためのバスのラッピング広告、電車内サイネージ広告等を実施し、公共交通機関を利用した啓発を行いました。
- キ 多重債務者無料弁護士相談会を 2 回開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 消費生活相談において、通信販売のトラブルに関する相談が約 4 割を占めています。消費者を取り巻く情報通信社会の複雑化や多様化を背景に、幅広い年齢層で高止まりしています。
- イ 消費者の自立を支援するため、地域などへ出向く出前講座などにより、若年者層から高齢者まであらゆる年齢の全ての人々に積極的な消費者教育事業を引き続き展開していきます。また、身近に相談できる消費生活センターの周知にも力をいれます。
- ウ 県消費生活センターや県内各市消費生活センターと情報共有し、消費者生活相談の解決に向けた情報の蓄積や活用に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 16 年度 消費生活相談窓口を新設
- 17 年度 松本市消費生活センターに改称
- 22 年度 全国の相談状況がわかる「全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO - NET）」の設置
- 27 年度 松本市消費生活センター条例を制定

イ 統計資料

相談件数の推移

(単位：件)

年度	H30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
相談件数	1,473	1,407	1,153	1,056	1,093	1,189	1,118

3 自主防災組織の結成促進及び組織の活性化

危機管理部 危機管理課

(1) 目標

「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識のもとに、地域住民の一人ひとりが、大規模災害発生時に相互に協力して組織的に活動を行うことを目的に、町会を単位とする自主防災組織の充実や活性化に向けた支援を行っています。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

ア 自主防災組織防災活動への補助

自主防災組織への防災資機材等の購入や地区が行う防災訓練に対する補助金を交付しました。
(令和6年度交付実績 交付件数 111 件、金額 11,399,835 円)

イ 出前講座の開催

自主防災組織の活性化、防災知識の普及等のため出前講座を開催しました。
(出前講座等：開催数 94 回 参加者 4,308 人)

(3) 現状の分析と今後の課題

自主防災組織防災活動支援補助金により、防災資器材の更新、充実が図られています。また、防災訓練及び避難所運営訓練、出前講座に取り組む組織では、地域での防災・減災に対する備えと意識の醸成が進み、組織の活動も活発になっています。

コロナ禍では活動が停滞していた組織もありましたが、能登半島地震等による防災への関心の高まりもあることから、補助金制度、出前講座の積極的な活用について、防災連合会や市ホームページ、出前講座実施時の紹介等により、継続して周知を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 27 年度 除雪機の購入に対して、利用年数による上限額を撤廃し補助額を拡大
30 年度 出前講座メニューを見直し（避難所運営ゲーム H U G 導入）
以降 出前講座メニューの多様化（クロスロードゲーム、簡易図上訓練 D I G 導入、防災 DVD 貸し出し）

イ 統計資料

自主防災組織防災活動支援補助金交付状況・出前講座の開催状況

		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
防災資機材補助（町会）		94 件	88 件	94 件
避難所運営訓練補助 （地区・避難所運営委員会）		8 件	10 件	13 件
除雪機補助（町会・地区）		3 件	2 件	4 件
交付金額（合計）		11,090,467 円	10,056,733 円	11,399,835 円
出前講座	件 数	53 件	75 件	94 件
	参加者	2,826 人	4,116 人	4,308 人

働き盛り世代の移住・定住推進

1 まつもと住まい誘致プロジェクト事業

住民自治局 移住推進課

(1) 目標

活力あるまちづくりを推進するため、都市部に居住する「ふるさと暮らし」に関心のある人に向けて松本市の魅力を発信するとともに、移住希望者の相談・受入体制の充実を図り、本市への定住化を促進するものです。

(2) 令和6年度の実績と成果

- ア 窓口・オンライン等多様なツールを活用して相談業務を行いました。(年間移住相談件数 697 件)
- イ 移住セミナーに参加し、松本市の様々な情報を発信するとともに、働き盛り世代の移住者増を目的とした就活・転職セミナーや、企業説明会などを開催しました。
- ウ U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金は、移住子育て世帯に対し、子ども 1 人当たり 100 万円の加算を継続して実施しました。(交付件数 83 件)
- エ WEB 広告を活用し、大都市圏の子育て・働き盛り世代をターゲットとした移住プロモーションを実施しました。(実施時期 12 ～ 3 月)
- オ こうした取組みの結果、行政サポートによる松本市への移住者は、57 世帯 133 名となりました。

(3) 現状の分析と今後の課題

テレワークの普及や二地域居住の広がりにより、「転職を伴わない移住」が可能となるなど、移住スタイルにも変化が見られるようになりました。こうした背景から移住への関心が高まり、移住相談件数や移住者数も増加傾向にあります。特に「住まい」は重要な課題となっており、松本市が今後も移住先として選ばれるためには、多様な移住スタイルや住まいに対応した情報発信が一層重要となります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 18 年度	政策課（現総合戦略室）に移住相談窓口を設置
19 年度	移住セミナーや個別移住相談など、大都市圏（東京、大阪等）での情報発信を開始
令和 元 年度	転職支援会社と連携した移住者支援を開始（転職セミナーや転職個別相談等の実施） ふるさと回帰支援センター（東京）に松本市の移住情報発信ブースを常設（7 月～） 移住推進課 L I N E 公式アカウントによる情報発信を開始
2 年度	移住相談希望者の利便性向上を図るためオンラインによる移住相談業務を開始 若者の移住促進を図るため信州大学寄付講義「松本市の魅力発見ゼミ」を開講 移住推進課公式 YouTube チャンネル及び Instagram による情報発信を開始

イ 統計資料

行政サポートによる世帯主年代別の移住者数（平成 19 年度～令和 6 年度までの累計、判明分）

年 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代～	合 計
世帯数	45 世帯	169 世帯	84 世帯	57 世帯	64 世帯	12 世帯	431 世帯
人 数	74 人	396 人	190 人	110 人	112 人	18 人	900 人
世帯割合	10.4%	39.2%	19.5%	13.2%	14.9%	2.8%	—

1 平和推進事業

総務部 平和推進課

(1) 目標

世界の恒久平和と核兵器廃絶の実現を目指す松本市平和都市宣言の理念のもと、平和の大切さや命の尊さを次世代に語り継ぐ取組みを進めるものです。

(2) 令和6年度取組みと成果

- ア 第29回松本市平和祈念式典の開催（令和6年8月15日、約240人参加）
折鶴献呈、黙とう、平和都市宣言朗読、小中学生による平和への思い発表など
- イ 平和推進活動補助金の交付（通年、交付実績5件）
- ウ 松本ユース平和ネットワーク事業
- エ 第34回広島平和記念式典参加事業
- オ 第3回松本市平和三行詩コンクールの開催（応募人数607人、応募総数1,234作品）

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 昨今の世界情勢を受けて、市民の平和への関心は高まっていますが、戦後79年が経過し、若い世代へ戦争の記憶を継承することが必要であると考えます。
- イ 今後も、若い世代の関心を引く取組みに重点を置き、インターネット平和資料館「まつもと平和ミュージアム」の充実、平和三行詩コンクールなど、時代に即した平和推進活動を実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和61年度	松本市平和都市宣言（昭和61年9月25日宣言）
63年度	日本非核宣言自治体協議会（事務局：長崎市）に加盟
平成3年度	第1回松本市広島平和記念式典参加事業実施（以降、毎年実施）
8年度	第1回松本市平和祈念式典開催（以降、毎年開催）
20年度	平和市長会議（事務局：広島市）に加盟（平成25年 平和首長会議に改称）
23年度	第23回国連軍縮会議 in 松本を開催
26年度	第4回平和首長会議国内加盟都市会議を開催
27年度	「平和の灯」点火式の開催（戦後70周年平和祈念事業）
28年度	日本非核宣言自治体協議会総会・研修会を開催。松本ユース平和ネットワーク発足
令和2年度	日本非核宣言自治体協議会の役員自治体に就任

イ 統計資料

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6
平和推進活動補助金の申請（交付）件数	4 件	5 件	8 件	5 件
平和祈念式典参加者数	約 100 人	約 100 人	約 240 人	約 240 人
まつもと平和ミュージアムのアクセス数（累計）	5,436 回	12,066 回	20,567 回	32,385 回

2 人権尊重の推進

住民自治局 人権共生課

(1) 目標

一人ひとりの人権が尊重され、多様な個性と人権が尊重される地域社会の実現を目指します。

(2) 令和6年度の実施と成果

- ア 松本市差別撤廃人権擁護審議会の開催
- イ 松本市企業人権啓発推進連絡協議会による各種講演会、講座等の開催
- ウ 松本市地区人権啓発推進連絡協議会による各種講演会、講座等の開催
- エ 松本市犯罪被害者等支援条例の施行
- オ ヒューマンライツフェア開催
- カ 人権啓発ポスター展の開催

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 企業におけるパワーハラスメントや、地域においてマイノリティである外国人などに対する偏見や差別など、依然として解決すべき人権問題が存在しています。
- イ インターネットの普及に伴い、個人に対する匿名での誹謗中傷など、差別が複雑化しています。
- ウ 部落差別、ハンセン病患者等に対する差別について、歴史を学び、差別が不適切であることを理解する必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 44 年	松本市同和対策審議会条例施行
52 年	松本市同和教育推進連絡協議会会則施行
57 年	松本市企業同和教育推進連絡協議会規約施行
平成 11 年	松本市部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃と人権擁護に関する条例施行
12 年	松本市地区人権啓発推進連絡協議会則施行 松本市企業人権啓発推進連絡協議会規約施行
令和 5 年	差別をなくし多様性を認め合うまちまつもと条例施行
6 年	松本市犯罪被害者等支援条例施行

イ 統計資料

(単位：人)

年 度	R 4	R 5	R 6
松本市企業人権啓発推進連絡協議会主催講演会等参加者数	126	121	108
松本市地区人権啓発推進連絡協議会講演会等参加者数	2,772	4,200	3,708
ヒューマンライツフェア参加人数	92	74	82
人権啓発ポスター展出展数	83	229	138

1 男女共同参画推進事業

住民自治局 人権共生課

(1) 目標

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進します。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

- ア 松本市男女共同参画推進委員会の開催（年2回）
- イ 第5次松本市男女共同参画計画の進行管理、関係課事業の積極的推進
- ウ 生理用品の無償提供、民間企業との連携による生理用品提供サービス継続
- エ 性的マイノリティ専門相談窓口設置、性の多様性小中学校講座実施

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 家庭においての性別役割分担意識は解消の方向に動いていますが、社会全体において固定的な性別役割分担や無意識の偏見・思い込みが存在しており、意識改革に向けたさらなる取組みが必要です。
- イ 理工系分野への女性の進出が少ないため、当該分野への興味・関心を持つ女子学生を支援する取組みを引き続き行う必要があります。
- ウ 性の多様性に対する理解の拡大に向けて、相談対応の充実や講座等を通じた啓発活動に取り組む必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 15 年 3 月 第1次松本市男女共同参画計画策定（計画期間：平成 15 ～ 19 年度）
- 15 年 6 月 松本市男女共同参画推進条例公布・施行
- 28 年 10 月 男女共同参画計画・人権に関する意識調査、地方創生総合戦略「仕事と家庭の両立支援事業」実施
- 令和 元年 3 月 地方創生総合戦略「仕事と家庭の両立支援事業」終了
- 3 年 4 月 パートナーシップ宣誓制度開始
- 5 年 1 月 第5次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画策定（計画期間：令和 5 年度～9 年度）

イ 統計資料

審議会等における女性委員の参画状況

（単位：%）

年 度	R 4	R 5	R 6
行政委員会（自治法 180 条の 5）	21.3	18.0	21.3
法律・条例により設置されている審議会等	24.7	25.7	27.1
要綱等により設置されている委員会等	23.4	24.0	24.8
法律に基づいて設置されている委員	72.3	72.7	72.5
全 体	34.0	34.9	35.8

2 男女共同参画推進（その他の啓発・相談事業）

住民自治局 人権共生課

(1) 目標

第5次松本市男女共同参画計画に定めた、目指すまち4つの柱に基づき男女共同参画推進に係る施策及び女性活躍を推進する施策を実施します。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

- ア 男女共同参画を進める市民のつどい・まつもとの開催
- イ 電話相談・面接相談・女性弁護士相談・男性相談員による男性相談の継続実施
- ウ 女性センターとトライあい・松本を統合し、4月にリニューアルオープンした「ジェンダー平等センター」での各種講座の開催、図書貸出し等学習機会の提供の継続実施
- エ 広報まつもと特集ページやジェンダー平等センターのニュースレターで意識啓発を実施
- オ 周知・情報発信の強化のため、専用ホームページを開設

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア ジェンダー平等センターを拠点とし、性差にとらわれない社会を目指して、各種講座・イベントを通じて、共働き・共育で支援に取り組む必要があります。
- イ 家庭・夫婦・生活・地域の人間関係の悩みなどについて、専門相談員による電話・面接相談を実施します。
- ウ 専用ホームページでの情報発信を強化し、意識啓発及び認知度アップに取り組めます。

(4) 現在までの経過

- | | |
|----------|---------------------------|
| 昭和47年 4月 | 働く婦人の家 開館 |
| 平成11年 4月 | 女性センター 開設 |
| 15年 | 「働く婦人の家」から「トライあい・松本」に名称変更 |
| 20年 | 「女性センター」の愛称を「パレア松本」に決定 |
| 令和6年 3月 | トライあい・松本 閉館 |
| 6年 4月 | ジェンダー平等センター 開設 |

国際化・多文化共生の推進

1 国際交流推進事業

住民自治局 人権共生課

(1) 目標

市民参加による海外姉妹・友好都市との交流を進めるとともに、市民の国際理解の促進や国際感覚に優れたグローバルな人材の育成に繋げるものです。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

ア アメリカ・ソルトレークシティ（姉妹提携 65 周年記念公式訪問団受入事業）

（ア） 日程 令和 6 年 10 月、市関係者等参加

（イ） 内容 松本市市長表敬、記念式典、市内視察等

イ ネパール・カトマンズ市（姉妹提携 35 周年記念公式訪問団派遣事業）

（ア） 日程 令和 6 年 11 月、市関係者、市民等参加

（イ） 内容 カトマンズ市長表敬、記念式典、市内視察等

ウ 海外姉妹・友好都市中高生オンライン国際交流の実施

（ア） 日程 令和 6 年 7 月～8 月

（イ） 内容 松本市の小中高生と中国・廊坊市、スイス・グリンデルワルト村の中高生が、設定したテーマのもと、オンラインで交流を行ったもの

(3) 現状の分析と今後の課題

市民が海外姉妹・友好都市を身近に感じられるイベントやホームページ・パンフレットで周知を積極的に行い、国際的な感覚や意識を高めるきっかけを創出することが重要です。

(4) 現在までの経過

昭和 33 年 11 月 29 日 ソルトレークシティ・松本市 姉妹都市提携

平成 元年 11 月 17 日 カトマンズ市・松本市 姉妹都市提携

7 年 3 月 21 日 廊坊市・松本市 友好都市提携

17 年 5 月 16 日 グリンデルワルト村交流継続合意

※昭和 47 年 4 月 20 日 旧安曇村姉妹都市提携

27 年 7 月 14 日 高雄市・松本市 「健康・福祉・教育分野の交流に関する覚書」締結

国際化・多文化共生の推進

2 多文化共生・多文化共生プラザ運営

住民自治局 人権共生課

(1) 目標

国籍や文化の違いを認め合い、交流を深めることで多様性が尊重され、誰もが地域社会の一員として活躍できる多文化共生のまちを目指します。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

ア 多文化共生

(ア) 多文化共生推進協議会の開催

(イ) 多文化共生キーパーソン登録者 162 名、キーパーソン研修会実施 (30 名参加)、出前講座実施 (8 回)、オンライン日本語教室の開催 (延べ 20 回 125 名参加)

(ウ) ポルトガル語相談の実施、多言語生活ガイドブック・防災ハンドブックの利用促進 (二次元コード付案内の配布)、庁内通訳派遣・文書翻訳の実施、災害多言語支援センター設置訓練実施

イ 多文化共生プラザ

多言語相談 (相談件数 1,383 件)、交流イベント実施 (延べ 380 名参加)

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 松本市の外国人住民数は、県内トップクラスであり、国籍も 60 か国以上と多様です。情報の発信においては、多文化共生キーパーソンを通じた発信や、やさしい日本語の普及・活用を促進します。

イ 人口減少・少子高齢化が進む中、外国人住民も地域社会の構成員としての活躍が期待されます。日本語教育の体制づくり等により、外国人の方にも選ばれるまちづくりに努めます。

ウ 外国人住民の定住化により多文化共生プラザへの相談も複数多岐にわたり、複雑な問題を抱えた相談者もいます。関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 21 年度	松本市子ども日本語支援センター開設 (現：松本市子ども日本語教育センター)
23 年度	松本市多文化共生推進プラン策定 (計画期間：平成 23 ～ 27 年度)
24 年度	松本市多文化共生プラザ開設
28 年度	第 2 次松本市多文化共生推進プラン策定 (計画期間：平成 28 ～ 令和 2 年度)
令和 3 年度	第 3 次松本市多文化共生推進プラン策定 (計画期間：令和 3 ～ 7 年度)

イ 統計資料

国・地域別外国人住民数

(単位：人)

	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	ベトナム	ブラジル	タイ	その他	合計	国数
4.12 末	904	904	583	442	325	184	706	4,048	63 カ国
5.12 末	942	873	582	501	314	187	887	4,286	64 カ国
6.12 末	955	852	595	539	284	211	1,172	4,608	63 カ国

再生可能エネルギーの導入促進

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

1 まつもとゼロカーボン実現計画（区域施策編）

(1) 目標

2050 ゼロカーボンシティの具現化を図るため、市民・事業者・行政が連携の下、豊富な自然資源を活用した再生可能エネルギーの導入と省エネルギー化を徹底的に進め、温室効果ガス排出量を、2030 年度までに 2013 年度比で 51 パーセント削減することを目指すものです。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

- ア 松本平の脱炭素社会を実現し、地域内経済循環の構築と地域課題解決に貢献するために、民間事業者が主体となって「松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社」を設立しました。
- イ 市民自らが行動することで、松本市のゼロカーボンシティ実現に向けた取組みを進展させるため、「気候市民会議まつもと」を開催し、「ゼロカーボン市民アクションプラン in まつもと」をまとめました。
- ウ 市が率先してEVを活用する姿勢を市域全体に示すとともに、市民にとってEVが身近な存在になることを目的に「松本市EVカーシェアリング事業」の事業者選定等、開始に向けた準備を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市ゼロカーボン実現条例に基づき、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を果たすためには、行動変容が不可欠です。今後は、市民アクションプランを基に行動変容を促すための取組みを展開することが必要です。
- イ 2050 年にゼロカーボンを実現するためには、あらゆる政策領域において、官民挙げて再エネ及び省エネ導入を徹底的に実践することが必要不可欠です。特に、市の温室効果ガス排出量の3割弱を占める運輸部門の削減が急務で、関係部署で連携を図りながら、民間事業者、市民が一体となった取組みが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和 2 年度	気候非常事態宣言及び 2050 ゼロカーボンシティ表明
3 年度	松本平ゼロカーボン・コンソーシアムを設立
4 年度	松本市ゼロカーボン実現条例施行 まつもとゼロカーボン実現計画を策定 環境省「脱炭素先行地域」に乗鞍高原地域が採択
5 年度	松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例制定
6 年度	松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社設立

イ 統計資料

(ア) 市域の温室効果ガス排出量

(単位：排出量 t - CO₂)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
産業部門	444,256	427,088	410,566	416,780	399,435	407,024	393,014	372,539
業務部門	441,785	426,459	448,253	358,487	337,317	327,315	309,713	283,684
家庭部門	434,213	434,154	390,392	390,458	404,370	394,164	381,090	375,855
運輸部門	425,378	431,960	440,572	441,330	464,762	467,690	468,701	471,196
廃棄物の焼却	46,958	45,931	45,792	45,733	45,295	44,812	45,044	45,349
その他ガス	64,593	64,288	64,410	62,808	63,185	63,249	63,401	62,444
合 計	1,857,183	1,829,880	1,799,985	1,715,596	1,714,364	1,704,254	1,660,963	1,611,067

(イ) 松本平ゼロカーボン・コンソーシアムの活動状況（R7.3.31 現在）

項目	実績	備考
会員団体数	121 団体	企業会員 103、地域会員 16、学会会員 2
定例フォーラム開催回数	4 回	
課題別部会開催回数	6 回	

再生可能エネルギーの導入促進

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

2 松本市役所ゼロカーボン実現プラン（事務事業編）

(1) 目標

2050 ゼロカーボンシティの具現化に向け、松本市の事務事業について率先して再生可能エネルギーの導入と省エネルギー化を進め、温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2013 年度比で 55 パーセント削減することを目指すものです。

(2) 令和6年度の実施状況と成果

- ア 市有施設の LED 化を進めるため、29 施設のリースによる LED 化を発注・着手しました。
- イ 松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社と連携して、市有施設への松本クリーンセンターでの廃棄物発電により得られた再エネ電力の供給及びオンサイト P P A による太陽光発電設備の導入準備を進めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 2050 年にゼロカーボンを実現するためには、松本市役所においても温室効果ガス削減に向けた取り組みを全部局が徹底的に進める必要があります。
- イ プラン策定当初の想定と比べ、再生可能エネルギーの導入など市有施設のゼロカーボンに係る各施策の状況について変化が生じているため、プランで示した温室効果ガス排出量削減目標達成のためのシナリオの見直しが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和元年度	松本市環境配慮型公共施設整備指針を策定
2 年度	気候非常事態宣言及び 2050 ゼロカーボンシティ表明
4 年度	松本市ゼロカーボン実現条例施行 松本市役所ゼロカーボン実現プランを策定
5 年度	本庁舎、東庁舎及び大手事務所について、リースにて LED 化を実施
6 年度	市有施設 29 施設のリースによる LED 化を発注・着手 松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社と連携協定を締結

イ 統計資料

市の事務事業における温室効果ガス排出量の推移

(単位：排出量 t - CO₂)

年度	H25(基準年度)	R 2	R 3	R 4	R 5
目標値	—	30,052	28,795	27,539	26,282
基準年度比	—	77.4%	74.1%	70.9%	67.6%
実績値	38,851	34,402	33,544	33,278	34,307
基準年度比	100%	88.5%	86.3%	85.7%	88.3%

再生可能エネルギーの導入促進

3 マイクロ水力発電事業

上下水道局 上水道課

(1) 目標

令和元年10月に稼働開始した「寿配水地小水力発電所」に続き、上水道施設の高低差を利用した水力発電を行うことで未利用の再生可能エネルギーを活用し、温室効果ガスの一つであるCO₂削減を図ることにより低炭素社会の実現を目指します。

(2) 令和6年度の取組みと成果

- ア 「岡田第2配水地」の発電施設の設置に向け、電力会社に対して、系統連系に必要な手続きを完了させました。
- イ 国（経済産業省）に対して、発電事業計画認定に係る手続きを行いました。（継続中）
- ウ 主要機器の製作に係る進捗管理を行いました。（継続中）

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 国（経済産業省）に対して、発電事業計画認定に係る手続きを着実に進めます。
- イ 主要機器の製作に係る進捗管理を徹底し、適切な工場検査を実施します。
- ウ 機器製作に合わせて、現場施工に入るための準備を行います。

(4) 現在までの経過

- | | |
|-------|---|
| 令和元年度 | 寿配水地小水力発電所、稼働開始 |
| 2年度 | 局プロジェクトチームによる調査実施 |
| 3年度 | 上水道施設の可能性調査実施
・262施設の調査により、9施設抽出 |
| 令和4年度 | 9施設の基本設計実施
・「岡田第2配水地」を最有力候補地に選定、二次評価により妥当性を検証し、事業化R F Iを受けての機器・業者選定実施
・優先受託候補者の決定 |
| 5年度 | 設計施工一括発注方式で契約締結
詳細設計・主要機器発注手配完了 |
| 6年度 | 電力会社及び国（経済産業省）に対して、事業に必要な諸手続きを実施
主要機器製作期間中 |

再生可能エネルギーの導入促進

4 下水道施設における太陽光・消化ガス発電事業

上下水道局 下水道課

(1) 目標

消化ガスを利用した発電設備について、適切な維持管理を行い、安定した消化ガス発生に伴う発電を行います。また、太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギーの活用を推進します。

(2) 令和6年度取組みと成果

- ア 宮渕浄化センターでは、平成28年度に消化ガス発電設備増設工事、令和3年度及び6年度に太陽光発電工事を行い、発電した電気を場内利用することで購入電力量を削減しています。
- イ 両島浄化センターでは、平成27年1月から消化ガス発電を行い、売電を行っています。

(3) 現状の分析と今後の課題

宮渕・両島浄化センターの消化ガス発電において、適切な維持管理により順調な運転を維持していますが、今後、安定した発電効果を維持していくことが課題です。

宮渕浄化センターの増設する太陽光発電施設は令和6年度に稼働し、さらに購入電力量を削減します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成22年度 消化ガス発電基本設計（日本下水道事業団）

【宮渕浄化センター】

23年度 詳細設計・機械設備工事発注（日本下水道事業団デザインビルド方式による総合評価）

24年度 機械設備・電気設備工事完了 3月末からMGT（マイクロガスタービン）2台稼働

27年度 増設機2台設置実施設計・工事着手

28年度 工事完了、3月から稼働 計4台のMGTが稼働中

令和2年度 太陽光発電設備工事 3月から稼働開始

6年度 太陽光発電設備増設工事 3月から稼働開始

【両島浄化センター】

平成25～26年度 消化ガス発電設備工事（プロポーザル方式による総合評価）

27年2月 稼働開始 燃料電池3台

イ 統計資料

宮渕浄化センター消化ガス・太陽光発電実績

	R4年度	R5年度	R6年度
消化ガス発電量(kWh)	223万	221万	219万
太陽光発電量(kWh)	15万	14万	13万
購入電力削減率(%)	43.2	43.4	41.6
電力料金削減額(千円)	53,539	47,443	47,490

両島浄化センター消化ガス発電実績

	R4年度	R5年度	R6年度
売電量(kWh)	203万	196万	180万
売電収益(千円)	87,285	84,016	77,221
売電単価(税抜き:円)	39.00	39.00	39.00

3 R 徹底による環境負荷軽減

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

1 環境基本計画の推進

(1) 目標

松本市総合計画の基本理念「(岳) 自然豊かな環境に感謝し (楽) 文化・芸術を楽しみ (学) 共に生涯学び続ける」の実現のため、第4次松本市環境基本計画に定める「地球環境」、「循環型社会」、「生活環境」、「自然環境」、「快適環境」を5つの柱とし、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に展開します。

(2) 令和6年度の実施と成果

第4次松本市環境基本計画年次報告書を作成し、松本市環境審議会での外部評価も加えながら適切な進行管理を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

令和3年度に策定した第4次環境基本計画を効果的に進めるため、市民、事業者、行政等が連携を図りつつ、PDCAサイクルによる適切な進行管理を引き続き行います。

計画期間の中間年度となる令和7年度に、計画の指標及び数値目標等に関する中間見直しを行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成10年度	松本市環境基本条例公布
11年度	松本市環境基本計画策定
19年度	第2次松本市環境基本計画策定
20年度	松本市一般廃棄物処理計画策定
23年度	第3次松本市環境基本計画策定、松本市地球温暖化対策実行計画策定
27年度	松本市生物多様性地域戦略「生きものあふれる松本プラン」策定
28年度	第3次松本市環境基本計画（平成28年度改訂版）策定
29年度	松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度～令和9年度版）策定
令和元年度	松本市災害廃棄物処理計画策定
2年度	松本市食品ロス削減推進計画策定
3年度	第4次松本市環境基本計画策定

イ 統計資料

令和5年度における第4次松本市環境基本計画に定める指標・目標値のある項目の評価状況

評価基準（達成度）	R4年度	R5年度
A（100%以上）	9項目 / 28.1%	12項目 / 37.5%
B（70%以上）	16項目 / 50.0%	15項目 / 46.9%
C（40%以上）	4項目 / 12.5%	2項目 / 6.3%
D（40%未満）	1項目 / 3.1%	0項目 / 0.0%
評価できない項目	2項目 / 6.3%	3項目 / 9.4% ^{※1}
計	32項目 / 100%	32項目 / 100%

※1）3項目の内訳（5年に1度評価するもの、令和4年度末で事業終了したもの、令和9年度以降から評価可能なもの）

3 R 徹底による環境負荷軽減

2 ごみ減量対策事業

環境エネルギー部 環境業務課

(1) 目標

市民、事業者及び行政等がそれぞれの責任を明確にして、ごみの減量、分別収集の徹底、再資源化等を推進することにより、資源を大切に、環境に極力負荷をかけない持続可能な循環型社会を目指します。

(2) 令和6年度の実施と成果

- ア ごみ分別アプリを配信し、市民が手軽に情報を得られるよう利便性の向上を図りました。
- イ 市民がごみの分別区分を検索しやすい環境を整備するため、市公式LINEにおいて、自動又は有線で分別区分を回答するシステムを運用しました。
- ウ 令和5年度から開始した容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収及び大型プラスチック資源の分別収集を継続して行いました。
- エ 環境教育の一環として、令和元年度に導入した製紙機で市内の廃棄書類から再生紙を作成し、市民への案内チラシ等に使用しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和6年度の総ごみ量は、前年度に比べ約1,209トン（約1.5%）の減少となりました。これは、家庭系及び事業系可燃ごみが減少したことによるものです。引き続き、ごみの減量化・適正処理に関する取組を進めます。
- イ 本市の1人1日当たりのごみ量は長野県内19市の中で最も多く、今後更に最終処分場の延命化及び地球温暖化に関する対策の重要性が増すことから、家庭系ごみの排出量に応じた費用負担（家庭系ごみの有料化）を実施する時期が来ていると改めて判断したため、本格的な検討を実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成10年度	生ごみ処理機購入費補助開始
11年度～平成13年度	雑びん、ペットボトル、破碎ごみ、蛍光灯、乾電池の分別回収開始
15年度	剪定木破碎処理機購入費補助開始
17年度	容器包装プラスチックの資源化開始、廃食油の全市回収を開始
20年4月	リサイクルセンター開設
26年度	市内全地区（35地区）において使用済小型家電製品の分別回収を開始
29年度	スプレー缶等及びライターの分別回収を開始、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信
令和元年度	松本クリーンセンター内に製紙機を導入
3年度	容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収に向けて検討を開始
5年度	プラスチック資源（大型プラスチック資源含む。）の分別変更

イ 統計資料

ごみ量の推移

（単位：t）

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
可燃ごみ	77,136	76,279	76,266	71,927	70,956
埋立ごみ	1,090	754	715	658	642
破碎ごみ	371	282	303	338	349
資源ごみ	8,695	8,234	8,045	8,058	7,825
総ごみ量	87,292	85,549	85,329	80,981	79,772
前年対比	△ 2.51%	△ 2.00%	△ 0.26%	△ 5.10%	△ 1.49%

3 R 徹底による環境負荷軽減

3 エコトピア山田再整備事業

環境エネルギー部 環境業務課

(1) 目標

更なるごみの減量化を推進するほか、焼却灰や飛灰の再資源化等を着実にを行うことで最終処分場の延命化を図るとともに、今後も長期的に、より安全な施設として使用するため、現在地において再整備します。

(2) 令和6年度の実施計画と成果

- ア 新処分場建設のため、現処分場の廃止に係るモニタリング調査を実施しました。
- イ 新処分場の実施設計及び周辺環境への影響を評価する生活環境影響調査を完了しました。
- ウ 現処分場への廃棄物の埋め立て終了に伴い、市内に埋立容量のある最終処分場が無いことから、焼却灰、飛灰及び破碎処理後の埋立ごみの全量を民間事業者9社で処理しました。なお、民間事業者での処理の内訳は、焼却灰の資源化6,775トン、飛灰の資源化1,295トン、飛灰の市外埋立1,667トン、破碎処理後の埋立ごみの市外埋立677トンとなっています。

(3) 現状の分析と今後の課題

エコトピア山田の再整備は、全体基本計画に基づき、着実かつ安全に進めていく必要があります。また、再整備期間中は埋め立てが行えないため、これからも引き続き埋立量を削減するため、より一層ごみの減量化を推進するとともに、焼却灰等を安定的に処理できるよう委託先を確保していく必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成20年度	焼却灰の資源化（人工砂化）を開始
23年度	飛灰の資源化（地盤再生利用）を開始
24年度	ごみの共同処理に伴い、塩尻市・朝日村と灰の交換開始、残りの飛灰を全量資源化
26年度	焼却灰及び飛灰の資源化に溶融を追加、飛灰は資源化以外に委託埋立を開始
29年度	施設の使用開始から50年近くが経過することから、今後も長期にわたり安全な施設として使用するため、現埋立施設を維持しつつ新構造基準を念頭に新たな検討を開始
30年度	検討の結果、現在の場所に埋立地を再整備することに決定
令和元年度	再整備事業に着手
2年度	年度末をもって廃棄物の埋め立てを終了
3年度	再整備事業に係る全体基本計画を策定。既存廃棄物移設工事に着手
4年度	新処分場の基本設計に着手
5年度	新処分場の基本設計を完了し、引き続き実施設計に着手
6年度	新処分場の実施設計及び生活環境影響調査を完了

イ 統計資料

松本クリーンセンターから排出される灰の処理方法（単位：t）

区分	処理方法	R4年度	R5年度	R6年度
資源化	焼却灰	7,098	6,625	6,775
	飛灰	1,317	1,304	1,295
	小計	8,415	7,929	8,070
埋立	焼却灰(市内埋立)	0	0	0
	飛灰(委託埋立)	1,746	1,684	1,667
	小計	1,746	1,684	1,667
合計		10,161	9,613	9,737

3 R 徹底による環境負荷軽減

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

4 食品ロス削減事業

(1) 目標

持続可能な社会の実現に向け、ごみ減量と食育推進の観点から世界的な課題でもある食品ロス（食べられるのに関わらず廃棄される食品）を削減するため、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で削減に取り組むことを推進するものです。

(2) 令和6年度の実施と成果

- ア 市民向けの取組みとして、外食版及び家庭版「残さず食べよう！30・10運動」の街頭啓発、市内食品小売店と連携したポスター及びPOP掲示、SNSでの発信等を行いました。
- イ 市内保育園、幼稚園等（61園）の年長児及び小学3年生（29校）を対象に食品ロスをテーマとした参加型環境教育を実施し、年長児の約6割、小学生の約5割に意識や行動の変化が見られました。
- ウ 自治体運営型フードシェアリングサービス「まつもとタベスケ」を活用し、事業系食品ロスの削減を進めました。
- エ 家庭での食品ロス削減の取組みを促すため、削減につながる料理のアイデアを募集して表彰する「第3回もったいないクッキンググランプリ」を開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和2年度に策定した松本市食品ロス削減推進計画の削減目標達成に向けて、あらゆる世代、立場の人が自分事として取り組むことが重要です。
- イ 特に、事業系食品ロスの削減については、事業者の取組みに加え、消費者である市民の意識変容が不可欠であり、両者へのアプローチが求められます。
- ウ コロナ禍で認知度が低下した「残さず食べよう！30・10運動」の周知啓発を改めて強化するとともに、乾杯後30分、お開きの前10分を基本としながらも、柔軟な時間設定を行うことで、本来の目的である宴会での食べ残しを削減する取組みを促します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成23年度	「残さず食べよう！30・10運動」を開始
24年度	園児を対象とした参加型環境教育を開始
28年度	「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度を創設、小学校環境教育を開始
29年度	第1回食品ロス削減全国大会を開催
令和2年度	松本市食品ロス削減推進計画を策定
3年度	まつもとフードシェアマーケットを開始
4年度	第1回もったいないクッキンググランプリを開催

イ 統計資料

市内で発生する食品ロス量（令和2年度は組成調査未実施のため欠測）

（単位：t）

年度	食品ロス量	内訳	
		事業系	家庭系
R1	9,065	4,427	4,638
R3	9,570	3,390	6,179
R4	8,575	2,506	6,067

3 R 徹底による環境負荷軽減

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

5 プラスチックごみ削減事業

(1) 目標

ごみの減量及びゼロカーボン推進に向け、松本の強みを活かしたきっかけづくりにより、市民に使い捨てプラスチック製品に依存したライフスタイルからの転換を促し、プラスチックごみの削減を推進するものです。

(2) 令和6年度の実施状況と成果

- ア アクアスポット s w e e（無料給水設備）を、市内1か所に追加設置しました（累計16か所）。
- イ 飲食店からのテイクアウト利用時に発生するプラスチックごみを削減するため、「アルパッケ」を活用したテイクアウト容器リユースシステム構築事業を実施しました。
- ウ イベントにおいて排出される使い捨てプラスチック製食器によるごみを削減するため、イベント用リユース食器導入事業を実施しました。
- エ 事業者による脱プラスチックの取組みを推進するため、プラスチック使用製品からの転換を支援する特定プラスチック転換支援事業を開始しました。
- オ これらの取組みを体系的に整理した「ワンウェイプラスチック削減ミッション」として実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

プラスチックごみの更なる削減に向けて、引き続き各施策の周知・啓発により内容の浸透を図り、市民等の意識改革及び行動変容を促していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和3年度	アクアスポットプロジェクト s w e eについて、信州大学と合同で報道発表 アクアスポット s w e eを市内5か所に設置
4年度	アクアスポット s w e eを市内5か所に追加設置 「ワンウェイプラスチック削減ミッション」を開始 テイクアウト容器リユースシステム構築事業を開始 「まつもとエコ旅宣言」を発出
5年度	アクアスポット s w e eを市内5か所に追加設置 イベント用リユース食器導入事業を開始
6年度	アクアスポット s w e eを市内1か所に追加設置 特定プラスチック転換支援事業を開始

イ 統計資料

家庭系可燃ごみ量と家庭系可燃ごみに占めるプラスチック量の推移（単位：t）

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
家庭系可燃ごみ量	38,304	37,000	36,770	33,529	33,129
プラスチック類の割合(※)	19.8%	19.8%	13.8%	13.1%	18.2%
家庭系可燃ごみに占める プラスチック量	7,584	7,326	5,074	4,392	6,029

※各年度の組成調査結果。なお、令和2年度は調査未実施のため、3年度の数値を使用

3 R 徹底による環境負荷軽減

6 プラスチック資源リサイクル事業

環境エネルギー部 環境業務課

(1) 目標

容器包装プラスチック及び製品プラスチック（プラスチック資源）を一括回収するとともに、大型の製品プラスチック（大型プラスチック資源）を分別収集して再資源化することで、焼却するごみ量削減による最終処分場の延命とプラスチック類を焼却する際に発生する二酸化炭素排出量の削減を図りゼロカーボンシティの実現を目指します。

(2) 令和6年度の取組みと成果

- ア プラスチック資源の回収量（松塩地区広域施設組合への持込量を含む。）は、約 1,392 トン（令和 4 年度の容器包装プラスチック回収量比で約 511 トン増）となりました。これにより、松本クリーンセンターにおける可燃ごみ焼却に伴う二酸化炭素排出量を約 1,415 トン削減する効果がありました。
- イ ごみの分別や 2050 ゼロカーボンシティの実現について周知を図るために、指定ごみ袋のうち可燃ごみ専用袋にはキャッチフレーズを、プラスチック資源専用袋にはキャッチフレーズとメッセージを表示するデザインに変更しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア プラスチック資源の回収量は増加していますが、排出される家庭系可燃ごみには一定の割合でプラスチック類が含まれており、その中には再資源化可能なものが混入していることから、焼却由来の二酸化炭素の排出を抑制するため、プラスチック資源の回収量をさらに増加する必要があります。
- イ 引き続き、市民に分かりやすい方法での周知啓発に努め、市民の分別意識の醸成を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 12 年度 容器包装リサイクル法が本格的に施行
- 17 年度 本市で容器包装プラスチックの資源化を開始
- 令和 3 年度 環境省モデル事業の採択を受け、市内 2 地区（島内地区、安曇地区大野川区）で容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収を試験的に実施
- 4 年度 プラスチック資源循環促進法が施行
「プラスチック使用製品廃棄物に係る資源物の分別基準」を策定
脱炭素先行地域の安曇地区大野川区で容器包装プラと製品プラの一括回収を先行実施
- 5 年度 市内全域でプラスチック資源（大型プラスチック資源含む。）の分別変更

イ 統計資料

プラスチック資源回収量と家庭系可燃ごみに占めるプラスチック割合の推移

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
プラスチック資源回収量 [t]	870	876	881	1,359	1,392
家庭系可燃ごみに占める プラスチック割合 [%]	—	19.8	13.8	13.1	18.2

※令和 4 年度までは、容器包装プラスチック回収量。

※家庭系可燃ごみに占めるプラスチック割合は組成調査結果による。なお、令和 2 年度は未実施。

3 R 徹底による環境負荷軽減

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

7 松本キッズ・リユースひろば事業

(1) 目標

育児・子ども用品は使用期間が限られ、子どもの成長後有効活用されていない例が多くあります。そこで、家庭で使用しなくなった育児・子ども用品を回収し、必要とする家庭に無料で配付することで、リユース（再利用）によるごみの減量化と子育て世代への支援を推進します。

(2) 令和6年度の実施と成果

- ア 市内 25 か所の地域づくりセンターと環境・地域エネルギー課窓口で回収を行い、子ども服・小物やチャイルドシートなどを約 66,000 点（約 18.6 トン）回収しました。
- イ 回収した子ども用品を点検後、ラーラ松本屋内テニスコート及び南部体育館で計 6 回配付会を開催し、希望する市民に無料で配付しました。
- ウ 子育て無料情報誌への広告掲載や、広報まつもと、市公式ホームページへの情報掲載を通して、幅広く周知を行いました。
- エ 令和 7 年度の事業実施に向け、委託の範囲の拡大について委託業者と調整を行い、契約に向けての仕様を整えました。

(3) 現状の分析と今後の課題

配付会に参加される方を固定しないよう、広報まつもとや市公式ホームページだけでなく、SNS などを活用して、幅広い方の参加を促します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 27 年 8 月	各回収場所での常時回収を開始
10 月～	第 1 回配付会開催（年度内計 5 回の配付会をラーラ松本で開催）
28 年度	計 8 回の配付会開催（5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、3 月）
29～令和 3 年度	各年度計 6 回の配付会を開催（令和元年度、2 年度のみ計 5 回）
令和 4 年度	計 6 回の配付会を開催（7 月、9 月、10 月、12 月、1 月、2 月）
5 年度	計 6 回の配付会を開催（5 月、6 月、9 月、10 月、12 月、2 月）
6 年度	計 6 回の配付会を開催（5 月、6 月、9 月、10 月、12 月、2 月）

イ 統計資料

事業実績

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
配付会参加世帯数	1,151 世帯	1,350 世帯	1,231 世帯	1,685 世帯	1,826 世帯
配付数	約 21,400 点 約 10.4 トン	約 27,600 点 約 12.8 トン	約 22,800 点 約 9.8 トン	約 33,400 点 約 12.5 トン	約 39,200 点 約 13.5 トン
回収数	約 44,800 点 約 13.8 トン	約 65,800 点 約 19.9 トン	約 43,800 点 約 16.8 トン	約 68,000 点 約 20.3 トン	約 66,000 点 約 18.6 トン

3 R 徹底による環境負荷軽減

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

8 環境教育事業

(1) 目標

松本の豊かな環境資源を活用した総合的な環境学習を通して市民の環境意識を高め、環境負荷軽減に向けた活動の拡大を目指します。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

- ア 自然観察会等の環境学習講座「エコスクール」を18講座開催することで、幅広い世代に対して環境教育の場を提供しました。
- イ 学校での環境教育の推進を図るため、環境分野の専門性を持つ企業・団体等が講師となる環境学習プログラムを学校へ提供する「小中学校環境教育支援事業」を17校で実施しました。
- ウ 幼少期から「もったいない」の気持ちを育み、環境保全の意識や環境に対する関心を高めるため、市内幼稚園・保育園の年長児を対象に「ごみの分別と食べ残し」をテーマにした環境教育を61園で実施しました。また、市内小学3年生を対象に食品ロスをテーマとした環境教育を29校で実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア エコスクール事業実施後のアンケートでは、約95%の参加者が「満足」と回答しています。より多くの市民に本市の豊かな自然環境に親しみ、環境問題に関心を持っていただく機会とするため、体験を含めた講座を今後も充実させていきます。
- イ 環境教育支援事業では、小中学校、環境団体及び公民館等が連携し、地域に開かれた学習を実施しました。引き続き、学校の意見や要望も取り入れながら、学習プログラムを提供していきます。
- ウ 年長児や小学3年生対象の参加型環境教育は、参加した園児の約6割、児童の約5割、また保護者の3割から4割に意識の変化がみられました。引き続き、家庭への波及効果まで狙った事業を展開します。

(4) 統計資料

ア エコスクール実績

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
講座開催数	12 回	14 回	18 回	18 回
参加人数	153 名	225 名	174 名	322 名

【実施内容】 ホタル観察会、女鳥羽川自然観察会、「ライチョウ」に会いに行こう、ペットボトルから繊維を作ろう、川の生き物を観察しよう、一の瀬園地高原の生きもの観察会、トンボ観察会、ワシ・タカウォッチング、化石を通して地球を学ぼう、森の自然体験、冬の自然観察会等

イ 松本市環境教育支援事業の実績

	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
実施校数	18 校	17 校	17 校
実施事業	43 事業	50 事業	30 事業
実施プログラム数	19 講座	23 講座	18 講座
参加人数	2,294 名	2,599 名	1,322 名

【実施内容】 リバーアドベンチャー、木の授業とバームクーヘン作り、里山学習体験、体感&体感！自然体験学習！、体感プログラムを中心とした自然体験学習、水辺の生物の観察会、アウトドアから学ぶ防災・災害対策、ぬかどご飯炊き体験 等

自然・生活環境の保全

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

1 生物多様性保全事業

(1) 目標

松本市生物多様性地域戦略の取組方針である「学習し、広める」「想像し、考える」「実践し、活かす」をもとに、生きものの恵みを将来世代も受け取れるよう、生物多様性の保全を推進し、多様な環境に育まれた、生きものあふれる豊かな自然の維持と再生を目指します。

(2) 令和6年度取組みと成果

- ア 松本市生物多様性地域戦略のモデル地区である乗鞍高原一の瀬園地で植物相調査を5月下旬から9月にかけて実施しました。
- イ 6月から9月にかけて、市民参加型環境調査として市民トンボ調査を実施し、207人から501件の報告がありました。
- ウ 河川清掃におけるオオキンケイギク等の特定外来生物駆除活動に6,518人のボランティアが参加しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 開発行為など人間活動によるものや、生活様式の変化などにより逆に人間活動がなくなること、外来生物の影響など、様々な要因で生物多様性が急速に失われつつあります。特に、近年生息域を拡大している特定外来生物オオキンケイギクは、対応を急ぐ必要があることから、町会で管理困難な場所や希少種の生息地について、令和6年度から委託による駆除を実施しています。
- イ 私たちは、衣・食・住をはじめ、「生物多様性」がもたらす様々な恵みを受けて生活していますが、「生物多様性」という言葉の認知度が低く、さらなる啓発が必要です。
- ウ 必要な開発とのバランスをとりながらも、市民一人ひとりが生物多様性の重要性を認識し、豊かな自然を将来世代に引き継いでいくことが課題です。

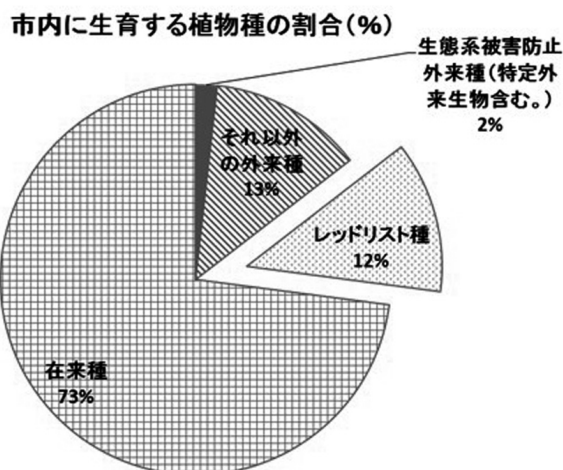
(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成23年度 生物多様性自治体ネットワークに理事として加盟
- 27年度 松本市生物多様性地域戦略策定
- 29年度～令和6年度
ゴマシジミ保護回復事業やモニタリング調査等の生物多様性保全事業を実施

イ 統計資料

市内に生育する植物種（2,933種）※のうち、
レッドリスト種（絶滅危惧種）の割合（H27）
12.5パーセント（368種）



2 環境調査と公害の未然防止

環境エネルギー部 環境保全課

(1) 目標

環境調査を適切にかつ継続的に実施し、市内の環境状況を把握し、生活環境の保全を目指します。

また、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排出水の監視や、土壤汚染対策法に基づく指導を行い、公共用水域の水質の保全を図り、地下水汚染や健康被害を未然に防止します。

(2) 令和6年度の実施状況と成果

ア 河川や地下水などの水質調査（67 か所）、騒音等の環境調査（11 か所）、水質汚濁防止法に基づく事業場の立入調査（71 事業場、延べ 87 回）を行いました。

イ 土壤汚染対策

（ア）土壤汚染調査の結果、汚染が判明したため、区域を指定した件数は、3 件でした。

（イ）一定規模以上の土地の形質の変更届出書受理件数は、21 件でした。

ウ 公害苦情処理件数は、61 件でした。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 公共用水域の水質の保全を図るため、事業場からの排出水の監視や、河川及び地下水の調査を継続する必要があります。

イ 地下水汚染の未然防止を図るため、水質汚濁防止法により、有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設は、構造基準の順守や点検記録の保存が義務付けられています。立入検査を実施し、継続的に監視が必要です。

ウ 土壤汚染による健康被害を未然に防止するため、法に基づく届出提出の徹底が必要です。

エ 公害苦情件数は近年、年間 50 件程度ありますが、その大半を占める野焼きについては、「原則禁止」を周知していく必要があります。

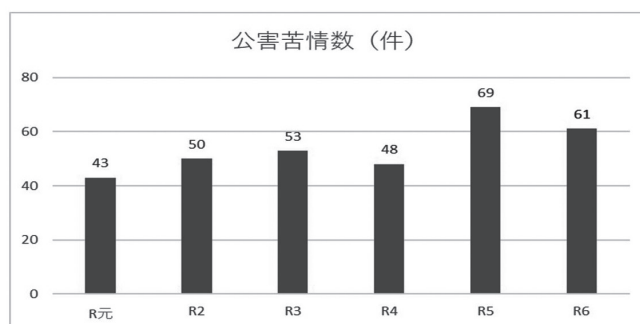
(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 6 年度	水質汚濁防止法に定める政令市に指定
15 年度	土壤汚染対策法施行
20 年度	環境省から「まつもと城下町湧水群」が「平成の名水百選」に認定
令和 3 年度	中核市移行により大気汚染防止法事務、ダイオキシン類対策特別措置法事務を所管

イ 統計資料

公害苦情数（件）



自然・生活環境の保全

3 河川環境美化事業

環境エネルギー部 環境保全課

(1) 目標

清らかな河川環境を保全するため、河川愛護団体と連携し、環境美化、意識の向上を図ります。

(2) 令和6年度の実績と成果

河川をきれいにする会（18団体）の運営補助を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

河川清掃回数及び参加人数は前年度より増えましたが、引き続き清掃・啓発を行い、環境美化に努める必要があります。また、アレチウリやオオキンケイギク等の特定外来生物の駆除は、継続実施が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和42年度 横田溝渠をきれいにする会が設立。その後、各河川をきれいにする会が設立される
平成28年度 三間沢川をきれいにする会が設立され、18団体となる

イ 統計資料

河川をきれいにする会（18団体実績）

	清掃回数（のべ回数）	収集ごみ量（kg）	のべ参加人数（人）
R4年度	324	168,075	20,097
R5年度	423	206,251	26,747
R6年度	430	234,791	27,448

4 市営霊園管理事業

環境エネルギー部 環境保全課

(1) 目標

市民の墓地需要に対応し次世代につなぐため、市営霊園の整備、貸付け、管理を適正に行うものです。

(2) 令和6年度の実績と成果

- ア 合葬式墳墓整備事業（中山霊園新屋内型合葬式墳墓新築主体工事）
中山霊園内で新屋内型合葬式墳墓の新築工事を実施しました。
- イ 合葬式墳墓整備事業（中山霊園合葬式墳墓進入路道路舗装測量設計業務委託）
合葬式墳墓進入路道路舗装工事を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 現状の分析
- (ア) 従来型の墓所利用者は、合葬式等の墓所に遺骨を移し、聖地区画を返還する、いわゆる「墓終い」をする方が増加傾向にあります。
- (イ) 平成24年度に供用を開始した屋内型合葬式墳墓（個別埋蔵場所、共同埋蔵場所）の利用者は、一定の需要があり、生前申請の受付を開始した樹木式埋蔵場所は、年度中前年を上回る189件の申込みがありました。（前年度156件）
- イ 今後の課題
- 墓所需要が多様化しているため、市民が望む墓所形態を的確に把握し、提供をしていくことが課題です。

(4) 統計資料

ア 市営霊園の一般墓所貸付・返還数実績 （単位：件）

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
新規貸付	102	77	103	69	79
返還	42	65	60	89	87

イ 合葬式墳墓申込数実績 （単位：件）

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
個別埋葬	36	40	61	60	58
共同埋葬	105	128	175	210	198
樹木式埋葬	234	151	101	156	189
合計	375	319	337	426	445

5 廃棄物に係る監視・指導

環境エネルギー部 廃棄物対策課

(1) 目標

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、廃棄物処理業者等からの申請を審査し、各種基準への適否を確認するとともに、廃棄物処理業者等に対して定期的に立入検査を行い周辺の生活環境を保全します。

(2) 令和6年度の実績と成果

- ア 産業廃棄物関係 23 件、一般廃棄物関係 22 件の申請を審査し、全てについて許可しました。
イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物処理業者及び排出事業者等へ 389 回の立入検査を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 廃棄物処理業者等からの申請に対しては、引き続き厳格な審査を行います。
イ 廃棄物処理業者等への立入検査による監視を継続するとともに、より効果的な指導が行えるよう体制を整備します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和 3 年度 中核市移行に伴い産業廃棄物関係業務の開始

イ 統計資料

廃棄物処理業者等（令和 7 年 3 月 31 日現在）

（単位：事業者）

産業廃棄物収集運搬業 ^{※1}	34
産業廃棄物処分業 ^{※2}	25
特別管理産業廃棄物収集運搬業 ^{※1}	5
特別管理産業廃棄物処分業 ^{※2}	3
一般廃棄物収集運搬業（一般許可）	13
一般廃棄物収集運搬業（限定許可）	30
一般廃棄物収集運搬業（特定家庭用機器）	12
一般廃棄物処分業	9
使用済自動車の再資源化等に関する法律 解体業	9
使用済自動車の再資源化等に関する法律 破碎業	7

※1 積替保管施設を設置するものに限る

※2 松本市内に設置するものに限る

森林の保全・再生・活用

1 森林整備事業

環境エネルギー部 森林環境課

(1) 目標

木材等林産物の供給、国土や自然・生活環境の保全、水源のかん養など森林の多面的な機能を十分に発揮させ持続できるよう、森林の整備・保全を推進するものです。

(2) 令和6年度取組と成果

- ア 松本市森林整備計画に基づき、森林経営計画の策定支援や路網の整備と併せて、国及び県からの補助に加えて市の嵩上げ補助を行うことにより、個人有林や市有林等で約124haの森林造成事業を行いました。また、国・県の森林計画改定に基づき、松本市森林整備計画の一部変更を行いました。
- イ 島内山田地区において地域住民等が主体的に森林の整備・利用に取り組むため、地区協議会と連携して里山整備事業を促進しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市森林整備計画に基づき、計画的な森林の整備と利用期を迎えたカラマツ等の有効活用を進める必要があります。
- イ 計画的かつ一体的な森林整備が進むよう、林業事業者による森林経営計画の策定を支援し、集約化（山林の境界確認、不在地主の確認、事業参画者の同意）に向けた森林所有者の特定が課題です。
- ウ 路網整備や高性能林業機械の導入を推進すること、及び「伐って、使って、植えて、育てる」という林業の適正な循環の構築に取り組み、木材の利用促進を図る必要があります。

(4) 統計資料

ア 森林造成事業（委託・補助）

（単位：ha）

年度	造林	下刈	除伐	保育間伐	搬出間伐	更新伐	枝打他	合計
R 6	17.79	45.63	0.00	11.53	32.54	16.16	0	123.65

イ 松本市森林資源の現況

（単位：ha）

松本市地域総面積 97,847（100%）											
森林以外 （農地、原野、宅地等） 19,403 （20%）	森 林 面 積 78,444（80%）										
	民 有 林 38,272（49%）								国有林 40,172（51%）		
	針葉樹					広葉樹		未立木等	国有林		
	22,484（59%）					14,883（39%）		905（2%）	40,172（100%）		
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他	クスギナラ	その他	未立木等	針葉樹	広葉樹	その他
	13,425	6,073	1,113	726	1,147	955	13,928	905	23,168	12,066	4,938
	35%	16%	3%	2%	3%	3%	36%	2%	58%	30%	12%

令和7年3月31日現在

森林の保全・再生・活用

2 森林再生活用事業

環境エネルギー部 森林環境課

(1) 目標

松枯れ被害対策として、伐倒くん蒸処理、ライフライン沿線の危険木処理や樹種転換事業などを実施するとともに、松本市森林再生市民会議を開催し、森林再生に向けた取組みを行うものです。

(2) 令和6年度取組みと成果

- ア 被害が拡大している先端地において、1,249本、2,419㎡の被害木を伐倒くん蒸処理しました。
- イ ライフライン（生活道路）沿線の危険木の伐採（253本、265㎡）を行いました。
- ウ 災害のおそれのある危険箇所を防災林として整備するため、測量調査（4.1ha）、整備（5.8ha）を実施しました。
- エ 環境保全のため、過去に伐倒くん蒸処理した際に使用した非分解性のビニールシート及び薬剤空ボトルの回収（1,789か所、5,653kg）を行いました。
- オ 被害木の有効活用を図るため、被害木を伐採・搬出し木質バイオマス資源として利用しました。
- カ 岡田、寿、中山地区他では、更新伐・樹種転換事業（51.8ha）に取り組んでおり、森林組合等林業事業者が中心となり地権者の同意を得て、事業を実施しています。
- キ 個人、団体が実施する、松枯れ予防のための樹幹注入30件72本、及び感染拡大防止のための伐採処理61件123本に対して補助を行いました。
- ク 松本市森林再生実行会議からの提案に基づき、松本市森林再生市民会議運営委員会を立ち上げ、市民が森林への関心を高めるためのイベントを1回、フォーラムを1回開催しました。また、「松本市森林長期ビジョン」策定に向け、運営委員会を6回開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 広大な森林域での松枯れ被害を防ぐことは困難であるため、被害拡大を遅らせる方針にシフトし、被害先端地に絞った伐倒くん蒸やライフライン沿線の危険木処理を推進し、森林の再生や利活用に向けた事業に取り組む必要があります。
- イ 「松本市森林長期ビジョン」の策定には市民の声を吸い上げることが重要ですが、現在、森林と人との距離が離れている（森林への関心が低い）ことが課題です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成16年度 松本市内で初めて松くい虫被害が確認される
- 20年度 四賀、東山部域に被害が急激に拡大する
- 令和3年度 松枯れ対策を含めた森林再生に関する提言を受けて、具体的な施策を検討するため松本市森林再生実行会議から提案を受ける

イ 統計資料

伐倒くん蒸処理実績

年 度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
本数（本）	3,840	2,748	3,222	2,956	1,249
材積（㎡）	5,208	5,029	6,173	6,302	2,419
事業費（千円）	155,814	150,982	169,544	161,902	63,332

森林の保全・再生・活用

3 鳥獣被害対策事業

環境エネルギー部 森林環境課

(1) 目標

ニホンジカやカラス等の野生鳥獣による農林業被害を軽減するため、「松本市鳥獣被害防止計画」及び松本市有害鳥獣駆除対策協議会が定める「有害鳥獣駆除計画」に基づき、個体数調整を行うものです。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

- ア 令和6年度の有害鳥獣駆除捕獲数は、3,777羽・頭で前年度比74.7パーセントとなりました。
(内訳 鳥類 1,088羽、獣類 2,689頭)
- イ 駆除を担う狩猟者の確保のため、新規銃猟者へ狩猟免許取得に対する補助金を交付しました。
(新規銃猟者5名)
- ウ クマ等の出沒に対処しました。(学習放獣等32頭)(参考：令和5年度49頭)

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア ニホンジカなどの大型獣による被害に加え、ハクビシン等の中型獣やカラス等鳥類による農作物への被害が増加しているため、生息区域や生育状況に合わせた対策が必要です。
- イ 猟友会員の高齢化や新規会員の確保が課題であるため、猟友会や地域捕獲隊への支援が必要です。
- ウ カラス、ムクドリに対する被害対策や捕獲対策を実施することが必要です。
- エ 捕獲わなの見回り労力軽減と捕獲効率向上のためのICTシステムの研究・推進が必要です。
- オ 近年クマによる被害が増加しているため、対策が必要です。

(4) 統計資料

ア 有害鳥獣駆除捕獲数

区 分 \ 年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
鳥類 (羽)	3,690	3,627	2,664	2,812	1,088
獣類 (頭)	2,515	2,180	2,085	2,242	2,689
合計 (頭羽)	6,205	5,807	4,749	5,054	3,777

イ 農林業被害額

区 分 \ 年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
農業被害額 (千円)	43,927	45,409	59,953	65,828	84,677

4 林道整備事業

環境エネルギー部 森林環境課

(1) 目標

森林整備と木材生産の効率化を目的に、松本市森林整備計画に基づき、森林の有する多面的機能を十分に発揮させるため、林道網の整備により、高性能林業機械による効率的な間伐材の搬出を可能とし、健全な森林づくりを推進するものです。

(2) 令和6年度の実施状況と成果

森林の適切な維持、管理及び総合的な利用等を図るため、令和6年度は地方創生道整備推進交付金事業及び農山漁村地域整備交付金事業による林道改良を3路線で実施しました。
また、県単林道事業による林道改良を1路線で実施しました。
橋りょう延命化事業は、繰り越し令和7年度も実施します。

(3) 現状の分析と今後の課題

利用期を迎えた森林の増加に伴い、搬出間伐が主体となっており、生産コストの軽減を図るため、林道網の整備が必要です。
また、開設から長期間が経過し、老朽化が進んでいる林道は計画的に修繕を行い、利用者の安全を確保するとともに、施設の延命化を図る必要があります。
林道整備事業を推進するためには、効果的な路線配置と補助金や交付金の拡充が必要です。

(4) 統計資料

林道整備事業の実施状況

ア 地方創生道整備推進交付金事業

路線名	種別	延長 (m)	幅員 (m)	事業費 (千円)	事業年度
美ヶ原線	改良	2,146	4.0 ～ 7.0	342,761	H 19 ～ R 9 年度
奈川安曇線	改良	3,007	4.6 ～ 6.0	963,242	H 17 ～ R 9 年度

イ 農山漁村地域整備交付金事業

路線名	種別	延長 (m)	幅員 (m)	事業費 (千円)	事業年度
宮ノ入線	改良	1,611	4.0	239,913	R 元 ～ R 9 年度

ウ 橋りょう延命化事業

路線名	種別	数量 (橋)	幅員 (m)	事業費 (千円)	事業年度
白樺橋 (奈川安曇線) 他	改良	29	4.6	230,005	H 26 ～ R 8 年度

エ 県単林道事業

路線名	種別	延長 (m)	幅員 (m)	事業費 (千円)	事業年度
奈川安曇線	改良	1,423	4.6 ～ 6.0	222,926	H 17 ～ R 7 年度

令和4年度より美ヶ原線、よもぎこば線及び奈川安曇線の維持管理等事業は建設部で行っています

※表中の「事業費」は維持管理費を除きます

松本城を核としたまちづくり

総合戦略局
お城まちなみ創造本部

1 松本城三の丸エリア整備事業

(1) 目標

二つの国宝を有する松本城三の丸及び旧開智学校周辺の将来像を示し、公民が連携して、「誰かに語りたくなる暮らし」をつくり、松本城三の丸エリアビジョンの実現を目指すものです。

(2) 令和6年度取組みと成果

- ア エリアビジョンの実現に向けて、公民連携の推進組織「三の丸エリアプラットフォーム」を構成する7界限、7団体と連携し社会実験等のプロジェクトに取り組みました。
- イ 令和6年11月に成果報告会（公開レポート&フィードバック）を開催し、実施したプロジェクトの報告と意見交換を行いました。
- ウ 令和7年3月に、エリアビジョンに描いた「誰かに語りたくなる暮らし」の定常化を目指すための行動指針「アクションプラン」を策定しました。
- エ 大名町通りの高質化整備に向けた景観設計・詳細設計に着手し、フルフラット化された状態を再現する社会実験を行いました。
- オ エリア全体の取組みとして、公共空間の清掃と参加者の交流等を目的とした三の丸CLEAN&MEETSなどを実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和5年度から6年度にかけて実施したプロジェクトの効果検証結果から、一時的ではあるものの「誰かに語りたくなる暮らし」の実現に寄与していることが明らかとなりました。
- イ 今後、イベント的な取組みから日常の暮らしのシーンとなる取組みへつなげていくため、更なる民間プロジェクトの改善、必要な行政ルールの変更、ハード整備等に反映することが課題です。
- ウ 取組みを定常化するため、行政と民間・地域との中間に立ち、エリア価値向上に資する事業や支援を行う組織の設立を検討し、「誰かに語りたくなる暮らし」の実現を目指します。

(4) 現在までの経過

- 平成27年度 「松本城三の丸地区整備基本方針～大名町・土井尻界限～」を策定
- 令和2年度 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置を活用し、「街場のえんがわ作戦」として道路占用許可基準を緩和した公共空間利活用（テラス席やベンチ等の設置）を開始（大名町通りや緑町・辰巳の御庭などで実施）
- 3年度 「松本城三の丸エリアビジョン」を策定
- 4年度 「三の丸エリアプラットフォーム」設立
- 5年度 6界限で6団体がプロジェクトに取り組み、その報告と意見交換を実施
実施プロジェクトの公開プレゼンテーションを開催し、7団体を認定
- 6年度 7界限で7団体がプロジェクトに取り組み、その報告と意見交換を実施
定常化を目指すための行動指針「アクションプラン」を策定

松本城を核としたまちづくり

総合戦略局
お城まちなみ創造本部

2 国宝松本城南・西外堀復元事業

(1) 目標

令和6年3月に策定した史跡松本城整備基本計画に基づき、「幕末期の松本城の姿を可能な限り具現化」することを目指して、南・西外堀を復元します。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

- ア 令和6年度末時点の事業用地取得状況は、取得予定面積 9,283.17㎡に対し、9,283.17㎡（取得率 100%）となりました。
- イ 復元整備の根拠となる客観的な情報を収集するため、令和5年度に引き続いて南・西外堀9か所を発掘調査するとともに、南外堀東側や西外堀南側などの発掘調査をしました。
- ウ 水をたたえた堀の復元に向け、関係機関との協議を積み重ねるとともに、文化庁から現地指導等を受けました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 復元整備の根拠となる客観的な情報を集めるため、引き続き発掘調査を行います。
- イ 発掘調査の成果等を基に、復元整備に向けた基本設計に着手し、南外堀の検討を先行し、段階的に進めます。

(4) 現在までの経過

- 昭和51年度 「松本城中央公園整備計画」で外堀復元の基本方針を決定
- 平成11年度 「松本城およびその周辺整備計画」を策定
- 19年度 教育民生・建設合同委員協議会において、外堀の復元と内環状北線（先線）を一体的に整備することとし、具体的な対応等に着手することについて了承
- 24年度 都市計画公園区域を変更
文部科学大臣が南・西外堀の一部を史跡松本城に追加指定を開始
- 25年度 事業用地取得を開始
- 30年度 事業方針を堀復元から平面整備へと変更
- 令和2年度 市議会6月定例会において、水をたたえた堀復元のための調査、研究を進める考えを表明
城西2丁目（医師会館跡地）の代替地整備に着手
- 4年度 文化庁へ水をたたえた堀を復元整備することについて協議し、了承
南外堀西側において初めて横断的に発掘調査を実施
- 5年度 「史跡松本城整備基本計画」を策定し、南・西外堀復元事業の基本的な考え方を整理
- 6年度 堀の範囲及び形状確認を確認するための発掘調査を実施
用地取得完了

松本城を核としたまちづくり

3 まちなみ修景事業

建設部 都市計画課

(1) 目標

各地区のまちづくり協定に定めたデザインに基づきファサード（正面周辺部）を改修することで、城下町の歴史的な景色に調和した魅力ある街なみを形成し、周辺観光施設や中心市街地との回遊性の向上を図ります。（整備費用の3分の2相当額を補助。上限300万円）

(2) 令和6年度の実施状況と成果

修景事業のニーズについて、お城周辺地区第2ブロックのまちづくり協定運営委員会に出席し、意見を伺いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

今後の修景補助のあり方について、まちづくり推進協議会やお城まちなみ創造本部と連携しながら検討します。

(4) 統計資料

対象地区	補助件数	実施期間
中町地区：	52件	（平成元～21年度）
本町地区：	17件	（平成13～16年度）
下町地区：	42件	（平成6～23年度）
中央東地区：	13件	（平成18～25年度）
お城周辺地区：	8件	（平成30～令和4年度）
計	132件	

松本城を核としたまちづくり

建設部 建設課
公共用地課

4 松本城周辺整備事業

(1) 目標

松本城南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業ほか周辺環境整備を一体的に進め、水めぐる城下町の歴史的風致の維持向上を図るとともに、歩行者が安全・安心に松本城を回遊できる空間確保のための道路整備を行います。

(2) 令和6年度の実施と成果

内環状北線は、10月に歩道の中電柱をすべて撤去しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

市道1057号線は、引き続き、関係権利者個々の具体的な条件整備を進め、事業進捗を図ります。

(4) 現在までの経過

昭和35年度	都市計画決定（内環状北線）
平成2年度	都市計画変更（白板交差点～今町交差点・30mに変更）
9年度	都市計画変更（今町交差点～松本城入口の道路幅員31mに変更）
11年度	「松本城およびその周辺整備計画」を策定
19年度	教育民生・建設合同委員協議会において外堀の復元と内環状北線（先線）を一体的に整備することとし、具体的な対応等に着手することについて了承
21年度	地元説明会開催
22年度	地元説明会を5回開催し、南・西外堀復元計画及び内環状北線（先線）の整備計画の素案を提示。内環状北線の現況測量及び土質調査を実施
23年度	松本城南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業の地元対応窓口「松本城周辺整備課」設置。地権者等全ての関係者に対し、権利調査及び意向調査実施
24年度	松本都市計画道路事業（3・2・12号内環状北線）認可
25年度	内環状北線の事業用地取得を開始
令和元年度	市道1057号線の事業用地取得を開始
2年度	内環状北線の電線共同溝ほか道路整備工事に着手 市道1056号線の工事に着手
4年度	市道1056号線の一部完成
5年度	内環状北線の全面供用

地域交通ネットワークの拡充

1 総合交通戦略の推進

交通部 交通ネットワーク課

(1) 目標

過度な自家用車依存の社会から歩行者・自転車・公共交通の優先へ転換し、脱炭素社会の推進や人中心の交通まちづくりを実現するため、地域特性に応じた適切な交通手段をかしこく選択できる移動環境とそれをシームレスにつなぐ交通体系を構築する施策を推進します。

(2) 令和6年度の取組みと成果

- ア 令和8年春の地域連携 I C カード（交通系 I C カード）導入に向け、アルピコ交通、J R 東日本及び松本市の三者による基本合意を締結及びシステム導入事業者の選定を行いました。
- イ 導入済みのクレジットタッチ決済について、読取速度の改善、スマホタッチ機能追加による利便性向上と、松本山雅とのコラボレーションによる周知広報を展開しました。
- ウ 交通まちづくりにぎわい創出事業について、自動車の通過交通の抑制を図るため、中町通りで8回、鷹匠町で2回のトランジットモールを行い、公園通り及び新伊勢町通りで14回の歩行者天国を行いました。令和7年3月から公園通りの一部は、恒常的な歩行者天国（土、日、休日11:00～24:00）となりました。
- エ 渋滞対策として、時差出勤やテレワークによる通勤時間帯の交通量ピークを分散する取組みについて、企業数を拡大して実施しました。
- オ 大庭駅パークアンドライド駐車場において、キャッシュレス決済機器の導入を行い、利用者の利便性向上を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 路線バスのキャッシュレス決済利用により得られたデータの分析と活用の手法について検討を開始します。
- イ 渋滞対策について、多くの企業に時差出勤やテレワークの取組みを呼びかけ、通勤時間帯のピーク分散を拡大します。
- ウ パークアンドライド駐車場について、企業等への周知を行い、新規利用者の増を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和4年度 路線バスの交通決済キャッシュレス化の実証実験を一部路線で開始
中町通りにおいて、地元が主体となって、通過交通を抑制する取組みを実施（8回）
- 5年度 交通キャッシュレス決済の本格運用を開始
中町通り、公園通り等において、地元が主体となって、通過交通を抑制する取組みを実施（中町通り9回、公園通り等13回）
- 6年度 松本地域における地域連携 I C カード利用に関する基本合意締結
中町通り、公園通り等、鷹匠町において、地元が主体となって、通過交通を抑制する取組みを実施（中町通り8回、公園通り等14回、鷹匠町2回）
令和7年3月から公園通りの一部が、恒常的な歩行者天国（土、日、休日11:00～24:00）となる。

イ 統計資料

年度別パークアンドライド駐車場利用台数・利用率

年度	平田駅（R4:142台、R5以降175台）	大庭駅（51台）
R4	41,307台・80%	12,676台・67%
R5	42,198台・74%	12,817台・69%
R6	55,822台・88%	12,239台・66%

地域交通ネットワークの拡充

2 地域交通のネットワーク化の推進

交通部 公共交通課

(1) 目標

広大な市域を有する松本市において、交通事業者の人手不足が深刻化する状況にあっても、市民の移動手段を確保し、交通空白地の解消を目指すため、行政・交通事業者・地域住民が連携し、協働する交通ネットワークの整備を推進します。

(2) 令和6年度の実施状況と成果

- ア 令和5年10月に実証運行を開始したA I デマンドバス「のるーと松本」について、地域と連携した利用促進の取組を経て、令和7年4月から本格運行に移行することを決定しました。
- イ 令和6年9月に地域のボランティア輸送等を支援する補助制度を導入しました。
- ウ 交通空白地有償運送に係る補助制度を策定しました（令和7年4月に地域主導型交通から浅間・大村線が移行）。
- エ 令和5年4月に運行を開始した公設民営バス「ぐるっとまつもと」について、子育て支援や利便性の向上などを目的とした運賃政策及び基本運賃の改定を検討しました（令和8年3月実施予定）。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 人口減少に伴う路線バス利用者の減少に加え、コロナ禍で激減した利用者も未だ回復していません。また、ドライバー不足に伴う人件費の上昇や燃料費の高騰など、地域交通を取り巻く環境は、厳しい状況です。
- イ 将来にわたりバス路線を維持するため、利便性を向上する運賃政策や基本運賃の改定等の検討が必要です。
- ウ プロドライバーの高齢化や人手不足などにより、行政と交通事業者だけで公共交通を担うことは困難です。地域で独自に展開している地域内移動支援の取組と連携し、交通弱者の移動を支える仕組みを構築することが必要です。

(4) 現在までの経過

- 平成28年度 松本市地域主導型公共交通事業を拡充（波田循環バス、ほしみ線、中山線、入山辺線、浅間・大村線、島内川乗合タクシー）
- 令和3年度 松本市、山形村及び朝日村による地域公共交通計画を策定
- 4年度 アルピコ交通㈱の自主路線を含むエリア全体の路線再編を実施
西部地域コミュニティバスを地域連携バスに、市営バス四賀線を四賀循環バスに、市営バス奈川線を奈川・安曇線に改称するとともにルート及びダイヤの見直しを実施
- 5年度 公設民営バス「ぐるっとまつもと」の運行を開始
アルピコ交通㈱と5年間の官民連携エリア一括長期運行協定を締結
バス利用者等を対象にアンケート調査を行い、2回のダイヤ改正を実施
A I デマンドバス「のるーと松本」の実証運行を開始（寿エリア及び梓川地区）
- 6年度 公設民営バス「ぐるっとまつもと」に係る運賃政策等の検討を開始
ボランティア輸送等補助事業を開始
A I デマンドバス「のるーと松本」の本格運行開始を決定（令和7年4月から）
交通空白地有償運送事業補助金交付要綱を策定
ダイヤ改正の実施（大久保工場団地線と神林ライナーを統合し、大久保工場団地・神林線に名称変更等）

自転車活用先進都市の実現

1 自転車交通安全推進事業

交通部 自転車推進課

(1) 目標

自転車の適正かつ安全な利用を図りながら、自転車利用環境の整備を促進し、自転車を気軽に快適に利用できるまちを目指します。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

ア 自転車通行空間のネットワーク計画に基づき、自転車関連の交通事故が多い路線から矢羽根マークを、6.3km 設置しました。

イ 自転車の交通安全啓発として、高校生を対象としたスケアードストレイト交通安全教室を開催するなど、自転車利用者の運転ルール遵守のための取組みを実施しました。

ウ シェアサイクル事業は、専用の駐輪場を1か所閉鎖し1か所増設しました。専用の駐輪場は、前年度と変わらず37か所です。

また、全体の半数となる80台のシェアサイクルにヘルメットを設置しました。

エ 市内在住で、市内の高等学校等に通学する生徒に対して、ヘルメット購入代の一部を、市内高校14校、1,158名に補助しました。

オ また、市内在住で、市外の高等学校等に通学する生徒に対し、ヘルメット購入代の一部を、18名に補助しました。

カ 高齢者65歳以上に対して、ヘルメット購入代の一部を、962名に補助しました。

キ 小学校就学の始期に達するまでの子どもが1人以上同一世帯にいる方を対象に、幼児同乗用電動アシスト付自転車の購入代の一部を、46名に補助しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 自転車の利用促進に向けて、快適な自転車通行環境のネットワーク化が望まれており、利用状況に応じた自転車通行空間の計画的な整備が必要です。

イ 市内における自転車関連の交通事故割合が県平均の約1.6倍であることから、電動アシスト付自転車を含めた自転車の安全利用・交通ルールの啓発及び交通マナーの向上、ヘルメット着用対策が必要です。

ウ シェアサイクル利用者の行動分析を行い、更なる利用拡大を目指します。

エ 既存自転車駐車場の経年劣化に対する改修・更新工事を、計画的に実施することが必要です。

(4) 現在までの経過

平成18年度	自転車レーン整備開始
25年度	高校生を対象としたスケアードストレイト交通安全教室開始
令和3年度	松本市自転車活用推進計画を策定
4年度	中条自転車駐車場のリニューアルオープン
5年度	高校生を対象としたヘルメット着用促進補助事業を開始 幼児同乗用電動アシスト付自転車購入補助事業を開始
6年度	高齢者を対象としたヘルメット着用促進補助事業を開始

交通需要に即した道路整備

交通部 交通ネットワーク課
建設部 都市計画課

1 都市計画道路の見直し

(1) 目標

社会情勢の変化に対応し、長期未着手路線の見直しを行うとともに、集約連携型都市構造の実現による効率的かつ機能的な都市づくりを推進するための路線網の形成を図るものです。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

令和5年度に設置した、松本市都市計画審議会都市計画道路見直し部会にて、2回目の見直し方針を協議しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市内の都市計画道路の約8割は昭和36年に決定したもので、人口減少等の社会情勢の変化により、その必要性に変化が生じています。
- イ 都市計画道路の計画地には建築制限が課されており、実現可能性の低い路線は早期に見直しの必要があります。
- ウ 2回目の見直し方針に基づき、地元及び関係機関協議を実施し、現道を含めた都市計画道路の整備の方向性を整理し、必要な都市計画変更手続きを実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成22年度 松本市総合都市交通計画を策定
- 31年度 城山新井線の一部、松本朝日線の一部を廃止
- 令和2年度 出川浅間線の一部、末広線の全部を廃止
- 4年度 大村上金井線、宮渕新橋上金井線、小池浅間線、女鳥羽川北岸線、女鳥羽川南岸線の一部、逢初鎌田線の全線を廃止
博労町栄町線（本庄1丁目）を都市計画決定
- 5年度 松本市都市計画審議会都市計画道路見直し部会を設置し、合計2回開催
- 6年度 都市計画道路見直し部会にて、2回目の見直し方針について協議

イ 統計資料

松本都市計画道路の整備状況

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画延長 (m)	115,520	114,960	108,330	108,330	108,330
整備延長 (m)	49,203	49,760	50,010	50,010	50,010
整備率 (%)	42.6	43.3	46.2	46.2	46.2

2 幹線道路等の整備

(1) 目標

コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するため、都市基盤となる幹線市道の整備を計画的・効率的に進めます。

(2) 令和6年度取組みと成果

第7次道路整備五箇年計画に基づき、継続路線の早期整備に取り組みました。

- ア 中環状線の市道 7553 号線月見橋（笹部 4 丁目、島立）は、仮設道路・仮橋工事、補償を実施しました。
- イ 外環状線の出川浅間線（里山辺）は、工事と用地買収・補償を実施しました。
- ウ 南北幹線の中条白板線（白板）は、橋梁下部工に工事着手しました。
- エ 南北幹線の小池平田線（庄内～本庄）は、用地買収・補償を実施しました。
- オ 南北幹線の市道 5005 号線（笹部 4 丁目）は、工事測量、用地測量、地質調査、補償算定を実施しました。
- カ 東西幹線の博労町栄町線（本庄）は、用地買収・補償を実施しました。
- キ 東西幹線の市道 2181 号線（浅間温泉 2 丁目）は、工事と補償を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

市街地への交通を分散化し、快適な道路環境と住みよいまちの形成を目的とした環状放射型の幹線道路網の整備は、6 年度末で 75.8%となります。今後も関係者の協力を得ながら、計画的に事業進捗を図ります。

（第7次道路整備五箇年計画の整備方針）

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ・ 交通円滑化に向けた幹線道路等の整備 | ・ 国・県と連携した広域交通網の整備促進 |
| ・ 安全・快適な歩行者・自転車通行空間の整備 | ・ 防災・減災に向けた道路機能の維持・向上 |
| ・ まちづくりとの連携・拠点の整備 | ・ 情報発信による計画の見える化 |

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 5 年度から道路整備五箇年計画を策定し、計画的かつ効率的に道路整備を進めています。

イ 統計資料

道路整備五箇年計画

第 1 次計画（平成 5 ～ 9 年度）	整備実績延長 L=7.4km
第 2 次計画（平成 10 ～ 14 年度）	整備実績延長 L=4.1km
第 3 次計画（平成 15 ～ 19 年度）	整備実績延長 L=5.3km
第 4 次計画（平成 20 ～ 24 年度）	整備実績延長 L=3.3km
第 5 次計画（平成 25 ～ 29 年度）	整備実績延長 L=2.4km
第 6 次計画（平成 30 ～ 令和 4 年度）	整備実績延長 L=2.5km
第 7 次計画（令和 5 ～ 9 年度）	整備目標延長 L=1.0km

交通需要に即した道路整備

建設部 建設課
交通部 自転車推進課

3 交通安全施設等整備事業

(1) 目標

交通安全施設等の整備により、「安全で快適な交通環境」を目指し、交通事故を抑制します。

歩道設置、安全施設設置、路肩整備、交差点改良等を実施するとともに、快適で歩きやすい歩行空間を確保するために、波打ち歩道の解消を図ります。

(2) 令和6年度の実績と成果

- ア 道路の部分改良（交差点改良、路肩整備等）を実施しました。
- イ 生活道路やゾーン 30 等区域内の車両通行量とスピードの抑制対策を行いました。
- ウ 交通安全施設（区画線、路面標示、防護柵、反射鏡、標識等）の設置を行いました。
- エ 歩行空間あんしん事業（波打ち歩道の改修、側溝の蓋掛け等）を推進しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

現状の交通環境に適した交通安全施設等を、計画的に整備します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 19 年度～ 波打ち歩道の改修

25 年度～ 公安委員会によるゾーン 30 指定 8 か所指定

梓川地区、庄内地区、中町・中央地区、旭町地区、鎌田地区、寿地区
笹賀・神林地区、芳川地区

イ 統計資料

交通安全施設等整備状況

年度	波打ち歩道の改修	交差点改良	路肩整備	ゾーン 30 整備	区画線	防護柵	反射鏡
H 30	684m	2 か所	372m	2 か所	41,080m	531m	48 か所
R 元	299m	4 か所	491m	2 か所	31,830m	150m	43 か所
R 2	151m	2 か所	612m	2 か所	29,254m	472m	35 か所
R 3	—	2 か所	776m	1 か所	31,130m	235m	70 か所
R 4	276m	2 か所	354m	—	34,985m	14m	40 か所
R 5	204m	1 か所	228m	—	37,292m	133m	40 か所
R 6	183m	1 か所	306m	—	56,626m	124m	62 か所

交通需要に即した道路整備

4 鉄道駅周辺整備

建設部 建設課 公共用地課 都市計画課
交通部 交通ネットワーク課 公共交通課

(1) 目標

- ア 村井駅は、南部地域の交通拠点として、東西自由通路の新設に合わせて老朽化した駅舎の改修、駅周辺環境を整備し、利用者の利便性や安全性の向上を図り、交通結節点機能の強化を目指します。
- イ 松本駅は市内で最も利用者が多いターミナル駅であり、駅周辺を、J R 東日本、アルピコ交通及び市の三者による交通ハブ機能強化の取組みによって、より賑わいのあふれるエリアとすることを目指します。
- ウ 波田駅は、西部地域の拠点として、市立病院移転に伴う周辺整備により交通環境等の課題解決を図ります。

(2) 令和6年度取組と成果

- ア 村井駅は、東西自由通路、駅舎及び交通広場の一部が完成し、供用開始しました。1・2階の待合・学習スペース、2階の図書館サービスポイントは、電車等の待合だけでなく、若者の居場所を始め、幅広く利用されています。
- イ 松本駅周辺整備については、「中心市街地再設計検討会議」の事務局としての検討と平行し、J R 東日本、アルピコ交通それぞれと、「駅・広場」に必要な機能と課題の協議を開始しました。
- ウ 波田駅では、市道波田123号線付替えに係る測量設計、地質調査、補償算定に着手しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 村井駅は、令和8年度の全体完成を目指し、交通広場等の周辺整備を進めます。
- イ 中心市街地再設計検討会議の提言を受け、中心市街地における松本駅の位置づけ、他事業との関連性を含め、市街地活性化に関する施策と方向性を合わせ、松本駅周辺交通ターミナル機能強化の構想策定に向けた取組みを進めます。松本駅周辺整備については、リニア中央新幹線の開業による人流の変化も見据え、引き続き三者による協議に取り組めます。
- ウ 波田駅では、市立病院建設事業のスケジュールと整合を図りながら取組みを進めます。

(4) 現在までの経過

ア 村井駅の主な経過

- 平成30年度 東西自由通路及び駅舎整備事業について、J R 東日本と基本協定締結
- 令和2年度 J R 東日本と東西自由通路及び駅舎整備工事の施行協定を締結
- 3年度 東西自由通路及び駅舎整備工事に着手
- 6年度 東西自由通路及び駅舎が完成

イ 松本駅の主な経過

- 平成29年度 J R 東日本が生活サービス事業成長ビジョン（NEXT10）を策定、公表
- 令和元年度 松本駅周辺における松本市の中核都市機能強化に関する連携協定を締結し、定期的な協議を実施
- 3年度 三者トップ協議を行い、以降実務者レベルでの協議を継続
- 4年度 松本地域公共交通協議会とバス乗り場の再配置について協議。また、各関係団体との協議を継続
- 5年度 松本地域公共交通協議会及び各関係機関とバス乗り場の再配置について協議を行い、再配置した松本駅お城口広場のバス乗り場の運行を開始

ウ 波田駅の主な経過

- 令和4年度 波田駅周辺整備基本計画を策定
- 6年度 都市再生整備計画（波田駅周辺）を策定し公表

広域交通網の整備推進

1 中部縦貫自動車道及び国道 158 号の事業促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

松本市と福井市を結ぶ中部縦貫自動車道は、地域産業の活性化、観光地へのアクセス強化等を実現するとともに、中央自動車道長野線(長野自動車道)、東海北陸自動車道及び北陸自動車道を相互に連絡し、関東・中部・北陸地方の広域的、一体的発展に寄与する道路であることから、その整備促進を図るものです。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

- ア 「中部縦貫自動車道(松本波田道路)建設促進地区連絡協議会」(令和6年7月18日に対面要望)、「中部縦貫自動車道(松本～中ノ湯間道路)建設・国道158号整備促進期成同盟会」(令和6年8月7日に対面要望)及び「中部縦貫自動車道建設促進長野・岐阜連絡協議会」(令和6年7月22日及び令和6年11月15日に対面要望)の活動を通して、国土交通省、地元選出国會議員等に整備促進等の要望を行いました。
- イ 松本波田道路は、国が、全地区で用地取得を進めるとともに、波田地区、和田地区、新村地区で本線工事を進めました。市は、国、県等の関係機関と、円滑な工事進捗が図られるよう調整を行うとともに、松本波田道路に接続する追加ICの設置に向けた協議を行いました。
- ウ 中部縦貫自動車道(波田～中ノ湯間)は、国、県と第3回先線整備検討会の開催に向けた協議を行いました。
- エ 国道158号狸平バイパス事業では、狸平トンネルが令和6年8月に貫通しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本波田道路は、用地取得率が9割を超えてきていることから、早期の供用開始に向け、本線工事の進捗が一層図られるよう、引続き国への要望及び地元調整を行うとともに、追加ICの設置に向けた関係機関との調整を進めます。
- イ 中部縦貫自動車道(波田～中ノ湯間)の先線計画は、先線整備検討会の早期開催に向けた関係機関との協議を進めるとともに、早期のルート提示の実現に向け、国・県と協力して取組みを進めます。
- ウ 国道158号奈川渡改良は、工事が円滑に進められるよう、国、県及び地元関係機関等との調整を図るとともに、事業促進について国等に要望を行います。
- エ 国道158号狸平バイパスの早期完成について、県へ要望を行います。
- オ 波田渋滞対策道路の早期完成について、県へ要望を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和62年度	高規格幹線道路として路線指定
平成9年12月	安房峠道路(L=5.6km)開通(安房トンネルL=4.37km)
11年3月	松本波田道路の都市計画決定
30年4月	市が追加ICを2か所設置する方向で関係機関と協議を行う方針を公表
31年3月～	国が関係4地区で個別に用地交渉を開始(松本波田道路)
令和元年7月	大白川トンネル(2号トンネル)貫通
2年7月	国、県、市で先線計画(波田～中ノ湯間)の第1回整備検討会を開催
3年1月～	国が本線工事に着手(松本波田道路)
3年7月	県が狸平バイパスの工事に着手
4年6月	先線計画の第2回整備検討会を開催
5年5月	大白川大橋架設完了

イ 統計資料

中部縦貫自動車道の事業進捗状況とその割合(令和7年4月1日時点)

項目	整備計画						調査中		全延長
	供用中		事業中		計				
長野県区間	2.3km	7%	5.3km	15%	7.6km	22%	約 27km	78%	約 35km
岐阜県区間	29km	48%	9.5km	16%	38.5km	64%	約 21km	35%	約 60km
福井県区間	47.3km	75%	15.5km	25%	62.8km	100%	0km	0%	62.8km
路線全体計	78.6km	49%	30.3km	19%	108.9km	68%	約 48km	31%	約 160km

※ 路線全延長は概数のため、各県区間の全延長と一致しない。

広域交通網の整備推進

2 国道 19 号拡幅の事業促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

国道 19 号は、松本市の発展を支える交通の主軸として、また生活道路として主要な役割を果たしていますが、地域間交通の増加や、沿線商業施設の開発等により慢性的な渋滞を引き起こしています。

この渋滞解消と松本市周辺における地域の活性化など、さらなる交通需要に対応していくために、その整備促進を図るものです。

(2) 令和 6 年度 of 取組みと成果

ア 国道 19 号松本拡幅建設促進連絡協議会、松本商工会議所と連携し、国土交通省、財務省等に事業促進等の要望を行いました。（令和 6 年 8 月）

イ 用地取得の進捗状況は、令和 7 年 3 月末現在、事業区間全体の面積比で約 62%となっています。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 国道 19 号松本拡幅の用地買収が円滑に進むよう、引き続き国と協力し、早期事業完了に向けた取組みを進めます。

イ 渚から白板交差点間については、関係機関と調整し落合橋橋梁工事及び 4 車線化拡幅工事の早期完成に向けた取組みを進めます。

ウ 整備促進を図るため、一定区間の用地買収が完了した箇所への工事着手に向け国と調整を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 10 年 3 月	4 車線化の都市計画決定
10 年度	渚 3 丁目～宮渚本村間が事業化（松本拡幅 L = 1.6km）
10 年 5 月	「松本地区整備対策連絡協議会」を改称し「松本拡幅建設促進連絡協議会」を設立
16 年 11 月	事業化区間の地権者会を設立し、建設促進連絡協議会に加わる
17 年度～	用地取得に着手
23 年度～	工事に着手
25 年度	第 1 工区の渚 1 丁目交差点付近の一部が完成（上り車線の右折レーン 2 車線化）
27 年度	渚 1 丁目交差点北から田川小学校前まで約 400 m の工事が完了し、暫定供用
28 年度～	国の用地国債制度を活用した松本市土地開発公社による事業用地の先行取得を実施（令和元年度まで）
30 年度	渚 2 丁目交差点周辺歩道の暫定整備
令和 4 年度～	落合橋橋梁工事に着手、落合橋既設歩道橋の撤去、新歩道橋橋台設置
5 年度～	落合橋橋台設置、新設歩道橋上部工着手
6 年度～	新設歩道橋上部工完成

イ 統計資料

用地取得率の経過（取得率は先行取得を含む）

年度	～R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
1 ～ 4 工区全体 取得率（%）	47	53	57	58	62	62

広域交通網の整備推進

3 地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

全国的な道路ネットワーク構築に合わせ、松本・大北地域と糸魚川地域とを規格の高い道路で結び中信経済圏と北陸経済圏の交流促進を図るとともに、地域住民が安全で安心して暮らせるための災害に強く信頼性の高い道路の建設促進を図るものです。

(2) 令和6年度の実施と成果

ア 「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」及び「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路長野県側ルート建設促進協議会」の活動を通して、国土交通省、地元選出国会議員、県知事等に早期のルート決定と事業化区間整備促進の要望を行いました。

イ 令和7年2月に事業範囲幅（下幅）への区域変更について都市計画変更を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 県は、地元への丁寧な説明を行い、合意形成を図りつつ、詳細なルート選定を早期に進めることが必要です。

イ 「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」が主体となり、大町市街地区間において、早期に事業化が図られるよう県に働きかけます。

(4) 現在までの経過

平成10年6月	計画路線に指定
20年10月	県が「(仮称)豊科IC」を起点とする豊科北ルートを最適案として公表
23年度	小谷村雨中地区(2km)が事業化
29年4月	白馬村白馬北工区が事業化
31年2月	県が安曇野市内のルート案を再検討する考えを表明
4月	糸魚川市山本-上刈間が松糸・今井道路として新規事業化
令和2年2月	県が大町市街地区間の最適ルート帯を西ルート帯に選定(1~2km幅)
8月	県が安曇野市新設区間の最適ルート帯をAルート帯に決定(50m幅)
3年6月	県が安曇野市新設区間のAルート帯について、これまでの50m幅から9.5m幅まで絞り込んだルート線案を提示
7月	県が安曇野市新設区間名を安曇野道路に決定
9月	安曇野道路が都市計画決定
4年4月	安曇野道路が新規事業化
6年1月	県が大町市街地区間の最適ルート帯をCルート帯に選定(100m幅)
6年8月~11月	

「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」が地元国会議員、国土交通省、関東地方整備局、北陸地方整備局、新潟県、長野県に建設促進を要望

広域交通網の整備推進

4 信州まつもと空港の活性化

交通部 公共交通課

(1) 目標

県内唯一の空の玄関口である信州まつもと空港の機能強化やアクセス向上により、北海道や九州、関西圏を始めとする国内遠隔地や東アジア諸国等との移動を活発化し、空港を中心とした広域交流を創出するものです。

(2) 令和6年度取組みと成果

FDA 11号機に対するネーミングライツ事業、スポンサー支援事業などの運航支援を実施しました。地元4地区との協定に基づく1日当たりの離発着回数の増加に向けた事前協議において、地元4地区から提出された周辺環境整備等の要望に対して、長野県と連携して対応方針を調整しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 県が主体となった「信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針」の実現に向け、スピード感とスケジュール感のある具体的な取組みの推進が求められます。
- イ 松本駅と空港を結ぶエアポートシャトルの時間短縮、県内各地への空港シャトルバスの運行など、二次交通の充実が必要です。
- ウ 県と連携し、空港周辺の幹線道路を始めとする、地元4地区の環境整備等を推進します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 6 年 7 月 26 日	松本空港ジェット化開港
8 年 11 月 15 日	松本空港初の国際チャーター便（松本～釜山）就航（17日まで）
22 年 6 月 1 日	JAL 撤退。FDA が札幌線、福岡線を就航
23 年 7 月 15 日	FDA 4号機を観光大使に任命。ネーミングライツ開始
26 年 8 月 1 日	JAL が大阪線の夏期限定で運航再開
27 年 3 月 29 日	FDA が福岡線の複便運航を開始
28 年 6 月 10 日	県が「信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針」を発表
29 年 12 月 24 日	FDA 11号機に愛称として、「松本市観光大使 Alps Mountain View 号」を命名
30 年 8 月 8 日	FDA が札幌丘珠線の夏期便運航を開始（8月8日～8月31日）
令和 元年 10 月 27 日	FDA が神戸線を就航
3 年 8 月 27 日	FDA が神戸線の複便運航を開始
4 年 3 月 27 日	FDA が丘珠線の運航期間を拡大し、夏ダイヤ通期で運航化
5 年 10 月 29 日	FDA が札幌新千歳線を冬ダイヤの一部期間増便
6 年 9 月 12 日	開港 30 周年記念として国際チャーター便が4年8か月ぶりに就航

イ 統計資料（令和6年度の就航路線数）

- (ア) 国内線 定期便：札幌（新千歳）線1便／日、福岡線2便／日、神戸線2便／日
季節便：大阪線1便／日（8月1日～31日）
札幌（新千歳）線1便／日（10月27日～3月29日）
札幌（丘珠）線1便／日（3月31日～10月26日）
国内チャーター便：93便／年
- (イ) 国際線 国際チャーター便：4便／年（ウランバートル）

1 都市計画マスタープラン

建設部 都市計画課

(1) 目標

合併による市域の拡大や、超少子高齢型人口減少社会などの社会情勢の変化に対応するため、松本市都市計画マスタープランに掲げる集約連携型都市の構築に向け、長期的展望にたち、秩序ある土地利用の誘導による良好な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ります。

(2) 令和6年度の実施と成果

策定から概ね5年が経過した立地適正化計画の見直しにあたり、各関係課が所管する防災及び避難対策や都市機能誘導区域及び居住誘導区域へ施設や人を誘導する施策などについて状況や内容を把握しました。また、令和7年度の公表に向けて現行計画の評価、分析を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市都市計画マスタープランにおいて位置付けた各拠点における都市機能の維持・形成・誘導を図るために、関係課との協議を行い手法の検討を進めます。
- イ 松本市立地適正化計画は、実施済みの都市計画基礎調査、都市構造可視化分析を考慮した評価・分析及び防災指針の追加を行い見直しを実施します。

(4) 現在までの経過

平成 11 年 5 月	都市計画基本方針を策定
18 年度	周辺4村との合併による市域の拡大、社会情勢の変化による見直しに着手
19 年度	全体構想、地域別構想の検討
20 年度	全体構想(案)、地域別構想(案)の作成及び都市計画マスタープラン(素案)の作成
22 年 3 月	都市計画マスタープラン改定
23 年度	旧波田町との合併による市域拡大による見直しに着手
25 年 3 月	都市計画マスタープラン改定
	全体構想へ波田地区の位置付け、波田地域別構想の追加及び時点修正
26 年度	都市計画マスタープランの市民評価を実施
29 年 3 月	立地適正化計画(都市機能誘導区域)を策定
31 年 3 月	立地適正化計画に居住誘導区域等を追加(一部改定)
令和 元 年度	都市計画マスタープランの見直しに着手
4 年 3 月	都市計画マスタープラン改定
6 年度	立地適正化計画の見直しに着手

2 都市機能の維持・充実に向けた区域区分の見直し

建設部 都市計画課

(1) 目標

無秩序な市街化を防止し、良好な都市形成を行うため、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化すべき区域（市街化区域）と市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）に分けて、段階的かつ効率的な市街化を図り、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進します。

(2) 令和6年度取組みと成果

工業ビジョンの方針に基づく臨空工業団地拡張のため、市街化編入を予定しており、長野県及び農林水産省関東農政局との事前調整を終え、法定手続きを開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

将来人口のすう勢から、人口フレームによる市街化区域の拡大は今後見込めませんが、工業フレームによる市街化区域の拡大は見込めるため、工業ビジョンや松本波田道路追加インターチェンジ整備計画等を踏まえ、松本市都市計画マスタープランと整合がとれた適正な区域区分の設定ができるよう、計画的に検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 46 年 5 月 17 日	新都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）による区域区分告示（市街化区域 2,262ha、市街化調整区域 24,168ha）
55 年 3 月	第 1 回区域区分定期見直しにより、市街化区域 455ha 増の変更
平成 2 年 8 月	第 2 回区域区分定期見直しにより、市街化区域 958ha 増の変更
8 年 8 月	第 3 回区域区分定期見直しにより、市街化区域 20ha 増の変更
12 年 8 月	第 4 回区域区分定期見直しにより、市街化区域 69ha 増の変更
16 年 5 月	第 5 回区域区分定期見直し（一般保留の決定のみ）
22 年 11 月	第 6 回区域区分定期見直しにより、市街化区域 22ha 増の変更
26 年 2 月	村井東田地区を市街化区域に編入し、市街化区域 5 ha 増の変更
11 月	松本都市計画区域と波田都市計画区域を統合し、波田地区を市街化区域と市街化調整区域に区分
令和 4 年 5 月	第 7 回区域区分定期見直しにより、市街化区域 25.8ha 増の変更

イ 統計資料

都市計画区域の状況

単位：ha （令和 7 年 4 月 1 日現在）

行政区域	都市計画区域名	都市計画区域	都市計画区域内訳		都市計画区域外
			市街化区域	市街化調整区域	
97,847 (100%)	松 本	30,191 (30.86%)	4,034 (4.12%)	26,157 (26.74%)	67,656 (69.14%)

3 都市機能の維持・充実に向けた用途地域の見直し

建設部 都市計画課

(1) 目標

健全な都市形成と都市全体における合理的な機能配分を行うため、市街化区域に用途地域を設定して規制と誘導により、快適で健康かつ能率的な都市環境の実現と土地利用の増進を図ります。

(2) 令和6年度取組みと成果

臨空工業団地拡張に伴う区域区分の見直しを進めており、それに伴い市街化区域に編入される見込みである区域の用途地域について、工業専用地域とすることを松本市都市計画審議会に報告しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

松本市都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき、必要な区域においては、現況の土地利用に即し都市機能誘導に適する用途地域への変更を行い、計画的な土地利用の誘導を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 13 年 3 月	市街地建築物法の適用により用途地域を指定
48 年 10 月	新都市計画法の制定・建築基準法の改正により、8 種類の用途地域に変更
平成 8 年 4 月	都市計画法・建築基準法の一部改正により、12 種類の用途地域に変更
17 年 3 月	波田都市計画区域の用途地域指定
25 年度まで	市域の拡大、区域区分の変更等により、用途地域を 28 回変更
26 年度	波田地区において、都市計画区域の統合と区域区分に合わせ、平成 17 年に指定した用途地域を見直し
28 年 9 月	村井駅周辺の一部について用途地域を変更
31 年 3 月	惣社地区の一部用途地域を変更
令和 元 年 11 月	都市計画道路の見直しに伴い白板地区の用途地域の一部を変更
4 年 5 月	大字島内、大字和田、波田、村井町南 4 丁目の一部の区域に関し、区域区分の見直しに伴い用途地域を変更
6 月	都市計画道路の見直しに伴い里山辺地区西部周辺の用途地域の一部を変更

イ 統計資料

松本都市計画区域の用途地域

単位:ha (令和 7 年 4 月 1 日現在)

第 1 種 低 層 住居専用地域	第 2 種 低 層 住居専用地域	第 1 種 中 高 層 住居専用地域	第 2 種 中 高 層 住居専用地域	第 1 種 住 居 地 域	第 2 種 住 居 地 域	準住居地域
505 (12.5%)	31 (0.8%)	681 (16.9%)	229 (5.7%)	900 (22.3%)	401 (9.9%)	30 (0.7%)
近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計	
114 (2.8%)	167 (4.1%)	576 (14.3%)	163 (4.0%)	237 (5.9%)	4,034 (100%)	

※ 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計をしても 100 とはならない。

4 都市機能の維持・充実に向けた地区計画の推進

建設部 都市計画課

(1) 目標

土地地区画整理事業などにより計画的に整備が進められている地区、開発予定地区及び既存集落における良好な居住環境の確保、あるいは公共施設整備の不十分な地域における公共施設の計画的な整備と居住環境の向上を目的として、地区関係者の合意のもとに地区計画を策定し、建築行為の誘導、規制をすることにより、良好な市街地の維持・形成の推進を図ります。

(2) 令和6年度の実施と成果

- ア 全国地区計画推進協議会の研修会等へ参加し、他自治体の先進事例について研究しました。
イ 松本市市街化調整区域の地区計画活用方針の見直しを開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 既存集落など適正な土地利用の整序を図っていくべき区域を中心に、地元関係者の協力を得ながら地区計画を策定し、魅力ある住みよいまちづくりを進めます。
イ 立地適正化計画に位置付けた都市機能の維持・誘導や郊外部のコミュニティ維持を目的として、緩和型地区計画の導入や市街化調整区域における地区計画制度の活用に向けた検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成4年度～令和6年度

41地区 333.3ha の地区計画を都市計画決定

平成5年4月 「松本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を制定

イ 統計資料

地区計画決定の経過

単位:ha (令和7年4月1日現在)

年 度	面 積	地 区 名	年 度	面 積	地 区 名
H 4	39.8	芳川小屋、寿百瀬	H 19	23.0	中原、中山台
H 5	31.7	小屋、竹渕北、寿小池	H 20	9.0	城北東
H 6	23.3	平田東、高宮・征矢野	H 21	21.0	笹部、中巾
H 7	18.1	竹渕南、岡田久根下、 松原・寿台、村井	H 23	10.0	青島、空港東
			H 24	12.7	倭工業団地
H 8	5.9	野溝塚田、新井	H 26	1.9	新井北
H 10	7.2	寿小赤	H 27	2.6	東方
H 11	4.3	平田西、竹渕西	H 28	3.0	両島
H 12	4.1	井川城北、島高第一	H 29	4.9	村井町南
H 13	2.6	下惣	H 30	2.9	惣社
H 14	13.3	小宮、村井巾下	R 元	1.1	岡田東
H 15	37.1	平田、庄内	R 3	31.3	信州大学松本キャンパス地区
H 17	12.0	和田西原	R 4	6.8	上村井
H 18	3.7	井川城中	合 計	333.3	41 地区

5 空き家対策事業

(1) 目標

近年増加傾向にある空き家への対応について、住宅課を総合相談窓口とし、庁内関係課と連携しながら、管理が適正でない空き家への対策と、活用可能な空き家の積極的な活用により、まちの活性化を図ります。

(2) 令和6年度の実績と成果

- ア 相続人のいない空き家等1軒について、松本市で初めて、所有者不明土地・建物管理命令の申立を行いました。
- イ 国土交通省の空き家対策モデル事業に応募し採択された、一般社団法人タガヤスと松本市が連携し、空き家に関する意識醸成のためのツールである空き家双六のワークショップを開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 管理不全空き家について、所有者等へ管理の促進や除却費補助金による支援を行っているところですが、相続問題や相続人不存在等、解決困難な案件などに対応する新たなアプローチが必要です。
- イ 空き家は今後も増加傾向にあるため、空き家の発生予防という視点も重要です。地域住民とのワークショップ等を開催し、空き家に関する意識醸成を推進することが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成26年度	松本市空き家等の適正管理に関する条例施行
30年度	松本市空き家等対策協議会を設置及び松本市空き家等対策計画を策定
令和元年度	松本市空き家バンクの開設
2年度	空き家に関する補助制度の制定及び特定空き家等に1件認定
3年度	空き家対策事業を住宅課に統合 空き家バンクの媒介に関する協定の締結及び略式代執行の実施
4年度	空き家バンクに関する業務を移住推進課へ移管 松本市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正（緊急安全措置の追加）
5年度	松本市空き家管理事業者登録・紹介制度実施要綱策定
6年度	所有者不明土地・建物管理命令の申立

イ 統計資料

老朽危険空き家等除却費補助金及び空き家バンク利活用促進事業補助金 交付件数（件）（R2.11～）

年度	除却費補助	家財等 処分費補助	改修費補助		取得費補助
			子育て世帯	県外移住者	
R2	2	0		0	
R3	12	4		1	
R4	14	3	1	0	7
R5	15	2	1	1	13
R6	31	2	0	1	18

6 景観形成の推進

建設部 都市計画課

(1) 目標

松本市における良好な景観の形成を図るため、本市の自然環境や歴史的・文化的資源を生かした景観の整備を推進し、快適でより美しいまちづくりを目指します。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

- ア 「松本市景観条例」に基づく「行為届出」件数は89件、同「通知」件数は13件ありました。
- イ 「松本市屋外広告物条例」に基づく屋外広告物設置等許可事務234件、うち、違反広告物の是正案件は、4件でした。
- ウ 景観事前協議制度等により、申出のあった2件に対し計2回の景観評価会を開催し、個別案件の景観について協議を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和5年3月に改定した松本市景観計画や松本市景観計画デザインガイドラインにおいて、新たに景観重点地区の候補地として位置づけた、松本駅東地区及び旧開智学校周辺地区の景観形成の目標・基準を策定するために景観計画の改定に着手しました。
- イ 松本市景観計画における中央西地区について、集積化・高度化を含むまちの在り方についての検討に着手しました。
- ウ 市民の景観意識の高揚に資する事業を推進します。
- エ 屋外広告物については、松本の景観にふさわしい掲出を推進するとともに、掲出のルール見直しの検討を進めます。

(4) 現在までの経過

昭和60年度	第4次基本計画に基づき松本市都市美観整備計画を策定
63年度	都市景観形成モデル都市の指定
平成4年度	松本市都市景観条例を施行
12年度	松本城周辺高度地区を都市計画決定
14年度	松本市公共案内サイン基本計画を策定
19年度	松本市景観計画を策定、松本市都市景観条例を全部改正
20年度	松本市景観条例、松本市屋外広告物条例を施行
21年度	松本市景観計画デザインマニュアルを作成
25年度	合併4地区及び空港東地区の高さ制限追加
27年度	松本市景観計画に波田地区を追加
29年度	景観事前協議制度導入
令和2年度	中核市移行による県からの権限移譲に関し、松本市屋外広告物条例の全部改正
4年度	松本市景観計画、景観計画デザインガイドラインを改定
6年度	松本市景観計画見直しに着手（重点地区の指定等）

7 防災都市づくり計画

建設部 都市計画課

(1) 目標

発生確率の高まっている災害による被害を抑止・軽減させ、災害に強い“市民の命を守る”都市を速やかに実現するため、「松本市防災都市づくり計画」を見直しました。

また、公表された「想定最大規模の浸水想定」に対し、過度に不安を感じるだけでなく、より具体的な災害対策を示すことによって正しく恐れ、災害リスクに基づいた目指すべき都市像を共有し、市民と行政が協力して安全で安心なまちづくりを推進します。

(2) 令和6年度の実施と成果

出前講座による放光寺町会への啓発活動を行いました。それにより、市民自らが防災都市づくりの担い手として、自助・共助の実施への意識向上を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 近年の地球温暖化による水害の頻発・激甚化を受け、「震災対策」を主とした現行計画に、これまでの具体的施策の検証と「水害対策」を追加した計画に見直し、市民へ災害リスク情報を周知するとともに自助・共助の実施を促進します。
- イ 安全で良好な生活環境の向上を図るため、建築計画等に併せた狭あい道路対策事業を推進します。
- ウ 災害危険度判定調査結果により、居住地域の危険性を認識することで、自主防災活動の啓発や建物の耐震化など市民が主体となった防災まちづくりを推進します。

(4) 現在までの経過

- | | |
|---------|---|
| 平成 8 年度 | 政府の地震調査研究推進本部が「牛伏寺断層を含む区間で、今後数百年以内にM8程度の地震が発生する可能性が高い」との見解を発表 |
| 12 年度 | 災害危険度判定調査結果の公表 |
| 13 年度 | 松本市防災都市計画を策定公表 |
| 15 年度 | 地区防災まちづくり方針を策定公表 |
| 21 年度 | 災害危険度判定調査結果の公表 |
| 24 年度 | 狭あい道路の拡幅整備に関する条例制定及び事業化 |
| 25 年度 | 国が「防災都市づくり計画策定指針」を公表 |
| 26 年度 | 信州大学と市危機管理部の共同により「揺れやすさマップ」を作成 |
| 令和 2 年度 | 災害危険度判定調査結果の公表
県が「流域治水推進計画」を公表 |
| 3 年度 | 市危機管理部が「松本市ハザードマップ」を全戸配布 |
| 4 年度 | 松本市防災都市づくり計画改定公表 |

緑を活かした魅力あるまちづくり

1 公園施設等の適切な管理及び整備の推進

建設部 公園緑地課

(1) 目標

緑や水辺などの地域資源を活かし、人々が集い賑わう、魅力あるまちづくりを目指します。

(2) 令和6年度の実施計画と成果

ア アルプス公園いきものふれあいの森（北側拡張部）の利活用を推進するため、松本市アルプス公園自然活用委員会の提言内容に基づき公園独自のルール等を定め、市民参加型の協同体制を整えました。

イ アルプス公園魅力向上検討会議の提言内容を主軸にした基本計画を基に実施設計を行いました。

ウ 都市公園を安心・安全に利用するため、公園長寿命化事業で、12公園の遊具・施設を更新しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

古くは昭和20年代に開設された公園があり、樹木の古木化、施設の老朽化が進んでいます。適切な維持管理を行いながら、防災機能の向上、ユニバーサルデザイン化、施設の改築・更新を進めます。また、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園、都市緑地）及び開発行為緑地による緑地等、市民がもっとも身近に利用できる公園整備を重点的に進めます。

(4) 統計資料

令和6年度末現在、開設公園162か所、開設面積346.26ha、市民一人当たりの公園面積は14.67㎡です。

（※参考 令和5年度末 長野県15.2㎡／人、全国10.9㎡／人）

公園の状況

区 分	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度	
	公園数(か所)	面 積(ha)	公園数(か所)	面 積(ha)	公園数(か所)	面 積(ha)
街区公園	27	6.57	27	6.57	27	6.57
近隣公園	7	12.50	7	12.50	7	12.50
地区公園	3	16.10	3	16.10	3	16.10
総合公園	2	81.61	2	81.61	2	81.61
広域公園	1	100.90	1	100.90	1	100.90
墓地公園	1	47.00	1	47.00	1	47.00
都市緑地	8	25.32	8	25.32	8	25.32
条例公園（注）	113	56.26	113	56.26	113	56.26
合 計	162	346.26	162	346.26	162	346.26

（注）都市計画決定していない条例公園

緑を活かした魅力あるまちづくり

2 緑の基本計画

建設部 都市計画課

(1) 目標

ゼロカーボンの推進、治水等の防災、まちなかの回遊性向上につながるみどり（緑、水、土等）を、様々な主体が連携して保全・整備し、持続可能なまちを実現します。また、管理・活用を通して、みどりを身近に感じる豊かな暮らしを実現することで、ウェルビーイングの向上を図ります。

(2) 令和6年度の実施と成果

- ア 緑の基本計画や緑のデザインマニュアルを基に、新築等の際に必要な景観法の届出において、効果的な民間敷地での緑化を推進しました。
- イ 自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進めるために令和5年3月に策定した松本まちなかグリーンインフラアクションプランの推進を図りました。
- ウ 松本駅お城口広場及び千歳橋にくつろぎ空間拡充のためベンチを増設しました。
- エ 外堀大通りに切り株によるベンチを設置しました。
- オ あがたの森通りの歩道空間再整備に向けて、長野県や地元関係者との調整を進め、ワークショップを開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 「緑の基本計画」及び「緑のデザインマニュアル」を継続して広く周知しますが、事業者の経済的負担もあることから、誰もが賛同できる緑化について研究し、快適でうるおいのある都市空間の形成に、市民、事業者、行政が一体となって取り組みます。
- イ 松本城、松本駅及びあがたの森を結ぶトライアングルエリアを対象に、「松本まちなかグリーンインフラアクションプラン」で示されたアクションの実施に向けて、地域と行政等の多様な主体が連携しながら取り組みを進めます。

(4) 現在までの経過

平成 5 年度	緑のデザインマニュアル作成（松本市）
9 年度	松本市緑の基本計画策定（基準年平成 7・目標年平成 27）
14 年度	波田町緑の基本計画策定（基準年平成 14・目標年平成 33）
26 年度	松本市緑の基本計画改定
27 年度	緑のデザインマニュアル作成
28 年度	景観計画区域内行為届出書に緑化の割合導入
30 年度	緑化の割合を盛り込んだ事前協議制度開始
令和 3 年度	信州まちなかみどり宣言
4 年度	松本まちなかグリーンインフラアクションプラン策定
5 年度以降	松本まちなかグリーンインフラアクションプランに基づくアクションの実施

上下水道の基盤強化

1 老朽給・配水管改良事業

上下水道局 上水道課

(1) 目標

中心市街地に残る古い配水管および給水管は、漏水や赤水の発生原因となるほか、被災時に損害を受ける可能性が高く、市民生活に支障を及ぼすおそれがあるため、配水管の改良と給水管の取替を計画的に進めます。

(2) 令和6年度の実施状況と成果

- ア 老朽配水管（CIP φ 100 ～ 300 L=1,329 m）の改良を実施しました。
イ 老朽給水管（鉛給水管）721 栓の取替えを実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

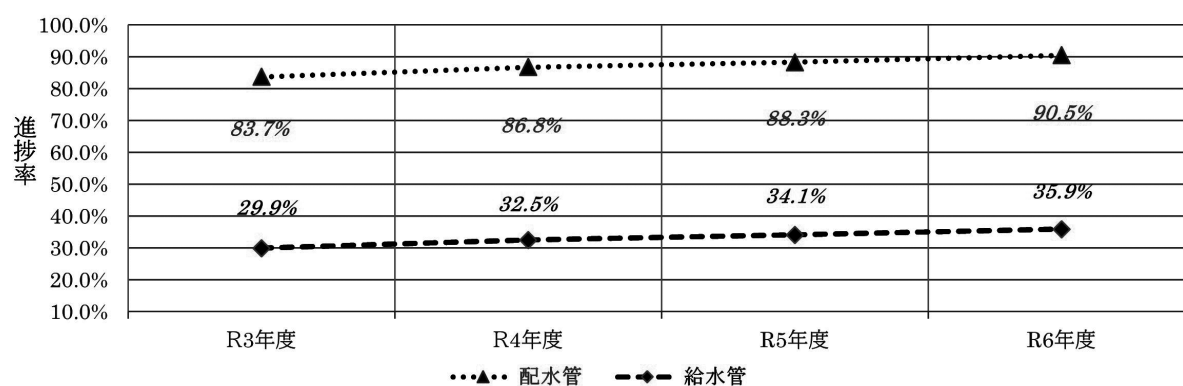
- ア 配水管改良事業は、昭和 52 年度から平成 26 年度まで、第 7 次にわたって計画し実施してきました。
イ 平成 27 年度以降は、単独事業に加え、他事業関連に併せ順次更新を行い、令和 6 年度までに約 53.4km を改良し、未改良が約 5.6km 残存しています。
ウ 配水管の改良は、交通量、地下埋設物、掘削規制などの制約があるため、迂回ルートや水運用などを検討し、計画的に実施します。
エ 老朽給水管取替事業は、約 40,800 栓の取替えが必要で平成 20 年度から、順次取替えを実施し令和 6 年度までに 14,657 栓の取替えをしています。
オ 平成 30 年度から、事業の進捗を図るため、委託費および直営工事で老朽給水管の解消に努めています。
カ 取替えには、多額の費用と期間を要しますが、経営状況を見極めながら計画的に進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

年度	事業内容
R 4	実施設計、老朽配水管改良工事 φ 100 ～ 450 L = 1,845 m、老朽給水管取替 1,069 栓
R 5	実施設計、老朽配水管改良工事 φ 75 ～ 300 L = 896 m、老朽給水管取替 667 栓
R 6	実施設計、老朽配水管改良工事 φ 100 ～ 300 L = 1,329 m、老朽給水管取替 721 栓

イ 統計資料



上下水道の基盤強化

2 下水道施設改築事業

上下水道局 下水道課

(1) 目標

下水道施設の老朽化が進む中、適切な維持管理と計画的な更新により改築事業を進めます。

(2) 令和6年度の実績と成果

ストックマネジメント事業

- ア 丸の内第1排水区、南深志第2・3排水区、北深志排水区他管渠更生工事を実施しました。
- イ 宮渕・両島浄化センター汚泥処理設備等改築工事を実施しました。
- ウ 渚中継ポンプ場受変電設備他改築工事を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 現在、宮渕・両島浄化センターの改築工事を進めていますが、今後は四賀・上高地・波田の浄化センターも老朽化が進むため、将来の在り方を見据えた改築工事や施設の統廃合等、広域化・共同化の検討が必要です。
- イ 計画的に管渠改築工事を進めていますが、老朽化した管渠が多いため、改築費用の増大が課題です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) 浄化センター経過年数

	処理能力 (m ³ /日)	供用開始年	経過年数	改築着手年
宮 渕	82,200	昭和 34 年※ ¹	65 年	平成 11 年
両 島	32,850	昭和 63 年	36 年	平成 28 年
四 賀	630	平成 11 年	25 年	令和 9 年以降
上高地	1,400	平成 4 年	32 年	令和 6 年
波 田	5,400	平成 6 年	30 年	令和 9 年以降

※1 現標準活性汚泥方式の供用開始は昭和 51 年で、それからの経過年数は 48 年です。

(イ) 管渠施設

布設布設から 50 年を超えた管渠延長 73.2km (管渠総延長 1,312.4km) (R 7. 3. 31)

イ 統計資料

	目標値 (R 7 年度)	R 5 年度	R 6 年度
下水道管渠の更新率 (更新延長 / 計画延長※ ²)	19.3%	15.3%	17.2%

※2 計画延長は、鉄筋コンクリート管の延長 272km

上下水道の基盤強化

3 水道施設耐震化事業

上下水道局 上水道課

(1) 目標

大規模地震が発生した場合、水道施設への被害を最小限に抑えるとともに、被災時に水道水が早期に供給できるよう、中心市街地の主な水道施設について耐震化を進めます。

(2) 令和6年度の実施状況と成果

- ア 妙義配水地と神林配水地の耐震化工事を開始しました。(令和7年度末竣工予定)
イ 基幹管路耐震化工事 ϕ 400mm L = 128 m、 ϕ 300mm L = 227 mを実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

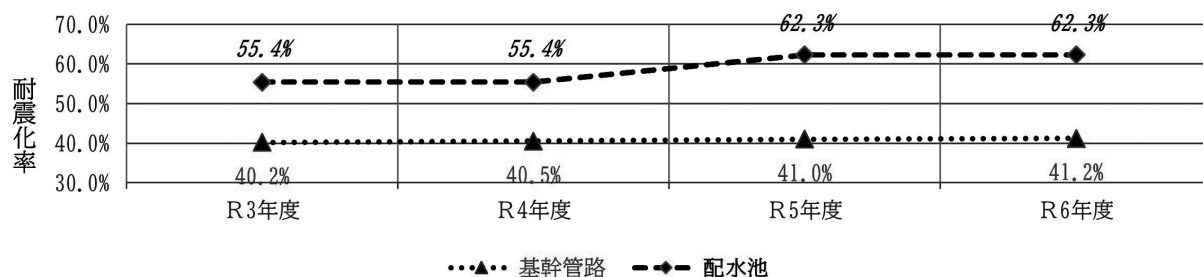
- ア 本市周辺には、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると予想される活断層があることから、耐震化を進める必要があります。
イ 配水地の耐震化は、水道施設の診断結果に基づき、工法、工事の施工性、工事期間中の水運用、仮設計画などを検討し、整備方針を決定します。
ウ 全水道施設の耐震化を進めるには、多額の費用と年月を要するため、被災時に早期復旧の必要性が高い市街地の主要な水道施設から計画的に実施します。
エ 管路の耐震化は、交通量、地下埋設物、掘削規制などの制約があるため、迂回ルートや他の配水区からの供給なども含め、総合的に検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

年度	事業内容
R 4	耐震化工事(寿配水地) 基幹管路実施設計、用地補償、基幹管路耐震化工事 ϕ 300 ~ 450mm L = 363 m 重要給水施設管路実施設計、重要給水施設管路耐震化工事 ϕ 100mm L = 651 m
R 5	実施設計(妙義配水地、神林配水地) 耐震化工事(寿配水地) 基幹管路実施設計、基幹管路耐震化工事 ϕ 300 ~ 400mm L = 368 m
R 6	耐震化工事(妙義配水地、神林配水地) 基幹管路耐震化工事 ϕ 300 ~ 400mm L = 355 m

イ 統計資料



上下水道の基盤強化

4 下水道施設耐震化事業

上下水道局 下水道課

(1) 目標

大規模地震等が発生した場合の市民生活への影響や公衆衛生被害を最小限に抑えるため、下水道施設の耐震化をはじめとする地震対策を実施し、ライフラインとしての信頼を確保します。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

第三期下水道総合地震対策計画に基づき、幹線管渠の耐震化工事及び宮渕・両島・上高地浄化センターの耐震設計・耐震化工事を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 管路施設・浄化センターの全てを耐震補強するには莫大な費用がかかるため、優先順位を決め進めています。
- イ 管路施設については、液状化が想定される地区の緊急輸送路等に埋設されている幹線管渠を優先的に耐震補強しています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 21 年度 第一期下水道総合地震対策計画策定（平成 22 ～ 26 年度）
- 26 年度 第二期下水道総合地震対策計画策定（平成 27 ～ 31 年度）
- 令和 元 年度 第三期下水道総合地震対策計画策定（令和 2 ～ 6 年度）
- 元 年度～ 2 年度
宮渕浄化センター低段最初沈殿池耐震化工事
- 2 年度 蛇川汚水幹線、丸の内汚水幹線他耐震化工事
- 2 年度～ 3 年度
両島浄化センター汚泥棟（地下部分）・塩素混和池耐震化工事
- 3 年度 丸の内汚水幹線他耐震化工事
- 3 年度～ 5 年度
宮渕浄化センター汚泥棟耐震化工事
- 3 年度～ 6 年度
両島浄化センター汚泥棟（地上部分）・消化槽耐震化工事
- 4 年度～ 5 年度
中段幹線、丸の内幹線、渚幹線他耐震化工事
宮渕浄化センター高・低段塩素混和池耐震設計
両島浄化センター消化槽棟・機械棟耐震設計
- 6 年度 宮渕浄化センター低段第 2 ポンプ棟耐震診断
両島浄化センター機械棟耐震診断
上高地浄化センター非線形診断

イ 統計資料

	目標値（R 7 年度）	R 5 年度	R 6 年度
下水道管渠の耐震化率（耐震化延長 / 計画延長 ^{※1} ）	22.4%	22.8%	24.3%

※ 1 計画延長は、液状化地区の重要幹線延長 37.1km

危機管理体制の強化

1 災害時応援体制構築の推進

危機管理部 危機管理課

(1) 目標

行政機能が麻痺し応急対策や復旧業務に大きな支障が生じた東日本大震災を教訓として、市町村間の相互応援協定、企業等との物資等供給に関する協定の締結などの応援体制の充実を進めます。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

ア 企業等との災害時協定の締結

- ・株式会社豊炊飯と「災害時における米飯等の供給に関する協定」
- ・東日本旅客鉄道株式会社・アルピコ交通株式会社・松本警察署と「大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定」
- ・エレコム株式会社と「災害時における情報機器等の供給に関する協定」

イ 災害時協定の解除

中部電気保安協会と「災害時における電気保安に関する協定」を相手方の申出により解除しました。

ウ 災害時サポート事業所登録

新たに3事業所に登録していただきました。

(3) 現状の分析と今後の課題

各種団体等との協定締結を推進し、災害時の応援体制を強化していきます。
「災害時サポート事業所登録制度」について、地域に定着した事業所等の持つ人材、資機材、建物スペースなどの提供による地域での協力体制が構築できるよう、登録事業者と地元町会の連携を深めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和4年度 株式会社カインズ、NPO法人コメリ災害対策センターと協定を締結。災害時サポート事業所登録制度に5事業所登録
- 5年度 松本市社会福祉協議会、イオンタウン株式会社、松本市波田商工会と協定を締結。災害時サポート事業所登録制度に6事業所登録
- 6年度 株式会社豊炊飯、東日本旅客鉄道株式会社・アルピコ交通株式会社・松本警察署、エレコム株式会社と協定を締結。災害時サポート事業所登録制度に3事業所登録

イ 統計資料

協定及びサポート事業所登録数の推移

	R4年度	R5年度	R6年度
災害時応援協定等締結数	73	76	78
災害時サポート事業所登録数	73	79	82

危機管理体制の強化

2 災害備蓄施設の維持管理と公的備蓄の推進

危機管理部 危機管理課

(1) 目標

災害時における被災者等の生命及び身体の安全を確保するため、被災者のもとへ物資を迅速に届けられる備蓄施設の維持管理を行います。また、松本市地域防災計画に基づき、災害対策の公的備蓄を進めます。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

非常用備蓄食糧として、想定避難者数の1食分（65,500食）のうち、13,100食を更新・備蓄しました。更新にあたっては、食品の賞味期限切れ2か月程度前に困窮者支援団体へ譲渡したり、出前講座での試食提供などを行い、可能な限り食品ロスが生じないように配慮して取り組んでいます。

能登半島地震での教訓、社会状況の変化、最新の知見等を踏まえ要配慮者用品（大人用おむつ、妊産婦用品、生理用品等）、プライバシー確保用テント、エコノミークラス症候群予防用の弾性ストッキング、ペット対応用品を新たに備蓄しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

備蓄物資は、各小中学校に設置した備蓄倉庫等への分散備蓄と松本市防災物資ターミナルでの集中備蓄により物資の管理をしており、災害時の物資配送が迅速に円滑に行えるよう民間事業者との協力協定を締結し、訓練等を通じて配送体制の強化を図っています。

今後は、各家庭での自助としての備蓄、自主防災組織による共助としての備蓄について周知・啓発を図るとともに、想定避難者数や保管場所等を見直した備蓄計画により公助としての備蓄を推進します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成28年度	備蓄倉庫が未整備の小中学校に3年計画で備蓄倉庫を整備。平成30年度完了
令和元年度	松本市防災物資ターミナル竣工、運用開始
2年度	松本市防災物資ターミナル運営訓練及び物資輸送訓練を実施 全避難所へ新型コロナウイルス感染症対策用品セットを配置
3年度	松本市防災物資ターミナル運営訓練及び物資輸送訓練を実施
4年度	長野県等と連携した松本市防災物資ターミナル運営訓練及び物資輸送訓練を実施

イ 統計資料

備蓄倉庫及び備蓄物資数量の推移

	R4年度	R5年度	R6年度
備蓄倉庫設置箇所数	64 箇所	64 箇所	64 箇所
発電機等配備避難所数	159 箇所	159 箇所	157 箇所
食糧	65,500 食	65,500 食	65,500 食
段ボールベッド	1,167 台	1,328 台	1,328 台
携帯トイレ	257,500 枚	257,500 枚	257,500 枚

危機管理体制の強化

3 災害時要援護者支援プランの推進

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

災害時に避難等が困難となる高齢者や障がい者等の要援護者を支援するため、日常から地域で見守る体制や情報の共有、福祉事業者との連携体制を構築します。

(2) 令和6年度の実績と成果

- ア 避難行動要支援者名簿を作成し、町会、民生委員・児童委員などの地域関係者、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関へ提供しました。(年2回、名簿の更新)
- イ 提供した名簿等を活用するなどして、地区及び町会等の実情に応じた見守り、避難支援体制づくりを支援するための出前講座等を行いました。(年間5回)

(3) 現状の分析と今後の課題

「松本市避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき、本人から個人情報の外部提供に対する拒否の意思表示がない限り、平常時から町会、民生委員・児童委員、自主防災組織など避難支援に携わる者に名簿情報を提供しています。

引き続き、地区や町会の実情に応じた見守り・避難支援体制づくりを庁内関係課、社会福祉協議会等と連携して支援します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 21 年度	災害時要援護者登録制度開始、災害時要援護者支援プラン（ガイド編）を策定
22 年度	災害時要援護者支援プラン（マニュアル編）を作成
23 年度	災害時要援護者支援プラン（マニュアル編）の一部改訂
24 年度	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定締結 松塩筑木曽老人福祉施設組合
25 年度	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定締結 （社福）中信社会福祉協会
26 年度	同協定書の再締結（適用施設の拡充） 松塩筑木曽老人福祉施設組合
28 年度	災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協定締結 （一社）日本福祉用具供給協会
29 年度	介護事業者等へ福祉避難所の設置運営に関する協定締結に関する意向調査を実施
30 年度	市内 25 法人 49 事業所と福祉避難所協定を締結 福祉避難所開設運営マニュアルを作成し、福祉避難所開設運営訓練を実施
令和 元 年度	市内 1 法人 1 事業所と福祉避難所協定を締結
4 年度	市内 1 法人 1 事業所と福祉避難所協定を締結
5 年度	市内 2 法人 2 事業所と福祉避難所協定を締結
6 年度	市内 2 法人 3 事業所と福祉避難所協定を締結（合計 32 法人 72 事業所）

イ 統計資料

(単位：人)

年月	要支援者名簿登載者数	名簿提供同意者数	名簿提供拒否者数
R 4 年 4 月	15,338	12,435	2,903
R 5 年 4 月	16,688	13,069	3,619
R 6 年 4 月	17,107	13,119	3,988

危機管理体制の強化

4 防災行政無線の整備及び統合

危機管理部 消防防災課

(1) 目標

緊急・災害情報等を市民に的確かつ迅速に伝達するため「松本市における災害情報等伝達手段構築の方向性について」に基づき、市内全域で統合整備した同報系防災行政無線の維持管理と、無線設備の必要性が求められている地域への有効的な拡充を進めます。

(2) 令和6年度の取組みと成果

- ア 旧松本市及び合併地区を統合化した同報系防災行政無線の保守管理を行い、安定して運用ができました。
- イ 令和6年度は上高地エリア内の徳沢の拡充整備のため、文化庁及び環境省への許可申請を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 旧松本市のシステムと一体的に管理運用するため、老朽化した合併地区の同報系防災行政無線の更新整備は完了しました。
- イ 聞き取りにくいといった課題については、テレホンサービスや松本安心ネット、市公式SNSなどで補完していますが、効果的な防災情報の伝達手段の多重化を研究します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 23 年度	同報系防災行政無線設計業務委託（旧松本市）
24 年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事開始（旧松本市）
25 年度 ～ 26 年度	同報系デジタル防災行政無線整備内容（旧松本市） ・親局 2 局、中継局 1 局、屋外拡声子局 307 局、戸別受信機 717 か所（旧松本地 区の指定避難所、公共施設、町内公民館及び要援護者施設等）
29 年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事開始（梓川・波田地区） 同報系デジタル防災行政無線整備工事完了（梓川・波田地区） ・梓川地区 屋外拡声子局 40 局、戸別受信機 47 か所 ・波田地区 屋外拡声子局 31 局、戸別受信機 48 か所
30 年度	同報系デジタル防災行政無線追加整備完了（旧松本市） ・屋外拡声子局 1 局（桜橋付近） 同報系デジタル防災行政無線整備工事開始（四賀・安曇・奈川地区） 同報系デジタル防災行政無線整備工事（四賀・安曇・奈川地区）
令和 元 年度 ～ 3 年度	・安曇地区整備完了 音声告知端末 649 か所、屋外拡声子局 7 局 ・奈川地区整備完了 音声告知端末 325 か所、屋外拡声子局 7 局 ・四賀地区整備完了 音声告知端末 1,620 か所、屋外拡声子局 4 局
4 年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事（四賀・安曇・奈川地区） ・上高地エリア整備完了 屋外拡声子局 4 局
5 年度	上高地エリア（徳沢・横尾）の拡充整備計画作成
6 年度	上高地エリア（徳沢）の拡充整備のため、文化庁・環境省への許可申請

イ 統計資料

同報系デジタル防災行政無線世帯カバー率

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
世帯カバー率	98.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%

危機管理体制の強化

5 消防団員の確保、消防団施設等の整備

危機管理部 消防防災課

(1) 目標

市民の生命、身体及び財産を火災から保護する消防団員の確保を図るとともに、活動拠点施設としての消防団施設（詰所・車両置場）及び消防機動力としての消防団車両について、整備方針に基づく整備を進めます。

(2) 令和6年度の取組みと成果

ア 時代に即した持続可能な消防団への改革

時代の変化に対応した持続可能な消防団について、消防団と共に処遇改善や負担軽減等に取り組みました。

- (ア) 負担軽減：災害出動時に自家用車を使用した場合の自動車保険料を公費で負担
各種会議のオンライン化
- (イ) 団員確保：市職員への勧誘（新規採用職員、若手職員を対象）
女性と若者（学生）を対象とした意見交換会を実施
- (ウ) 分団・部の再編成：全分団を対象に再編成の要否について確認し、必要と回答した全ての分団
に対してヒアリング調査を実施
- (エ) 処遇改善：準中型自動車運転免許等の取得補助を創設
消防団協力事業所の特典に松本市ホームページのバナー広告無料掲載（2か月間）
を追加
- イ 消防団施設 積載車置場1か所の建替整備 第29分団（安曇）
- ウ 消防団車両 消防ポンプ自動車3台の更新 第5分団（鎌田）、第6分団（庄内）、第8分団（島内）
軽積載車1台の更新 第22分団（本郷（南郷））

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 消防団員の確保と時代の変化に対応した消防団への改革が求められています。そのため、消防団とともに、団員の確保に繋がるよう処遇改善や負担軽減などに取り組みます。
- イ 女性と若者の入団につながる新たな取組みや消防団活動のイメージアップにつながる取組みが必要です。
- ウ 災害時における消防団の役割や活動の必要性を知っていただけるよう、地域のイベント等に参加してPRします。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- (ア) 松本市の消防団員（令和7年4月2日現在）
 - a 総数 1,675 人（条例定数 2,169 人）
 - b 上記(ア)aのうち女性団員数 67 人（4.0%）
- (イ) 上記(ア)aのうち市役所消防隊 26 人（令和元年11月1日設置）
- (ウ) 消防団施設等の整備方針
 - a 施設の建替基準 耐用年数又は30年以上
 - b 車両の更新基準 22年

イ 統計資料

年度	R 4	R 5	R 6	R 7
消防団員数	1,714 人	1,705 人	1,695 人	1,675 人

防災・減災対策の推進

1 狭あい道路拡幅整備

建設部 建築指導課

(1) 目標

市民の理解と協力の下に、安全で良好な生活環境を確保するため、狭あい道路（都市計画区域内の幅員1.8 m以上4 m未満の市道）の拡幅整備を推進します。これにより、災害時の避難行動や防火活動、日照、通風、防火性能等に有効な空間を確保でき利便性が向上します。

(2) 令和6年度の実施状況と成果

ア 建築主等と協議が整った箇所について、市が測量や登記の費用を負担するとともに、後退用地内の工作物等の撤去等に対し補助金を交付しています。

イ 令和6年度実施状況（協議状況）

(ア) 協議書受付件数 124 件（内寄附予定件数 16 件）

(イ) 所有権移転件数 14 件

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 市民の理解と協力の下に、安全で良好な生活環境を確保するため、事業を進めることが必要です。

イ 令和3年度から対象範囲を都市計画区域まで広げ、災害時の避難や防災活動、日照、通風、防火性能等について、引き続き広報活動を通じて、機会あるごとに周知を図るとともに、関係団体等と連携し積極的にPRしていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成22年度	庁内協議開始
23年度	庁内協議 12月に議会に取組みについて報告
24年度	4月にパブリックコメント実施と議会の意見聴取 6月議会で「松本市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」制定 8月に「松本市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」施行
令和3年度	対象範囲を都市計画区域まで拡大

イ 統計資料

事業内容	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
道路整備件数	4件	4件	9件	4件
工作物除去・移設等補助金交付件数	6件	9件	11件	3件
奨励金交付件数	1件	3件	4件	4件

防災・減災対策の推進

2 建築物の耐震改修の促進

建設部 建築指導課 住宅課

(1) 目標

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅や建築物の無料耐震診断及び耐震補強工事等に対する補助を行い、地震に対する建築物の安全性の向上と災害に強いまちづくりを推進します。

(2) 令和 6 年度 of 取組みと成果

耐震改修促進事業の概要について、市ホームページへの掲載、ラジオ番組出演、市営バスへのチラシ掲示、パンフレット配布等による周知を行うとともに、無料耐震診断受診後の未改修世帯へ情報提供の通知を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 耐震補強工事に多額の経費を要することや高齢者のみが暮らす住宅の増加の影響等により、無料耐震診断後の耐震補強工事に踏み切れない世帯等が多くなっています。
- イ 松本市耐震改修促進計画（第 3 期）に基づき、関係部局とも連携して取組みの推進を図り、早期目標達成を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 16 年度	木造住宅無料耐震診断事業を開始
17 年度	木造住宅耐震補強工事補助事業を開始
19 年度	松本市耐震改修促進計画を策定
20 年度	非木造住宅、避難施設及び特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業を開始
26 年度	要緊急安全確認大規模建築物耐震診断実施
27 年度	松本市耐震改修促進計画を改定（目標期間：平成 28 年度～令和 2 年度）
28 年度	要緊急安全確認大規模建築物耐震診断結果を公表
令和 元 年度	ブロック塀撤去事業開始
3 年度	松本市耐震改修促進計画を改定（目標期間：令和 3 年度～令和 7 年度）
6 年度	耐震補強工事補助に除却工事を追加

イ 統計資料

年度		R 3	R 4	R 5	R 6
木造住宅	無料耐震診断	23 戸	21 戸	25 戸	100 戸
	耐震補強工事補助	4 戸	6 戸	6 戸	16 戸
	除却工事補助	－	－	－	2 戸
非木造住宅耐震診断補助		0 件	0 件	0 件	0 件
避難施設無料耐震診断		0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助		0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
ブロック塀撤去事業		29 件	19 件	24 件	19 件

3 雨水渠の整備

(1) 目標

都市化による雨水流出量の増加に伴い、放流の分散化を図り、都市浸水被害を防止するため雨水渠の整備を進めます。

(2) 令和6年度の取組みと成果

- ア 長沢川・地蔵川の溢水対策として、県第一雨水幹線の舗装復旧工事を実施しました。
- イ 国道19号松本拡幅事業に関連して、田川第一雨水幹線の設計業務を実施しました。
- ウ 市街地の下水道合流区域内の溢水対策として、丸の内雨水幹線の雨水渠工事を実施しました。
- エ 大雨等での内水氾濫による浸水リスクを把握するため、内水浸水想定区域図の策定業務を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

都市化による出水量の増加及びゲリラ豪雨による溢水対策として、公共下水道事業計画に基づいて雨水渠整備を進めています。

また、今後の課題として継続路線の早期完了が課題となっています。

(田川第一雨水幹線、並柳雨水幹線、筑摩雨水幹線、丸の内雨水幹線)

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和43年度	下水道事業として雨水排水対策を開始 (中略)
平成14年度	上下水道局下水道課から建設課へ事業移管
16年度	牛伏川第三雨水幹線竣工
17年度	水汲第一雨水幹線竣工
20年度	芳川村井第一雨水幹線竣工
25年度	芳川小屋第一雨水幹線竣工
26年度	穴田川第三雨水幹線、信大南雨水貯留管竣工
元年度	筑摩雨水貯留管竣工
令和6年度	県第一雨水幹線竣工

イ 統計資料

整備面積・管路延長の実績

年度	全体計画 計画排水区域 (ha)	整備面積		管路整備延長	
		累 計 (ha)	整備率 (%)	整備延長 (m)	累 計 (m)
R 4	3,807.0	750.8	19.7%	175.5	30,819.0
R 5	3,807.0	750.8	19.7%	210.8	31,029.8
R 6	3,807.0	750.8	19.7%	123.6	31,153.4

防災・減災対策の推進

建設部 建設課
公共用地課

4 河川水路網の整備

(1) 目標

河川及び水路の水系別、排水系別の整備を進め、円滑な治水・排水により市民生活の安全性を確保するとともに、周辺の景観と自然環境に配慮したうるおいとやすらぎのある水辺空間の形成を目指します。

(2) 令和6年度取組みと成果

車屋堰、村井東水路、三才水路、長称寺水路、水沢川等、市内を流れる9の河川・水路（延長 341.1 m）の改修を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

市街地の河川・水路は1次改修が概ね完成しています。しかし、施設は老朽化が進んでおり、また近年の集中豪雨や都市化による降雨時の出水量の増加により、通水断面不足による溢水等が発生しています。このため、既存の河川・水路で2次改修が可能な区間の整備を進めるとともに、新設排水路や雨水貯留浸透施設など、総合的な整備・検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

河川改良費の状況（雨水渠を含む）

年度	総 計		国庫補助事業（起債含む）		市単独事業	
	総額（千円）	構成比（％）	総額（千円）	構成比（％）	総額（千円）	構成比（％）
R 4	150,938	100.0	107,698	71.4	43,240	28.6
R 5	290,333	100.0	215,682	74.3	74,651	25.7
R 6	148,865	100.0	107,235	72.0	41,630	28.0

イ 統計資料

河川・水路の改修実績

年度	河 川			水路（雨水渠を除く）		
	改修数 （路線）	改修延長 （m）	金額 （千円）	改修数 （路線）	改修延長 （m）	金額 （千円）
R 4	2	21.1	4,367	8	383.5	23,536
R 5	2	42.2	6,853	9	469.9	33,786
R 6	1	97.1	24,871	9	244.0	31,614

※ 金額は工事請負費です。

防災・減災対策の推進

5 奈良井川流域の一級河川整備（県事業）の促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

奈良井川流域の現況流下能力や過去の災害等を踏まえ、県及び関係団体とともに整備促進を図ります。特に、危険度が高い、田川の中流域（庄内地区から芳川地区）及び薄川の下流域（田川合流から上流 700 m）を早期に改修できるようにするため、田川の下流域（薄川合流から奈良井川合流）から優先的に整備を促進するとともに、田川の中流域については、改修の一環として護岸の根継ぎや橋梁の架替えにより河床を下げ、田川へ流入する河川・水路からの溢水に伴う災害防止を図ります。

(2) 令和6年度取組みと成果

ア 河川整備

県により次の工事が行われました。

- (ア) 奈良井川の松島橋渚～今村橋間の護岸工（松島橋周辺 113.3 m、今村橋周辺 228.0 m）
- (イ) 田川の渚～村井工区の護岸工（巾上 70.0 m、寿 113.6 m）
- (ウ) 市内河川の樹木除去、堆積土砂の除去

イ 河川整備促進の要望活動

奈良井川水系河川改良促進期成同盟会で、中央要望を 8 月 8 日に、県要望を 11 月 22 日に実施

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 県は、新たな松本圏域河川改修計画が策定されるまでは、昭和 57 年に策定した奈良井川全体計画に基づいて河川改修を計画的に進めています。

イ 市は、内水溢水被害を防ぐため、奈良井川、田川、薄川の河床掘り下げの促進と堆積土砂撤去や立木等の伐採など「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」の取組みを県へ要望します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 19 年	田川	奈良井川合流点～塩沢川合流点の河川改修事業が採択
	牛伏川	田川合流点～白姫橋の河川改修事業が採択
25 年	女鳥羽川	田川合流点～原橋の河川改修事業が採択され着手（平成 29 年完了）
26 年	田川	河川改修工事着手
27 年	鎖川	奈良井川合流点～針尾橋の河川改修事業が採択され着手（平成元年完了）
38 年	奈良井川、田川及び女鳥羽川	計画高水流量の改訂
42 年	薄川	田川合流点～舟付橋の河川改修工事に着手（平成 2 年から休止）
45 年	ダム計画との整合及び薄川の編入により、奈良井川、田川、女鳥羽川及び薄川の計画高水流量の改訂	
49 年	牛伏川	河川改修工事着手（昭和 60 年完了）
57 年	奈良井川水系の全体の計画高水流量を改訂し、水系全体の変更認可を受け、河川改修工事を施工	

イ 統計資料

一級河川の状況については、資料編 1215 に掲載

将来にわたる公共インフラの整備

1 公共施設マネジメントの推進

総務部 公共施設マネジメント課

(1) 目標

「松本市公共施設等総合管理計画」に基づき、長寿命化及び集約化並びに適正化の取組みや民間活力の導入により、公共施設の総量抑制やコスト縮減を進めます。また、施設の特性に応じた省エネルギー化を進めます。

(2) 令和6年度取組みと成果

- ア P P P / P F I 手法を積極的に推進し財政負担の軽減及びサービス水準の向上を図るため、松本市 P P P / P F I 手法導入優先的検討規程及び松本市 P F I 等導入ガイドラインを改正しました。
- イ 市民と公共施設の状況に関する情報を共有するため、施設の基本情報、財務情報に加え、利用度とコストによる費用対効果や施設管理者アンケートの結果による施設性能評価を記載した施設カルテを公表しました。
- ウ 施設の長寿命化と省エネルギー化工事の設計を行いました。
(波田小学校2期改修、高綱中学校2期改修)
- エ 施設の長寿命化と省エネルギー化の工事監理を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市公共施設等総合管理計画に示した方向性について、更なる取組みが必要です。
- イ 今後、更なるコスト上昇も予想されるなかで、総量削減と長寿命化の推進に加え、経費削減、収益確保、未利用資産の有効活用、公有資産の売却、貸付等による財源の確保が必要です。
- ウ 地方公会計の公共施設マネジメントへの活用を検討が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成28年度	松本市公共施設等総合管理計画を策定
30年度	松本市公共施設再配置計画を策定
令和2年度	松本市個別施設計画を策定
3年度	松本市公共施設等総合管理計画を改訂

イ 統計資料

松本市公共施設等総合管理計画策定時からの施設数及び延床面積の推移（R7年度は推計）

年度	計画策定時	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
施設数	769	757	743	739	733	721	715	707	696	678
延床面積（千㎡）	1,132	1,138	1,139	1,145	1,139	1,135	1,136	1,135	1,131	1,116
増減率（累計）		0.5%	0.6%	1.1%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	△0.1%	△1.4%

将来にわたる公共インフラの整備

2 舗装長寿命化事業

建設部 維持課

(1) 目標

松本市道のうち幹線道路の舗装について点検を実施し、舗装の寿命を延ばし、安全かつ快適な道路環境を維持するとともに、計画的かつ効率的な対策により、維持修繕費用の軽減、平準化を進めます。

(2) 令和6年度取組みと成果

道路の役割や性格、修繕実施の効率性から、路盤下から再構築する工法（補助事業）と表層のみ打ち換える工法（単独事業）を選定し、舗装長寿命化修繕計画に基づき、市道8087号線（島内）、市道6012号線（笹賀）、梓川1級8号線（梓川）、市道3017号線（並柳）の4路線（L＝2.3km）の修繕を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 市道の舗装延長は、宅地造成やバイパス道路、県道の移管などで年々増加しています。また、経済成長に伴い大型車の交通量も増え、舗装の劣化は急速に進行しています。
イ 令和元年度に幹線道路約344kmを点検した結果、約155km（約45.9%）の舗装に劣化が確認され、そのうち約87km（25.3%）について、補修が必要なレベルに達していると判断されています。
ウ 舗装の劣化が進む中で、限られた予算内で修繕を行うことが難しくなっています。長寿命化事業の財源確保のため、舗装の状態をデジタル技術で把握、解析し、効率的な設計と施工によるトータルコストの縮減、長寿命化を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成26年度 舗装長寿命化修繕計画を策定（幅員5.5m以上 L＝335km）
令和元年度 幹線道路について路面性状調査を実施（L＝344km）
舗装長寿命化修繕計画の見直し
舗装の劣化が著しい約21.5kmについて、舗装長寿命化事業に着手（R10完了予定）

イ 統計資料

舗装工事の実績

（単位：km）

事業	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
防災・安全	全層打換	1.92	1.91	0.48	0.07	0.03	0.58
地方創生推進	全層打換					0.69	0.45
単独舗装	表層打換	0.77	0.92	0.76	1.32	0.29	1.24
計		2.69	2.83	1.24	1.39	1.01	2.27

※ 現舗装長寿命化事業計画（対象延長：約21.5km・計画期間：R1～R10）の事業進捗率は53.2%

将来にわたる公共インフラの整備

建設部 建設課
維持課

3 橋りょう等大型道路構造物の定期点検及び長寿命化

(1) 目標

道路施設（橋りょう、横断歩道橋、架道橋、トンネル）の安全を確保するため、点検・計画・措置・記録からなる5か年のメンテナンスサイクルを定着させます。

戦略的かつ計画的な維持管理により、財政負担の軽減、平準化を進めます。

(2) 令和6年度取組みと成果

ア 橋りょうについては、平瀬橋他244橋の定期点検、正沢大橋他6橋の修繕・更新に係る設計、沢渡橋他6橋の修繕工事を実施しました。

イ 横断歩道橋については、島内横断歩道橋修繕工事に係る設計業務を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 高度経済成長期に集中的に整備された道路施設は相当量あり、急速に老朽化が進み、損傷、不具合が増加しています。

イ 定期点検や修繕工事の実施にあたり、新技術の活用を検討し、品質の確保、効率化、コスト縮減を図ります。

ウ 社会情勢や利用状況の変化、地元の意見を踏まえながら、施設の集約化・撤去、機能縮小等を進めます。

(4) 現在までの経過

ア 橋りょう

(ア) 平成26年度に法定点検に着手。平成30年度に1巡目、令和5年度に2巡目の定期点検が完了し、令和6年度から3巡目の点検に着手しています。

(イ) 平成24年度に松本市橋梁長寿命化修繕計画を策定。令和6年度からは、第三期修繕計画（993橋）に基づき、長寿命化対策を進めています。

(ウ) 橋りょうの老朽化対策状況

・2巡目点検にてⅢ・Ⅳ判定の橋りょう数 134橋

・設計着手済 66橋（49%） 工事完了 43橋（32%）

イ 横断歩道橋、架道橋、トンネル

(ア) 平成29年度に法定点検に着手。令和4年度に1巡目の定期点検が完了し、令和5年度から2巡目の点検に着手しています。

(イ) 平成29年度に大型構造物に関する個別の長寿命化修繕計画を策定。令和4年度からは、第二期修繕計画に基づき、長寿命化対策を進めています。

(ウ) 施設数 ・横断歩道橋6橋 ・架道橋2橋 ・トンネル1基

将来にわたる公共インフラの整備

4 市役所新庁舎建設事業

総合戦略局 総合戦略室

(1) 目標

老朽化が進み、狭隘化も著しい市役所庁舎について、来庁者や職員の安全安心を確保し、より利便性と満足度の高い行政サービスを効率的に提供するため、新庁舎の建設計画を進めるものです。

(2) 令和6年度取組みと成果

市議会議員協議会（基本計画の見直しを行うことに係る議会了承後は、市議会新庁舎建設特別委員会（以下「市議会特別委員会」という。）に、新庁舎建設に向けた以下の取組内容について協議しました。

＜取組内容＞

- ・基本計画の策定から4年余りが経過する中、DX・デジタル化を始め、当時の想定や実際の環境は変化していることから、老朽化による安全性や防災面への課題にできる限り早く対応するためにも、「市民に身近な市役所づくり」という視点を持って、時代に即した基本計画の見直しを行う。（建設場所を始め、基本構想に定めた事項に変更は無く、多くの市民の協力のもと取りまとめた、あり方・導入機能などについても、変わることなく実現を目指すもの）

【基本計画の見直しの要点】

- ・地域拠点とオンライン窓口の強化拡充
対面とオンラインを組み合わせた総合窓口（新たなワンストップサービス）により、地域づくりセンターを始め、市民に身近な場所、利用しやすい場所で、質の高い行政サービスを提供
- ・主たる申請・手続の拠点
交通結節点であり、多くの人が利用しやすい松本駅前に、主たる申請・手続の拠点を設置
- ・第2段階の保健所
既存の周辺施設と連携して充実したサービスを提供するために、南松本に保健所を柱とする窓口機能等を備えた健康を支える拠点を設置
- ・本庁舎の規模スリム化
市民サービスの提供拠点や保健所をより身近な利用しやすい場所へ設置・拡充することにより、新庁舎（本庁舎）は規模をできるだけスリム化し、現在の東庁舎側敷地だけに建設

【第2段階の保健所の整備の方向性】

保健所業務の特殊性や独自性を加味し、健康危機対策として有効的な運営を図るための規模及び機能が必要であり、新興感染症や災害発生等に備えた機能やスペース、動物愛護センターの設置及びプライバシー等に配慮した動線確保のため、独立した保健所を設置することが望ましく、現在の県松本合同庁舎内3課に健康づくり課及び福祉政策課医務担当を加えた体制を構築することとし、必要とする概算規模を、窓口サービス機能も合わせ4,000㎡程度とする。

【新庁舎の規模等に係る見直し】

基本計画策定時と同様に、新庁舎建設を従来の仕事の仕方や組織体制を見直す機会と捉え、仕事の仕方や体制の見直しを進めるという考えの下、新庁舎の想定配置職員数は800人程度とし、レイアウト案等に基づく検討結果を踏まえ、執務室の面積は一人当たり5.5㎡を基本としつつ、未確定要素等を含めた概算規模の検討結果をもとに、基本計画における新庁舎の概算面積は、約15,000㎡程度を見込む。

また、最大ボリュームの検討結果等を踏まえ、新庁舎の敷地範囲は現在の東庁舎側敷地のみとし、敷地北側に議会機能及び災害対策機能を有する建物、その南側にその他必要な庁舎機能を有する建物、更に南側に駐車場を配置する。

＜議会協議等＞

令和6年6月 市議会議員協議会に市民に身近な市役所づくりという視点を持って基本計画を見直すことを協議し、見直しについては了承と集約

7月 市議会特別委員会に基本計画の具体的な見直しに向けた今後の進め方等について報告

10月 専門的知見からの基本計画見直し支援業務に係る業務委託契約を締結

12月 市議会特別委員会に第2段階の保健所整備の方向性、それを踏まえた新庁舎の規模設定の考え方及び今後の進め方を協議し、第2段階の保健所を南松本に設置することは了承と集約

令和7年2月 市議会特別委員会に基本計画における新庁舎の規模等に係る見直し案を協議し、了承と集約

(3) 現状の分析と今後の課題

市役所新庁舎の建設について、新庁舎建設基本計画の見直しに向けて議会へ協議するとともに、新庁舎での新しい働き方を見据えた業務改善が必須であるため、庁内調整を図りつつ検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 27 年度	新庁舎建設検討庁内委員会を設置し、庁舎建設の担当課・関係課による検討を開始
28 年度	総合計画（第 10 次基本計画）に新庁舎建設を位置付け
29 年度	市議会の了承を得て、現在地を新庁舎の建設場所に選定
30 年度	新庁舎建設基本構想を策定
令和 元 年度	新庁舎建設基本計画を策定
2 年度	市議会新庁舎建設特別委員会に建設計画見直しの考え方等について協議
3 年度	市議会議員協議会に基本的な考え方及び具体案について協議
4 年度	市議会議員協議会に改めて市の考え方及び今後の進め方等について協議
5 年度	市議会議員協議会からの意見等を踏まえ、再度、市の考え方及び今後の進め方等について協議

イ 統計資料

	建築年	経過年数	階数	延床面積	構造
本庁舎	S34	65 年	地上 5 階、地下 1 階、塔屋 3 階、附属建物	6,832.50㎡	RC
東庁舎	S44	55 年	地上 4 階、地下 1 階、塔屋 1 階	6,556.93㎡	RC
東庁舎別棟他	H04	32 年	地上 2 階、附属建物	496.86㎡	LGS
北別棟庁舎	H29	7 年	地上 2 階	541.86㎡	LGS
計				14,428.15㎡	

1 松本市商業ビジョン推進事業

(1) 目標

直面する諸課題を各関係機関と共有した上で、今後10年間における商業振興の方向性を明らかにし、実現性の高い施策を推進するための指針として策定した「松本市商業ビジョン（平成31年4月策定、令和6年2月改訂）」に基づき、地域に愛される商業地づくりを進めます。

(2) 令和6年度の実績と成果

- ア 商業地の空き店舗対策のため、空き店舗活用事業として1件に家賃補助を行いました。
- イ 商店街の活性化や魅力ある店舗づくりの推進を進める各種事業に対し、支援を行いました。
 - ・活動強化事業 4件 ・まちおこし事業 9件 ・賑わい創出事業 2件
- ウ 大型商業施設の閉店を“まちの節目”と捉えて、市街地中央の商業エリアから賑わいを発信するため、官民連携で「商都松本にぎわい発信プロジェクト実行委員会」を立ち上げ、賑わいづくりを行いました（令和6年8月29日～令和7年3月31日まで）。
※ 実施内容：マルシェ、キッズパーク松本、パルコ連携事業（街中統一装飾（フラッグ・横断幕）等）

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 小規模事業者に対しては販路拡大・生産性向上、伴走型支援を強化し、持続的な経営を後押しします。今後深刻化する人材不足に対応できるよう、AI及びロボティクスを活用した業務効率改善のための支援への展開が必要です。
- イ インバウンドが増加する中、各地域の特色を活かした商品やサービスの高付加価値化のための取り組み支援や、消費者ニーズに対応した個店の売上げ向上につながる支援への展開が必要です。
- ウ 伊勢町商店街振興組合の解散や、大型商業施設の閉店など、中心市街地を取り巻く環境が大きく変わるため、次世代を担う事業者等が集まり今後の在り方を検討・共有する場を提供し、様々な市街地の課題解決に向けた取り組みを推進することが必要です。（まちなか未来Talk）

(4) 現在までの経過

- 平成30年 中心市街地だけでなく、本市全体で課題を共有した商業ビジョンを策定しました。
- 令和5年 商業ビジョン見直しの基礎資料とするため、商業や中心市街地を取り巻く現状を確認するためのアンケートを実施しました。（回答数 1,710件 結果については中間見直し版商業ビジョンに掲載）
商業ビジョンの過去5年間の取り組みの成果及び課題、社会情勢の変化等を踏まえ、項目の追加、修正、推進内容の見直し等を行いました。

2 創業者支援事業

産業振興部 商工課

(1) 目標

意欲ある創業者の円滑な創業及び事業の継続が図れるように関係機関と連携し、創業者に対する伴走型の相談や支援、事業承継対策に取り組み、商業の活力の増進及び商業地としての魅力を高めます。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

ア 新規創業者の家賃及び利子に対し補助を行う創業者支援事業を実施しました。

これまで、創業する業種において事業経験がない方を創業支援の対象としていましたが、令和6年7月から移住創業者の要件を緩和し、移住者は事業経験があっても新規開業家賃補助の対象としました。

- ・新規開業家賃補助事業 50件（うち市外からの移住者13件、うち事業経験あり4件）
- ・新規開業支援利子補給事業 24件

イ 松本市商業ビジョンに基づき、地域で活躍する現役の経営者を「商業アドバイザー」に委嘱し、主に創業5年未満の事業者に対する支援を実施しました。

- ・延べ相談回数 8件（5事業者）

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 労働力及び人材不足が進んでおり、人材の流入に対する支援が必要なことから、松本地域事業者支援ネットワークを中心とした関係機関との連携を強化する取組みが必要です。

イ 魅力的な個店の維持と創出を図るため、創業者及び移住創業者と事業承継希望者とをマッチングさせることで、人材の流入を促進させる取組みが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成15年 商業の振興を図ることを目的として、新規開業者に対し家賃補助及び利子補給を行う創業支援事業を開始
- 23年 家賃補助及び利子補給について、補助期間の限度を12月から24月に見直しを実施
- 令和2年 新規開業者への家賃補助率を引き上げ（令和4年度までの時限措置）
- 令和2年度創業 補助率 6/10（上限額 16万円／月）
- 令和3年度創業 補助率 5/10（上限額 14万円／月）
- 令和4年度創業 補助率 4/10（上限額 12万円／月）

イ 統計資料

新規創業から5年間の事業継続率 (単位：%)

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
継続率	90	93	94	94	94

移住者への補助実績 (単位：件)

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
件数	5	9	14	11	13

3 中心市街地活性化事業

産業振興部 商工課

(1) 目標

地域資源をいかし、まちの魅力を高めるため、地元住民、商店、関係団体と行政が協働しながら、何度でも通いたくなるまちづくりを進め、中心市街地の活性化を推進します。

(2) 令和6年度取組みと成果

- ア 個店の魅力向上とまちの賑わいを創出するため、店主自らが講師となる第16回「松本まちなかゼミナール」(19店舗参加、全26講座)を開催しました。
- イ 中心市街地活性化の立案に必要なデータの収集として、「商店街歩行者通行量調査」や「中心市街地空き店舗・空き地調査」を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 上記調査の精度を高めるとともに、消費者ニーズや中心市街地を取り巻く環境変化に対応した調査の継続的な実施が必要です。
- イ 中心市街地商店街の空き店舗の増加を解消するため、空き店舗の情報収集とオーナーのニーズ把握を進め、ニーズを捉えた空き店舗対策の展開が必要です。
- ウ 中心市街地再設計検討会議からの提言を受け、部局横断で課題を共有しながら、中心市街地の活性化に取り組みます。

(4) 現在までの経過と統計資料

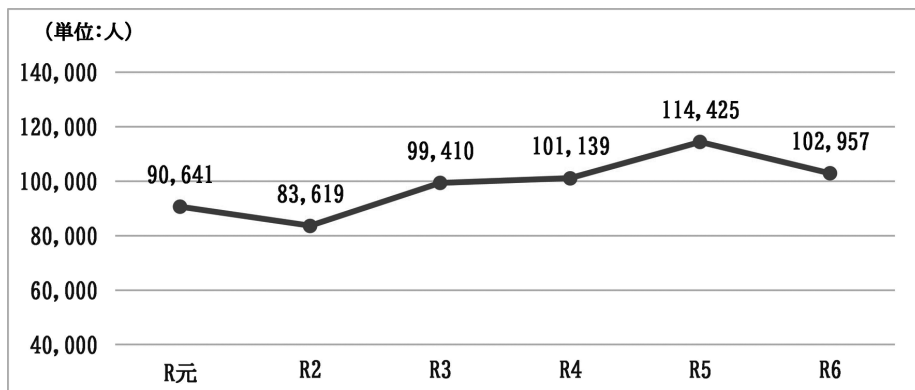
ア 経過

- 平成31年度 中心市街地だけでなく、本市全体で課題を共有した商業ビジョン策定
- 令和5年度 商業ビジョンの中間見直しを実施

イ 統計資料

商店街歩行者平均通行量の推移

(調査：中心市街地52地点 春・秋2回実施 ※R3年度は年1回の実施)



ものづくり産業の活性化

1 工業ビジョン推進事業

産業振興部 商工課

(1) 目標

松本市工業ビジョン（H 30. 3 策定、R 5. 5 改訂）に定める目指すべき方向性「松本市の特性を生かした新たな活力の創造により高い競争優位性を持った地域」の実現に向け、「松本ものづくり産業支援センター」を中心に産学官が連携し、産業創発や生産性向上、新たな雇用の創出を推進します。

(2) 令和6年度取組と成果

- ア 中小企業のDX・デジタル化及び省エネルギー化を促進するため、中小企業者社会変革対応促進事業補助金を継続実施し、集中的な支援を実施するとともに、外部人材を活用した経営改革を支援するため、外部人材活用促進事業補助金を継続実施しました。
- イ 開発事業者主導による新松本工場団地拡張を進めるとともに、地域未来投資促進法に基づく重点促進区域としたアルウィン西側農地の立地事業者を公募し、選定しました。
- ウ 松本ものづくり産業支援センターのコーディネーターによる企業訪問や技術相談、セミナー開催等の各種企業支援を実施しました。
- エ ICT 拠点施設「サザンガク」において、コワーキングスペース、サテライトオフィス、テレワークオフィスの運営の他、人材育成やスタートアップに係るセミナー等を開催しました。
- オ 長野県産業振興機構との共催で「産学官連携交流会 in 松本 2024」を開催し、先端研究や新技術・製品、事例等の発表・紹介を行いました。
- カ 関東経済産業局との事業連携により、松本商工会議所や金融機関、大学等と協働で「地域の人事部」事業に取り組み、中小企業に対する人材確保支援を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

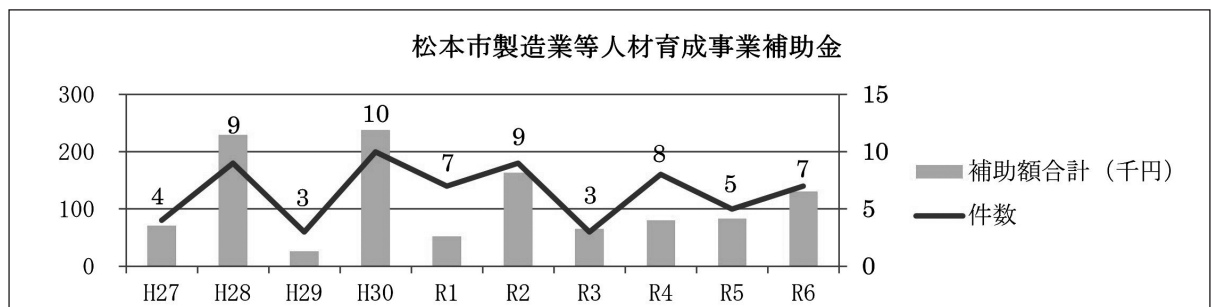
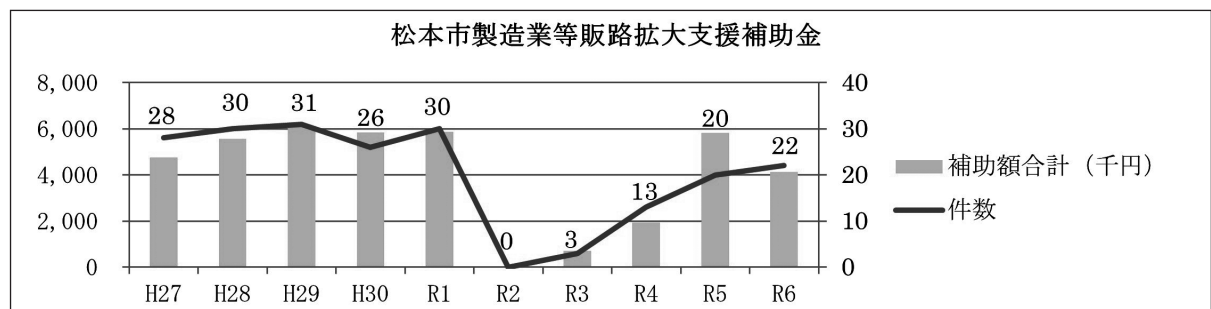
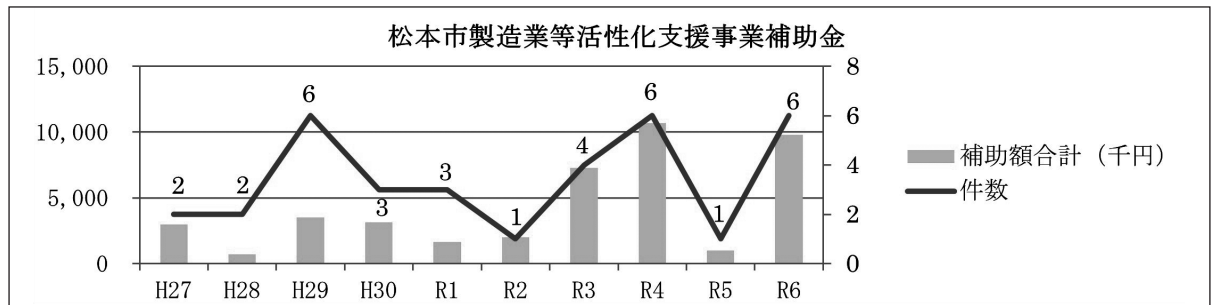
- ア 中間見直し後の工業ビジョンに基づき、重点的推進事項を中心にものづくり産業の持続的発展に向けた施策を展開するとともに、一般財団法人松本ものづくり産業支援センターの在り方について検討します。
- イ 令和6年度で関東経済産業局のモデル事業としては終了となった「地域の人事部」について、商工会議所等と連携し、松本市に相応しい事業メニューを検討し、組織体制を含めた調整を行います。
- ウ サザンガクを中心にデジタル活用人材の育成や企業のデジタル化支援等によりDX・デジタル化の推進を図るほか、コワーキングスペースにおける多様な人材の交流による産業創発の加速化、テレワークオフィスの受注拡大による新しい働き方の浸透等に取り組みます。
- エ 起業へ向けた機運醸成を図るため、サザンガクを拠点として新たにスタートアップ推進のための起業家育成事業を開始します。
- オ 企業の用地需要に対応するため、新松本工業団地拡張及び地域未来投資促進法の活用による大規模開発について、いずれも民間主導で実施し、必要な法的調整や支援を行います。
- カ 各種補助金の活用による食料品・飲料製造分野の推進や、ネットワークの活用による産業用機械分野の推進等、重点産業を中心に工業振興を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 19 年度 松本地域の企業、行政、松本商工会議所等の支援機関や学識経験者により松本市工業ビジョン（計画期間：平成 20 年度～ 29 年度）を策定
- 20 年度 市内の中小企業者等が大学等との新商品・技術の実用化に向けた共同研究を行う際の経費を補助する「製造業等活性化支援事業助成金」を創設
- 21 年度 松本商工会議所、信州大学等と 8 機関で「まつもと工業支援センター」を松本ソフト開発センター内に開設
- 23 年度 工業高校と地域産業界との連携構築による人材育成に係る支援を実施
- 26 年度～ 29 年度 成長産業への誘導、海外市場を見据えた情報提供を推進
- 29 年度 企業、行政等支援機関、学識経験者等により、新たな松本市工業ビジョン（計画期間：平成 30 年度～令和 9 年度）を策定
- 30 年度 （一財）松本ソフト開発センターとまつもと工業支援センターを統合し（一財）松本ものづくり産業支援センターを設置
- 令和 元 年度 サザンガクを大手 3－3－9 に開設
- 2 年度 地域中核企業支援事業補助金を創設
- 3 年度 経済産業省関東経済産業局との包括的連携協定を締結（2 年間）
- 4 年度 松本市工業ビジョン（計画期間：平成 30 年度～令和 9 年度）の中間見直しを実施
- 5 年度 中小企業者社会変革対応促進事業補助金及び外部人材活用促進事業補助金を創設

イ 統計資料



2 地場産業・伝統産業の振興

(1) 目標

かつては地域経済を支えてきた地場産業も、大量生産品の出現による需要の減少や後継者不足等により伝承が困難な分野が数多くみられることから、松本ものづくり伝承塾実行委員会（平成18年10月4日設置）を中心に、本物の良さ、ものづくりの大切さを見直し、販路拡大や後継者の確保・育成、伝統技術を生かし現代のニーズにも対応する製品開発などの諸課題に取り組むものです。

(2) 令和6年度の実施と成果

- ア 2つの伝統工芸について市民向けに体験講座を実施しました。
- イ 物産イベントの際、市ホームページで公開している「名工・名産品ガイドブック」の周知を行いました。
- ウ 事業者に対し、各種支援策の周知を行いました。
- エ 販路拡大・周知のため、県外の6イベントに出展し、2つの物産展を開催した他、市内の4つのイベントに出展、開催等行いました。
- オ 引き続きイオンモール松本の展示スペースに、伝統工芸品の展示を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本の地場産業、伝統的産業により生み出された製品は高い評価を得る一方、購買層も高齢化が進んでおり、若年層の関心や需要を呼び起こし、技能の継承につなげられるかが課題となっています。
- イ 後継者の確保・育成のため、助成事業の周知を行います。
- ウ 知名度の向上と需要の確保のため、体験講座の開催やイベント出展を行い市内外での周知と販路の拡大を図ります。

(4) 現在までの経過

ア 2024 ふじさわ産業フェスタ	R 6. 5.25 ～ 26	於 藤沢市 出展
イ 信州まつもと大歌舞伎縁日横丁	R 6. 7.12 ～ 15	於 まつもと市民芸術館 出展
ウ 第45回せたがやふるさと区民まつり	R 6. 8. 3 ～ 4	於 世田谷区 出展
エ OMFスクリーンコンサート	R 6. 9. 1	於 藤沢市 出展
オ 信州・松本そば祭り	R 6.10.12 ～ 14	於 松本城 開催
カ RKBカラフルフェス	R 6.10.12 ～ 13	於 福岡市 出展
キ まつもとマラソン前日イベント	R 6.11. 9	於 信毎メディアガーデン 出展
ク 信州・松本地域の物産と観光展	R 6.11.18 ～ 20	於 名古屋市 開催
ケ まるごと信州フェア	R 6.11.18 ～ 20	於 加古川市 出展
コ 信州・松本の物産と観光展	R 6.12. 6 ～ 7	於 世田谷区 開催
サ 第40回長野県伝統工芸品展	R 7. 1.29 ～ 2.3	於 井上百貨店（個々の事業者が参加）
シ GO!GO!信州まつもと空港	R 7. 3.13 ～ 16	於 札幌市 出展

3 ものづくり人材育成の推進

産業振興部 労政課

(1) 目標

平成 24 年 10 月に松本市を主会場として開催された「技能五輪全国大会」を契機に、次代につながる人材育成施策として、市内の学校、職業訓練校、経済関係団体、労働関係団体及び行政で構成する連絡会組織を設け、若年層の地元への就職や定着、産業に必要な人材の確保など総合的に人材育成を支援します。

(2) 令和 6 年度 of 取組みと成果

- ア 松本市ものづくり人材育成連絡会を 2 回開催しました。
- イ 就職面接会、進路情報誌の製作を行いました。
- ウ 長野県松本技術専門校の技能奉仕活動の支援や、成人年齢引き下げによる労働トラブルを防止するため、市内高等学校にワークルールの周知啓発を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

中学生の職場体験、就職面接会などの支援については、松本市ものづくり人材育成連絡会の構成団体相互間のネットワークを生かし、連携をとりながら進めます。

また、技能奉仕活動では、市内公園のベンチ等の補修作業のほか、市有施設等での作業を行うことにより、若年技能者に光を当てるとともに、若年者がものづくりに興味を持ってもらえる事業に取り組む必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 25 年度 市内の大学、工業高校、高等学校校長会・中学校校長会、ものづくり関係団体、労働団体、松本市など 20 団体による「松本市ものづくり人材育成連絡会」を設立
松本工業高校インターンシップ体験報告会、出前講座、就職面接会、ものづくりフェア・学都フォーラムへの参加などを行う
- 26 年度 上記事業に加え、中高生を対象とした諏訪圏工業メッセ見学ツアーの開催、中学生の職場体験をまとめた進路情報誌の製作、小学生への出前講座等を実施
- 27 年度 上記事業に加え、高校生・大学生を対象にした企業見学ツアーを開催
- 28 年度 上記事業に加え、長野県松本技術専門校の技能奉仕活動への支援を実施
- 29 年度 上記事業に加え、高校生を対象にアルバイトの労働条件を確かめるセミナーを開催

イ 統計資料

技能五輪全国大会出場選手数

年度		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
松本市	人数	2	5	3	3	4
	職種	2	5	3	3	4
長野県	人数	32	39	46	45	39
	職種	13	16	16	17	16

雇用対策と働き方改革の推進

1 (一財) 松本市勤労者共済会の支援

産業振興部 労政課

(1) 目標

市内の中小事業所に働く勤労者や自営業者の福利厚生の向上を図り、地域経済の発展を目指し活動する(一財)松本市勤労者共済会の運営及び事業の充実に支援します。

(2) 令和6年度の実績と成果

- ア 未加入事業所へダイレクトメールを送付し、新規会員の加入促進に努めました。
- イ 会員の利便性向上と業務の効率化を図るため、見るだけのホームページから活用できるホームページへとリニューアルしました。
- ウ 会報「共済会だより」を年間5回発行し、すべての会員に配布するとともに実施する事業等の情報提供に努めました。
- エ 会員とその家族に給付事由が生じた場合に行う共済給付金の支給と、旅行事業や各種補助金の支出などの福利厚生事業を行いました。
- オ 会員証を提示することで、利用料金の割引等のサービスを受けられる提携施設や店舗を拡大するための契約促進活動を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 会員数は、ここ数年減少傾向にあり、後継者不足や少子高齢化等による事業所の減少が懸念されることから、会員の加入促進をより一層図ります。
- イ 市の推進する施策や、時代に即した事業を展開し、計画的に実行していくことが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和47年度	松本市勤労者互助会設立(会長 松本市長)
平成2年度	松本市勤労者共済会に改称
17年度	法人の認可を受け、(財)松本市勤労者共済会として発足(理事長 松本市長)
24年度	民間出身者が理事長に就任
25年度	一般財団法人としてスタートする。健康関連事業、講座を実施
26年度	松本地域健康産業推進協議会に加盟

イ 統計資料

加入事業所数及び会員数の推移

年 度	R 4	R 5	R 6
会 員 数	7,584 人	7,541 人	7,360 人
事業所数	1,410 所	1,381 所	1,337 所

雇用対策と働き方改革の推進

2 健康経営推進事業

産業振興部 労政課

(1) 目標

企業等が、従業員の心身の健康を、経営に直結する資産と捉え、従業員の健康づくりへ積極的に投資する「健康経営」の普及により、若いうちから健康増進が図られるとともに、企業経営の生産性向上を目指すものです。

(2) 令和6年度の実施と成果

- ア 市職員による企業訪問や健康経営セミナーを主体に、協会けんぽ「健康づくりチャレンジ宣言」や国の「健康経営優良法人」の実施を促しました。
- イ 「企業の健康経営の促進に関する連携協定」に基づき、関係団体が実施した事業との連携を図りました。
- ウ 健康経営の普及促進及び支援体制の拡充に向けた連携・協力体制の構築のため、健康経営推進に向けた研究を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 健康づくりチャレンジ宣言へのエントリー事業所数は徐々に増えています。令和6年度、市内取り組み事業所数は175所であり、令和5年度に比べ18所の増加となりました。
- イ 市職員による企業訪問を実施し、健康経営に具体的に取り組む企業を更に増やすことが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成26年度 松本地域健康産業協議会分科会事業として松本市健康経営研究会設置
- 27年度 (一財)松本市勤労者共済会会員企業に対して健康経営に関するアンケートを実施冊子「目指せ！健康経営の進め」を作成し、市内企業に配布(約6,000部)
- 28年度 松本商工会議所、(一財)松本市勤労者共済会、全国健康保険協会長野支部、松本大学、松本市の5者が「企業の健康経営の促進に関する連携協定」を締結
「歩こうBIZ & Cycle BIZ」事業実施(松本地域健康産業推進協議会事業)
健康経営アドバイザー研修(初級)の実施
- 29年度 健康経営セミナーを開始
- 30年度 市の建設工事における総合評価落札方式の「価格以外の評価点」に「健康経営優良法人の認証」を追加
健康経営企業訪問を開始

イ 統計資料

健康経営企業訪問数及び健康づくりチャレンジ宣言事業所数

年 度	R 4	R 5	R 6
企業訪問数	90 社	121 社	86 社
事業所数	135 所	157 所	175 所

雇用対策と働き方改革の推進

3 労働相談事業の推進

産業振興部 労政課

(1) 目標

複雑化、深刻化する雇用情勢の変化に対応し、地域の実情に即した労働、雇用対策に取り組み、安心して持続的に働ける労働環境の実現を目指します。

(2) 令和6年度の取組みと成果

- ア 職場内での悩み、ストレスを抱える勤労者のため、産業カウンセラーなどが相談・助言を行う「勤労者心の健康相談」、若年未就労者やフリーター等を対象にキャリアカウンセラーによる「若者職業なんでも相談」、雇用環境が厳しい時期に学校卒業期を迎えた世代を対象とした社会保険労務士による「就職氷河期世代就労相談」を実施しました。
- イ 労使間トラブルなどの解決を図るため、NPO法人に業務委託し、労働相談支援事業を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

労働環境の複雑化に伴い、労働相談や勤労者等を対象とした各種相談件数はここ数年高い水準で推移しています。

今後も労働相談等のニーズが高まる可能性があることから、引き続き関係機関等と連携を強化し、対応していく必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成9年度	労働相談コーナーを勤労者福祉センター1階事務室内に開設
14年度	勤労者心の相談室開設
15年度	適職発見探索ルーム開設
16年度	労働相談支援事業開始（NPO法人 ユニオンサポートセンターへ事業委託）
21年度	労働相談コーナーを労働相談室に改め、勤労者福祉センター2階に相談室を設置
24年度	適職発見探索ルームを若者職業なんでも相談に名称変更
令和元年度	職業・労働相談体制の見直しを実施
5年度	就職氷河期世代就労相談窓口を開設

イ 統計資料

事業内容	R4	R5	R6
職業・労働相談	117件	102件	154件
勤労者心の健康相談	123件	118件	118件
若者職業なんでも相談	87件	91件	82件
就職氷河期世代就労相談	—	17件	16件
労働相談支援事業	3,736件	3,031件	2,814件

持続可能な農業経営基盤の確立

1 農業者支援・育成事業

産業振興部 農政課

(1) 目標

新規就農者を確保するとともに、先端技術を活用したスマート農業の推進や農地の集約化により安定的かつ効率的な農業経営を推進し、持続可能な農業を目指します。

(2) 令和6年度の実績と成果

ア 就農者育成対策事業	移住就農希望者を含む新規就農候補者を対象とした3年間の実践的な研修及び、新規就農者へ住宅支援を実施し、地域への就農及び定着を推進しました。
イ 認定農業者への農地集積面積	離農者の増加に伴う農地を適正に管理するため、規模拡大を希望する認定農業者へ農地集積・集約を推進するものです。
ウ 未来を担う農業経営者支援事業	認定農業者、認定新規就農者、女性農業者が導入する機械・施設に対して補助を実施しました。
エ スマート農業推進事業	認定農業者等が導入するスマート農業機械等に対して補助を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

農家数の減少や担い手の高齢化が進んでいますが、新規就農者の確保に加え、認定農業者等の中心経営体の育成・強化、農地の集積・集約を進めることで、農業経営体の規模拡大が図られ、農業生産額は年々増加しています。担い手の減少傾向は今後も続くことが予想されることから、新規就農者の確保に加え、規模拡大、事業の省力化、精密化や高品質生産効率化に資するスマート農業等の導入を奨励し、併せて、地域農業の将来方針を明確化する「地域計画」を市内19地区で策定しました。

(4) 統計資料

ア 就農者育成対策事業営農継続者数

R4年度	R5年度	R6年度
43人	45人	48人

イ 認定農業者への農地集積面積

R4年度	R5年度	R6年度
2,850ha	2,911ha	2,928ha

ウ 未来を担う農業経営者支援事業申請件数

R4年度	R5年度	R6年度
23件	26件	25件

エ スマート農業推進事業申請件数

R4年度	R5年度	R6年度
12件	12件	21件

持続可能な農業経営基盤の確立

2 農畜産物生産基盤整備事業

産業振興部 農政課

(1) 目標

農畜産物価格の低迷や国内外産地との競争が農業経営に大きな影響を与えていることから、低コスト・省力化による効率的な生産、新品種・新技術の導入等による生産力・競争力の向上と環境に配慮した農業の取組み等により、産地間競争に打ち勝つ産地づくりを進め、農業所得の向上を図るものです。

(2) 令和6年度取組みと成果

- ア 経営所得安定対策により農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を推進しました。
- イ 生産コストの低減や販売額の増加等の収益力向上に取り組む産地に対する生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組みを支援しました。
- ウ 環境保全型農業の推進を図るため、有機農業など環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者団体を支援しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 経営所得安定対策により、農業経営の安定と農業所得の向上を図ります。
- イ 収益力向上等に取り組む意欲ある農業者の基盤整備等に対し、国の事業を活用し次世代を担う施設整備や高収益作物・栽培体系への転換を図る取組みを支援します。
- ウ 環境問題に対する関心が高まる中で、農業生産全体の栽培方法等について環境保全を重視したものに転換する必要があります。

(4) 統計資料

ア 産地生産基盤パワーアップ事業実績

年度	事業内容	事業費（千円）
R 4 年度	すいか選果設備の整備	1,208,900
	ぶどう棚・雨よけハウス・灌水施設の導入（取組者 16 名）	44,093
R 5 年度	麦・大豆生産拡大に向けた機械の導入（取組者 1 名）	21,450

イ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

年度	事業内容	事業費（千円）
R 4 年度	家畜飼養管理施設整備	125,180

ウ 環境保全型農業直接支払事業

年度	対象者	取組面積（a）	交付金額（円）
R 4 年度	5 団体 20 名	2,504	1,754,160
R 5 年度	6 団体 24 名	2,818	1,769,600
R 6 年度	7 団体 28 名	4,310	2,880,400

持続可能な農業経営基盤の確立

3 多面的機能支払交付金事業

産業振興部 耕地課

(1) 目標

農業・農村が持つ多面的機能を将来にわたって維持していくため、地域の共同活動に対して国、県、市が連携して支援し、地域が主体となった保全活動の推進を図るものです。

(2) 令和6年度の実績と成果

ア 農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動（農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動）を47組織が実施しました。

イ 資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を35組織が、また、施設の長寿命化のための活動を38組織が実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

農業者だけではなく、農業者と地域住民等で構成される組織によって共同活動が行われ、地域資源を適切に保管理する区域が増えています。今後は、地域資源の質的向上を図る活動や長寿命化を図る活動も含めて取組面積の拡大等に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

H26年度の国の制度改正で「多面的機能支払交付金制度」が開始された時点では、41組織、対象農用地面積2,367haでしたが、R6年度末では47活動組織、4,289haの農用地面積を保全しています。

イ 統計資料

農地維持支払交付金					資源向上支払交付金									
基礎的な保全活動					質的向上を図る共同活動					施設の長寿命化のための活動				
交付対象農用地面積(ha)				交付金額 (千円)	交付対象農用地面積(ha)				交付金額 (千円)	交付対象農用地面積(ha)				交付金額 (千円)
田	畑	草地	合計		田	畑	草地	合計		田	畑	草地	合計	
3,000	1,288	1	4,289	114,959	2,519	499	0	3,018	50,758	2,817	1,267	0	4,084	101,465

交付金額(千円)	267,182
----------	---------

※交付金額は千円未満切捨て

※補助率:国1/2、県1/4、市1/4

異業種連携による食産業の振興

1 農畜産物販売促進事業

産業振興部 農政課

(1) 目標

農畜産物のブランド化や販売力強化を推進し、農業所得向上と持続可能な農業の実現を図ります。デジタル化の推進によりインターネットで情報収集や買い物をする人が増加傾向にあります。ふるさと納税制度による情報発信に取り組み、付加価値の高い農産物をPRします。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

- ア ふるさと納税返礼品は、高品質な農産物をPRする絶好の機会となるとともに、テストマーケティングの機会となることから、農産物のふるさと納税返礼品の登録推進を図りました。
- イ 県から「信州の伝統野菜」の認定を受けている松本一本ねぎの栽培普及と技術向上のため、農業協同組合との協働により栽培講習会を開催しました。
- ウ 加工・流通業者、販売業者等との異業種連携や農商工連携を図り、関連産業の6次産業化を推進するために、異業種交流会を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 農畜産物販売促進事業により、物産展等への出展を計画する、意欲ある農業者等への支援を行います。
- イ ふるさと納税返礼品登録を利用した販路拡大に意欲のある農業者に対し、説明会の開催や個別相談等を継続して実施する必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 25 年度	6 次産業化支援事業開始
28 年度	作付拡大奨励事業開始（松本一本ねぎ）
30 年度	作付拡大奨励事業の対象追加（稲核菜他 2 品目）
	6 次産業化支援事業の補助限度額見直し等
令和 3 年度	6 次産業化支援事業の補助対象追加（EC サイト利用料、EC サイト構築費等）
4 年度	6 次産業化支援事業を農畜産物販売促進事業に名称変更
	作付拡大奨励事業廃止

イ 統計資料

年 度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
農畜産物販売促進事業採択件数	4 件	0 件	4 件
農畜産物のふるさと納税返礼品登録数	82 件	83 件	428 件

地域特性を活かした新産業の創出

1 松本ヘルス・ラボ推進事業

産業振興部 商工課

(1) 目標

市民と産学官の共創の場である「松本ヘルス・ラボ」の取組みを推進することで、ヘルスケア分野における新たな産業を創出して地域経済の好循環をもたらしとともに、市民の健康度のさらなる向上を目指します。

(2) 令和6年度取組と成果

- ア 市民の健康増進と市民との共創により健康産業の創出を図る「松本ヘルス・ラボ」において、健康増進プログラム、ヘルスケアサービスの有効性を検証するモニタリング事業等を実施しました。
- イ 商業施設でのイベントや市内企業に直接働きかけるなど新規会員獲得を行い、また、LINEを導入しデジタル化を進めたことで、松本ヘルス・ラボの会員数が7,900名を超えました。
- ウ 市の補助事業として、ヘルスケア製品・サービスの実用化を支援する実証事業等を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本ヘルス・ラボの会員数は7,900名を超えましたが、モニタリング事業を充実させるためには、健康への関心が低い子育て世代や現役世代、学生を中心にさらなる会員獲得が必要です。
- イ デジタルツールを活用した健康情報発信の充実を図るとともに、数多くのモニタリング事業を獲得することで、健康への関心が低い世代を含む市民の健康増進と健康産業振興の両立を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

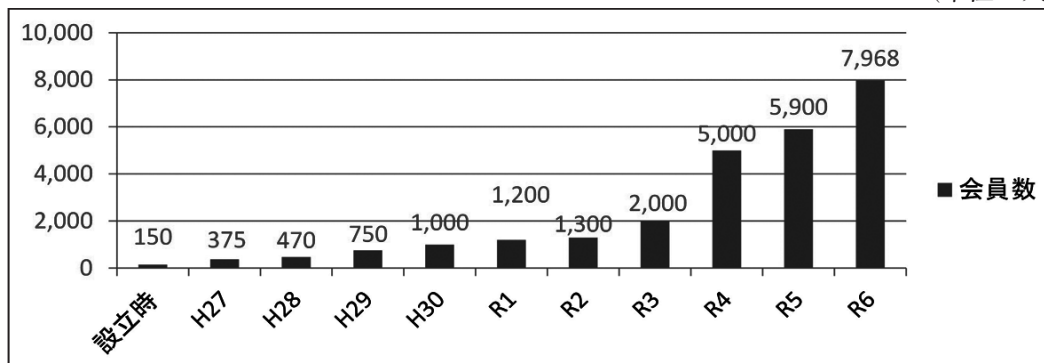
ア 経過

平成 23 年 7 月	松本地域健康産業推進協議会設立（設立時会員数 38 団体）
26 年 12 月	協議会事業として、松本ヘルス・ラボ事業を開始
27 年 9 月	任意団体「松本ヘルス・ラボ」設立
28 年 12 月	一般財団法人松本ヘルス・ラボ設立
29 年 3 月	松本ヘルス・ラボオフィスをMウイングに開設
令和 3 年 5 月	松本地域健康産業推進協議会を解散し、松本ヘルス・ラボに機能を集約 ※松本ヘルス・ラボにおける健康プログラム・モニタリング事業等を通年実施
4 年 2 月	松本ヘルス・ラボアプリ導入
6 年 5 月	LINEシステム導入

イ 統計資料

松本ヘルス・ラボ会員数の推移

(単位：人)



※ R 6 から法人会員も含めて集計

豊かさを育む文化芸術の推進

1 文化芸術の振興

文化観光部 文化振興課

(1) 目標

誰もが文化芸術に親しみ、創造できる環境を整えることにより、市民の心の豊かさを育むとともに、まちの賑わいにつなげることを目指します。

(2) 令和6年度取り組みと成果

- ア 松本市文化芸術振興審議会において、文化芸術基本法（平成29年施行）に基づく「松本市文化芸術推進基本計画」の進捗状況を報告するとともに、国及び県の計画改定を踏まえ、計画の一部を改訂しました。
- イ 松本市文化芸術表彰として、大賞1名、功労賞1名、奨励賞1名を顕彰しました。
- ウ 文化芸術に係る全国大会、国際大会に出場した18歳までの子ども（小中学生を除く）を対象とした祝金を29件交付しました。
- エ 3年ぶり8回目の「信州・まつもと大歌舞伎」を開催しました。併せて、松本市名誉市民の中村勘三郎氏の十三回忌を偲び、追悼事業を開催しました。
- オ 日中韓の文化芸術による国際交流プロジェクト「東アジア文化都市」の2026年国内都市に松本市が選定されたことに伴い、開催に向けて実行委員会を設立しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア セイジ・オザワ松本フェスティバルや信州・まつもと大歌舞伎、草間彌生作品等優れた文化芸術を国内外へ発信している環境を活かし、文化芸術を一層暮らしの中に浸透させていく必要があります。
- イ 市民活動を支援するため、まつもと市民芸術館、松本市音楽文化ホール等の施設整備を進めてきましたが、文化芸術に関わる人材の育成を進めることが必要です。
- ウ 松本市文化芸術推進基本計画に基づいた基本的施策を推進し、市民の誰もが自由に文化芸術に親しめる機会を提供することが必要です。

(4) 現在までの経過

- 平成15年9月26日 「松本市文化芸術振興条例」を制定
- 17年4月11日 （財）松本市教育文化振興財団の事務局を、博物館から文化振興課に移管
- 18年1月24日 「松本市文化芸術振興基本方針」を策定
- 25年4月1日 （財）松本市教育文化振興財団が（一財）松本市芸術文化振興財団に移行
- 27年4月1日 文化スポーツ部創設
- 28年10月28日 「松本市文化芸術振興基本方針」を改定
- 令和2年4月1日 「松本市文化芸術振興条例」を「松本市文化芸術基本条例」に改正
- 3年4月1日 文化スポーツ部を文化観光部に組織改編
- 3年9月17日 「松本市文化芸術推進基本計画」を策定
- 5年3月30日 競技会・発表会出場祝金を見直し、「松本市文化・スポーツ大会出場子ども応援祝金」を創設
- 5年4月27日 松本まちなかアート project 実行委員会設立
- 5年7月27日 松本市文化芸術表彰の中に「文化芸術特別栄誉賞」を新設
- 7年2月6日 松本市文化芸術推進基本計画の一部を改訂
- 7年3月21日 東アジア文化都市2026松本市実行委員会を設立

豊かさを育む文化芸術の推進

2 文化施設の管理運営

文化観光部 文化振興課

(1) 目標

「多彩で特色ある自主事業」と「幅広い市民利用（貸館事業）」とのバランスをとりながら、管理運営の効率性を追求するとともに、市民に親しまれる館運営に努めます。

(2) 令和6年度の実施状況と成果

- ア 市民芸術館、音楽文化ホール及び波田文化センターの一括管理を（一財）芸術文化振興財団へ指定（継続）
- イ 鈴木鎮一記念館の管理を（公社）才能教育研究会へ指定（継続）
- ウ 各施設で指定管理者による、施設の特徴を生かした多彩で特色のある自主事業を実施しました。
- エ まつもと市民芸術館の第2期大規模改修工事に着手しました。（令和8年度末まで）

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市民芸術館、音楽文化ホール、波田文化センター及び鈴木鎮一記念館の各施設は、文化芸術の拠点としての機能維持及び施設の延命を図るため、計画的に施設設備の改修・更新を行うことが必要です。
- イ 管理運営について、指定管理者のノウハウを生かし、適正かつ効率的な運用を図るとともに、各施設の自主事業等について積極的にPRを行い、より市民に親しまれる施設となるよう工夫していくことが必要です。

(4) 統計資料

- 【まつもと市民芸術館】 指定管理者：（一財）松本市芸術文化振興財団 R5～R9利用料金・委託料併用
- 【音楽文化ホール】 指定管理者：（一財）松本市芸術文化振興財団 R5～R9利用料金・委託料併用
- 【鈴木鎮一記念館】 指定管理者：（公社）才能教育研究会 R4～R8委託料方式
- 【波田文化センター】 指定管理者：（一財）松本市芸術文化振興財団 R5～R9利用料金・委託料併用

区分			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
市民芸術館 まつもと	利用者(人)		159,770	201,345	167,182
	自主事業	鑑賞者数(人)	58,925	51,583	38,130
		事業数、公演数	32事業、117公演	32事業、79公演	37事業、88公演
	登録会員数等		ボランティア登録:80人	ボランティア登録:76人	ボランティア登録:72人
			D M 会 員: 1,097人 メルマガ会員:14,078人	D M 会 員: 1,078人 メルマガ会員: 15,261人	D M 会 員: 1,442人 メルマガ会員:19,067人
音楽文化 ホール	利用者(人)		53,468	67,970	69,210
	自主事業	鑑賞者数(人)	8,597	7,587	9,628
		事業数、公演数	23事業、23公演	23事業、26公演	26事業、33公演
	登録会員数等		登録:47団体	登録:46団体	登録:46団体
			メイト会員:1,230人	メイト会員:1,055人	メイト会員:1,233人
鈴木鎮一 記念館	利用者(人)		1,206	2,228	2,530
	自主事業	鑑賞者数(人)	71	880	823
		事業数、公演数	3事業	3事業	5事業
波田文化 センター	利用者(人)		11,544	13,081	14,893
	自主事業	鑑賞者数(人)	1,346	1,303	1,422
		事業数、公演数	10事業16公演	8事業15公演	7事業18公演
	登録団体数		3団体	3団体	1団体

豊かさを育む文化芸術の推進

3 2024 セイジ・オザワ 松本フェスティバルの開催

文化観光部 国際音楽祭推進課

(1) 目標

平成4年度から毎年開催されている、セイジ・オザワ 松本フェスティバル（OMF）の共催、関連事業の実施によりこれを積極的に支援し、音楽文化の振興とそれを活かしたまちづくりを図るものです。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

公式公演として、オーケストラ3プログラム6公演、室内楽3公演、室内楽勉強会1公演、OMFオペラ1公演の計11公演を開催しました。共催、関連事業等も併せて実施し、総鑑賞者数は80,871人でした。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 創設者である世界的指揮者、小澤征爾永世総監督のスピリットを引き継いだサイトウ・キネン・オーケストラを中心に、国際的な音楽祭を開催し、優れた音楽芸術を国内外へ発信するとともに、まちの賑わいや子ども達の情操教育、音楽ファンの裾野の拡大に寄与しています。

イ フェスティバルの継続開催と発展には、支援体制の充実と開催都市にふさわしい環境づくりと主催団体であるサイトウ・キネン財団、OMF実行委員会の財政基盤の確立などが必要です。

(4) 現在までの経過

平成 3 年 11 月 15 日	「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」の松本開催が正式決定
4 年 4 月 15 日	松本市教育委員会内に国際音楽祭推進室（本部扱い）を設置
5 月 1 日	財団法人サイトウ・キネン財団の設立が文化庁から許可
11 日	「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」実行委員会が発足
7 月 6 日	松本市国際音楽祭推進団体協議会が発足
9 月 5 日～15 日	第1回「'92 サイトウ・キネン・フェスティバル松本」を開催
	※以降毎年開催
	※海外公演、冬の特別公演の開催
	・ヨーロッパ公演 平成6年8月、平成9年4月、平成16年5月
	・冬の特別公演 平成11年12月、平成12年12月、平成29年1月、平成31年1月
	・アメリカ公演 平成13年1月、平成22年12月（ニューヨーク公演）
	・中国公演 平成23年9月
16 年 7 月 1 日	国際音楽祭推進課が教育委員会から市長部局へ所管替え
27 年 4 月 1 日	「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」に名称を変更
令和 2 年 5 月 14 日	「2020 セイジ・オザワ 松本フェスティバル」開催中止を発表
3 年 9 月 3 日・5 日	「2021 セイジ・オザワ 松本フェスティバル」無観客収録配信を実施
4 年 8 月 13 日～9 月 9 日	「2022 セイジ・オザワ 松本フェスティバル」を開催
11 月 25 日・26 日	30 周年記念 特別公演 を開催
5 年 8 月 19 日～9 月 6 日	「2023 セイジ・オザワ 松本フェスティバル」を開催
6 年 8 月 9 日～9 月 4 日	「2024 セイジ・オザワ 松本フェスティバル」を開催

豊かさを育む文化芸術の推進

4 発表の場の提供

文化観光部 美術館

(1) 目標

市民の創造活動の発表や展示できる快適な環境を提供し、市民の主体的、継続的な美術活動の促進を図ることを目指します。

(2) 令和6年度の実施と成果

市民ギャラリー、多目的ホール等を貸し出し、市民・団体等の芸術活動の発表の場を提供しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 美術に関する展示、催事、ワークショップなどに市民・団体等が各施設を活用しました。
利用者数は前年度比 114% 以上となり、美術館来館者数の増加も影響して利用が伸びています。
イ 令和3年度の大規模改修で、照明器具や音響機械等の設備も更新され、利便性が向上していることから、利用者がより安全で快適に使用できるよう、今後も、施設、設備の適切な維持管理を継続していきます。

(4) 統計資料

施設利用者数

年 度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	前年度比較	前年度比
市民ギャラリー	54,784 人	64,369 人	79,485 人	15,116 人	123.5%
その他施設	6,013 人	9,411 人	5,299 人	-4,112 人	56.3%
合 計	60,797 人	73,780 人	84,784 人	11,004 人	114.9%

※その他施設…多目的ホール、こども創作館、市民アトリエ、講座室

豊かさを育む文化芸術の推進

5 教育普及事業の実施

文化観光部 美術館

(1) 目標

子どもから大人まで、それぞれの年代に向けた学習プログラムを提供し、市民の学習意欲に応えるとともに、将来の美術の担い手となる人材を育成することを目標とします。

(2) 令和6年度取組みと成果

- ア 企画展におけるギャラリートーク、展覧会に因んだワークショップ、高校生講座、一般向け講座等を実施し、再び美術館に足を運んでもらうきっかけをつくりました。
- イ 「館長講座」を実施し、多くの参加者に好評を得ました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 学習プログラムの継続や見直しを検討し、各世代がより美術に親しむきっかけとなる事業の実施に取り組みます。
- イ 小中学校、高校との連携を図り、学校教育における美術館の活用を促進します。
- ウ 講座開催のほか、鑑賞教材を活用した教育普及プログラムを実施します。

(4) 統計資料

ア 令和6年度教育普及事業の開催状況

講座総数	参加総数	内訳		
		分類	講座数	参加人数
49 回	2,741 人	親子・子ども対象	5 回	86 人
		一般対象	28 回	2,559 人
		学校連携	16 回	96 人

イ アのうち出前講座の開催状況

対象	主な講座	講座数	参加人数
一般	草間彌生の芸術	2 回	56 人

6 展覧会事業の実施

文化観光部 美術館

(1) 目標

国内外の優れた作品展や郷土に密着したテーマの企画展・コレクション展示を開催し、多くの市民が気軽に美術に親しむ機会・鑑賞の場の創出を目標とします。

(2) 令和6年度の取組みと成果

ア 企画展

「ブラック・ジャック展」、「北欧の神秘展」、「香取秀真展」、「ロートレック展」の4本を開催し、いずれも目標値を上回る来場者数となりました。

イ コレクション展示（常設展）

昨年に引き続き、草間彌生の拡大特集展示を行いました。

各記念展示室においては年4回の展示替えを行い、記念展示室作家のほか主要な所蔵品や新収蔵作品を公開しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア マスコミ等とも連携しながら国内外の魅力ある企画展を開催します。

イ 草間氏本人、草間スタジオ、草間彌生記念芸術財団との連携による円滑な顕彰活動を継続するとともに、引き続き拡大展示を開催しながら「草間生誕の地・松本」を国内外に発信します。

(4) 統計資料

ア 企画展開催状況

展 覧 会 名	会 期	観覧人数
ブラック・ジャック展	令和6年4月13日（土）～6月2日（日）	30,613 人 (目標 30,000 人)
北欧の神秘展	令和6年7月13日（土）～9月23日（月・祝）	27,120 人 (目標 25,000 人)
香取秀真展	令和6年10月12日（土）～12月1日（日）	11,392 人 (目標 10,000 人)
ロートレック展	令和7年1月18日（土）～4月6日（日）	26,040 人 (目標 25,000 人)
令和6年度合計 (ロートレック展 令和7年4月1日～4月6日分の観覧者数を含む)		95,165 人

イ コレクション展示開催状況

(ア) コレクション展示室ABC

特集展示「草間彌生 - 魂のおきどころ -」 令和4年4月21日（木）～

(イ) 上條信山記念展示室・田村一男記念展示室・池上百竹亭コレクション展示室

第1期 令和6年 4月23日（火）～7月21日（日）

第2期 令和6年 7月23日（火）～10月20日（日）

第3期 令和6年 10月22日（火）～令和7年2月2日（日）

第4期 令和7年 2月 4日（火）～ 5月11日（日）

(ウ) 観覧者数

143,390 人（前年度比 115.1%）

7 美術資料の収集・保存管理

文化観光部 美術館

(1) 目標

美術資料の計画的な収集及び適正な保存・管理に努め、コレクションの充実を図るとともに、多くの市民が美術に親しむ機会・鑑賞の場の充実を図ることを目標とします。

(2) 令和6年度取組みと成果

収蔵作品の今後を見据え、展示や適正な保存管理のため、8点を修復、4点を額装しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア コレクションの充実に向け、収集方針に基づいて調査・研究、情報収集に努めます。
イ 作品の公開に向け、修復計画に沿って修復や額装作業を進めます。

(4) 統計資料

ア 美術資料収集

(単位：点)

区分	日本画	日本画 以外の 絵画	版画	彫刻 ・ 立体	工芸	書	草間 彌生 作品	上條 信山 作品	田村 一男 作品	池上 百竹亭 コレクション	合計
点数	295	657	35	41	14	123	409	386	395	221	2,576

- 【備考】 1) その他に、石井鶴三資料一式
2) 日本画以外の絵画の区分には、油彩、水彩、デッサン及びミクストメディアを含む。
3) 上條信山には、宮島詠士及び張廉卿の作品を含む。

イ 保存管理

	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
修復	日本画作品 2 点	書画作品 10 点	書画 3 点、油彩 4 点、水彩画 1 点
額装	—	油彩画、日本画 4 点	水彩画 4 点

歴史・文化遺産の継承

1 松本城の保存活用

文化観光部 松本城管理課

(1) 目標

松本市を代表する歴史・文化資産である国宝松本城天守や総合公園である松本城公園を適切に管理及び公開し、市民の学ぶ機会と地域への愛着を高める機運を醸成するとともに、文化観光施設として、観光誘客やまちづくりに最大限活用するものです。

(2) 令和6年度の実施状況と成果

- ア 令和3年度に制定した「松本城の日」の浸透を図り、観光誘客を促進するため、令和6年11月3日から10日までを「国宝松本城 Week」とし、松本城を中心にさまざまなイベントを開催しました。
- イ 埋橋の美観工事、藤棚の改修、松本城周辺トイレ（6か所）の改修を計画的に進めています。
- ウ ゴールデンウィークやお盆など繁忙期の待ち時間が長時間に及ぶことがあるため、令和6年7月から松本城の入場日時指定ができる電子チケットのオンライン販売を開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 南・西外堀復元事業、天守耐震対策事業等の大規模整備事業が予定されているため、担当部局と連携し、安全な観覧環境の確保と事業の進捗状況に応じた公開方法について検討が必要です。
- イ 歴史・文化資産としての保護と落ち着いた観覧環境を守りつつ、新たな魅力の創出、街への回遊性や経済の好循環につながる活用を、バランス良く推進する必要があります。
- ウ 世界に向けた情報発信の強化・充実を図るとともに、天守や公園内の案内表示の見直し、緊急時の安全確保等、受け入れ態勢の整備が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成29年度 天守耐震診断結果を受け、安全管理と避難誘導のための警備員を天守内に配置
- 令和元年度 観覧料を令和2年1月に大人610円から700円に引き上げ
- 3年度 松本城管理事務所の業務を、総合戦略局お城まちなみ創造本部、文化観光部松本城管理課、教育委員会文化財課城郭整備担当に再編
- 6年度 入場の日時指定ができる電子チケットのオンライン販売を開始

イ 統計資料

主な行事

行事名	開催期間	実施主体
国宝松本城夜桜会	令和6年 4月10日～4月17日	松本城管理課
国宝松本城古流砲術演武	令和6年 5月12日	松本城管理課
国宝松本城薪能（宝生流）	令和6年 8月 8日	松本城管理課
国宝松本城 Week	令和6年11月 3日～10日	松本城管理課
新春祝賀特別公開	令和7年 1月 1日～ 3日	松本城管理課
プロジェクションマッピング 国宝松本城ナイトツアー	令和6年12月14日～令和7年2月16日 令和7年 2月 1日～2月28日	観光プロモーション課 松本城管理課

2 松本城の整備等

教育委員会 文化財課

(1) 目標

史跡松本城保存活用計画、史跡松本城整備基本計画及び国宝松本城天守保存活用計画に基づき、整備に必要な調査・研究の成果を踏まえ、史跡松本城整備委員会、国宝松本城天守耐震対策専門委員会や国、県などの指導・助言を仰ぎながら、史跡松本城および国宝松本城天守の整備を進めるものです。なお、整備にあたっては、史跡松本城整備基本計画に基づき順次進めます。

(2) 令和6年度の実施と成果

ア 南・西外堀復元事業

- (ア) 事業用地取得（令和6年度末 対象面積の100%取得）
- (イ) 堀の範囲及び形状確認を確認するための発掘調査を実施し、復元形状や整備手法を検討
- (ウ) 「水をたたえたお堀」とするための課題解決に向けた調査・研究の実施

イ 堀浄化対策事業

松本城の堀に適した浚渫工法による浚渫（堆積物除去）を実施（内堀南西部）

ウ 松本城黒門・太鼓門耐震事業

太鼓門袖塀の耐震補強と漆喰補修工事の実施

エ 松本城天守耐震対策事業

- (ア) 天守台発掘調査の実施
- (イ) 天守及び天守台石垣の耐震対策補強案の検討
- (ウ) 耐震補強（案）を国宝松本城天守耐震対策専門委員会及び史跡松本城整備研究会で検討

オ 国宝松本城天守防災設備整備事業

- (ア) 既存防火水槽内部の防水改修工事、溢水（いっすい）防止の電極設置工事及び天守スプリンクラー用地上式防火水槽の目隠し塀設置工事の実施
- (イ) 整備事業報告書の刊行

カ 松本城歴史資料保存事業・学びと研究事業

松本城や松本藩に関連する歴史資料の収集や保存・研究と、松本城に関する学びの機会の提供

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 南・西外堀復元事業

復元整備のための基礎情報収集に必要な発掘調査を行い、水をたたえた堀の復元に向けて、調査研究を推進し、令和7年度から基本設計に着手します。

イ 堀浄化対策事業

堀浚渫事業は、令和11年度完了を目標に、内堀・外堀・総堀の浚渫を実施します。令和6年度から7年度は、内堀南西部を一体的な工区とし、深度で分けて実施しています。

ウ 国宝松本城天守耐震対策事業

天守台等発掘調査結果に基づき、史跡の遺構の残存状況を踏まえた耐震補強案を検討し、基本設計に反映します。

エ 松本城黒門・太鼓門耐震事業

太鼓門の耐震対策工事は、令和7年度の完了を目指します。黒門耐震対策工事は、門台の石垣修理を含めた対策を検討します。

オ 国宝松本城天守防災設備整備事業

令和6年度で防災設備の更新・新設事業は終了しましたが、建物躯体に係わる対策工事は、天守耐震対策工事にあわせ実施する予定です。

カ 松本城歴史資料保存事業・学びと研究事業

松本城を後世に残し伝えるための整備に必要な資料を収集したうえで、調査・研究と周知を進めます。また、それらの成果も活用しながら、松本城を身近に感じてもらうための学びの機会を提供します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) 南・西外堀復元事業

- 昭和 51 年度 「松本城中央公園整備計画」で外堀復元の基本方針を決定
 11 年度 「松本城およびその周辺整備計画」を策定
 22 年度 地元説明会を開催し、南・西外堀復元計画及び内環状北線（先線）の整備計画の素案を提示
 23 年度 松本城南・西外堀復元に係る事業計画策定
 24 年度 文部科学大臣が南・西外堀の一部を史跡松本城に追加指定
 25 年度 事業用地取得に着手、文部科学大臣が南・西外堀の一部を史跡松本城に追加指定
 26 年度～ 28 年度 事業用地取得、文部科学大臣が南・西外堀の一部を史跡松本城に追加指定
 29 年度 事業用地取得、文部科学大臣が南・西外堀の一部を史跡松本城に追加指定（民有地部分の史跡追加指定完了）、復元に向けた発掘調査に着手、事業用地内の土壌汚染調査実施
 30 年度 事業用地内の土壌汚染調査の結果、基準値を超過する土壌汚染を確認したことを踏まえて、事業方針を堀復元から平面整備に変更
 令和 元 年度 整備のあり方について検討する庁内組織を設置
 2 年度 「水をたたえたお堀」の実現に向けた調査・研究を開始
 5 年度 「史跡松本城整備基本計画」を策定し、南・西外堀復元事業の基本的な考え方を整理
 6 年度 堀の範囲及び形状確認を確認するための発掘調査を実施

(イ) 堀浄化対策事業

- 平成 25 年度 内堀の一部で浚渫工事を実施
 30～令和 2 年度 松本城堀総合調査を実施
 令和 2 年度 浚渫工法選定のための実証実験（浚渫工事）を実施（3 工法／900㎡）
 5 年度 令和 4 年度の実施設計に基づく浚渫業務に着手し、内堀東部の 3,480㎡を浚渫
 6 年度 内堀南西部（8,265㎡）の浚渫に着手

(ウ) 黒門・太鼓門耐震対策事業

- 平成 30 年度 黒門・太鼓門の耐震診断を実施し、大地震動時の耐震性能が不足していることが判明
 令和 2 年度～令和 3 年度 黒門・太鼓門耐震対策基本計画策定、太鼓門実施設計
 4 年度 太鼓門耐震対策工事に着手し、一の門、二の門の耐震対策工事を実施
 5 年度～ 6 年度 太鼓門袖壁の耐震補強、漆喰補修を実施

(エ) 国宝松本城天守耐震対策事業

- 平成 26 年度～ 28 年度 国宝松本城天守耐震診断を実施し、大地震動時の耐震性能が不足していることが判明
 令和 2 年度 松本市独自に天守台内部地盤や石垣に関する基礎データを取得するための調査
 4 年度 天守大石垣の調査結果に基づく石垣の耐震対策の検討
 5 年度 耐震補強（案）について、文化庁との協議を実施し、市議会経済文教委員協議会へ報告
 6 年度 耐震補強（案）検討のため、天守台等発掘調査を実施

(オ) 国宝松本城天守防災設備事業

- 令和 元 年度 ノートルダム大聖堂や首里城の火災を受け、松本城天守建造物等の防災設備の見直しに着手
 2 年度 国宝松本城天守防災対策基本計画を策定
 3 年度 自動火災報知設備やスプリンクラー等自動消火設備、屋内外消火設備等の新設、更新
 4 年度 屋内用送水設備（ポンプ室、消火水槽、発電機等）の新設、既存電気設備等の更新
 5 年度 屋外消火栓用の既設ポンプ室と既設配管の改修
 6 年度 既存防火水槽内部の防水改修工事等を実施し、工事報告書を刊行

イ 統計資料

資料の収集・保存及び調査研究の成果数

年度	古文書複写数	寄附受入件数	調査した資料・文書	整理した資料 （角 2 型中性紙封筒保存）
R 5	1,505 枚	1 件	5 点	約 1,600 袋分
R 6	1,370 枚	0 件	1,000 点	約 326 袋分

主な学びの機会

主な行事名（回数）	開催時期	備考
夏休み子ども勉強会（1 回）	令和 6 年 7 月 27 日（土）	
動画（You Tube）配信（1 本）	令和 7 年 3 月 14 日～	「浚渫」
松本城講座（1 回）	令和 6 年 11 月 4 日（月・休）	「城と火縄銃」
南・西外堀復元に伴う発掘見学会（1 回）	令和 7 年 1 月 26 日（日）	
浚渫見学会（2 回）	令和 7 年 3 月 20 日（木）	
学校・企業等への出前講座（32 件）	通年	
おもしろ！城郭つうしん（2 回）	通年	

3 文化財の保存と管理

教育委員会 文化財課

(1) 目標

市民が地域の文化財に触れ、身近に感じることができるよう、文化財の積極的な整備と活用を進め、地域の歴史・文化への理解を通して郷土愛を育み、魅力ある地域づくりを進めます。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

- ア 新たに廣澤寺蔵 元版五燈会元、師岡総本家伝来松本城中絵図、元禄期松本城下絵図が松本市重要文化財に指定され、旧犬飼呉服店店舗兼主屋・土蔵、旧横内医院、宮海道堰堤が国登録有形文化財に登録され、市内の文化財件数は 384 件となりました。
- イ 市が管理する史跡弘法山古墳の遊歩道階段補修と桜剪定、県宝橋倉家住宅の建具修繕、市特別史跡源智の井戸囲い石補正工事、市特別史跡及び天然記念物槻井泉神社の湧水とケヤキの橋修繕工事と、県名勝三本滝など指定文化財 6 か所の説明看板の改修等を行いました。
- ウ 県宝里山辺お船祭のお船（兎川寺）、県天然記念物梓川のもみ、市重要文化財の南方諏訪神社本殿、西善寺の彈誓上人立像、市特別天然記念物古池氏の屋敷林の保存管理事業に補助金を交付しました。
- エ 市重要無形民俗文化財「奈川獅子」の保存伝承活動を行う「奈川獅子舞保存会」など、計 10 件の文化財保存等活動団体等に補助金を交付し、保存活動を支援しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市には多くの文化財が先人たちの努力で残されてきましたが、社会変化や災害等により文化財を継承する環境は年々厳しさを増しています。
- イ 市所管の文化財の適切かつ計画的な維持管理に努めるとともに、文化財所有者の保護に係る経済的負担を軽減するため、文化財指定の推進と保存管理事業への補助を行います。
- ウ 松本市歴史文化基本構想及び松本市文化財保存活用地域計画に基づき、一層の文化財の保存活用を図っていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和 31 年 4 月 松本市文化財保護条例制定
- 33 年 3 月 松本市文化財審議委員会の組織及び運営等に関する規則制定
- 57 年 7 月 松本市文化財保護事業補助金交付要綱制定

イ 統計資料

市内指定・登録文化財件数（令和 7 年 3 月 31 日現在）

（単位：件）

	国	県	市	合計
有形文化財（建造物、彫刻、歴史資料等）	20	20	132	172
無形文化財	0	0	0	0
民俗文化財（有形、無形）	3	1	30	34
記念物（史跡、名勝、天然記念物）	6	15	69	90
登録有形文化財	78		7	85
選択無形民俗文化財	2	1		3
合 計	109	37	238	384

※ 国有有形文化財は重要美術品 2 件を含む。

4 埋蔵文化財保護事業

教育委員会 文化財課

(1) 目標

文化財保護法に基づき、主に開発事業により破壊される埋蔵文化財について発掘調査による記録保存を行うとともに、郷土の歴史・文化資産として活用することにより、地域に誇りや愛着の持てるまちづくりを目指します。

(2) 令和6年度の実施状況と成果

- ア 開発事業等にもなう埋蔵文化財保護協議を 593 件行いました。
- イ 遺跡の分布や範囲、性格等を確認するための試掘調査を 28 件（491㎡）実施しました。
- ウ 現地発掘調査として、市単独事業 3 件、受託事業 1 件、松本城南・西外堀復元事業及び松本城天守耐震対策事業に伴う調査を 3 件実施しました（3,500㎡）。遺物等の整理作業は 5 件実施し、調査報告書を 3 冊刊行しました。
- エ 会場開催による発掘報告会と速報展を開催し、148 人の参加者がありました。また報告会の動画配信も実施し、7 件配信で、配信開始後 10 日間で延べ 1,036 回の再生回数がありました。速報展は、考古博物館で開催し、開催期間中の入館者数は 576 人でした。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 古くから政治や文化の中心だった松本には、745 か所の遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）があります。
- イ 今後も大型開発事業に係る発掘調査の予定があるため、適切に対応できるよう調査体制の確保に努めていきます。
- ウ 限られた経費と期間で最大限の成果が上げられるよう、発掘調査技術の継承も含め職員の資質向上を図る研修を継続して実施します。
- エ 埋蔵文化財に対する市民の理解を深めるため、発掘調査の現地説明会や発掘報告会、遺物等の速報展示のほか、動画配信や SNS 等による周知に引き続き取り組んでいきます。

(4) 統計資料

年度	調査件数		事業費 (千円)	発掘調査			報告書	
	発掘 (件)	整理 (件)		調査面積 (㎡)	調査延日数 (日)	遺物量 (箱)	冊数 (冊)	総頁数 (頁)
R 元年度	5	6	85,000	5,007	857	97	5	412
R 2 年度	7	7	103,850	5,104	660	64	2	56
R 3 年度	7	8	73,030	3,391	507	68	2	146
R 4 年度	5	7	84,890	3,324	635	49	1	120
R 5 年度	2	5	78,830	672	242	11	1	48
R 6 年度	7	5	76,233	3,500	745	37	3	368

※松本城南・西外堀、松本城天守台、松本城本丸発掘調査分を含む

5 殿村遺跡史跡整備事業

教育委員会 文化財課

(1) 目標

現地での保存が決定し、虚空蔵山を中心とする中世の宗教的遺跡と推定されている殿村遺跡について、発掘調査のほか周辺一帯の総合調査を実施し、遺跡の全容を明らかにした上で、史跡整備を実施するものです。

(2) 令和6年度の実施と成果

史跡指定に向けたステップとして、文化庁が作成する「史跡相当の埋蔵文化財」リストへの掲載を目指し、遺跡の価値付けについて長野県教育委員会から助言を得ました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 総合調査により明らかとなった文化財的な価値付けを踏まえ、史跡指定に向けた調整を調査指導委員会及び文化庁と進めます。
- イ 遺跡を将来的な地域づくりの資源として生かしていくため、調査成果を分かりやすく市民に伝え、大人から子どもまで誰もが関心を高められるよう普及公開事業を継続していく必要があります。
- ウ 史跡指定後は保存活用計画を策定し、地域のまちづくりに繋がる活用を検討していきます。

(4) 現在までの経過

平成 20 年 9 月	統合小学校建設に伴う発掘調査により 15 世紀に築造された石垣や造成跡が出土
21 年 7 月	教育委員会が遺跡の現地保存を決定し、市長が四賀地区連合町会長会に対し回答
22 年度	殿村遺跡調査指導委員会設置、調査計画策定、第 2 次発掘調査
23 ～ 29 年度	発掘調査（殿村遺跡第 3 ～ 9 次・虚空蔵山城跡第 1 ～ 3 次）、所蔵資料調査（絵図・古文書）、中世石造物調査、講演会等普及公開事業を毎年実施
30 年度	虚空蔵山岩屋神社詳細測量、調査成果整理作業、報告会・講演会等を実施
令和 元 年度	殿村遺跡（第 1 ・ 9 次・総括）・虚空蔵山城跡の調査報告書を刊行
2 年度	総合調査報告書を刊行
4 年度	文化庁から「指定相当の埋蔵文化財」リスト掲載候補遺跡として通知

6 小笠原氏城館群史跡整備事業

教育委員会 文化財課

(1) 目標

松本城につながる小笠原氏の城館群である井川城跡、林城跡（大城・小城）の3城跡について、一層の保存活用を図るため、必要な調査を実施し国史跡の指定を受けた上で、史跡整備を行うものです。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

- ア 史跡小笠原氏城跡の保存活用を図るため、今後の具体的な史跡整備の内容を定めた「史跡小笠原氏城跡整備基本計画」をもとに、支障木伐採、石垣三次元測量の整備事業を行いました。
- イ 林城跡（大城）の主体部の遺構の状況を把握するため、発掘調査を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 史跡小笠原氏城跡の保存活用を図るため、整備基本計画に基づき段階的に史跡整備に取り組む必要があります。
- イ 県史跡桐原城・山家城・埴原城をはじめ、市域には保存状況が良好で特徴的な山城が数多く存在しており、これらについても広域での群指定も視野に史跡として保存活用を図っていく必要があります。
- ウ 近年の戦国ブームにより山城に対する市民の関心が高まっており、積極的な普及公開事業の推進が求められています。

(4) 現在までの経過

- | | |
|----------|--|
| 平成 24 年度 | 中条保育園建設予定地が井川城跡隣接地に決定 |
| 25 年度 | 井川城跡第1次発掘調査
県史跡5城（林大城・小城・桐原城・山家城・埴原城）の国史跡指定要望（地元3町会） |
| 26 年度 | 井川城跡と県史跡5城の一体的な保存方針を示す。井川城跡第2次発掘調査 |
| 27 年度 | 文化庁と協議した結果、「小笠原氏本城の変遷」をテーマに、指定対象を井川城跡・林城跡（大城・小城）の3城に絞る。学術調査報告書刊行 |
| 28 年度 | 井川城跡と林城跡（大城）が国史跡小笠原氏城跡として指定
林城跡（小城）の試掘調査・石垣測量を実施 |
| 29 年度 | 林城跡（小城）の縄張調査を実施し調査報告書を刊行、井川城跡の一部用地を取得 |
| 30 年度 | 林城跡（小城）が国史跡小笠原氏城跡に追加指定 |
| 令和 元 年度 | 国史跡指定記念事業（講演会、企画展示、講座等）を実施（参加者約 3,000 名） |
| 2 年度 | 史跡小笠原氏城跡保存活用計画の策定に着手、井川城跡の一部用地を取得 |
| 3 年度 | 史跡小笠原氏城跡保存活用計画を策定 |
| 5 年度 | 史跡小笠原氏城跡整備基本計画を策定 |
| 6 年度 | 整備基本計画に基づく整備事業に着手 |

歴史・文化遺産の継承

7 まつもと文化遺産活用事業

教育委員会 文化財課

(1) 目標

松本市歴史文化基本構想及び松本市文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の保存、活用を図るとともに、住民の皆さんが地域の文化財を主体的に活用し、文化財を核とした地域の活性化を図るものです。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

- ア 「まつもと文化遺産保存活用協議会」を1回開催し、新たに「虚空蔵山と善光寺街道～祈りの道～」の文化財群を「まつもと文化遺産」に認定し、合計9件となりました。また、2団体に補助金を交付しました。
- イ 認定遺産候補の地区に対してまつもと文化遺産認定制度を周知し、相談・助言の支援を行いました。
- ウ バス見学会「近代今井の象徴～幕府領が守った文化財～」を開催し、11人が参加しました。
- エ 公式SNSを活用し、「まつもとの文化財」の継続的な情報発信を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市文化財保存活用地域計画に基づき、具体的な保存活用の施策を検討し、市民と行政の協働による文化財保護と、歴史や文化を生かしたまちづくりを推進します。
- イ 引き続き「まつもと文化遺産保存活用協議会」を開催し、「まつもと文化遺産」の認定を行うとともに、文化財の保存活用の施策を検討します。
- ウ 文化財をより広く多世代に周知するため、公式SNSや動画による情報発信を継続します。

(4) 現在までの経過

- | | |
|-----------------|---|
| 平成 23 年 6 月 8 日 | 松本市歴史的風致維持向上計画を国土交通大臣が認定 |
| 25 年度 | 松本市歴史文化基本構想の策定に着手 |
| 30 年 2 月 | 松本市歴史文化基本構想を策定 |
| 30 年 7 月 20 日 | 第1回まつもと文化遺産保存活用協議会を開催 |
| 31 年 2 月 | 松本市文化財保存活用地域計画を策定 |
| | 「古代より人々の集うまち～ふれあい広がる大日堂～」(沢村地区)及び「近代今井の象徴～幕府領が守った文化財～」(今井地区)の2件を「まつもと文化遺産」に認定 |
| 令和 元 年 7 月 19 日 | 松本市文化財保存活用地域計画が全国初の国の認定を受ける |
| 2 年 3 月 | 「嶋之内の成立と発展～平瀬城&犬甘城 街道と水～」(島内地区)及び「松本城下北の要 武家のまちと商家のまち」(安原地区)の2件を認定 |
| 3 年 3 月 | 「野麦街道と集落と集落を結ぶ里道～交通の要衝として発展を遂げたあたらしの郷～」(新村地区)を認定 |
| | Facebook による情報発信を開始 |
| 4 年 6 月 | Instagram による情報発信を開始 |
| 4 年 11 月 | 「城下町から商都へ 町民の信仰と祈り 暮らしの中のお祭」(第二地区)、「四ヶ堰と芳川地区の生活を支えた用水路(堰)」(芳川地区)の2件を認定 |
| 5 年 11 月 | 「貞享騒動の記憶」(義民塚を守る会)を認定 |
| 7 年 3 月 | 「虚空蔵山と善光寺街道～祈りの道～」(四賀文化財保護協会)を認定 |

8 史跡弘法山古墳再整備事業

教育委員会 文化財課

(1) 目標

3世紀末に築造された東日本最古級の古墳として知られる史跡弘法山古墳について、規模や形状等を確認する発掘調査や周辺古墳群の調査を行い、保存活用計画を策定します。保存活用計画策定後、古墳の再整備事業に移行します。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

- ア 令和元～5年度に実施した史跡弘法山古墳及び弘法山古墳周辺古墳群調査について、調査報告書刊行のための整理作業を実施しました。
- イ 昭和49年に実施した弘法山古墳発掘調査成果について、資料の再検討を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 調査委員会、長野県、文化庁の指導助言を得ながら、調査報告書刊行のための整理を進める必要があります。
- イ 令和元年度から実施してきた史跡弘法山古墳及び弘法山古墳周辺古墳群の調査成果を取りまとめ、令和7年度に調査報告書を刊行します。
- ウ 全国的にも貴重な弘法山古墳の文化財的な価値を、より多くの市民に知ってもらうため、公式SNS等による情報発信に積極的に取り組みます。

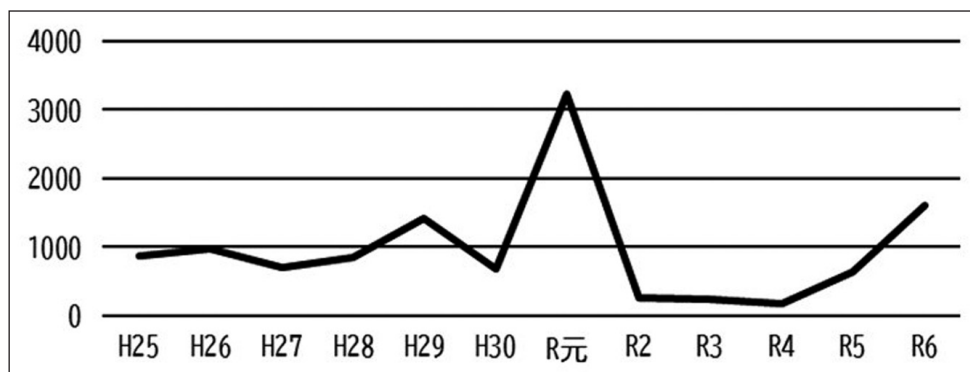
(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和49年	発掘調査により東日本最古級の前方後方墳であることが判明
51年	国の史跡に指定
56・57年度	墳頂部などの史跡整備を実施
平成9年度	駐車場及びトイレの整備を実施
24～26年度	古墳北側斜面裾部整備（崩落防止のための擁壁設置）
令和元年度	弘法山古墳及び周辺古墳群の測量調査に着手
元～5年度	大学との連携による周辺古墳群の測量調査及び発掘調査を実施
2～5年度	弘法山古墳の規模や形状を確認するための発掘調査を実施
6年度	調査報告書刊行のための整理作業に着手（令和7年度刊行予定）

イ 統計資料

市民公開の状況（史跡弘法山古墳、小笠原氏城跡、殿村遺跡に係る講座等の参加人数）
（単位：人）



9 国宝旧開智学校校舎の保存活用

教育委員会 博物館

(1) 目標

近代学校建築として初めて国宝に指定され、博物館分館として公開するとともに、その価値を広く情報発信し多くの人に知っていただき、永く後世に伝えるため適切な調査、研究及び保存管理に努めます。

(2) 令和6年度取組みと成果

国宝旧開智学校校舎の耐震対策工事及び防災設備整備工事が10月末に完了し、11月9日に再開館しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 保存活用計画の方針に基づいた保存と活用を進めます。

イ 国宝松本城、松本市立博物館等との共通観覧券の販売等、他の文化財・博物館施設等との連携を図ります。

(4) 現在までの経過

昭和 36 年	国の重要文化財に指定
39 年	松本本町から松本市開智の現在地に復元・竣工
40 年	教育博物館として開館
62 年	重要文化財開明学校校舎（愛媛県西予市）と姉妹館提携
平成 17 年	重要文化財旧岩科学学校校舎（静岡県賀茂郡松崎町）と姉妹館連携
令和 元 年	国宝に指定
3 年	耐震対策工事に着手し、臨時休館
4 年	防災設備整備工事に着手
6 年	耐震対策工事及び防災設備整備工事が完了し、再開館

10 伝統的建造物の保存活用の推進

教育委員会 博物館

(1) 目標

松本まると博物館構想の理念に基づき、現地で保存する指定文化財建造物を博物館の分館として活用しています。文化財建造物の価値を明らかにするための調査研究を行い、その価値を広く情報発信し多くの人に知っていただくとともに、永く後世に伝えるため適切な保存管理に努めます。

(2) 令和6年度の実施状況と成果

市内に15館ある博物館分館の観覧料及び休館日の総合的な見直しを図り、社会教育施設として学びの機会の裾野を広げました。併せて、より多くの観覧者を迎え、施設の維持管理や活用を図るため、一部の分館は令和7年度から実施する一定程度の観覧料の値上げについて調整しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 複数の文化財建造物を有する松本市歴史の里について、保存活用計画の策定に着手します。
- イ 慎重な保存管理が必要な伝統的建造物は、関係機関と調整し適切に管理すると共に、活用について継続して検討していきます。

(4) 現在までの経過

- 昭和44年 中田家の庭園と住宅が市重要文化財に指定
- 52年 長野地方裁判所松本支部が丸の内へ移転
- 54年 中田氏庭園が長野県名勝に指定され、住宅部分が市重要文化財中田家住宅と改称
- 57年 旧松本区裁判所庁舎が島立へ移築復元完了、日本司法博物館として開館
- 平成13年 日本司法博物館所有の建物は無償、土地は有償で日本司法博物館から松本市へ譲渡
- 14年 松本市歴史の里 開館（旧松本区裁判所庁舎、旧松本少年刑務所独居舎房、市重要文化財工女宿宝来屋、旧昭和興業製糸場、木下尚江生家）
- 16年 市重要文化財高橋家住宅が松本市に寄贈
- 28年 松本市歴史の里に隣接する日本浮世絵博物館との連携開始（観覧料割引制度）
- 29年 旧松本区裁判所庁舎が国の重要文化財に指定
- 令和元年 旧昭和興業製糸場（歴史の里）が国の登録有形文化財に登録
- 4年 市重要文化財中田家住宅が松本市に寄贈
- 6年 松本市はかり資料館（旧竹内度量衡店店舗兼主屋西棟、東棟、蔵座敷）が市登録文化財に指定

11 旧市立博物館解体事業

教育委員会 博物館

(1) 目標

史跡松本城保存活用計画、松本城及びその周辺整備計画、松本市歴史的風致維持向上計画に基づき、史跡松本城の歴史的景観の保存のため、市立博物館移転後の旧博物館及び重要有形文化財収蔵庫を解体・除却します。

(2) 令和6年度の実施状況と成果

- ア 旧博物館の館内整理を終え、最終的な廃棄物の処理を行いました。
- イ 文化庁へ現状変更申請を行いました。
- ウ 建物の解体に着手しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

解体工事中は松本城への観覧動線を分散させるため、歩行者通路に太鼓門へ誘導する看板を設置するとともに、松本城に関わる工事内容を包括的に周知する大型表示を工事の仮囲いを利用し掲出しています。また、歩行者の安全確保のため車両出入口に警備員を配備しています。令和7年度に解体を完了し、跡地は砂利敷きとします。

(4) 現在までの経過

- 令和4年度 文化庁現地指導による試掘調査を実施
- 5年度 解体工事設計
- 6年度 廃棄物処理、解体工事着手

12 松本城の世界遺産登録の推進

文化観光部 文化振興課

(1) 目標

国宝松本城を保護、保存し、次世代へ継承するため、松本城の世界文化遺産登録を目指しています。世界遺産に登録されるためには、国内暫定一覧表に記載されることが必要であるため、関係団体と連携して一覧表見直しに向けた提案書の作成等に取り組むとともに、市民及び観光客等にも広く理解を求めています。

(2) 令和6年度 of 取り組みと成果

- ア 「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会は、世界遺産登録に関する普及活動として、「松本の日」制定記念事業（宮澤光氏（NPO法人世界遺産アカデミー主任研究員）講演会、新聞全面広告、ノベルティ配布等）を実施しました。
- イ 国宝5城による「近世城郭の天守群」登録に向け、第5回3市市民交流会を松本市で開催しました。
- ウ 「近世城郭の天守群」提案書（令和5年度版）を文化庁へ提出しました。
- エ 韓国で開催された国際学術委員会（ICOFORT）の会議に参加し、合わせて類似資産調査を実施しました。
- オ 第2回3市長と専門家の意見交換会をオンラインで開催し、3市の連携強化を確認しました。
- カ 文化庁文化審議会世界遺産部会委員2名に天守群の取り組みについて説明を行い、理解を得ました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会と連携して、世界遺産登録推進事業を実施し、多数の市民の参加がありますが、若者の参加が少ないことが課題となっています。
- イ 令和3年3月に文化庁から暫定一覧表見直しについて方向性が示され、令和6年4月には文化庁文化審議会世界遺産部会に暫定一覧表追加資産検討に係るワーキンググループが設置されたことから、見直し実施に向けて準備を進める必要があります。
- ウ 国宝5城等による「近世城郭の天守群」のシリアル・ノミネーション（連続する資産）での登録を目指して、関係市との連携を進めていますが、県を含めた推進体制の整備が必要となります。

(4) 現在までの経過

- | | |
|--------|---|
| 平成13年度 | 「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会を設立、市民アピールを採択 |
| 18年度 | 暫定リスト登録をめざし文化庁へ提案書を提出（継続審議） |
| 19年度 | 再提案書と検討状況報告書を文化庁へ提出 |
| 20年度 | 文化庁から審議結果（カテゴリーI b） |
| | 彦根市、犬山市と国宝四城近世城郭群研究会を設置し、担当者レベルで研究を開始 |
| 23年度 | 松本市、犬山市及び彦根市の3市で、（仮称）国宝四城世界遺産登録推進会議準備会を設立 |
| 24年度 | 同準備会に専門家によるワーキンググループを設置、開催 |
| 27年度 | 文化スポーツ部文化振興課に世界遺産推進担当を設置
長野県教育委員会事務局と（仮称）松本城世界遺産調査研究に係る連絡会議を開催 |
| 28年度 | 同準備会を近世城郭群世界遺産登録推進会議準備会（松本市、犬山市、松江市）に移行 |
| 29年度 | 日本イコモス国内委員会理事等との意見交換会を実施 |
| 令和元年度 | 文化庁の「我が国における世界文化遺産の現状と課題に関する調査」について長野県と回答 |
| 3年度 | 長野県、松本市が共同で「近世城郭の天守群」提案書を文化庁へ初提出 |
| 4年度 | 3市長が姫路市長を表敬訪問し、国宝5城による世界遺産登録への理解を求めた。 |
| 5年度 | 姫路市及び彦根市担当者と意見交換を実施し、天守群の取り組みについて理解を得た。 |
| 6年度 | 長野県、松本市が共同で「近世城郭の天守群」提案書（令和5年度版）を文化庁へ提出 |

スポーツを楽しむ環境の充実

1 スポーツ振興事業

文化観光部 スポーツ事業推進課

(1) 目標

生涯にわたりスポーツに親しみ活動することで、健康増進や交流人口の拡大を図り、活力あるまちの実現を目指します。

(2) 令和6年度取組みと成果

ア プロスポーツ団体との連携事業

各競技におけるプロスポーツ団体と連携し、松本市民デーやホームタウンデーと題して交流人口の増加促進策や市施策のPR活動を推進しました。

イ スポーツ教室等の開催

(ア) 親子体操教室やシニア健康教室などを開催し、幅広い世代を対象に、日ごろから体を動かす習慣を身につけるための機会を設けました。

(イ) 障がいの有無に関わらず、市民が参加する各種パラスポーツの体験教室を開催しました。

ウ 松本マラソン2024

マラソンコースの改良を実施し、日本陸上競技連盟の公認大会として、11月10日（日）に開催しました。

エ 女子野球タウン推進事業

女子野球の普及に積極的に取り組む「女子野球タウン」に認定されていることから、全国7地域リーグの高校生代表チームが出場する松本ローズカップ2024を開催し、女子野球の更なる普及促進に努めました。

オ 中学校部活動の地域移行への取組み

中学校部活動の段階的な地域移行に向けて、教育委員会と連携し、地域クラブの創設及び活動支援を進めています。また、指導者の確保及び生徒の参加促進を一体的に推進し、地域全体でのスポーツ振興を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 市民参加型のスポーツイベントや各スポーツ教室事業を、市民ニーズに合った魅力ある内容とすることで、より多くの参加者を獲得できるだけでなく、スポーツへの継続的な関心や取組みを促す必要があります。

イ プロスポーツ団体との連携事業により交流人口の増加と地域経済の活性化が期待できることから、今後も事業を展開し、継続した取組みを進めます。

ウ 令和7年度末の中学校休日部活動の完全移行に向けて、地域の受け皿づくりや指導者の育成、確保に継続的に取り組む必要があるため、教育委員会をはじめスポーツ協会や地域のスポーツ競技団体等と密接に連携し推進する必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和 3 年度	東京 2020 オリンピック聖火リレー 全日本女子野球連盟から女子野球タウンに認定 東京 2020 パラリンピック事前合宿（フランス・パラサイクリング） プロスポーツ出前コーチング事業開始（令和 5 年度終了） パラスポーツ普及啓発事業開始 V C 長野トライデントと連携協定を締結
4 年度	松本マラソン 2022 開催 休日部活動の地域移行プロジェクトチーム会議設置
5 年度	2023 年日中友好都市中学生卓球交流大会開催 第 1 回松本ローズカップ開催 松本マラソン 2023 開催
6 年度	第 2 回松本ローズカップ開催 松本マラソン 2024 開催

イ 統計資料

(ア) 各スポーツ教室等の参加者数（延べ人数）

項目	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
親子対象	2,062 人	754 人	1,032 人
成人対象	2,318 人	2,491 人	2,788 人
パラスポーツ	642 人 (うちパラスポフェス 144 人)	835 人 (うちパラスポフェス 135 人)	455 人 (うちパラスポフェス 81 人)
合計	5,022 人	4,080 人	4,275 人

体験種目一例：パラ卓球、ボッチャ、吹矢、車いすスラローム、シッティングバレー、車いすテニス、
車いすポートボール、車椅子ダンス、車いすラグビー、車いすソフトボール、フロア
バレーボール、フロアホッケー、車いすハンドボール、フライングディスク、ダンス

(イ) 松本マラソン参加者数

参加種目	H 29 年度	R 元年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
マラソンの部	8,586 人	7,127 人	4,696 人	4,260 人	4,573 人
ファンランの部	—	—	—	828 人	1,251 人
ファミリーランの部	234 組	283 組	213 組	280 組	304 組

※ H 30 年度は台風、R 2 年度はコロナ、R 3 年度は災害により中止

※ 参加者数はゲストラナー、ペースランナーを除く

(ウ) 中学校部活動地域移行の取組み

事業名	実 績
公認スポーツ指導者資格取得推進事業補助金	10 件
地域クラブ創設支援補助金	12 件
プロスポーツ連携事業（派遣コーチング）	16 回・438 人
プロスポーツ連携事業（派遣コーチング）	8 回・95 人

2 スポーツ施設管理運営

文化観光部 スポーツ施設整備課

(1) 目標

市民のニーズや利用状況等を踏まえ、将来を見据えたスポーツ施設の整備及び複合・集約化等を進めます。

(2) 令和6年度の実施計画と成果

ア 改修

(ア) 梓川体育館非構造部材耐震化及び大規模改修工事

(イ) 総合体育館非構造部材耐震化及び内装改修工事

イ 移転

(ア) 波田中央運動広場移設整備事業

実施設計、地質調査、不動産鑑定

(イ) 波田扇子田運動公園移設整備事業

令和7年10月の完成を目指し、公園整備工事は進捗中。スケートボード場と3×3バスケットボールコート（1面）は、令和7年4月から利用再開

ウ 国民スポーツ大会関係施設改修事業

かりがねサッカー場人工芝張替工事、松本市野球場外トイレ解体工事・地質調査
浅間温泉庭球公園駐車場用地測量・不動産鑑定他

エ 指定管理（更新）

(ア) 期間：令和7～11年度

総合体育館、弓道場外1施設、美須々屋内運動場外7施設、美須々駐車場

(イ) 期間：令和7～10年度

松本市サッカー場外2施設

(3) 現状の分析と今後の課題

ア すべての利用者が安心・安全に利用できるよう、バリアフリー化や防災機能の強化など、基本的な環境整備が求められています。また、更衣室やトイレの設計においては、ジェンダー平等の視点を踏まえた配慮も重要です。

イ 施設の老朽化や社会の変化に伴い、多様な世代の利用ニーズが拡大していて、個別施設計画に基づいた計画的かつ長期的な改修・整備を確実に進めていく必要があります。

ウ 住民サービスの向上と経費削減を両立するため、指定管理者制度を活用した効率的な運営を進めるとともに、女性と若者を含む多様な利用者に対応した、誰もが使いやすい運営体制の構築に積極的に取り組みます。

(4) 現在までの経過

ア 社会体育館大規模改修事業

令和2年度 非構造部材耐震化工事（臨空、岡田、波田屋内G B、波田扇子田屋内）

3年度 非構造部材耐震化工事（波田B & G、南部屋内運動場、四賀屋内ゲートボール場）

4年度 非構造部材耐震化工事（今井体育館・島立体育館・庄内屋内プール）

6年度 非構造部材耐震化及び大規模改修工事（梓川体育館）

イ 野球場大規模改修事業

平成28年度着手 令和2年度事業完了

ウ 総合体育館改修事業

平成25年度着手 令和6年度事業完了

変化する時代の観光戦略

1 時代の変化に沿った観光の振興

文化観光部 観光プロモーション課

(1) 目標

松本市観光ビジョンに基づき、本市の特色を活かし、コロナ後のニーズの変化に対応した、国内外へのプロモーション、公式観光情報サイト「新まつもと物語」による情報発信、広域観光ルートの整備促進や訪日外国人旅行者受入環境整備、ロケ・コンベンションの誘致支援等の事業を推進し観光誘客を図ります。

(2) 令和6年度取組みと成果

ア 国内誘客宣伝	デジタルツールや交通広告等を活用した国内広告宣伝、旅行博への出展
イ 海外誘客宣伝	インフルエンサーやSNSを活用した広告宣伝、台湾及びタイの旅行博出展、海外旅行会社との商談会・セールス、体験コンテンツPRサイト運営、アドベンチャーツーリズムガイド育成
ウ 広域観光の推進	日本アルプス観光連盟、3つ星街道観光協議会及び松本・白馬・長野インバウンド観光研究会等によるプロモーションの実施
エ 受入体制の整備	公衆無線LAN環境の整備・運用、松本駅観光案内所のリニューアル
オ 情報発信事業	公式観光ホームページ「新まつもと物語」の運営
カ 冬季誘客促進事業	イルミネーション等の冬季イベントを連動させたプロモーションの実施
キ 高付加価値事業	高付加価値旅行者誘致に向けた各種調査及び実証事業の実施

(3) 現状の分析と今後の課題

少子高齢化による生産年齢人口の減少に加え、アフターコロナ以降、旅行者の価値観や需要も大きく変化しています。令和5年度に策定した「松本市観光ビジョン」に基づき、各事業の見直しを行い、消費額増加及び周遊・滞在の促進につながる施策の立案・推進とプロモーションが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成18年度	「誘客宣伝」「受入態勢整備」「情報発信」を柱にした観光戦略を策定
30年度	「国際観光都市」「山岳観光都市」「文化観光都市」を観光の目指す姿とした、新たな「松本市観光ビジョン」を策定
令和元年度	新観光ビジョンに基づき、「観光資源の魅力の創出」「マーケティングと情報発信強化」「安心して旅行を楽しめる環境づくり」「おもてなしを磨く」を基本柱にプロモーション等を展開
4年度	「松本市観光ビジョン」見直しに向けて、観光データ調査分析事業を実施
5年度	データ分析、地域事業者向けワークショップ、有識者会議、パブリックコメントを実施し、その結果を反映した新たな「松本市観光ビジョン」を策定
6年度	観光ブランディングロゴ及びキャッチコピー「SOUNDS MATSUMOTO」の制作

イ 統計資料

観光地利用者数

(各年1月～12月、単位：人)

	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
総数	5,074,507	4,974,149	2,546,241	2,628,196	3,771,482	4,573,328	4,941,225
国宝松本城	887,707	912,449	377,901	384,796	664,482	885,028	986,225
美ヶ原高原	558,600	492,100	295,300	300,600	395,700	382,500	421,200
上高地	1,238,100	1,240,600	427,200	517,100	813,400	1,327,200	1,530,200

変化する時代の観光戦略

2 信州まつもと空港の利用促進

文化観光部 観光プロモーション課

(1) 目標

信州まつもと空港の利用促進を図るため、主に本市に事務局を置く「信州まつもと空港地元利用促進協議会」を通じて、長野県や運航会社、旅行代理店等と連携を密にしながら、就航路線（札幌新千歳線、札幌丘珠線、福岡線、神戸線、大阪線）のPR・宣伝事業を展開します。

(2) 令和6年度取組みと成果

ア 信州まつもと空港地元利用促進協議会による取組状況

- (ア) 県と連携した利用促進の取組みの実施（就航先都市でのイベント出展等）
- (イ) 安定した利用率確保のためのテレビ・ラジオ・WEB広告等による運航会社支援
- (ウ) 協議会加盟市町村住民等を対象とした地元からの空港利用を促進する施策の実施（冬期利用促進助成金交付、地元旅行事業者への商品造成に対する助成金交付）

イ 松本市による取組状況

就航先都市の旅行事業者への営業訪問や商品造成に対する助成金交付

ウ 取組結果

定期便利用率は71.4%、利用者数は247,963人と令和5年度に続き好調でした。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 県内唯一の空の玄関口として、県及び地元地域が連携して利用促進することにより、交流人口の拡大や地域の活性化などを目指します。

イ 12月から2月の冬期間の利用率が落ち込むため、効果的な冬期利用促進策の実施が必要です。

ウ 神戸線、札幌丘珠線の認知度向上、利用促進施策の継続実施が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成6年	ジェット化開港（札幌新千歳線、福岡線、大阪線運航）
11年	地元地区（松本市・塩尻市等）が中心となり、「信州まつもと空港地元利用促進協議会」（事務局：松本市観光温泉課）を設立
22年	JALが撤退しFDAが就航（札幌新千歳線、福岡線を各路線1日1往復運航）
26年	JALが大阪線を夏期季節運航として再開（8月1日～31日）
27年	FDAが福岡線を1日1往復から2往復に複便化（3月29日～）
30年	FDAが札幌丘珠線を期間限定の定期便として新規開設（8月8日～31日）
令和元年	FDAが神戸線を通年運航の定期便として新規開設（10月27日～）
3年	FDAが神戸線を1日1往復から2往復に複便化（8月27日～）
4年	FDAが札幌丘珠線の夏ダイヤ化による運航期間拡大（3月27日～）
5年	FDAが札幌新千歳線の冬ダイヤ一部増便（10月29日～）

イ 統計資料

（信州まつもと空港定期便利用状況）

（利用者数単位－人、利用率－％）

年 度	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
利用者数	125,528	144,498	72,975	125,625	220,276	251,406	247,963
利 用 率	69.4	68.6	41.6	46.7	66.1	72.5	71.4

※ FDA就航 平成22年6月～

世界に冠たる山岳リゾートの実現

総合戦略局

アルプスリゾート整備本部

1 アルプスリゾートブランディング事業

(1) 目標

市民の認知度向上はもちろんのこと、旅行者の満足度を高めてリピート化や滞在型に繋げるため、岳都・松本が持つ魅力の磨き上げとシンカを図り、世界水準の上質な山岳リゾートの実現を目指します。

そのため、松本高山 Big Bridge 構想に連動し、アルプス山岳郷エリアにおけるブランディングを推進するものです。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

ア 山岳郷エリアの市場価値を高め、認知向上だけでなく来訪・再訪につながる取組みを通じて、交流人口拡大・地域消費の増加を目指すために、各種メディア発信やデジタルプロモーション実施、WEB サイト運用を行いました。

イ 山や自然が持つ様々な魅力や価値を共有し、すべての世代にその魅力や価値の浸透を図るため、登山の安全啓発、アウトドアの楽しみ方、自然体験を組み込んだプログラムを通年で実施しました。

ウ 乗鞍高原内の持続可能な観光地域づくりと脱プラ・脱炭素推進の住民理解のため普及啓発事業を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 各媒体によるプロモーションに合わせ効果検証を実施し、より効果的なプロモーションが実施できるよう PDCA サイクルを推し進めます。

イ より多くの交流人口を得られるよう、山岳エリアへの来訪を促すプログラムを開設し、山岳観光地利用者のリピーター増加を目指します。

ウ ゼロカーボン観光に結び付けて誘客に繋げるよう、地域と地元観光団体と一体となり、乗鞍高原のサステナブルツーリズムを推し進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 26 年度	中部山岳国立公園上高地連絡協議会が「上高地ビジョン 2014」を策定
令和 2 年 2 月	白骨温泉まちづくり委員会が「白骨温泉まちづくり委員会 事業推進計画」を策定
3 年 3 月	乗鞍高原の地域ビジョンである「のりくら高原ミライズ」を策定
4 年 2 月	さわんど温泉つなぐプロジェクトにて「さわんど温泉未来構想図」を作成
4 年 4 月	乗鞍高原が脱炭素先行地域に採択を受ける
5 年 3 月	地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりモデル観光地に採択を受ける
6 年 10 月	中部山岳国立公園（南部地域）の乗鞍岳・乗鞍高原・白骨温泉・さわんど温泉地区が環境省事業「国立公園における滞在体験の魅力向上のための先端モデル事業」の利用拠点として選定

イ 統計資料

安曇・奈川地区の観光客の延べ利用者数

平成 29 年：2,063,400 人、平成 30 年：2,049,300 人、令和元年：2,053,300 人

令和 2 年：962,700 人、令和 3 年：978,400 人、令和 4 年：1,483,400 人

令和 5 年：1,865,540 人、令和 6 年：2,182,900 人

世界に冠たる山岳リゾートの実現

2 東山地域等観光施設事業

文化観光部 観光プロモーション課

(1) 目標

多様化する観光ニーズや時代の変化を的確かつ柔軟に捉え、豊富な地域資源を生かし、訪れる観光客に配慮した観光施設の維持管理を行います。

(2) 令和6年度取組みと成果

ア 東山地域等の観光施設の維持管理

浅間温泉会館脱衣所棚改修工事、ふれあい山辺館排水ポンプ及び給湯管漏水工事、松香寮空調更新工事、竜島温泉昇温ボイラー配管保温巻補修工事、美鈴湖西側公衆トイレ洋式化、美ヶ原ライブカメラ設置工事など

イ 遊歩道・登山道の維持管理

倒木撤去、松枯れ木伐採工事、登山道補修工事

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 設置から年数が経過した観光施設が多く、計画的な大規模改修及び解体を視野に入れた取組みや、指定管理者との調整が必要です。

イ 突発的な故障が発生した場合早急な対応が必要となるため、利用者や指定管理者に不便が生じないよう維持管理を行うことが必要となってきます。

ウ 施設の計画的な維持管理に加えて、指定管理者と連携し、施設の魅力発信の充実に努める必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

三城いこいの広場（昭和58年建設）、梓川地域休養施設（松香寮）（昭和61年建設）、浅間温泉会館（昭和62年建設）、梓水苑（平成5年建設）、竜島温泉施設（平成12年建設）、ふれあい山辺館（平成15年建設）
東山の遊歩道・登山道の維持管理

イ 統計資料

観光地利用者数

（各年1月～12月、単位：人）

	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
美ヶ原温泉	525,700	515,700	326,900	328,000	404,300	451,900	445,300
浅間温泉	632,000	596,000	350,200	410,000	544,800	575,600	614,400
美ヶ原高原	558,600	492,100	295,300	300,600	395,700	382,500	421,200
美鈴湖	73,500	61,900	46,000	26,600	52,200	53,100	53,800

世界に冠たる山岳リゾートの実現

3 美ヶ原エリア

文化観光部 観光プロモーション課

(1) 目標

これまでの自然豊かな美ヶ原高原の魅力に加え、今までと違った新たな魅力を整備・発信するとともに、浅間温泉や美ヶ原温泉、三城等の周辺地域と一体的にプロモーションすることで、日本に誇る高原観光地を目指します。

(2) 令和6年度取組みと成果

- ア 除草や倒木撤去等、東山一帯の遊歩道・登山道ルートの維持管理を行い、またパークボランティア等の協力を得て、ササ刈り等の自然再生事業を実施しました。
- イ 美ヶ原高原へのアクセス向上として、松本駅から美ヶ原高原間の直行バス（1日2往復）を運行し、二次交通を確保するとともに、PRに努めました。
- ウ 「松本市美ヶ原再生計画」（令和4年12月策定）に基づき、林道美ヶ原線の改良、植生調査、Wi-Fiスポットの拡充、ライブカメラの設置等を進め、部局横断で美ヶ原の魅力向上に取り組みました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 平成27年度からロングトレイル踏破証の発行を開始するなどPRに努めていますが、今後は美ヶ原高原の魅力を感じて滞る滞在、リピートにつなげる取組みが必要です。
- イ ロングトレイルの魅力をもっと市民や観光客に広く周知することで利用の推進を図る必要があります。
- ウ コロナ禍後のアウトドア観光の需要を確認しながら、誘客の推進を図ります。
- エ 再生計画に基づき、東山地域の豊かな自然環境の再生と新たな魅力の創出に継続して取り組みます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過（登山道・遊歩道等の整備経過等）

平成20年度	三城登山コース	測量、道標設置
21年度	アルプス展望コース	測量、道標設置、土留め他工事
22年度	茶臼山～三峰山コース	
	袴越コース	測量、道標設置、整備他工事
	烏帽子岩～武石峰コース	
23年度	美ヶ原台上コース	公衆便所設置、道標設置
24年度	美ヶ原高原ロングトレイル完成	道標設置
令和4年度	松本市側の美ヶ原における様々な課題を解決するための方針を定め魅力向上に取り組むために「松本市美ヶ原再生計画」を策定	

イ 統計資料

美ヶ原高原直行バスの運行状況

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
乗車人数（人）	2,090	2,156	1,228	1,631	2,472	4,218	4,626
運行日数（日）	69	73	72	71	73	69	72
運行便数（本）	274	290	288	284	292	276	288

世界に冠たる山岳リゾートの実現

総合戦略局
アルプスリゾート整備本部

4 奈川観光施設事業の推進

(1) 目標

市民等のウインタースポーツの振興や地域の活性化、雇用の創出を図るため、野麦峠スキー場の利用促進に取り組めます。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

安全で快適に利用いただくため、リフトの修繕及び除雪用タイヤドーザーの更新を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 近年のスキー人口の減少や雪不足により、スキー場の経営は不振が続いています。しかし、令和6年度シーズンは12月初旬から比較的安定した冷え込みがあったため、人工降雪が可能となり、順調にシーズンインできたことから、利用者数は前年比41パーセントの増となっています。なお、施設や設備及び備品は老朽化が進んでいるため、引き続き計画的な修繕、更新が必要です。

イ 今後も地域一体となり、野麦峠スキー場を冬の拠点とした奈川地区への誘客活動を展開するとともに、一層の利用促進を図る必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和56年12月	供用開始
59年	第5ペアリフト新設
60年	第6ペアリフト新設
62年	第7スカイライナーリフト（4人乗り高速リフト）新設
平成4年	第8スカイラビットリフト（2人乗り高速リフト）新設
8年	第1ペアリフト新設
18年	第6ペアリフト廃止
20年9月	管理運営にあたり、指定管理者制度を導入
30年9月	指定管理者 契約更新
令和6年	第7スカイライナー・第8スカイラビットリフト改修 除雪用タイヤドーザーの更新

イ 統計資料

年度	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
利用者 (単位：人)	26,885	27,724	25,523	31,249	25,768	21,818	30,827
リフト収入 (単位：千円)	37,764	41,772	37,443	47,437	40,457	34,722	49,496

5 上高地対策事業

(1) 目標

上高地において、自然環境や景観の保全を図りつつ、災害対策や管理用道路の再整備等に取り組むことにより、自然景観や生物多様性の保全と安全な利用環境が両立した山岳観光地の形成を図ります。

(2) 令和6年度の取組みと成果

- ア 管理用道路の整備や松本市上高地電力施設の拡張等について、工事を進めました。
- イ これら工事を内容とする“上高地「再生と安全プロジェクト」”について、梓川の自然な流れの再生と安全な利用環境整備の両立を目的とすることなどの情報発信を実施しました。
- ウ ふるさと納税制度を活用した寄附の募集及び受入れを行いました。
- エ 中部山岳国立公園上高地連絡協議会において、上高地における河床上昇への対応について、進捗状況や課題の共有を行うとともに、上高地ビジョン改定に向けた検討を進めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア プロジェクトに関する情報発信や、ふるさと納税制度等を活用した財源確保を継続します。
- イ 環境省と本市が中心となり、自然環境保護と防災を両立した河床上昇対策に向け、調整を図ります。
- ウ 関係機関団体と連携を図りつつ、上高地ビジョン改定を進めます。
- エ 焼岳火山防災対策や上高地孤立対策を進めるとともに、本市が文化財としての上高地の管理団体に指定を受けたことを契機に、保存と活用が調和した管理を進めるなど、関連事業の実施を本格化させます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 26 年度	中部山岳国立公園上高地連絡協議会が「上高地ビジョン 2014」を策定 「松本市上高地対策短期・中長期計画」を策定 国土交通省松本砂防事務所が土砂移動のモニタリング調査を開始
27 年度	管理用道路整備に係る調査、検討に着手
令和 2 年度	松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会が管理用道路整備計画を承認
3 年度	管理用道路整備の一部工事に着手 中部山岳国立公園上高地連絡協議会上高地河床上昇検討部会が「上高地における河床上昇対策の基本的な考え方と実施方針」を取りまとめ
4 年度	クラウドファンディング型ふるさと納税制度を活用した寄附金の募集を開始 中部山岳国立公園上高地連絡協議会が上高地ビジョンの改定作業に着手
5 年度	新村橋架け替え工事に着手

イ 統計資料

上高地の観光客の延べ利用者数

令和元年：1,240,600 人、令和 2 年： 426,900 人、令和 3 年： 517,100 人

令和 4 年： 873,400 人、令和 5 年：1,327,200 人、令和 6 年：1,530,200 人

6 上高地観光施設事業の推進

(1) 目標

上高地を訪れる観光客の満足度を高め、リピーターや長期滞在者の増加を図るため、優秀な人材の確保や定着に向けて従業員満足度の向上に取り組めます。

(2) 令和6年度 of 取組みと成果

- ア 働く従業員の安全衛生を確保するため、従業員へのヒアリングを含め、職場巡視を実施することで、各施設において発生しているストレスの原因や危険箇所等を的確に把握することができました。
- イ 燃料費や食材費等の仕入れコスト増加に伴い、周辺施設の動向を踏まえ、宿泊料金並びに食事料金の見直しを図ることで、適切な単価設定を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 今後も予想されるインバウンド需要を見据え、外国人向けのツアーの構築や外国人にも人気のある食事メニューを、引き続き検討していきます。
- イ 近年、上高地でも真夏日となる傾向にあることから、客室ならびに職場における暑さ対策を進めます。
- ウ SNS やホームページ等を活用した情報発信を強化し、閑散期の誘客を促進します。また、山を楽しみながら働ける魅力を PR する事で従業員不足の解消に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 27 年	徳沢ロッヂ大規模改修工事完了
28 年	上高地食堂にキャッシュレス決済導入
29 年	上高地アルペンホテル大規模改修工事完了
令和 元 年	上高地アルペンホテル・上高地食堂に Free Wi-Fi を整備
2 年	徳沢ロッヂに Free Wi-Fi を整備
令和 5 年	上高地食堂売店にてコロンビア商品の販売を開始

イ 統計資料

上高地観光施設の利用者数

(単位：人)

年度	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
上高地アルペンホテル	8,625	4,284	4,286	8,216	9,971	9,973
上高地食堂	118,664	39,642	48,589	79,262	117,121	137,886
徳沢ロッヂ	4,663	2,058	3,148	4,294	5,051	5,105
焼岳小屋	697	263	297	124	450	227

令和6年度 歳入歳出決算の概要

1 経済情勢

令和7年4月公表の政府の財政報告によると、我が国経済は、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点にあるとされています。政府は、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするため、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服及び国民の安心・安全の確保を三つの柱とする「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（6年11月22日閣議決定）を策定し、その裏付けとなる令和6年度補正予算等を迅速かつ着実に執行し、総合経済対策の効果を広く波及しました。

こうした施策の下、令和6年度は緩やかな回復を続け、実質国内総生産（実質GDP）成長率は0.4%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は2.9%程度、消費者物価（総合）は2.5%程度の上昇率となることが見込まれています。

今後は、総合経済対策の効果が下支えとなって、賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も堅調な動きが継続する等、引き続き民間需要主導の経済成長となることが期待されます。ただし、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動等の影響には十分注意する必要があるとしています。

2 国と地方財政

(1) 国の予算等

政府は、令和6年度の予算編成に当たり、「令和6年度予算編成の基本方針」（5年12月8日閣議決定）に基づいた編成を行いました。具体的には、足元の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げや、デフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長の実現に向け、人への投資、科学技術の振興及びイノベーションの促進、GX、DX、半導体・AI等の分野での国内投資の促進、海洋、宇宙等のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援、少子化対策・こども政策の抜本強化を含む包摂社会の実現など、新しい資本主義の実現に向けた取り組みの加速や、防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保等を始めとした重要な政策課題について必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を行い、その政策効果を国民一人一人、全国津々浦々に届け、デフレから完全脱却するとともに、「新しい資本主義」の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組それ自体を成長のエンジンに変えることで、民需主導の持続的な成長、そして、「成長と分配の好循環」の実現を目指したものです。

その結果、国の令和6年度一般会計当初予算の規模は、112兆5,717億円で、前年度比△1兆8,095億円、1.6%の減となりました。当初予算成立後、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を実施するため、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服、国民の安心・安全の確保等の必要な経費を追加し補正予算後の一般会計予算規模は、13兆9,432億円拡大し、126兆5,149億円となりました。

令和7年7月末時点における令和6年度一般会計決算の概要では、収納済歳入額135兆9,808億

円、支出済歳出額 123 兆 239 億円、差引剰余金は、12 兆 9,568 億円で、純剰余金は 2 兆 2,645 億円となっています。税収は、75 兆 2,320 億円、前年度対比 4.4%の増で、補正後の見積りを 1 兆 7,970 億円上回りました。このうち、所得税は、21 兆 2,085 億円で前年度対比 3.8%の減、法人税は、17 兆 9,101 億円で前年度対比 12.9%の増となりました。

なお、令和 6 年度末の国・地方を合わせた長期債務残高は 1,311 兆円、国内総生産比 214.0%程度と見込まれており、主要先進国中最悪の水準であるなど、極めて深刻な状況にあります。

(2) 地方財政

令和 6 年度地方財政計画の歳出面においては、こども・子育て政策の強化等に対応するために必要な経費を充実して計上するとともに、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係費や民間における賃上げ等を踏まえた人件費の増加を適切に反映した計上等を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととしました。

歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、令和 5 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講ずることとしました。その結果、地方財政計画（通常収支分）の規模は、総額 93 兆 6,388 億円で、前年度比 1 兆 6,038 億円、1.7%の増、地方債依存度は、6.7%程度を見込みました。

その後の補正予算を反映させた見込みでは、令和 6 年度末における地方の借入金残高は 178 兆円程度で、今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることから、地方財政は構造的に極めて厳しい状況にあります。

3 本市の決算

一般会計の決算額は、歳入が 1,163 億 3,138 万円（前年度比 23 億 1,275 万円、2.0%の増）、歳出が 1,134 億 656 万円（前年度比 30 億 1,785 万円、2.7%の増）となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は 29 億 2,482 万円（前年度比 7 億 509 万円、19.4%の減）となりました。翌年度へ繰り越すべき財源 4 億 2,157 万円を除いた実質収支は 25 億 325 万円（前年度比 2 億 9,466 万円、10.5%の減）の黒字決算となりました。

歳入の主なものを構成比で見ますと、市税 32.8%（前年度 33.6%）、地方交付税 15.2%（前年度 14.0%）、国庫支出金 14.8%（前年度 16.6%）、諸収入 6.5%（前年度 8.0%）、市債 5.9%（前年度 5.3%）、地方消費税交付金 5.6%（前年度 5.7%）、県支出金 5.5%（前年度 5.8%）となっています。

市税は、定額減税の影響で個人市民税が 6 億 6,183 万円の減となったこと等から、前年度比 1 億 5,997 万円、0.4%の減、381 億 5,757 万円となりましたが、収納率は 98.78%で前年度比 0.08 ポイント上昇し 15 年連続で前年度を上回る結果となりました。一方、定額減税減収補てん特例交付金の皆増などにより地方特例交付金が前年度比 10 億 6,125 万円、427.6%の大幅増、寄附金も前年度比 2 億 8,274 万円、89.7%の増となっています。

歳出の主なものを構成比で見ますと、民生費 34.7%（前年度 35.9%）、総務費 18.4%（前年度 12.8%）、教育費 11.5%（前年度 12.0%）、土木費 7.9%（前年度 8.0%）、公債費 7.5%（前年度 8.2%）、

衛生費 6.3%（前年度 7.2%）、商工費 6.1%（前年度 7.4%）、消防費 2.3%（前年度 2.4%）となりました。総務費は、定額減税補足給付金支給事業費やまつもと市民芸術館管理運営費、総合体育館改修事業費などを主な内容として大幅増となり、前年度比 67 億 9,149 万円、47.9%増の 209 億 5,810 万円、一方、衛生費は、昨年度に引き続き新型コロナウイルスワクチン接種事業費や感染症対策事業費を主な内容として減少し、前年度比 7 億 7,859 万円、9.8%減の 71 億 4,115 万円でした。

令和 6 年度は、5 年度末の市長選挙後の骨格予算で始まりましたが、「基本構想 2030・第 11 次基本計画」が 4 年目を迎えることを踏まえ、各重点戦略の進捗状況を再確認し、「三ガク都のシンカ」に邁進するため、これまで事業化や、制度の見直しに向けて準備を進めてきた事業について、引き続き取り組みました。

また、補正予算で政策的な事業を実施するにあたっては、松本市は「子どもが主人公のまち、女性と若者に選ばれるまち、外から訪れる人が楽しめるまち」になる。そのことが、老いも若きも、一人ひとりが豊かさや幸せを実感できるまちの実現につながる。という理念のもと、賑わいのある持続可能な松本市へのシンカを目指して各事業に取り組みました。

「人口定常化戦略」では、性差にとらわれない誰もが利用できる施設として、Mウイング 3 階の女性センターとトライあい・松本の機能を統合し、ジェンダー平等センターを開設しました。また、全ての子どもが共に遊び・学ぶ社会の実現を目指し設立準備を進めてきた、松本市インクルーシブセンターを 4 月に開所し、多様な人材による、成長に応じた切れ目のない支援を実施しました。

「新交通戦略」では、寿と梓川の 2 エリアで、AI を活用したオンデマンド交通「のるーと松本」の実証実験を継続し、2 月には本格運行に向けた運用方針の策定を行いました。また、高齢者の自転車乗車時のヘルメット着用を促進するため、新たに購入費用に対する補助金を交付しました。松本駅にサイクルステーションを整備する等、サイクリストの受け入れ環境を充実させ、魅力あふれる街づくりを推進しました。

「市街地活性戦略」では、中心市街地の拠点整備によって新たな魅力や賑わいを創出するため、松本城三の丸エリア整備事業の推進や、耐震対策事業等の完了による国宝旧開智学校校舎の再開館に伴う記念事業等を開催しました。また、令和 10 年度国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の長野県での開催に向けて準備委員会を設立し、準備を進めるとともに、10 月から供用を開始した JR 村井駅舎に若者の居場所として待合・学習スペース・図書館サービスポイントを含む多目的スペースを開設し、市街地周辺の魅力と賑わいの創出にも取り組みました。

「ゼロカーボン戦略」では、松本平の脱炭素社会を実現し、地域内経済循環の構築と地域課題解決に貢献する役割を担う、松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社の設立に出資しました。また、省エネルギー化の推進とゼロカーボンシティの実現に向けて、市営住宅共用部を含む照明器具の LED 化や EV カーシェアリング事業の導入準備を行ったほか、信州大学と「気候市民会議まつもと」を開催し、「ゼロカーボン市民アクションプラン in まつもと」を取りまとめました。

「DX 戦略」では、「DX・デジタル化推進に関する骨太の方針」の UPDATE を重ね、デジタルシティ松本のシンカを目指しました。具体的には、県が運用する電子入札システムおよび入札参加資格審査システムを導入し、入札参加業者の利便性向上と行政のデジタル化を推進しました。また、松本城においては電子チケットの販売を開始し、日時指定による待ち時間の短縮など、来場者の利便性向上に取り組みました。

補正予算により実施した主な事業として、6月補正予算では、骨格予算に肉付けする5つの重点戦略事業に関する様々な予算を計上するとともに、令和6年度税制改正により実施されることとなった所得税・個人住民税の定額減税を補足する給付に関連する経費を計上しました。また、エネルギー・食料品等の価格高騰による経済的負担を軽減するため、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し給付金を支給しました。9月補正予算では、まつもと市民芸術館の第2期大規模改修工事に関して、令和8年度までの債務負担行為を設定し計画的な改修を進めました。また、6月末から7月までに2度の大雨により被災した上高地管理用道路等の復旧を実施しました。10月補正予算では衆議院議員総選挙にかかる経費を計上し10月27日に投開票を執行しました。2月補正予算では、地方創生臨時交付金活用事業として、国の給付金支給対象にならない生活困窮者に対して、価格高騰による経済的負担を軽減するため、県事業に合わせ市独自に上乗せして支援金を支給しました。また、県が実施する町村の児童扶養手当受給者に対する給付金と同様に市独自で、低所得のひとり親世帯に対しての給付金も計上しました。

最後に、一般会計における決算は黒字となっているものの、米や建設資材の価格高騰、労働人口の減少、国の関税政策の影響を受けた金融資本市場の変動等により地方経済においても大きな影響が出始めています。今後も持続可能なまちづくりを進めるため、少子化対策や業務効率化などにより「計画行政の推進」と「健全財政の堅持」を基本姿勢とした安定した市政運営に取り組む必要があります。

※「3 本市の決算」の万円単位の金額は、千円以下の端数を切り捨てた額を表記

令和6年度 会 計 別

会 計 別		歳 入					
		予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 (A)	収入率	不納欠損額	収入未済額
一 般 会 計		円 121,705,215,906	円 117,225,279,634	円 116,331,387,915	% 95.6	円 50,930,054	円 842,961,665
特 別 会 計	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	26,420,000	60,853,731	23,300,096	88.2	0	37,553,635
	霊 園	266,544,000	281,515,842	276,244,022	103.6	121,430	5,150,390
	国 民 健 康 保 険 (事 業 勘 定)	22,655,990,000	23,385,639,724	22,504,118,902	99.3	145,139,681	736,381,141
	国 民 健 康 保 険 (直 診 勘 定)	59,720,000	54,287,428	54,287,428	90.9	0	0
	後 期 高 齢 者 医 療	3,988,700,000	4,016,659,107	3,991,347,612	100.1	4,350,300	20,961,195
	介 護 保 険	22,809,160,000	22,728,804,860	22,682,154,109	99.4	15,336,248	31,314,503
	公 設 地 方 卸 売 市 場	503,880,000	488,581,913	488,581,913	97.0	0	0
	市 街 地 駐 車 場 事 業	239,958,000	235,138,246	233,612,776	97.4	0	1,525,470
	奈 川 観 光 施 設 事 業	174,360,000	174,126,109	174,126,109	99.9	0	0
	松 本 城	1,512,540,000	1,472,461,815	1,472,461,815	97.4	0	0
	小 計	52,237,272,000	52,898,068,775	51,900,234,782	99.4	164,947,659	832,886,334
合 計		173,942,487,906	170,123,348,409	168,231,622,697	96.7	215,877,713	1,675,847,999

決 算 一 覧 表

※歳入歳出差引額欄の[]内の数字は翌年度への繰越財源控除後の実質収支を示す。

予算現額と収入 済額との比較	歳 出					歳入歳出差引額 (A) - (B) 形 式 収 支 [実質収支]
	予 算 現 額	支 出 済 額 (B)	執行率	翌年度繰越額	不 用 額	
円	円	円	%	円	円	円
△ 5,373,827,991	121,705,215,906	113,406,566,809	93.2	5,337,963,818	2,960,685,279	2,924,821,106 [2,503,250,288]
△ 3,119,904	26,420,000	11,128,414	42.1	0	15,291,586	12,171,682
9,700,022	266,544,000	205,723,047	77.2	0	60,820,953	70,520,975
△ 151,871,098	22,655,990,000	22,168,761,745	97.8	0	487,228,255	335,357,157
△ 5,432,572	59,720,000	54,287,428	90.9	0	5,432,572	0
2,647,612	3,988,700,000	3,867,689,772	97.0	0	121,010,228	123,657,840
△ 127,005,891	22,809,160,000	22,591,502,644	99.0	0	217,657,356	90,651,465
△ 15,298,087	503,880,000	488,581,913	97.0	0	15,298,087	0
△ 6,345,224	239,958,000	233,612,776	97.4	0	6,345,224	0
△ 233,891	174,360,000	174,126,109	99.9	0	233,891	0
△ 40,078,185	1,512,540,000	1,269,683,219	83.9	9,776,800	233,079,981	202,778,596 [193,001,796]
△ 337,037,218	52,237,272,000	51,065,097,067	97.8	9,776,800	1,162,398,133	835,137,715 [825,360,915]
△ 5,710,865,209	173,942,487,906	164,471,663,876	94.6	5,347,740,618	4,123,083,412	3,759,958,821 [3,328,611,203]

経 営 管 理

1 計画行政

(1) 目標

- ア 計画行政の一層の推進
- イ 基本構想、基本計画及び実施計画の体系的な推進
- ウ 施策の総合的かつ計画的な実施
- エ 行政評価によるPDCAサイクルの推進

(2) 令和5年度までの経過

- ア 昭和45年12月22日 松本市基本構想議決
- イ 昭和45年 実施計画第1号を策定し、以後向こう3年間を期間とするローリング方式で毎年度策定
- ウ 昭和46年12月 第1次基本計画を策定し、以後5年毎に改定
- エ 平成14年5月1日 行政評価を導入し、平成22年度まで毎年度実施
- オ 平成23年11月4日 行政改革推進本部にて行政評価の手法を見直し
- カ 令和3年3月19日 松本市基本構想2030議決
- キ 令和3年8月26日 第11次基本計画策定

(3) 令和6年度 of 取組みと成果

- ア 令和6年度の行財政運営
 - (ア) 市長公約の推進
 - (イ) 基本構想2030・第11次基本計画の推進及び検証
 - (ウ) 新規施策の立案
 - (エ) 地方分権への取組み
 - (オ) 行財政改革の推進
 - (カ) 広域行政の推進
- イ 実施計画第55号の策定
- ウ 行政評価の実施

(4) 現状の分析と今後の課題

- ア 総合計画に基づき、重要業績評価指標等の成果目標の達成に向けて、施策の着実な実行と進捗管理に努めます。
- イ 総合計画に掲げる、三ガク都に象徴される松本らしさの「シンカ」に向けて、組織体制や分野を超えて、施策の推進を図ります。
- ウ 行政評価等により政策効果の「見える化」を行い、行政活動の不断の見直しにより、実施計画や予算編成に反映します。
- エ 統計データや学術論文などを多角的に活用する「マクロの視点」と、若い世代の感覚や問題意識、様々な年齢や境遇ごと、さらに、地域の実情や特性に寄り添う「ミクロの視点」をもって、政策・事業立案に取り組む必要があります。
- オ 適時適切な情報発信や情報共有による戦略的な広報活動を行うとともに、市民との相互理解を深めるための機会を設け、行政と市民と目的を共有する中で、地域の課題解決や新たな価値の創造に向けた行動に繋げる必要があります。

2 事務管理

(1) 目標

- ア 効率的な組織づくり
- イ 定員管理の適正化

ウ 事務事業の見直し

(2) 行政行動指針 2021 - 2025（令和 3 年度～7 年度）の取組経過

基本構想 2030 に定める「豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都」の実現に向けて、計画策定や業務執行に当たって踏まえるべき市役所組織の指針（方向性）を示したもので、全ての職員に関わる「1 デジタル市役所への変革」、「2 公民ネットワークの充実」、「3 情報共有の高度化」、「4 持続可能な財政基盤の確立」、「5 多様で柔軟な働き方への移行」の 5 つの指針を選定しました。

(3) 令和 6 年度の取組みと成果

庁内外のデジタル基盤を活用し、業務プロセスの見直しや仕事の質の改善を図ることを念頭に置き、効率的な市政運営に取り組むための組織改編をはじめ、今年度当初からの欠員状態の解消に向け、職員の確保においては、新たな採用方法を積極的に取り入れ、職員採用数の増加に取り組みました。

ア 組織

新たな行政課題に対応する組織の新設、組織体制の再編に取り組みました。

項目	主な取組み
組織の新設・再編	・人口定常化に向け、移住推進課の移住に関する業務と人権共生課の国際交流担当を集約するとともに、これまでの取組みに加え、移住推進、交流人口の拡大に部局横断的に取り組むため、総合戦略局に「移住交流推進室」を新設 ・中心市街地活性に向けた提言を見据え、その具現化のため、お城まちなみ創造本部を「中心市街地活性本部」に改組 ・市民の地域づくり活動を一層支援することを明確にするため、地域づくり課を「地域づくり支援課」に名称変更 ・人材育成・人材確保の体制強化に向け、職員課を「人事課」に名称変更 ・カスタマーハラスメント対策に取り組むため、「カスタマーハラスメント対策室」を新設（人事課の兼務） ・観光コンベンション協会と市の役割を明確にし、松本市観光ビジョンを推進するため、観光プロモーション課を「観光ブランド課」に名称変更 ・若者が積極的に社会・政治に参画できるよう支援するため、こども部を「こども若者部」に改組し、「若者参画課」を新設 ・国際文化観光都市の実現に向け、教育委員会の文化財課、博物館を市長部局（文化観光部）へ移管し、引き続き文化資産を大切にしながら、観光施策との連携を強化 ・松本城関連の整備事業を一元化するため、文化観光部に「松本城整備課」を新設 ・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に向け、スポーツ本部を廃止し、新たに「スポーツ部」を設け、「国スポ・全障スポ企画課」を新設 ・市立特別支援学校設置に向け、学校教育課に「特別支援学校設置準備室」（附属施設）を新設
組織数	16 部局 7 本部 116 課 215 担当 → 17 部局 7 本部 118 課 214 担当（1 部増、2 課増、1 担当減） ※ 病院局は市と別で定数条例を保有し、診療部、医療技術部、看護部の 3 課、49 担当及び四賀の里クリニック診療科 1 担当には市の事務職員が在籍せず、行政改革の見直しの対象外であることから組織数から除外する。

イ 要員（正規職員）

既存事業を見直し経営資源の再配分等を行った結果、13 人の増員となりました。

項目	主な取組み
組織の新設等	増員 48 人
組織の見直し・統廃合	減員 43 人
事務の充実・増加	増員 13 人
民間活力の導入	減員 5 人
会計年度任用職員の正規化	増員 1 人
業務統合に伴うもの	増員 3 人
モデル事業終了に伴うもの	減員 4 人
合 計	増員 13 人（増員 65 人、減員 52 人）
定数内職員数	1,815 人 → 1,828 人（増員 13 人）

ウ 事務事業

新規事務事業に対応しつつ、民間活力導入等により、事務の効率化を図りました。

項目	主な取組み
新規事務事業等への取組み	・ カスタマーハラスメント対策における体制強化 ・ 東アジア文化都市 2026 松本の開催 ・ 北信越市議会議長会及び全国市議会議長会事務局業務
民間活力の導入・事務改善等	・ 指定管理者制度導入後労政課の職員体制の見直し ・ 介護認定の申請受付、認定調査（更新）の委託化

エ 指定管理者制度

令和 6 年度は、令和 7 年度からの指定管理者制度の更新等に取り組み、697 の公の施設のうち、175 施設（うち公募 103 施設）が指定管理者制度導入施設となりました。

制度未導入の公の施設については、政策的な観点から直営による管理を継続する施設を除き、施設のあり方や制度導入の適否などの検討を進めます。

(4) 今後の取組み

既存事業のデジタル化・効率化・スクラップにより、行政経営資源の創出を目指し、行政組織の生産性をさらに高めます。

また、新庁舎建設及び基幹システムの標準化を従来の仕事の仕方を見直す好機と捉え、職員一人ひとりが積極的かつ主体的に仕事内容及び手順等を見直せるよう、抜本的な業務改善に取り組めます。

3 人事管理

(1) 目標

ア 全体の奉仕者としてふさわしい人材の確保及び適材適所の人事配置

イ 適正な給与制度の確保

ウ 職員の資質向上と人材育成

エ 服務規律の確保等

オ 職員の健康管理と安全衛生

カ 働きやすい職場環境づくり

(2) 令和 5 年度までの経過

ア 人事

(ア) 職員採用資格試験

a 退職者数、行政改革による要員管理等を踏まえ、職員採用資格試験を実施しています。

b 優れた人材を確保するため、特色ある職員採用を順次実施してきました。

平成 9 年度	国籍条項撤廃
17 年度	保育士試験に社会人特別枠を設定
18 年度	人柄、性向等の人間性をみるため集団面接を導入
21 年度	特定任期付職員の採用（商工観光部長）
22 年度	再任用職員の採用（病院局長）
26 年度	行政職試験に身体障がい者枠、専門職試験に実務経験者枠を設定
28 年度	適性検査の導入
29 年度	身体障がい者枠を障がい者枠に変更し対象を拡大
30 年度	実務経験者枠の択一式の教養試験を廃止
令和 元年度	自己アピール枠の設定
2 年度	就職氷河期世代を対象にした試験を実施
3 年度	小論文枠、デジタル枠の設定
4 年度	技術系（土木・建築・化学・電気・機械）実務経験者枠の受験資格年齢の上限を 40 歳へ引上げ

(イ) 人事異動

適材適所の人事配置、組織の活性化、職員のモチベーションの向上を図るため、4 月の定期人事異動を基本とした人事異動を実施しています。

イ 給与

(ア) 一般職の給与改定

a 人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて行っています。

b 諸手当等については、次のとおり見直しを行ってきました。

平成 17 年度	特殊勤務手当の見直し（16 種 22 手当→9 種 13 手当）
18 年度	給与構造改革による大規模な改定
20 年度	特殊勤務手当の見直し（9 種 13 手当→8 種 10 手当）
22 年度	夜間看護手当を病院局の規定へ移行（8 種 10 手当→7 種 8 手当）
24 年度	給与構造改革で抑制されてきた若年層・中堅層の昇給を回復
27 年度	給与制度の総合的見直し 特殊勤務手当の見直し（7 種 8 手当→7 種 7 手当）
令和 3 年度	中核市移行に伴い、感染症防疫等作業手当等の特殊勤務手当を追加 保育園等に勤務する保育士等（会計年度任用職員）の報酬に一律上乘せ加算
5 年度	会計年度任用職員（月額制）の給料表改定の適用日を当年度の当初に変更

(イ) 特別職の報酬等改定

松本市特別職報酬等審議会に諮問し、答申内容を踏まえ改定を行っています。

平成 9 年度	平均改定率 + 1.9% の改定
16 年度	平均改定率 △ 3.7% の改定
20 年度	据え置き
23 年度	平均改定率 △ 0.6% の改定
27 年度	平均改定率 △ 2.0% の改定
29 年度	据え置き

(ウ) エコ通勤

平成 13 年 6 月から、職員の通勤についてノーマイカー運動を段階的に進めてきました。平成 20 年 7 月からは名称を「エコ通勤」に改め、さらに、平成 22 年 10 月から地球温暖化防止に繋がる CO₂ の削減、中心市街地の渋滞緩和、公共交通機関の維持・活性化など様々な観点から、市職員が一致した理念の元、市民に率先して原則マイカーを使わない「新しいエコ通勤」を試行し、平成 23 年 10 月から本格実施しています。

職員が通勤届を提出する際には、距離や家庭の事情等に配慮する一定のガイドラインに基づき、所

属長とヒアリングを行い、職員の意見を聴きながら進めています。

取組みに関係して、平成 28 年 4 月から「エコ通勤優良事業所」として公共交通利用促進等マネジメント協議会から継続認証されています。また、令和 4 年 2 月から「自転車通勤宣言企業」として国土交通省に認定され、令和 5 年 5 月には、自治体としては初めて「自転車通勤優良企業」の認定を受けました。

ウ 人材育成・職員研修等

(ア) 人材育成基本計画

- a 地方分権時代を担う人材を育成する指針として、平成 11 年 3 月に「人材育成基本方針」を、平成 21 年 3 月には「新松本市人材育成基本方針」を策定しました。
- b 平成 28 年 3 月、質の高い市民サービスの提供を目指し、「松本市人材育成基本計画」を策定しました。
- c 令和 3 年 7 月、時代の変化を見据え、新たな行政課題に迅速かつ柔軟に対応できる職員を育成するための「第 2 期松本市人材育成基本計画」を策定しました。

(イ) 職員研修

- a とともに未来を描き挑戦する職員の育成を目指し、階層別研修、実務・特別研修、職場研修等に取り組み、その内容の充実に努めてきました。
- b 職員が幅広い視野に立ち、総合的な観点から行政施策に反映できるよう、国、県、その他地方自治体等への派遣研修にも取り組んできました。

(ウ) 松本市職員行動指針

平成 23 年 9 月に、市民や社会からの要請に敏感に対応し、全職員が高い倫理観と危機管理意識をもって取り組む「松本市職員行動指針」を策定し、職場研修等により周知・徹底を図ってきました。

- a 庁内掲示板への掲示
- b 職場研修での活用
- c 職場ごとの朝会等で行動指針を復唱

(エ) 接遇の向上

- a 平成 13 年 8 月から取り組んでいる「さわやか行政サービス運動」、平成 17 年 3 月に作成した「さわやかマナー 笑顔でこんにちは」（接遇マニュアル）に基づき、市民の目線に立った接遇に心がけるよう周知・徹底を図ってきました。
- b 平成 18 年度から外部機関による接遇実態調査を継続的に実施してきました。
- c 平成 23 年度から調査結果を各職場にフィードバックさせるため、職場ごとのフォローアップ研修を実施するとともに、平成 28 年度からは各職場の職場研修担当者を対象に調査前研修を実施しています。

(オ) 人事評価制度

人材育成を基本とした人事評価制度を平成 20 年度から管理職（部課長）対象に始め、平成 21 年度には監督職（課長補佐・係長）を対象に広げて取り組んできました。平成 27 年度からは全正規職員に導入しています。

エ サービス規律等の確保

(ア) サービス規律等の確保

全体の奉仕者にふさわしい厳正なサービス規律を確保することは、行政及び市職員に対する信頼の基礎であり、職員一人ひとりの自覚を高めるため、「地方公務員法」、「職員サービス規程」、「職員倫理規程」等を機会あるごとに周知し、サービス規律等の確保に努めています。

(イ) サービス関係届

職務専念義務免除、兼業許可願、守秘義務解除等の届出漏れがないよう、庶務担当係長や庶務担当者向けに周知徹底しています。

(ウ) 懲戒処分の指針

新たに生じた職員の非違行為に対応し、職員に倫理の保持と公務員としての自覚を促すため、「職

員懲戒処分の指針」を策定して運用しています。

オ 職員の健康管理・安全衛生

(ア) 安全衛生委員会

労働安全衛生法に基づき安全衛生委員会を設置し、労働災害の防止、職員の健康障害を防止するための対策等について月1回委員会を開催して協議しています。

(イ) 健康診断等

労働安全衛生法及び松本市職員健康管理規則に基づき、疾病の予防、早期発見と早期治療を目的に、定期健康診断、生活習慣病予防のための各種健康診断、がん検診、各種予防接種を実施しています。また、健康診断の結果に基づき、生活習慣改善を目的とした特定保健指導を実施しています。

(ウ) メンタルヘルスケア

- a 平成13年4月から専門カウンセラーによるカウンセリングルームを開設しています。
- b 平成27年度から労働安全衛生法に基づき、全職員にストレスチェックを実施しています。
- c リラクゼーションを主としたセルフケアを促進するため、平成28年度から「ストレスケア相談」を開設しカウンセリングルームの充実を図りました。
- d 令和3年7月策定の「第2期松本市人材育成基本計画」に人材育成の基盤づくりとして「心の健康づくりの推進」を盛り込み、セルフケアの促進、疾病の早期対応、長期療養者の復職支援等を推進しています。

カ 働きやすい職場環境づくり

(ア) 特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画を人材育成基本計画内に位置付け、職員が働き続けることができる職場づくりに努めています。

(イ) 多様な働き方

平成27年度から時差出勤制度を実施しており、平成30年度から公務の都合以外での利用もできるよう規程の改正を行い、取り組んでいます。

また、令和2年度からテレワークを導入し、ワーク・ライフ・バランスの向上を図りました。

(ウ) 時間外勤務時間の縮減

長時間の時間外勤務が職員の健康等に与える影響を考慮し、能率的な執務の執行を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスや職員がコスト意識を持って仕事のやり方等を見直すなどの観点から、時間外の勤務について、平成5年から全庁を挙げて、その適正な運用及び縮減に努めています。

(3) 令和6年度の取組みと成果

ア 人事

(ア) 職員の採用

新規採用職員として、4月1日に70人を採用しました。

現役社会人も受験しやすくするために、令和4年度から技術系の実務経験者枠の受験資格年齢の上限を35歳から40歳へ引き上げ、令和3年度以降、専門試験を免除した小論文枠試験の実施や、情報処理能力に秀でた人材を確保するためのデジタル枠の試験を実施しました。

また、令和2年度から実施してきた就職氷河期世代を対象にした試験を「セカンドキャリア枠」として継続実施するなど、多様な人材の確保に努めました。

(イ) 人事異動

4月1日付けの定期人事異動について、職員の適性や能力による適材適所に配慮し、522人に発令を行いました。なお、昇任者180人のうち、女性は65人でした。

(ウ) 退職

欠員が生じている状況等を勘案し、早期希望退職は実施しませんでした。なお、令和6年度中に71人（再任用職員を除く。）が退職しました。

(エ) 再任用（雇用と年金の接続）

退職共済年金の支給開始年齢が、段階的に 60 歳から 65 歳へと引き上げられることに伴い、定年退職後に無収入となる期間が生じることから、雇用と年金の接続を図るための再任用を行っています。

令和 6 年度は、再任用職員として、33 人（フルタイム）を任用しました。

イ 給与

（ア）給与改定

a 令和 6 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて改定

（a）月例給

若年層に特に重点を置きつつ、おおむね 30 歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に給料表を引上げ改定（平均改定率 3.1%）

（b）期末勤勉手当

民間の支給状況に見合うよう支給月数の 0.1 月分引上げを行い（年 4.50 月分→年 4.60 月分）、引上げ分は期末手当と勤勉手当に均等に 0.05 月分ずつ配分

（c）寒冷地手当

民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を 11.3% 引上げ

b 給与制度のアップデート

人材の確保等の人事管理上の課題に対応し、時代の要請に合わせた給与制度に転換（令和 7 年 4 月適用）

（a）月例給（給料表）

職務や職責をより重視した給与体系とする新たな給料表に切替え

（b）職員手当

扶養手当について配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を増額（2 年間で段階実施）するなど、人事院勧告を踏まえ改正

（イ）在宅勤務等手当の新設

在宅勤務を中心とする職員の負担を軽減するため、令和 5 年人事院勧告に基づく在宅勤務等手当を新設

（ウ）特別職の報酬等改定

改定なし

（エ）エコ通勤

エコ通勤率は、全庁で約 44%、本庁・大手事務所では約 75% となっています。

ウ 人材育成・職員研修等

（ア）職員研修

a 「第 2 期松本市人材育成基本計画」に基づき、階層別研修、実務・特別研修、職場研修等を実施しました。

b 派遣研修として、国、県、他市等（環境省、経済産業省、長野県、姫路市他）へ 15 人を派遣しました。また、外部研修機関へ 204 人を派遣しました。

c 職員のデジタルリテラシーを高め、デジタルサイエンティスト等の専門人材を育成するため、デジタル関係の研修を実施し、資格取得のための助成金を支給しました。

（イ）接遇の向上

a 接遇及び接遇指導者研修等を実施して個人のレベルアップを図り、また、「さわやかマナー 笑顔でこんにちは」（接遇マニュアル）等を周知して、市民目線に立った対応に心がけ、更なる接遇の向上に努めました。

b 外部機関による接遇実態調査を引き続き実施し、職場研修担当者を対象とした接遇研修及び調査を行った職場を対象としたフォローアップ研修に取り組みました。令和 5 年度の結果は、成績区分は昨年度と同様の A「接遇の意識を持ち、感じの良い対応ができている」との評価でしたが、評価点は昨年を 0.17 ポイント下回ったため、引き続き接遇のレベルアップに取り組んでいきます。

（ウ）人事評価制度

- a 業績評価、態度・能力評価について、人材育成及び職務改善を主眼とした制度として全正規職員を対象に実施しました。
- b 業績評価結果の勤勉手当への反映について、全正規職員を対象に引き続き実施しました。
- c 昇給・昇格・昇任への反映について、全正規職員を対象に引き続き実施しました。

エ サービス規律の確保等

- (ア) サービス規律の確保等に向け、庶務担当係長会議等を通じて周知・徹底を図りました。
- (イ) 職場研修の必須課題として、引き続きコンプライアンス研修に取り組みました。
- (ウ) 各職場の朝会等で、職員一人ひとりが心掛けるべき行動や心構えを示した「職員行動指針」の復唱に引き続き取り組みました。

オ 職員の健康管理

- (ア) 新規採用職員 70 名に対し健康相談を行い、不安や悩みを把握し早期に職場に適應できるよう支援を行いました。
- (イ) 産業医面談を 37 回、カウンセリング相談を 96 回開催し、保健師の相談を含め延べ 1,135 人の職員の相談に対応し、疾病の予防や早期対応、復職支援を行いました。
- (ウ) ストレスチェック後、高ストレス者及び高ストレス職場に対し、産業医等による相談対応を行いました。

カ 働きやすい職場づくり

- (ア) ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、昨年に引き続き課長職以上において「イクボス・温かボス宣言」を行いました。
- (イ) 毎月月末金曜日を、ワーク・ライフ・バランスデーとして、定時に退庁するよう促しました。
- (ウ) 時間外勤務時間を縮減するため、課の目標時間を設定して縮減に取り組みました。令和 6 年度の総時間数は前年度比で 2.3% の増加となりました。業務の効率化を進めながら、引き続き縮減対策に取り組みます。
- (エ) 職員の育児休業取得に係る意向確認、育児休業に係る勤務環境の整備等を義務として取り組んでいます。職員の配偶者等出産休暇を、出生のための入院の日から取得可能とするなど、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に積極的に取り組みました。
- (オ) 職員同士のコミュニケーションを深め、所属長を中心として明るく風通しの良い職場づくりに努めるよう周知、徹底しました。

(4) 現状の分析と今後の課題

ア 人材育成

中核市に相応しい職員を目指し、職員の更なる資質向上や職員のやる気を活かす機会の創出などに取り組む、より一層、行政サービスの質の向上につなげる必要があります。

イ 人材確保

専門職の確保が困難となってきたことから、試験内容の見直しなどに取り組めます。

ウ 人事評価制度

- (ア) 制度への理解の促進、評価者の能力向上のため人事評価研修に取り組んでいます。
- (イ) 評価結果の処遇反映の拡大に伴い、評価精度を高める取組が必要です。また、分限への活用について引き続き検討を進めます。

エ サービス規律等の確保

全体の奉仕者であることを肝に銘じ、また、市民等の信頼に応えるため、「松本市職員行動指針」の徹底、コンプライアンス研修など、サービス規律等の確保に引き続き取り組みます。

オ 職員の健康管理事業の充実

- (ア) 疾病による療養の長期化を防ぎ健康で働けることができるよう、健康診断結果に基づく保健指導を行い疾病予防、重症化予防につなげます。
- (イ) ストレスチェックを全職員に実施し、職員自身のストレスへの気づき及びその対処の支援、並びに組織診断結果に基づいた職場環境の改善を通じてメンタルヘルス不調の未然防止を図ります。

(ウ) 様々な不安を抱える新規採用職員に対し、保健師による健康相談を引き続き実施し、状況に応じてカウンセリング相談の活用などの早期対応に努めます。

カ 働き方改革

仕事のメリハリ、心身のリフレッシュが図れるよう、年次休暇の取得促進に取り組むとともに、テレワーク、サテライトオフィス、時差出勤制度の利用促進を図り、職員が活き活きと働ける職場環境づくりに努めます。

4 デジタル化の推進（デジタルトランスフォーメーション）

(1) 目標

インターネットや先端的技术を始めとする情報通信技術などを効果的に用いることにより、急速な少子高齢化の進展や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした課題の解決に寄与し、市民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感でき、安全で安心して暮らせ、創造的かつ活力ある発展が可能な社会（デジタル社会）の形成を目指して、行政と社会のデジタル化を推進します。

(2) 令和5年度までの経過

平成 24 年度	新住民系情報システムの稼働、災害時対策としてバックアップデータの遠隔地保存を開始
25 年度	電源、空調設備の増設により情報創造館をデータセンター化 新市税等情報システム稼働
26 年度	ホストコンピュータを廃止し、システム再構築等による業務システム最適化を実現 仮想化技術を利用した新たなセキュリティ対策（業務端末の仮想化）を実施
27 年度	最高情報責任者（C I O、副市長）の補佐官（情報政策幹）の採用により I C T マネジメント体制を強化 マイナンバー制度の本格運用に向けた、システム開発・改修を実施
28 年度	「松本市新情報化基本計画」を策定
29 年度	情報化推進委員会を設置 財務会計及び庁内情報システムを更新
30 年度	公共 W i - F i （市有公共施設における公衆無線 L A N 環境）を地区公民館等の計 36 施設に整備 福祉医療の現物給付化に対応するため、こども部系システムを再構築 住民系システムを更新。市税等情報システムのクラウドサービス化 番号法で定められた安全管理措置の実施（職員研修並びに安全管理対策要領の作成） 働き方の多様化への対応及びワークライフバランス推進のため、テレワーク等の実証実験に着手
令和 元 年度	公共施設案内・予約システムをスマートフォンに対応させ再構築 公共 W i - F i を総合体育館等の計 5 施設に追加整備 N T T 東日本との協力体制で、上高地（河童橋から横尾地区間）の光回線を整備 庁内全端末の仮想化基盤の再構築及び対応する端末のシンクライアント化 働き方改革やワークライフバランスの実現を目指して A I や R P A を導入
2 年度	国家戦略特別区域（スーパーシティ型）の応募 「松本市役所テレワークデイズ」を実施し、職員のテレワークガイドラインを作成 屋外 W i - F i スポット（公衆無線 L A N）を上高地（明神、徳沢、横尾）に整備 内部事務系のシステム及び統合型 G I S システム調達仕様書、要求仕様書等の作成
3 年度	行政・社会のデジタル化を推進するため、「D X ・デジタル化推進に関する骨太の方針」を策定 公金の窓口及び納付書納付について、キャッシュレス決済を導入 体験型のスマホ講習会を実施（全 22 回、148 人参加）

庁内のテレワークを推進するとともに、職員のワーケーション実験を行うなど、多様な働き方への取組をデジタルで支援

国の推奨データセットを中心として行政情報のオープンデータ化を推進

職員のデジタル・マインド向上とデジタル化に関する職員間の活発な発言の場として、「D-L a b（ディー・ラボ）@まつもと」を設立

4 年度 インターネットを活用した働き方の変化や外部サービスの利用を見据え、松本市情報セキュリティポリシー対策基準の見直し

公金の窓口納付について、手数料・使用料など支払う 70 の窓口で機器を導入しキャッシュレス決済の運用を開始

公共施設案内・予約システムにおいて、市直営施設（89 施設）を対象にオンラインクレジット決済機能を追加

デジタルに馴染めない方の底上げのための体験型のスマホ講習会を実施（全 23 回、196 人参加）

庁内で利用している内部事務系のシステムを更新し運用を開始

統合型 G I S（地図情報システム）を更新し運用を開始

情報創造館庁舎内にデジタル実装促進拠点「デジベース松本」を開所し、令和 4 年 10 月から地元企業の個別相談（37 社）や I T 企業とのマッチング支援（2 社）

デジタル活用を考え、持続的にデジタル弱者を支えていくための環境を地域につくるため、地域を支援できるデジタル活用支援人材を育成（10 地区、15 人）

国の推奨データセットを中心として行政情報のオープンデータ化

5 年度 キャッシュレス決済窓口を 100 窓口に拡充

公共施設案内・予約システムにおいて、指定管理者管理施設（11 施設）を対象にオンラインクレジット決済機能を拡充

オンライン相談窓口を設置し 157 件の相談に対応

子育て支援クーポンの電子化を行い、新たなプラットフォーム（電子クーポンシステム）を導入

電子申請様式作成アクションプランを見直し、405 件（65.1%）の申請書を電子化

産学官の連携組織「デジタルシティ松本推進機構」を設立。3 件の調査研究プロジェクトを支援

デジベース松本において、地元企業の個別相談（96 社）や I T 企業とのマッチング支援（4 社）を実施

地域を支援できるデジタル活用支援人材を育成（25 地区、33 人）

デジタルに馴染めない方の底上げのための体験型のスマホ相談会を実施（655 人）

D-L a b（ディー・ラボ）@まつもとにおいて、職員のデジタル・マインド向上とデジタル化に関する職員間の活発な発言の場の提供に取り組む

国が義務化した自治体システム標準化・共通化の住民記録・印鑑登録・国民健康保険システムについて業務委託を行い、稼働予定の令和 7 年 10 月に向け準備を開始

(3) 令和 6 年度 of 取組みと成果

ア これまで本庁舎に行かなければできなかった専門的な相談を、身近な場所でも、お互いの顔や書類を見ながら、対面と同じような感覚でできるオンライン相談窓口について、令和 6 年度は 158 件の相談に対応しました。

イ こども部、健康福祉部の紙面（冊子形式）による子育て支援クーポンを電子化することで、煩雑さを解消し利用者の利便性向上を図る「電子クーポンシステム」の運用を令和 6 年度から開始しました。

ウ 市民が行う手続を電子化することで、「来庁不要」かつ「待ち時間ゼロ」さらに「24 時間対応可能」な松本市役所を目指し、電子申請を推進しています。令和 5 年度には電子申請様式作成アクションプランを見直し、令和 7 年度までに 622 件の申請様式を電子申請化することとし、令和 6 年度までに 559 件

(89.9%)の申請書を電子化しました。

エ 令和5年4月設立した「デジタルシティ松本」を推進する産学官の連携組織「デジタルシティ松本推進機構」では、本市をフィールドに事業意欲と実行力を持つメンバーが連携し、市民が恩恵を実感できるデジタルサービスの創出や地域デジタル人材の育成を行います。令和6年度は、2件の社会実証プロジェクトと3件の調査研究プロジェクトを支援しました。

オ デジベース松本において、地元企業の個別相談(55社)やIT企業とのマッチング支援(4社)を実施しました。

カ 育成した地域を支援できるデジタル活用支援人材を活用し、デジタルに馴染めない方の底上げのための体験型のスマホ相談会を実施(768人)しました。

キ 「D-L a b (ディー・ラボ) @まつもと」において、職員のデジタル・マインド向上とデジタル化に関する職員間の活発な発言の場の提供に取り組んでいます。

ク 国が義務化した自治体システム標準化・共通化20業務のうち15業務について業務委託を行い、稼働予定の令和7年10月に向け準備を開始しました。

(4) 現状の分析と今後の課題

ア 初期段階のデジタル実装の支援を継続しつつ、デジタルの利活用による新たな取組創出を促進し、引き続き地元企業の競争力向上を目指します。

イ 市民の利便性向上や経済の活性化、行政の透明性向上等につなげることを目的として、行政情報をオープンデータ化し、市民や事業者等が活用出来る環境を構築するとともに、利用向上を図る取り組みを進めます。

ウ 業務の電子化・効率化に取組み、職員のテレワークを推進し、働き方の新しいスタイルとワークライフバランスの定着を進めます。

エ 基幹業務系(住民系や市税系等)の標準化と、市民にとって簡単で便利な窓口システムのあり方を検討するとともに、行政手続きのオンライン化を推進します。

オ 個人情報保護や情報漏洩等の事故を未然に防ぐため、セキュリティ対策の強化や、番号制度に適切に対応した安全管理措置の徹底に努めます。

5 財務管理

(1) 目標

ア 計画行政の推進

イ 健全財政の堅持

ウ 財政基盤の強化

(2) 令和6年度の取組みと成果

令和6年度当初予算では、歳入の根幹をなす税収について、定額減税の影響を考慮し、市税全体で前年度対比△0.6%で計上しました。コロナ禍からの正常化が見られる中、企業の賃上げの動きが広がりつつありますが、海外景気の下振れリスクや物価動向による不確実性、金融資本市場の変動等の影響には十分に注意する必要があります。このため、安定的な収入の確保は依然として不透明な状況にあることを前提としています。

一方、歳出面では、市債の縮減対策が一定の成果を上げ公債費は減少しているものの、経常的経費の高止まりが続いています。具体的には、サービス利用者の増による扶助費の増加、介護保険・後期高齢者医療費等に関する繰出金の増大、さらには中核市移行に伴う行政サービスの拡充などが要因となっています。加えて、燃料価格高騰による光熱費や物価の上昇、賃金アップによる各種委託料の増額など、歳出圧力は強まり続けており、その傾向が今後も継続することを念頭に置く必要があります。また、公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増大も課題となっており、財政的観点からも公共施設の適正な維持管理と効率的な運用が強く求められています。

このような状況を踏まえ、将来に向けて安定した市政を推進していくため、従来からの「計画行政の推進」と「健全財政の堅持」を基本姿勢に、財政規律を乱すことなく、松本市総合計画に定めた第11次基本計画の推進、費用対効果の検証を行い、最小の経費で最大の効果を上げるよう、財政基盤の強化に努めました。

ア 予算執行管理の適正化

実施時期、方法などを十分に検討して、的確な執行計画に基づいた予算執行に努めました。

- (ア) 歳入については、市税等の自主財源は、公平性の観点に立ち、課税客体の的確な把握と収納率の向上に努め、その他、国、県の動向や最新の情報を常に把握し、効率的かつ有利な補助金等の確保に努めました。

また、基金の活用を図るとともに、世代間の公平性の観点から大型建設事業については、有利な市債の活用を図り財源確保に努めました。

- (イ) 公共施設については、「松本市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の解体だけでなく、統合や用途変更等による既存施設の有効活用、及び譲渡や指定管理者制度の導入等に取り組みました。
- (ウ) 事務事業の執行については、経済対策として、各種工事をできる限り前倒しして執行することとし、特に単独事業については、早期発注、早期支払いに努め、効果的な予算執行を図りました。
- (エ) 一時借入金については、歳入歳出の執行予定を把握し、基金の繰替運用などを含めた計画的な資金運用を行った結果、借入を行いませんでした。(第4表参照)

イ 予算編成事務

令和6年度においては、新型コロナウイルス感染症の社会的影響が大きく後退する一方で、国際的な緊張関係や物価高騰が続き、インフレへの転換期を迎えました。

そのような時代背景の中、総合計画に掲げた「三ガク都のシンカ」に邁進するため、基本構想2030の実現に向け、5つの重点戦略を柱としスピード感を持って第11次基本計画に基づく施策を推進しました。

(ア) 当初予算

令和6年度当初予算は、3月に市長選挙が控えていたことから、新規の政策的な事業は6月以降の補正予算で対応する骨格予算編成としましたが、第11次基本計画が4年目を迎えることを踏まえ、各重点戦略の進捗状況を再確認し、「三ガク都のシンカ」に邁進する予算編成方針としました。

コロナ禍を経て、日本の人口動態は、東京一極集中が再加速しているとの指摘がある中、松本市は、「人口定常化」を重点戦略に掲げ、部局横断的に直面する課題に取り組み、子どもが主人公のまちづくり、女性と若者に選ばれるまちづくりを推進しています。その成果として、令和4年は、松本市の転入から転出を差し引いた人口異動が長野県内の市町村では最も大きな増加幅となるなど、好転の兆しが見え始めています。

松本市は、子育て・教育・環境・医療・観光・産業などあらゆる分野において、全国そして世界から選ばれるポテンシャルを秘めていることから、人口定常化に向けた流れを加速し、基本構想2030に掲げる「一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまち」を実現するための予算編成に取り組みました。

令和6年度当初予算は、一般会計が1,012億9,000万円（前年度比8億1,000万円、0.8%減）となり、当初予算では4年連続で1,000億円を超える予算となりました。特別会計は9会計で522億3,406万円（前年度比9億5,694万円、1.8%減）、企業会計は6会計で274億8,284万円（前年度比1億3,738万円、0.5%増）、全会計では、1,810億690万円（前年度比16億2,956万円、0.9%減）となりました。

- (イ) 5月補正…（5月22日専決）令和3年度から令和5年度までに講じた赤字補填の影響により、令和5年度決算において収支不足が見込まれる市街地駐車場事業特別会計について、令和6年度の歳入から不足分を補てんする繰上充用に要する経費を編成しました。

5月専決…（5月31日専決）市街地駐車場事業特別会計について、繰越明許費の財源として、繰上充用金を追加する経費を編成しました。

6月補正…市長選挙後の肉付け予算として、市長の政策判断を必要とする新規事業に係る経費、国や県補助事業の内示及び決定に伴う経費で補正措置を講じなければ事業執行に支障をきたす経費を編成しました。

7月補正…（7月10日専決）緊急に補正措置を講じなければ事業執行に支障をきたす小学校長寿命化改良事業に係る債務負担行為の設定を編成しました。

9月補正…第11次基本計画に掲げ令和6年度中に事業化が必要な政策的経費、国や県補助事業の内示及び決定に伴う経費で補正措置を講じなければ事業執行に支障をきたす経費、300

万円以上の契約差金に伴う減額補正が必要な経費を編成しました。

10月補正…（10月1日専決）衆議院議員総選挙の執行に係る経費を編成しました。

12月補正…（その1）令和6年人事院勧告に伴う、職員等の給与改定に係る経費を編成しました。

12月補正…（その2）令和7年度から新たに基本協定を締結する指定管理料等に係る債務負担行為の設定を編成しました。

1月専決…（1月15日専決）国の地方創生臨時交付金を活用する低所得世帯を支援するための経費及び物価高騰対策事業に係る経費を編成しました。

2月補正…第11次基本計画に掲げ令和6年度中に事業化が必要な政策的経費、国の補正予算に伴う事業で令和6年度中に補正措置が必要な経費、事務事業の精算に伴う経費を編成しました。

3月専決…（3月28日専決）緊急やむを得ない理由により繰越明許費の設定が必要な経費を編成しました。

（単位：千円）

補正	一般会計		特別会計			企業会計			全体	
	補正額	補正後の規模	補正額	会計数	補正後の規模	補正額	会計数	補正後の規模	補正額	補正後の規模
5/22付		101,290,000	22,750	1	52,256,810			27,482,840	22,750	181,029,650
5/31付		101,290,000	5,480	1	52,262,290			27,482,840	5,480	181,035,130
6月	4,220,000	105,510,000	93,590	4	52,355,880	125,300	1	27,608,140	4,438,890	185,474,020
7/10付	債務負担行為のみ	105,510,000			52,355,880			27,608,140	0	185,474,020
9月	4,082,120	109,592,120	171,940	1	52,527,820	130,860	2	27,739,000	4,384,920	189,858,940
10/1付	93,540	109,685,660			52,527,820			27,739,000	93,540	189,952,480
12月その1	838,450	110,524,110	626,440	6	53,154,260	131,850	1	27,870,850	1,596,740	191,549,220
12月その2	債務負担行為のみ	110,524,110	債務負担行為のみ	1	53,154,260			27,870,850	0	191,549,220
1/15付	1,317,570	111,841,680			53,154,260	1,820	3	27,872,670	1,319,390	192,868,610
2月	5,793,400	117,635,080	△ 974,870	9	52,179,390	△ 271,050	5	27,601,620	4,547,480	197,416,090
3/28付	繰越明許費のみ	117,635,080			52,179,390			27,601,620	0	197,416,090

ウ 財政分析の充実

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により公表が義務付けられている、健全化判断比率については、いずれの指標も過去数年間、早期健全化基準を大幅に下回って推移しています。当面は現状が維持される見込みですが、小中学校長寿命化改良事業や国民スポーツ大会等の開催に向けたスポーツ施設整備事業などにより、今後の財政運営によっては将来的に上昇に転じていくことが予測されます。（第10表参照）

また、総務省の指針に基づき、市単体及び関連団体等を含む連結での財務諸表4表を作成し、分析を行っています。（第12表参照）

エ 財政事情の公表等

条例に基づき年2回（6月・12月）予算と決算等の財政事情を公表するとともに、毎年見直しをする実施計画にあわせ、中期的な財政見通しを策定し、積極的に公開しています。

公表にあたっては、松本市の財政状況や用語について、一般家庭の家計に例えるなど、市民に分かりやすい説明を心がけるとともに、広報まつもとやホームページ等を活用し、幅広い周知に努めました。

オ 市税収納率向上対策

「市税収納率向上プロジェクト」のもと、収納・徴収体制や滞納整理方法等の情報交換を進めました。

令和4年度から国保税の収納、徴収を納税課で扱う税収納一元化の検討を開始し、令和6年4月に徴収部門を統合しました。また、令和7年4月に収納庶務部門の統合を決定しました。

（ア）納期内納税の推進

口座振替未利用者の納税通知書に口座振替依頼書を同封し、周知を図りました。

令和5年4月から、固定資産税・都市計画税と軽自動車税（種別割）の納付書にQRコード（eL-QR）を印字し、スマートフォンで支払いできるキャッシュレス決済の納付方法を拡充しました。

また、広報まつもと、納期チラシ、市ホームページにより、市税納付のPRを実施しました。

（イ）徴収体制の充実

a 職員のスキルアップと収納率の向上のため、自己完結型整理解体制で初動班、滞納繰越班、特別担当班、国保軽減班と計画班の5班体制により、滞納整理を行いました。

b 滞納処分の強化を図るため、徴税指導員（税務署OB）を雇用し、滞納整理の相談、研修をするなど、専門的知識を業務に活用しました（平成20年10月から）。

c 新規滞納者への早期対応を図るため、コールセンターからスマートフォン等を通じて電話やショートメッセージサービス（SMS）による催告を行うとともに、市税特別催告書を送付し、効率的に現年度分の滞納整理を実施しました。

(ウ) 滞納処分の実施

滞納者の生活実態を十分調査し、国税徴収法に基づき、債権（預貯金、給与等）、不動産等の滞納処分を実施しました。

(エ) 長野県地方税滞納整理機構との連携

大口、徴収困難案件を縮減するため、長野県地方税滞納整理機構に滞納案件を移管しました（平成23年4月から）。

(オ) 県との協働による滞納整理

「県と市の協働による滞納整理に関する協定」の締結により、県職員と協働して滞納整理を実施しました（平成28年4月から）。

(カ) 取組みの結果

a 一般市税収納率

現年度分	99.44%（前年対比 + 0.01 ポイント）
滞納繰越分	42.65%（前年対比 + 4.58 ポイント）
合 計	98.78%（前年対比 + 0.08 ポイント）

b 国保税収納率

現年度分	94.78%（前年対比 + 0.75 ポイント）
滞納繰越分	27.69%（前年対比 + 5.35 ポイント）
合 計	84.08%（前年対比 + 2.02 ポイント）

(3) 普通会計決算の分析と今後の課題

ア 令和6年度普通会計決算（地方財政状況調査）の状況

(ア) 実質収支

実質収支額 25 億 8,594 万円（対前年度比 3 億 1,698 万円減）
（歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額）
実質収支比率 4.2%（対前年度比 0.6 ポイント減）
（実質収支額の標準財政規模（一般財源の標準規模）に対する割合）

(イ) 経常収支比率

86.9%（対前年度比 0.9 ポイント減）（第7表参照）
（経常的経費に充当した経常一般財源割合 財政構造の弾力性の指標）

(ウ) 基金現在高（令和6年度末）

財政調整基金	141 億 300 万円（対前年度比 4.4% 減）
減債基金	59 億 9,900 万円（対前年度比 4.5% 増）
その他特定目的基金のうち、主なもの	
小中学校施設整備基金	37 億 9,900 万円（対前年度比 6.5% 増）
庁舎建設基金	34 億 2,000 万円（対前年度比 0.1% 増）
地域振興基金	25 億 6,600 万円（対前年度比 9.8% 減）

(エ) 地方債現在高（令和6年度末）

673 億 8,226 万円（対前年度比 2.0% 減）

イ 現状の分析

(ア) 歳入構造

令和6年度決算における、歳入全体に占める自主財源の構成比は 49.8% で、前年度から 0.7 ポイント低下しました。なかでも市税の構成比は 0.8 ポイント低下し、決算額では 1 億 5,997 万円の減となりましたが、これは、令和6年度税制改正により、個人住民税の定額減税が行われたことによるものです。

自主財源の多寡が行財政運営の自主性と安定性に影響を与えるため、市税をはじめとした自主財源の安定的な確保が必要です。（第5表参照）

(イ) 歳出構造

歳出全体に対する義務的経費の構成比は 44.3% で、前年度と同様でした。公債費が 0.7 ポイント低下した一方、人件費及び扶助費の構成比は年々上昇しており、義務的経費の増加は財政構造の硬直化に繋がるため、引き続き縮減に努めていく必要があります。（第 6 表参照）

(ウ) 地方債

平成 18 年度から、地方債の発行を償還元金の範囲内に抑制する方針の継続により、残高の減少に努めてきました。今後は、大型事業が増加する見込みであり、財政運営の厳しさも増すことから、財政規律を保持しながら有利な起債による市債の活用を図ります。

(エ) 債務負担行為

債務負担行為に係る令和 7 年度以降の支出予定額は、前年度比 8.3% 減の 198 億 126 万円となりました。（第 1 表参照）

ウ 今後の課題

日本経済は緩やかなインフレ安定化の過程にあり、為替変動も落ち着きを見せ始め、インバウンド需要の回復が松本市の観光産業にも活気をもたらしています。一方で、世界的な地政学リスクや資源価格の不安定性により、市税などの安定的な歳入確保は依然として不透明です。

財政面では、高齢化に伴う社会保障費の増加、老朽化した公共施設の更新費用、物価上昇による経常経費の膨張が課題となっています。また、コロナ禍後に再び強まる東京圏への人口集中と、過去最低を更新した出生数に示される少子化の深刻化も憂慮すべき状況です。

今後の財政運営においては、既存事業の効果検証を徹底し、目的を達成した施策の廃止や見直しを積極的に進めるとともに、限られた財源の最適配分に向けた施策の優先順位付けを明確化し、持続可能な財政基盤の構築に努める必要があります。

市税収納率向上対策については、令和 6 年度の県内 19 市の収納率順位 市税 7 位、国保税 19 位の結果を踏まえ、さらなる収納率の向上を目指し、自己完結型の徴収体制により現年度分の早期徴収に取り組めます。滞納繰越分については、滞納者の生活実態を把握したうえで、厳正な滞納処分、納税の緩和措置等を進め、収入未済を縮減します。徴収部門一元化については、令和 6 年度に国民健康保険税の徴収部門を、令和 7 年度に収納庶務部門の統合を実施し、市税、国民健康保険税一体としての収納・徴収体制の確立を進めます。

第 1 表 収支・財政構造

第 2 表－ 1 令和 6 年度一般会計予算の経過（歳入）

第 2 表－ 2 令和 6 年度一般会計予算の経過（歳出）

第 3 表 令和 6 年度特別会計予算の経過

第 4 表 一時借入金の推移

第 5 表 歳入構造の推移

第 6 表 歳出構造の推移

第 7 表 経常収支比率

第 8 表 市民 1 人当たりの地方債現在高

第 9 表 主な財政指標の全国順位

第 10 表 健全化判断比率

第 11 表 資金不足比率

第 12 表 令和 5 年度松本市財務諸表

(1) 貸借対照表

(2) 行政コスト計算書

(3) 純資産変動計算書

(4) 資金収支計算書

(5) 普通会計における財務諸表のポイント

(6) 統一的な基準における財務指標の中核市との比較

第1表 収支・財政構造

(普通会計)

項目		令和6年度決算額			令和5年度決算額			前年比較			
		松本市 A	中核市 平 均 B	県内都市 平 均 C	松本市 D	中核市 平 均 E	県内都市 平 均 F	松本市 A-D	増減率 (A-D)/D	中核市 平 均 B-E	県内都市 平 均 C-F
収支	実質収支額	2,585,943 千円	3,785,131 千円	1,031,118 千円	2,902,925 千円	3,702,620 千円	1,110,045 千円	△ 316,982 千円	△10.9%	82,511 千円	△ 78,927 千円
	実質収支比率	4.2%	4.4%	5.0%	4.8%	4.4%	5.2%	△0.6ポイント		0.0ポイント	△ 0.2ポイント
財政構造	歳入総額	116,624,744 千円	174,350,648 千円	45,369,419 千円	114,286,325 千円	170,000,817 千円	44,325,014 千円	2,338,419 千円	2.0%	4,349,831 千円	1,044,405 千円
	うち一般財源 構成比	66.4%	62.5%	66.1%	65.4%	62.0%	66.7%	1.0ポイント		0.5ポイント	△ 0.6ポイント
	歳出総額	113,617,230 千円	169,287,203 千円	44,077,194 千円	110,498,996 千円	164,921,848 千円	42,848,216 千円	3,118,234 千円	2.8%	4,365,355 千円	1,228,978 千円
	うち経常経費 構成比	72.6%	73.2%	70.1%	73.4%	73.8%	69.1%	△0.8ポイント		△ 0.6ポイント	1.0ポイント
	経常収支比率	86.9%	93.8%	91.4%	87.8%	93.0%	90.5%	△0.9ポイント		0.8ポイント	0.9ポイント
	うち人件費	26.1%	24.7%	25.8%	25.2%	23.5%	24.1%	0.9ポイント		1.2ポイント	1.7ポイント
	経常収支比率	86.9%	93.8%	91.4%	87.8%	93.0%	90.5%	△0.9ポイント		0.8ポイント	0.9ポイント
住民基本 台帳人口一人 当り額	市 税	162,989 円	163,958 円	148,429 円	162,725 円	164,442 円	149,836 円	264 円	0.2%	△ 484 円	△ 1,407 円
	人件費	77,072 円	70,859 円	95,117 円	73,085 円	62,936 円	86,518 円	3,987 円	5.5%	7,923 円	8,599 円
	一時借入金支払 利 子	0.0 円	10.1 円	7.0 円	0.0 円	3.1 円	6.9 円	0.0 円	- %	7.0 円	0.1 円
積立金現在高 (財政調整基金) + 減債基金		20,102,571 千円	14,752,809 千円	7,006,911 千円	20,488,667 千円	14,868,644 千円	7,010,241 千円	△ 386,096 千円	△ 1.9%	△ 115,835 千円	△ 3,330 千円
地方債現在高		67,382,259 千円	129,392,323 千円	32,829,089 千円	68,747,640 千円	133,416,005 千円	33,967,658 千円	△1,365,381 千円	△ 2.0%	△ 4,023,682 千円	△ 1,138,569 千円
債務負担行為額 (次年度以降) 歳出予定額		19,801,260 千円	45,389,883 千円	5,915,090 千円	21,604,750 千円	41,109,363 千円	5,589,647 千円	△1,803,490 千円	△ 8.3%	4,280,520 千円	325,443 千円

(注) 中核市平均は、令和5年度は全62市の確定値、令和6年度は回答が得られた58市の暫定値です。

第2表－1 令和6年度一般会計予算の経過

【歳入】

款	当初予算額	補正第1号 令和6年6月27日議決	補正第3号 令和6年9月20日議決	補正第4号 令和6年10月1日専決
1 市 税	37,046,400			
2 地 方 譲 与 税	987,930			
3 利 子 割 交 付 金	10,000			
4 配 当 割 交 付 金	181,000			
5 株式等譲渡所得割交付金	122,000			
6 法 人 事 業 税 交 付 金	690,000			
7 地 方 消 費 税 交 付 金	6,980,000			
8 ゴルフ場利用税交付金	29,000			
9 環 境 性 能 割 交 付 金	80,000			
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	35,400			
11 地 方 特 例 交 付 金	1,261,800			
12 地 方 交 付 税	15,196,000		639,950	
13 交通安全対策特別交付金	34,000			
14 分 担 金 及 び 負 担 金	514,010	△ 4,460		
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1,712,020	6,560	60	
16 国 庫 支 出 金	13,317,490	2,037,170	240,800	
17 県 支 出 金	6,321,950	19,290	3,510	93,540
18 財 産 収 入	495,600	5,150		
19 寄 附 金	479,930			
20 繰 入 金	3,512,740	1,293,760	15,710	
21 繰 越 金	600,000		2,197,910	
22 諸 収 入	7,210,930	352,030	680	
23 市 債	4,471,800	510,500	983,500	
合 計	101,290,000	4,220,000	4,082,120	93,540

(注1) 予算額には繰越明許費は含みません。

(注2) 補正第2号(令和6年7月10日専決)、補正第6号(令和6年12月19日議決)、補正第9号(令和7年3月

第2表－2 令和6年度一般会計予算の経過

【歳出】

款	当初予算額	補正第1号 令和6年6月27日議決	補正第3号 令和6年9月20日議決	補正第4号 令和6年10月1日専決
1 議 会 費	455,880	60		
2 総 務 費	13,285,290	1,669,210	3,577,760	99,960
3 民 生 費	38,127,090	537,740	△ 29,780	
4 衛 生 費	6,574,550	570,710	343,400	
5 労 働 費	129,500		△ 780	
6 農 林 水 産 業 費	2,571,620	60,600	241,670	
7 商 工 費	6,751,420	148,370	8,360	
8 土 木 費	8,783,670	829,470	△ 132,040	
9 消 防 費	2,782,340	14,870	△ 1,460	
10 教 育 費	10,952,660	388,970	9,760	
11 公 債 費	8,827,570			
12 諸 支 出 金	1,898,410			
13 予 備 費	150,000		4,900	△ 6,420
14 災 害 復 旧 費			60,330	
合 計	101,290,000	4,220,000	4,082,120	93,540

(注1) 予算額には繰越明許費は含みません。

(注2) 補正第2号(令和6年7月10日専決)、補正第6号(令和6年12月19日議決)、補正第9号(令和7年3月

(単位：千円)

補正第5号 令和6年12月2日議決	補正第7号 令和7年1月15日専決	補正第8号 令和7年3月17日議決	最終予算額
		995,000	38,041,400
		△ 53,000	934,930
		5,000	15,000
		36,000	217,000
		83,000	205,000
		△ 30,000	660,000
		△ 510,000	6,470,000
			29,000
		16,000	96,000
			35,400
			1,261,800
838,400		793,790	17,468,140
			34,000
		△ 1,410	508,140
	△ 90	23,520	1,742,070
220	1,317,660	963,240	17,876,580
110		617,230	7,055,630
		117,590	618,340
		122,280	602,210
△ 280		194,130	5,016,060
			2,797,910
		183,230	7,746,870
		2,237,800	8,203,600
838,450	1,317,570	5,793,400	117,635,080

28日専決)は繰越明許費又は債務負担行為の補正のみ

(単位：千円)

補正第5号 令和6年12月2日議決	補正第7号 令和7年1月15日専決	補正第8号 令和7年3月17日議決	最終予算額
4,420		△ 1,510	458,850
146,720		2,242,480	21,021,420
297,500	783,640	491,690	40,207,880
59,680		△ 10,600	7,537,740
3,630		4,090	136,440
23,100		240,290	3,137,280
16,640		75,050	6,999,840
52,100		139,400	9,672,600
5,230		△ 34,600	2,766,380
229,430		2,860,620	14,441,440
		△ 267,550	8,560,020
	533,930	51,180	2,483,520
		7,120	155,600
		△ 4,260	56,070
838,450	1,317,570	5,793,400	117,635,080

28日専決)は繰越明許費又は債務負担行為の補正のみ

第3表 令和6年度特別会計予算の経過

(単位:千円)

会 計 名	当初予算額	6.5.22 専決	6.5.31 専決	6.6.27 議決	6.9.20 議決	6.12.2 議決	7.3.17 議決	最終予算額
母子父子寡婦福祉資金貸付金	22,180						4,240	26,420
霊 園	191,430			組替		16,920	5,790	214,140
国 民 健 康 保 険	22,596,390			19,570		147,420	△ 47,670	22,715,710
後 期 高 齢 者 医 療	3,981,510					30,080	△ 22,890	3,988,700
介 護 保 険	23,276,060					431,890	△ 898,790	22,809,160
公 設 地 方 卸 売 市 場	487,290					130	16,460	503,880
市 街 地 駐 車 場 事 業	263,500	22,750	5,480				△ 57,250	234,480
奈 川 観 光 施 設 事 業	183,480			債務負担行為の追加			△ 9,120	174,360
松 本 城	1,232,220			74,020	171,940	組替	34,360	1,512,540
合 計	52,234,060	22,750	5,480	93,590	171,940	626,440	△ 974,870	52,179,390

(注1) 予算額には繰越明許費は含みません。

(注2) 令和6年12月19日議決の補正予算は、霊園の債務負担行為の補正のみ

第4表 一時借入金推移

	松本市			施行時特例市(～R2) 中核市 (R3～)		長野市		上田市		飯田市	
	累計借入金 千円	利子額 千円	対前年伸率 %	利子額 千円	対前年伸率 %	利子額 千円	対前年伸率 %	利子額 千円	対前年伸率 %	利子額 千円	対前年伸率 %
22	0	0	皆減	2,765	△ 62.2	9,932	△ 9.8	0	-	0	-
23	0	0	-	3,762	36.1	8,866	△ 10.7	0	-	0	-
24	0	0	-	2,855	△ 24.1	9,569	7.9	0	-	0	-
25	740,044	9	皆増	2,299	△ 19.5	13,773	43.9	0	-	0	-
26	0	0	皆減	2,539	10.4	12,823	△ 6.9	0	-	204	皆増
27	0	0	-	1,786	△ 29.7	13,828	7.8	0	-	1	△ 99.5
28	0	0	-	1,616	△ 9.5	6,698	△ 51.6	0	-	0	皆減
29	0	0	-	968	△ 40.1	2,104	△ 68.6	0	-	0	-
30	0	0	-	392	△ 59.5	1,583	△ 24.8	0	-	175	皆増
元	0	0	-	300	△ 23.5	2,186	38.1	0	-	621	254.9
2	0	0	-	239	△ 20.3	13,616	522.9	0	-	273	△ 56.0
3	0	0	-	1,439	-	5,840	△ 57.1	0	-	146	△ 46.5
4	0	0	-	1,119	△ 22.2	4,278	△ 26.7	0	-	0	皆減
5	0	0	-	939	△ 16.1	3,689	△ 13.8	0	-	278	皆増
6	0	0	-	3,073	227.3	3,927	6.5	0	-	36	△ 87.1

(注) 中核市の令和5年度は全62市の確定値、令和6年度は回答が得られた58市の暫定値です。

第5表 歳入構造の推移

(普通会計)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	松本市 %	施行時 特例市 %	松本市 %	施行時 特例市 %	松本市 %	中核市 %	松本市 %	中核市 %	松本市 %	中核市 %	松本市 %	中核市 %
自主財源	52.3	56.8	40.3	41.8	45.1	42.5	49.0	46.4	50.5	47.0	49.8	46.5
市税	39.0	44.8	28.1	32.9	31.8	32.8	32.6	34.4	33.5	35.0	32.7	34.3
分担金・負担金	0.3	1.0	0.2	0.5	0.2	0.4	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.4
使用料	2.2	1.2	1.2	0.8	1.3	1.1	1.4	1.1	1.5	1.2	1.5	1.1
手数料	0.2	0.7	0.1	0.5	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.5
財産収入	0.5	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4	0.5	0.4
諸収入	2.8	3.1	5.6	2.4	6.3	3.2	7.2	3.5	8.1	3.3	6.7	3.5
その他	7.3	5.7	4.8	4.4	4.9	4.2	7.1	6.0	6.7	6.1	8.0	6.3
依存財源	47.7	43.2	59.7	58.2	54.9	57.5	51.0	53.6	49.5	53.0	50.2	53.5
地方譲与税	0.9	0.7	0.7	0.6	0.8	0.6	0.8	0.6	0.8	0.6	0.8	0.6
自動車取得税交付金	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地方交付税	14.4	6.1	10.5	5.0	14.5	9.5	13.4	9.4	14.0	10.0	15.2	10.7
国庫支出金	12.5	15.6	31.8	35.9	18.0	26.0	17.3	23.6	16.6	22.6	14.8	21.4
県支出金	5.6	6.8	5.1	5.7	5.4	7.0	6.3	7.2	5.8	7.2	5.5	7.1
市債	8.0	7.9	6.4	5.7	8.9	7.7	6.3	6.2	5.3	6.0	5.9	5.6
その他	6.2	6.0	5.2	5.3	7.3	6.7	6.9	6.6	7.0	6.6	8.0	8.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 令和5年度の中核市は全62市の確定値、令和6年度の中核市は回答が得られた58市の暫定値です。

第6表 歳出構造の推移

(普通会計)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	松本市 %	施行時 特例市 %	松本市 %	施行時 特例市 %	松本市 %	中核市 %	松本市 %	中核市 %	松本市 %	中核市 %	松本市 %	中核市 %
義務経費	45.9	49.0	35.1	39.3	45.8	53.2	43.4	51.5	44.3	53.0	44.3	53.6
人件費	16.5	15.9	13.2	13.2	15.3	13.7	15.4	13.9	15.6	13.8	15.9	14.7
扶助費	19.3	25.1	14.8	19.9	22.3	31.3	20.0	29.3	20.6	31.0	21.0	31.1
公債費	10.1	8.0	7.1	6.2	8.2	8.2	8.0	8.3	8.1	8.2	7.4	7.8
投資経費	13.9	12.8	12.1	9.2	12.9	10.8	13.2	10.6	11.9	10.8	12.8	11.5
普通建設事業費	13.9	12.6	11.8	9.0	12.7	10.5	13.0	10.4	11.7	10.6	12.7	11.3
うち補助	4.6	5.3	5.0	3.8	4.0	5.0	5.6	4.8	5.3	4.8	3.9	4.3
うち単独	8.9	7.0	6.5	4.9	8.7	5.3	7.4	5.3	6.4	5.6	8.6	6.1
災害復旧事業費	0.0	0.2	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2
失業対策事業費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の経費	40.2	38.2	52.8	51.5	41.3	36.0	43.4	37.9	43.8	36.2	42.9	34.9
物件費	14.0	14.9	10.3	11.0	14.2	13.5	15.9	14.5	14.6	13.4	14.9	13.5
補助費等	11.7	9.3	29.3	29.8	10.6	8.5	11.3	9.3	11.1	8.5	10.1	7.8
その他	14.5	14.0	13.2	10.7	16.5	14.0	16.2	14.1	18.1	14.3	17.9	13.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 令和5年度の中核市は全62市の確定値、令和6年度の中核市は回答が得られた58市の暫定値です。

第7表 経常収支比率

(普通会計)

区分	年度	総計 %	義務的経費				うち 物件費 %	うち 維持補修費 %	うち 補助費等 %	うち 繰出金 %
			%	人件費 %	扶助費 %	公債費 %				
松本市	2	87.4	51.0	26.2	9.6	15.2	13.3	1.2	11.1	10.9
	3	82.9	47.7	24.2	9.5	14.0	13.6	1.2	10.6	9.9
	4	86.9	49.9	25.5	10.0	14.3	14.9	1.3	10.6	10.3
	5	87.8	49.7	25.2	10.3	14.2	15.2	1.4	10.7	10.8
	6	86.9	49.1	26.1	10.0	13.0	16.0	1.1	10.4	10.3
施行時特例市	2	92.5	53.1	26.6	12.9	13.7	16.3	1.9	9.7	11.2
中核市	3	88.7	52.9	23.5	14.6	14.9	14.5	1.6	8.3	11.2
	4	92.0	54.4	24.0	15.1	15.3	15.6	1.6	8.6	11.6
	5	93.0	54.6	23.5	16.0	15.2	15.9	1.6	8.7	12.1
	6	93.8	54.6	24.7	15.7	14.2	16.1	1.6	9.3	12.0
長野市	2	90.6	51.8	24.4	9.7	17.7	15.8	2.0	10.4	10.4
	3	86.4	48.6	22.8	9.3	16.5	14.8	2.4	10.9	9.6
	4	90.6	51.6	24.6	9.5	17.5	16.4	1.6	10.9	10.1
	5	91.8	51.2	23.3	9.9	18.0	16.9	1.8	11.4	10.5
	6	94.3	52.6	25.5	10.4	16.7	18.5	1.8	11.1	10.3
上田市	2	89.8	51.2	25.2	8.8	17.2	9.5	0.8	17.1	11.1
	3	85.5	49.0	25.0	8.5	15.5	9.2	0.9	16.0	10.4
	4	89.7	51.1	26.2	9.1	15.8	9.9	0.9	16.9	10.9
	5	90.5	51.5	25.7	9.7	16.1	10.1	0.9	16.8	11.2
	6	93.4	54.0	28.3	9.8	15.9	10.6	1.2	16.4	11.2
飯田市	2	91.5	50.7	22.9	10.2	17.6	10.0	1.4	15.8	11.7
	3	86.3	47.4	21.0	9.9	16.5	9.7	1.6	15.2	10.7
	4	88.1	48.7	21.4	9.8	17.5	11.2	1.6	14.3	10.8
	5	90.4	48.5	20.4	10.2	17.9	11.6	2.0	15.1	11.4
	6	90.4	49.5	22.2	10.6	16.7	11.9	2.0	14.9	11.0

(注) 中核市の令和5年度は全62市の確定値、令和6年度は回答が得られ58市の暫定値です。

第8表 市民1人当たりの地方債現在高

(普通会計)

年度区分	松本市 円	施行時特例市(～R2) 中核市(R3～) 円	長野市 円	上田市 円	飯田市 円
2	301,315	291,744	421,814	430,998	414,152
3	308,194	380,026	405,115	430,902	409,443
4	302,137	374,721	381,488	417,141	398,509
5	291,953	368,585	362,530	412,072	389,451
6	287,822	376,951	351,502	400,723	410,301

(注) 中核市の令和5年度は全62市の確定値、令和6年度は回答が得られた58市の暫定値です。

第9表 主な財政指標の全国順位

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
				順位	指標
都 市 数	792	792	792	792	
財 政 力 指 数	284	297	275	274	0.705
自 主 財 源 比 率	209	219	228	216	50.51
義 務 的 経 費 比 率	244	326	279	276	44.22
人 件 費 比 率	484	489	470	505	15.57
投 資 的 経 費 比 率	288	259	230	313	11.9
実 質 収 支 比 率	499	672	647	494	4.8
経 常 収 支 比 率	88	67	82	73	87.8
実 質 公 債 費 比 率	617	632	641	642	3.6
将 来 負 担 比 率	－	－	－	－	－

※ 実質公債費比率及び将来負担比率は、数値の高い方からの順位付け

※ 将来負担比率の「－」は、将来負担額より充当可能財源が多いことを示す

第10表 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令 和 6 年 度 比 率	－	－	3.6	－
早 期 健 全 化 基 準	11.25	16.25	25.0	350.0

標準財政規模（千円）	61,699,567
------------	------------

第11表 資金不足比率

(単位：%、千円)

会計	資金不足比率	事業の規模
地域排水施設事業特別会計	－	36,813
農業集落排水事業特別会計	－	10,365
公設地方卸売市場特別会計	－	382,290
奈川観光施設事業特別会計	－	49,497
松本城特別会計	－	864,318
水道事業会計	－	4,165,151
下水道事業会計	－	4,634,314
病院事業会計	－	4,942,298
上高地観光施設事業会計	－	520,604

経営健全化基準	20.0
---------	------

第 12 表 令和 5 年度松本市財務諸表

平成 28 年度決算から、総務省が定めた統一的な基準により財務諸表を整備しています。

(1) 貸借対照表 [一般会計等] (令和 6 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

資産の部				負債の部			
	5 年度	4 年度	差引		5 年度	4 年度	差引
固定資産	389,686	393,092	△ 3,406	固定負債	72,743	75,413	△ 2,670
有形固定資産	369,732	372,043	△ 2,311	地方債等	60,746	63,059	△ 2,313
無形固定資産	990	928	62	長期未払金	-	-	-
投資その他の資産	18,964	20,120	△ 1,156	退職手当引当金	10,921	10,736	184
流動資産	25,878	24,092	1,786	損失補償等引当金	-	-	-
現金預金	4,815	4,075	741	その他	1,076	1,618	△ 541
未収金	529	490	39	流動負債	11,316	11,723	△ 406
短期貸付金	16	17	△ 1	1年内償還予定地方債等	8,385	8,852	△ 468
基金	20,489	19,471	1,018	賞与等引当金	1,128	1,079	49
棚卸資産	38	48	△ 10	預り金	1,028	986	42
その他	0	0	0	その他	776	805	△ 29
徴収不能引当金	△ 9	△ 9	△ 0	負債合計	84,059	87,136	△ 3,076
				純資産の部			
				純資産合計	331,504	330,048	1,457
資産合計	415,564	417,183	△ 1,620	負債及び純資産合計	415,564	417,183	△ 1,620

※ 四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

(2) 行政コスト計算書 (令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

科目名	一般会計等	全体	連結
経常費用 A	92,882	150,719	183,690
業務費用	50,416	69,961	78,978
人件費	18,470	22,768	26,706
物件費等	31,247	45,084	48,709
その他の業務費用	699	2,108	3,564
移転費用	42,466	80,758	104,711
補助金等	13,721	60,853	51,204
社会保障給付	19,459	19,471	52,990
他会計への繰出金	8,899	-	-
その他	387	434	518
経常収益 B	4,775	19,312	23,371
使用料及び手数料	1,684	15,110	15,772
その他	3,092	4,201	7,598
純経常行政コスト A - B C	88,107	131,407	160,319
臨時損失 D	202	397	407
臨時利益 E	30	41	44
純行政コスト C + D - E F	88,279	131,764	160,682

※ 四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

(3) 純資産変動計算書（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（単位：百万円）

科目名		一般会計等	全体	連結
前年度末純資産残高	A	330,048	407,032	424,294
純行政コスト（△）	B	△ 88,279	△ 131,764	△ 160,682
財源	C	90,326	134,744	163,262
税収等		64,739	82,700	96,782
国県等補助金		25,586	52,044	66,480
本年度差額 C－B	D	2,046	2,980	2,580
資産評価差額	E	-	-	-
無償所管換等	F	△ 590	10	11
比例連結割合変更に伴う差額	G	-	-	160
その他	H	-	-	11
本年度純資産変動額 D＋E＋F＋G＋H	I	1,457	2,990	2,762
本年度末純資産残高 A＋I	J	331,504	410,022	427,056

※ 四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

(4) 資金収支計算書（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（単位：百万円）

科目名		一般会計等	全体	連結
業務活動収支	A	11,556	17,880	18,999
業務支出		80,929	131,413	162,582
業務収入		92,677	149,480	181,775
臨時支出		192	198	205
臨時収入		-	11	11
投資活動収支	B	△ 7,224	△ 11,509	△ 12,100
投資活動支出		19,674	26,469	27,337
投資活動収入		12,449	14,960	15,237
財務活動収支	C	△ 3,633	△ 4,897	△ 5,527
財務活動支出		9,704	13,658	14,634
財務活動収入		6,071	8,761	9,107
本年度資金収支額 A＋B＋C	D	699	1,475	1,372
前年度末資金残高	E	3,088	16,171	18,956
比例連結割合変更に伴う差額	F	-	-	4,228
本年度末資金残高 D＋E＋F	G	3,787	17,645	20,332

※ 四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

(5) 普通会計における財務諸表のポイント

令和5年度は、資産の減少（16億円）を負債の減少（31億円）が上回り、その差額である純資産は、15億円増加しました。

また、統一的な基準に基づく代表的な指標は下記のとおりです。

- ア 有形固定資産減価償却率【減価償却累計額÷（有形固定資産－土地＋減価償却累計額）】 67.2%
- イ 将来世代負担比率【地方債（臨時財政対策債等を除く）÷有形無形固定資産】 8.1%
- ウ 受益者負担比率【経常収益÷経常費用】 5.1%

(6) 統一的な基準における財務指標の中核市との比較

統一的な基準における令和5年度分の財務指標を、中核市と比較したものです。

指標	指標の説明	単位	松本市	中核市 平均
①市民一人当たり資産額		千円	1,773	1,492
②有形固定資産減価償却率 (資産老朽化比率)	減価償却を伴う有形固定資産総額に対する、減価償却累計額の比率を示します。比率が高いほど、資産の老朽化が進んでいます。	%	67.2	66.1
(松本市算定式) 減価償却累計額 353,002,315 有形固定資産 369,732,119 - 土地等 197,318,261 + 減価償却累計額 353,002,315				
③純資産比率	純資産の変動は、将来世代と過去及び現世代との間で負担割合が変動したことを意味します。純資産の増加は、将来世代も利用可能な資源を備蓄したことを意味します。	%	79.8	68.9
(松本市算定式) 純 資 産 331,504,185 資産合計 415,563,501				
④将来世代負担比率	固定資産総額に対する、地方債の比率を示します。比率が高いほど、固定資産の形成に地方債を使っています。	%	8.1	18.5
(松本市算定式) 地方債残高(臨時財政対策債等を除く) 29,995,083 有形無形固定資産 370,722,057				
⑤市民一人当たり負債額		千円	359	447
⑥プライマリーバランス (基礎的財政収支)	業務活動収支と投資活動収支の合計で、基礎的財政収支とも呼ばれます。 投資活動(建設事業等)を行う際に、その財源を起債により賄うことが多くなると、本指標は減少する傾向となり、負数となる場合もあります。	億円	43.4	37.6
(松本市算定式) 業務活動収支(支払利息を除く) 11,715,677 + 投資活動収支(基金積立金及び取崩収入を除く) △7,374,203				

指標	指標の説明	単位	松本市	中核市平均
⑦市民一人当たり行政コスト		千円	377	392
⑧行政コスト対税収等比率	一般財源等のうち、どのくらいの金額が資産形成以外の行政コストに費消されたかを示します。 100 を下回っていれば、税収等で資産形成を行っていることを示します。	%	97.7	102.9
(松本市算定式) 純行政コスト 88,279,102 税収等 64,739,178 + 国県等補助金 25,586,396				
⑨受益者負担比率	経常的な行政サービスに対し、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担額の割合を示します。 比率が低いほど、市税等一般財源や補助金等で財源を賄っていることになります。	%	5.1	4.6
(松本市算定式) 経常収益 4,775,474 経常費用 92,882,282				

※ 松本市算定式中の数値は、千円単位

※ 中核市平均は、ホームページ等で公表している団体の平均値（51 市（R5 時点））

松本市は、中核市と比較すると、次の特徴があります。

ア 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）

中核市平均と比べて高く、公共施設等の老朽化が、やや進んでいます。

イ 純資産比率、将来世代負担比率

固定資産の形成に際し、中核市平均と比べて地方債に頼る比率が低く、平成 18 年度からの地方債残高を減らす取組みの効果が現れています。純資産比率の高さを含め、将来世代に負担を過大な負担を残さない資産形成ができています。

6 財産管理

(1) 目標

ア 行政財産の適正な記録管理

イ 普通財産の効率的な管理及び取得・処分

ウ 備品、在庫物品の適正管理

エ 事務処理の合理化

(2) 令和 6 年度までの経過

ア 全庁オンラインの財産管理システムにより、行政財産及び普通財産並びに備品の記録管理を行いました。

イ 未調定債権・基金・有価証券・出資による権利等の記録管理を行いました。

ウ 未利用市有地の処分については、平成 11 年度から一般競争入札方式の試行を導入し、平成 13 年度には公募抽選方式を導入するなど、売払いを推進してきました。

令和 2 年度 旧共同集荷貯蔵施設、放光寺教員住宅の 2 件のうち旧共同集荷貯蔵施設を一般競争

入札で売却しました。

3 年度 乳児院、放光寺教員住宅、城山教員住宅、小池平田線事業残地の 4 件を一般競争入札で売却しました。

4 年度 赤松館、旧寿台警察官派出所跡地及び神林住宅用地の 3 件について一般競争入札を行いました。入札参加者がありませんでした。

5 年度 松本市職員共済組合保養施設、赤松館跡地、浅間温泉市有地、神林住宅用地の 4 件について一般競争入札を行いました。3 件は売却、1 件は入札参加者がありませんでした。

6 年度 北部公民館跡地、埋橋 A 教員住宅跡地、旭 3 丁目教員住宅跡地、笹賀市有地の 4 件を一般競争入札で売却しました。

(3) 令和 6 年度の措置と成果

ア 本市の所有する公有財産の現況（令和 7 年 3 月 31 日現在）は、別表第 1 のとおりであり、令和 6 年度中に取得及び処分した土地・建物は別表第 2 のとおりです。

イ 市有財産管理システムにより、全庁的に適正で効率的な財産管理に努めました。

(4) 現状の分析と今後の課題

ア 未利用市有地処分については、未利用市有地有効活用計画四原則に基づき、売却可能なものは、引き続き一般競争入札を原則として積極的に処分を進めます。

イ 平成 24 年度から新たな地理情報連携型市有財産管理システムを導入し、地図データ（航空写真等）を活用することにより、庁内外からの問い合わせに対し迅速に対応ができることから、事務処理の効率化を図るとともに、より適正な財産管理を引き続き行っていきます。

《別表第 1》 公有財産の現況

区 分	数 量	備 考
土 地	171,908,423㎡	山林を含む
(1) 行 政 財 産	6,973,285㎡	
(2) 普 通 財 産	164,935,139㎡	
建 物	1,050,462㎡	
(1) 行 政 財 産	1,014,365㎡	行政財産 88,263㎡ 普通財産 159,771,536.63㎡
(2) 普 通 財 産	36,096㎡	
山 林	159,859,800㎡	
(1) 所 有	138,949,236㎡	
(2) 分 収	20,910,564㎡	著作権 2 商標権 3
無 体 財 産 権	5 件	
有 価 証 券	149,395 千円	
出 資 に よ る 権 利	974,495 千円	

※単位未満の端数処理により、計が一致しない場合があります。

《別表第 2》 土地・建物の取得及び処分の状況

区分	土 地		建 物	
	取 得	処 分	取 得	処 分
面 積	0㎡	18,127㎡	1,071㎡	4,898㎡
金 額	0千円	162,102千円	240,977千円	203,916千円

7 入札・契約事務

(1) 目標

入札・契約事務については、これまでの競争性、公平性、透明性の確保に加え、「松本市の契約に関する方針」の基本理念に沿った入札・契約制度の改善に努めることとします。

(2) 令和5年度までの経過

平成10年度	一般競争入札の本格実施、入札執行の公開
11年度	工事完成保証人制度の廃止と新履行保証制度の導入 低入札価格調査制度の導入
12年度	建設工事における設計施工一括発注方式の試行実施
13年度	年間発注予定工事情報の公表
14年度	参加希望型指名競争入札の試行導入
18年度	指名業者名を事前公表から事後公表に改正
20年度	建設工事における事後審査型一般競争入札の導入 〃 最低制限価格制度の導入 〃 総合評価落札方式の試行導入
23年度	建設コンサルタント業務における最低制限価格制度の導入
24年度	建設工事における中間前金払制度の導入
25年度	建設工事における総合評価落札方式の本格実施
26年度	建設工事における主任技術者の兼務及び現場代理人の兼任の制度を導入
27年度	建設工事における事後審査型一般競争入札の拡大 建設工事及び建設コンサルタント業務における最低制限価格制度の上限値及び下限値の見直し
28年度	建設工事における総合評価落札方式の価格以外の評価項目の見直し 〃 変動型低入札価格調査制度の導入
29年度	建設コンサルタント業務における共同企業体運用要綱の制定
30年度	建設工事における総合評価落札方式の価格以外の評価項目の見直し 〃 変動型低入札価格調査制度の失格基準の見直し
令和元年度	建設工事における余裕期間制度の導入 〃 総合評価落札方式（技術等提案型）の導入 建設工事及び建設コンサルタント業務における最低制限価格制度等の見直し
2年度	建設工事における総合評価落札方式の評価項目の見直し 建設工事指名競争入札の設計図書の配布方法変更（試行） 民法及び建設業法改正に伴う契約約款の改正
3年度	建設コンサルタントの業務改善への取組み（試行）
4年度	建設工事における総合評価落札方式の評価項目の見直し 〃 最低制限価格制度の設定基準の改正 プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの策定
5年度	松本市公契約条例の制定 電子契約システムの導入

(3) 令和6年度の措置と経過

ア 建設工事における週休2日工事制度の導入

公共工事の品質の確保及び担い手の中期的な育成・確保を図るとともに、建設現場の働き方改革を推進するため、「週休2日工事ガイドライン」に基づき、制度を導入しました。

イ 市内事業者優先発注に係る実施方針の策定

建設工事及び物品購入等の公共調達において、市内事業者の受注機会の確保及び育成並びに地域経済の活性化を図ることを目的に、優先発注に係る実施方針を策定しました。

ウ 電子入札・入札参加資格共同利用システムの導入

入札・契約事務において、入札参加業者の利便性とペーパーレスによる環境負担の軽減や契約のDX化を推進するため、県が主体となって運用する電子入札及び入札参加資格審査共同利用システムを導入しました。

(4) 現状の分析と今後の課題

建設工事に関しては、ダンピング受注の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等が課題となっています。また、これまでの競争性、透明性及び品質の確保に加え、労働環境の整備、環境への配慮、男女共同参画社会の推進等の行政目的を実現するために契約の活用を図ることが求められています。

これらの諸課題に対応するため、令和5年7月に制定した「松本市公契約条例」に基づき、県の取組みや地域の経済状況を踏まえ、入札制度改善の検討を引き続き進めます。

8 国民健康保険

(1) 国民健康保険の財政安定化

ア 目標

国民健康保険は、被保険者のうち高齢者や低所得者の占める割合が高く、財政基盤が脆弱であることから、その安定的な運営が課題です。このため、保険税の収納強化対策や、保健事業の推進による医療費の適正化等により、中長期的展望に立った財政安定化の取組みを進めます。

また、失業や災害などで収入が減り、医療機関の窓口で一部負担金を支払うことができない場合の減免や保険税の減免制度の周知等を行っており、被保険者の負担や賦課・収納状況を確認しながら、被保険者に寄り添った運営に努めます。

イ 令和5年度までの経過

- | | |
|--------|---|
| 平成16年度 | 平成9年度以降据え置いていた保険税の引上げ。財政支援のため、初めて一般会計特例繰入を実施（平成16～18年度5億200万円／年） |
| 21年度 | 基礎課税分（医療費分）の税率改定と共に、2億5,000万円の一般会計特例繰入を実施 |
| 22年度 | 基礎課税分（医療費分）・介護分・支援分の税率改定。被保険者負担の軽減のため、一般会計特例繰入を2億7,000万円追加（平成22、23年度 5億2,000万円／年） |
| 28年度 | 基礎課税分（医療費分）・介護分・支援分の税率改定。被保険者負担の軽減のため、一般会計特例繰入を実施（平成28、29年度 6億8,400万円／年） |
| 29年度 | 国民健康保険事業財政調整基金に6億3,000万円を積立 |
| 30年度 | 平成30年4月からの制度改正で、財政運営の責任主体が県に移行 |
| 令和4年度 | 令和6年度までの財政推計に基づき、令和3年度の決算余剰金を財源として基礎課税分（医療費分）の税率改定（引き下げ）を実施 |

ウ 令和6年度の取組みと成果

平成30年4月から国民健康保険の県域化により財政運営の責任主体が県に移行し、県へ運営費として国民健康保険事業費納付金を納めることで、松本市が支出する保険給付費について、保険給付費等交付金として全額交付され、保険給付費の増大を要因とした会計収支の赤字は発生しなくなりました。

令和4年度の税率改定以降、単年度収支は赤字となりましたが、前年度繰越金により形式収支は黒字を維持しています。令和6年度は次年度当初予算編成を通じて中期的な財政運営について検討しました。

エ 現状の分析と課題

令和4年度税率改定時の財政推計と比較すると、令和6年度末に形式収支はほぼなくなる見込みでしたが、令和6年度2月補正での年度末形式収支は2億1,829万円あり、収支は改善しています。

しかしながら、令和7年度当初予算では単年度赤字を前年度繰越金で賄いきれず、基金3,098万円を繰り入れて収支均衡を図っていることから、令和7年度中に今後の税率改定について検討を進めます。

また、県は令和6年3月に長野県国民健康保険運営方針を改定し、県内市町村の保険料水準について、令和12年度までに納付金ベースでの統一（事業費納付金算定時に医療費指数を反映させないこと）を

目指すこととしています。今後も財政状況や保険料水準統一の動向を注視しながら、安定的な事業運営を図ります。

オ 税率の改定経過

年 度		H 16	H 19	H 20	H 21	H 22	H 28	R 4
医療分	所得割	9.0%	9.0%	6.5%	7.2%	7.9%	9.1%	8.1%
	均等割	18,000 円	18,000 円	13,200 円	14,400 円	17,100 円	18,800 円	18,800 円
	平等割	22,200 円	22,200 円	16,500 円	18,000 円	21,000 円	22,700 円	21,700 円
介護分	所得割	1.6%	2.4%	2.4%	2.4%	2.5%	2.6%	2.6%
	均等割	3,960 円	5,600 円	5,600 円	5,600 円	6,000 円	6,400 円	6,400 円
	平等割	4,440 円	6,300 円	6,300 円	6,300 円	6,300 円	6,700 円	6,700 円
支援分	所得割	－	－	2.5%	2.5%	2.4%	3.2%	3.2%
	均等割	－	－	4,800 円	4,800 円	5,100 円	6,500 円	6,500 円
	平等割	－	－	5,700 円	5,700 円	6,000 円	7,400 円	7,400 円

(2) 保健事業の推進

ア 目標

特定健康診査・人間ドック等の健診や各種保健事業の実施により、生活習慣病等の早期発見・早期治療による被保険者の健康増進と、疾病予防による医療費の適正化を図ります。

イ 令和 6 年度までの経過

平成 20 年度 特定健康診査（検査項目 3 項目追加）、特定保健指導の開始
 21 年度 人間ドック助成事業実施要綱の改正 対象年齢 35 ～ 64 歳→ 35 ～ 74 歳、40 歳・50 歳を迎える被保険者の 10,000 円の追加補助の廃止。特定健康診査（検査項目 2 項目追加）
 22 年度 特定健康診査市独自項目 2 項目追加
 23 年度 特定健康診査市独自項目 3 項目追加
 25 年度 後発医薬品利用差額通知事業開始
 26 年度 人間ドック市外受診者への助成事業追加。特定健診等経年未受診者への勧奨事業開始
 27 年度 松本市保健事業実施計画（データヘルス計画）策定
 29 年度 松本市国民健康保険第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）策定
 令和 6 年度 松本市国民健康保険第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）策定

ウ 令和 6 年度の取組みと成果

令和 6 年度は、第 3 期データヘルス計画の初年度として、透析に係る医療費の抑制や、心血管疾患などの重篤な循環器系疾患予防を課題とし、各種取組みを実施しました。従来から実施している糖尿病性腎症重症化予防事業に加え、糖尿病ハイリスク者のうち治療を中断している方への訪問指導や、未治療者に対する受診勧奨を強化するため、新たに対象とする検査項目を追加するなど、包括的な受診勧奨を推進しました。

エ 現状の分析と今後の課題

今後、後期高齢者の割合が高まることが見込まれるなかで、健康寿命の延伸と医療費適正化がますます重要です。健康・医療情報の分析では、一人当たり医療費が増加しており、特に人口透析が医療費を押し上げる大きな要因となっています。特定健診は、特に 60 歳未満の若い世代の受診率が低い状況です。特定健診結果が基準値以上の者の 4 割は未受診であり、必要な人が医療につながっていません。

健康課題に対して実効性のある保健事業を実施するとともに、P D C A サイクルに基づいた事業の評価と見直しを行い、地域の保健医療関係者と連携して対応していく必要があります。

オ 特定健診受診率（法定報告 健康づくり課所管）

年 度	対象者（人）	受診者（人）	実施率（％）	伸び率（％）
R 2	32,948	12,507	38.0	△ 4.3
R 3	31,845	13,679	43.0	5.0
R 4	30,046	12,845	42.8	△ 0.2
R 5	28,728	12,176	42.4	△ 0.4
R 6	29,831	12,683	42.5	0.1

※令和 6 年度は速報値

9 公営企業の経営状況

(1) 上下水道局

ア 令和 6 年度の決算状況（消費税及び地方消費税を除く）

- (ア) 水道事業は、収益的収入及び支出では、10,840 千円の当年度純利益となりました。また、資本的収入及び支出では、収入額が支出額に対して不足する額 1,407,507 千円について、当年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。

（第 1 表「水道事業比較損益計算書」、第 2 表「水道事業比較貸借対照表」を参照）

- (イ) 下水道事業は、収益的収入及び支出では 872,173 千円の当年度純利益となりました。また、資本的収入及び支出では、収入額が支出額に対して不足する額 2,193,125 千円について、当年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。

（第 3 表「下水道事業比較損益計算書」、第 4 表「下水道事業比較貸借対照表」を参照）

- (ウ) 農業集落排水事業は、令和 6 年度から地方公営企業法を全部適用し、上下水道局へ事業移管されました。

収益的収入及び支出では、1,213 千円の当年度純利益となりました。また、資本的収入及び支出では、収入額と支出額が同額となったため、当年度分損益勘定留保資金等での補てんは行っていません。

（第 5 表「農業集落排水事業比較損益計算書」、第 6 表「農業集落排水事業比較貸借対照表」を参照）

第 1 表 水道事業比較損益計算書

(千円)

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
営 業 収 益 (A)	4,023,898	3,820,746	4,167,294
営 業 費 用 (B)	4,871,754	4,793,640	4,797,990
営 業 利 益 (A-B=C)	△ 847,856	△ 972,894	△ 630,696
附 帯 事 業 収 益 (D)	19,546	19,903	20,064
附 帯 事 業 費 用 (E)	10,553	10,778	16,230
営 業 外 収 益 (F)	999,795	1,152,216	741,151
営 業 外 費 用 (G)	143,593	145,836	107,854
経 常 利 益 (C+D+F-E-G=H)	17,339	42,611	6,435
特 別 利 益 (I)	743	10,459	6,542
特 別 損 失 (J)	2,619	2,310	2,137
当 年 度 純 利 益 (H+I-J=K)	15,463	50,760	10,840
前年度繰越利益剰余金 (L)	348,169	363,632	344,393
その他未処分利益剰余金変動額 (M)	0	20,899	0
当年度未処分利益剰余金 (K+L+M)	363,632	435,291	355,233

※端数調整のため、計が一致しない場合があります。

第2表 水道事業比較貸借対照表

(千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
固定資産 (A)	36,755,803	36,445,008	36,188,771
流動資産 (B)	4,566,498	4,258,718	4,692,848
うち現金預金	3,923,604	3,651,209	4,086,859
うち未収金	558,045	504,364	571,895
資産合計 (A+B=C)	41,322,301	40,703,726	40,811,619
固定負債 (D)	9,383,556	9,177,032	9,160,515
流動負債 (E)	1,398,241	1,080,792	1,225,628
うち未払金	616,812	327,167	511,628
繰延収益 (F)	9,115,441	8,790,603	8,602,086
負債合計 (D+E+F=G)	19,897,238	19,048,427	18,988,229
資本金 (H)	17,593,799	17,773,274	17,951,423
剰余金 (I)	3,831,264	3,882,025	3,871,967
うち利益剰余金	3,264,645	3,315,405	3,305,347
資本合計 (H+I=J)	21,425,063	21,655,299	21,823,390
負債・資本合計 (G+J)	41,322,301	40,703,726	40,811,619

第3表 下水道事業比較損益計算書

(千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
営業収益 (A)	5,235,449	4,301,167	4,906,995
営業費用 (B)	5,828,573	5,980,002	5,863,160
営業利益 (A-B=C)	△ 593,124	△ 1,678,835	△ 956,165
附帯事業収益 (D)	79,350	76,378	70,201
附帯事業費用 (E)	52,122	43,322	29,682
営業外収益 (F)	1,885,173	2,621,901	2,062,955
営業外費用 (G)	372,342	367,532	278,828
経常利益 (C+D+F-E-G=H)	946,935	608,590	868,481
特別利益 (I)	9,311	130	12,094
特別損失 (J)	2,680	3,740	8,402
当年度純利益 (H+I-J=K)	953,566	604,980	872,173
前年度繰越利益剰余金 (L)	407,778	461,344	396,324
その他未処分利益剰余金変動額 (M)	361,942	288,317	90,791
当年度未処分利益剰余金 (K+L+M)	1,723,286	1,354,641	1,359,288

第4表 下水道事業比較貸借対照表

(千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
固定資産 (A)	96,779,962	96,869,304	96,438,035
流動資産 (B)	6,972,550	9,524,358	8,203,198
うち現金預金	5,325,360	6,770,324	5,881,796
うち未収金	1,362,242	2,264,494	1,856,909
資産合計 (A+B=C)	103,752,512	106,393,662	104,641,233
固定負債 (D)	17,313,532	16,619,723	16,113,971
流動負債 (E)	3,098,171	5,143,180	2,689,365
うち未払金	423,411	2,594,356	504,046
繰延収益 (F)	48,986,988	49,671,959	50,006,923
負債合計 (D+E+F=G)	69,398,691	71,434,862	68,810,259
資本金 (H)	13,080,378	13,442,320	13,730,637
剰余金 (I)	21,273,443	21,516,480	22,100,337
うち利益剰余金	5,614,498	5,857,535	6,441,393
資本合計 (H+I=J)	34,353,821	34,958,800	35,830,974
負債・資本合計 (G+J)	103,752,512	106,393,662	104,641,233

第5表 農業集落排水事業比較損益計算書

(千円)

項目			令和6年度
営業収益 (A)			10,365
営業費用 (B)			64,383
営業利益 (A-B=C)			△ 54,018
営業外収益 (D)			55,371
営業外費用 (E)			4,000
経常利益 (C+D-E=F)			△ 2,647
特別利益 (G)			4,160
特別損失 (H)			300
当年度純利益 (F+G-H=I)			1,213
前年度繰越利益剰余金 (J)			0
その他未処分利益剰余金変動額 (K)			0
当年度未処分利益剰余金 (I+J+K)			1,213

※令和5年度以前は、地方公営企業法適用前のため損益計算書を作成していません。

第6表 農業集落排水事業比較貸借対照表

(千円)

項目			令和6年度
固定資産 (A)			1,009,469
流動資産 (B)			16,805
うち現金預金			12,100
うち未収金			4,705
資産合計 (A+B=C)			1,026,274
固定負債 (D)			220,639
流動負債 (E)			42,631
うち未払金			11,286
繰延収益 (F)			564,629
負債合計 (D+E+F=G)			827,899
資本金 (H)			160,472
剰余金 (I)			37,903
うち利益剰余金			1,213
資本合計 (H+I=J)			198,375
負債・資本合計 (G+J)			1,026,274

※令和5年度以前は、地方公営企業法適用前のため貸借対照表を作成しておりません。

イ 現状の分析と課題

上下水道事業は、人口減少や節水機器の普及等により収益が減少していく一方で、老朽化施設の更新や耐震化への投資など、多額の資金需要が見込まれており、さらに、エネルギーや資材を始めとする物価高騰の影響による事業経費の増加が課題となっています。

こうした中、水道事業は黒字経営を続けているものの、令和7年度以降は赤字経営になる見込みであることから、令和6年度に松本市上下水道事業経営審議会において適正な水道料金等の在り方について審議を行い、水道料金改定の必要性等について答申を受けました。

下水道事業は、平成28年度に企業債償還元金のピークを越えたことで資金収支面においても改善が見られたことから黒字経営を続けていますが、支出の増加により減益基調で推移していく見込みです。

令和6年度から事業移管となった農業集落排水事業は、過疎化による使用者の減少に伴い使用料収入が減少しています。施設の老朽化が進んでいることから定期的な修繕等による維持管理を行っていく予定ですが、一般会計繰入金によって収支を均衡させており、不安定な経営状況となっています。

今後も、市民生活や経済活動を支える安全でおいしい水を届けるとともに、快適な生活環境を守るため、上下水道事業の経営戦略や事業計画に沿った施策を進め、安全・強靱・持続可能な上下水道の基盤強化に取り組めます。

(2) 病院局

ア 令和6年度の決算状況

(ア) 収益的収支（消費税及び地方消費税を除く）

収益的収支については、経常利益が61,233千円で前年度比318,388千円（83.9%）の減となりましたが、6年連続の黒字決算となりました。なお、令和6年2月に策定した松本市立病院経営強化プランでは令和6年度は238,000千円の赤字を見込んでいましたが、大幅な収支改善となりました。

市立病院の収益的収入では、医業収益が前年度に比べて208,932千円（4.6%）増加しました。平均入院患者数が178.4人／日で前年度比21.1人／日の増となり、入院収益は6.8%増加した一方、外来患者数は337.8人／日、前年度比7.4人／日の減となりましたが、1人1日の平均単価が404円上昇したため、外来収益は0.4%増加しました。また、新型コロナウイルス感染症関連補助事業（病床確保料）が大幅に減少したことにより、医業外収益は387,933千円（50.3%）の減となりました。

市立病院の収益的支出では、高水準のベースアップとなった人事院勧告による給与費の増加、入院患者増や物価高騰による薬品費や材料費の増加、労務費やエネルギー価格の高騰による委託料や光熱水費等の経費の増加があり、医業費用は132,503千円（2.8％）の増となりました。

四賀の里クリニックでは、平均外来患者数が37.2人／日で前年度比0.6人／日の増となりましたが、1人1日の平均単価が1,432円の減となったことから、診療所医業収益は13,273千円（8.6％）の減となりました。

(イ) 資本的収支（消費税及び地方消費税を含む）

資本的収入では、市立病院で新病院建設事業や医療機器等の購入に係る企業債が増加したことで、223,675千円（99.4％）の増となりました。資本的支出では、建設改良費においては、市立病院でMRI装置等を新規で購入したことにより、135,441千円（251.8％）の増となり、病院建設事業費においては、新病院建設に係る実施設計や用地測量等の委託費用の増加により21,947千円（19.9％）の増となりました。資本的支出総額では前年度比159,862千円（33.8％）の増となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額184,683千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度損益勘定留保資金で補てんしました。

（第1表「松本市病院事業比較損益計算書」、第2表「松本市病院事業比較貸借対照表」を参照）

第1表 松本市病院事業比較損益計算書

（千円）

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病 院 医 業 収 益 (A)	4,262,568	4,542,440	4,751,372
病 院 医 業 費 用 (B)	4,769,509	4,761,105	4,893,608
病 院 医 業 外 収 益 (C)	1,158,058	770,986	383,053
病 院 医 業 外 費 用 (D)	177,841	171,902	179,857
訪 問 看 護 事 業 営 業 収 益 (E)	52,237	46,215	49,896
訪 問 看 護 事 業 営 業 費 用 (F)	50,763	54,588	57,323
訪 問 看 護 事 業 営 業 外 収 益 (G)	257	62	76
診 療 所 医 業 収 益 (H)	175,543	154,303	141,030
診 療 所 医 業 費 用 (I)	229,021	210,846	206,487
診 療 所 医 業 外 収 益 (J)	58,493	71,298	79,829
診 療 所 医 業 外 費 用 (K)	8,138	7,241	6,747
経 常 利 益 ((A+C+E+G+H+J)-(B+D+F+I+K)=(L))	471,885	379,621	61,233
特 別 利 益 (M)	0	0	0
特 別 損 失 (N)	1,572	0	0
当 年 度 純 利 益 (L+M-N=O)	470,314	379,621	61,233
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金 (P)	272,260	742,574	1,122,195
その他未処分利益剰余金変動額 (Q)	0	0	0
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金 (O+P+Q)	742,574	1,122,195	1,183,428

※計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

第2表 松本市病院事業比較貸借対照表

(千円)

項目				令和4年度	令和5年度	令和6年度
固	定	資	産 (A)	5,218,523	4,391,011	4,023,410
流	動	資	産 (B)	1,598,992	2,641,376	3,178,771
	う	ち	現 金 預 金	834,870	1,988,328	2,399,509
	う	ち	未 収 金	749,668	634,602	758,852
資	産	合	計 (A+B=C)	6,817,515	7,032,387	7,202,181
固	定	負	債 (D)	2,291,547	2,040,579	2,121,334
流	動	負	債 (E)	919,891	996,708	1,005,135
	う	ち	未 払 金	361,352	431,127	491,676
繰	延	収	益 (F)	1,313,802	1,323,204	1,342,584
負	債	合	計 (D+E+F=G)	4,525,240	4,360,491	4,469,052
資	本	金	(H)	1,263,614	1,263,614	1,263,614
	う	ち	借 入 資 本 金	0	0	0
剰	余	金	(I)	1,028,662	1,408,282	1,469,516
	う	ち	利 益 剰 余 金	1,016,164	1,395,785	1,457,018
資	本	合	計 (H+I=J)	2,292,276	2,671,896	2,733,129
負	債・	資	本 合 計 (G+J)	6,817,515	7,032,387	7,202,181

※計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

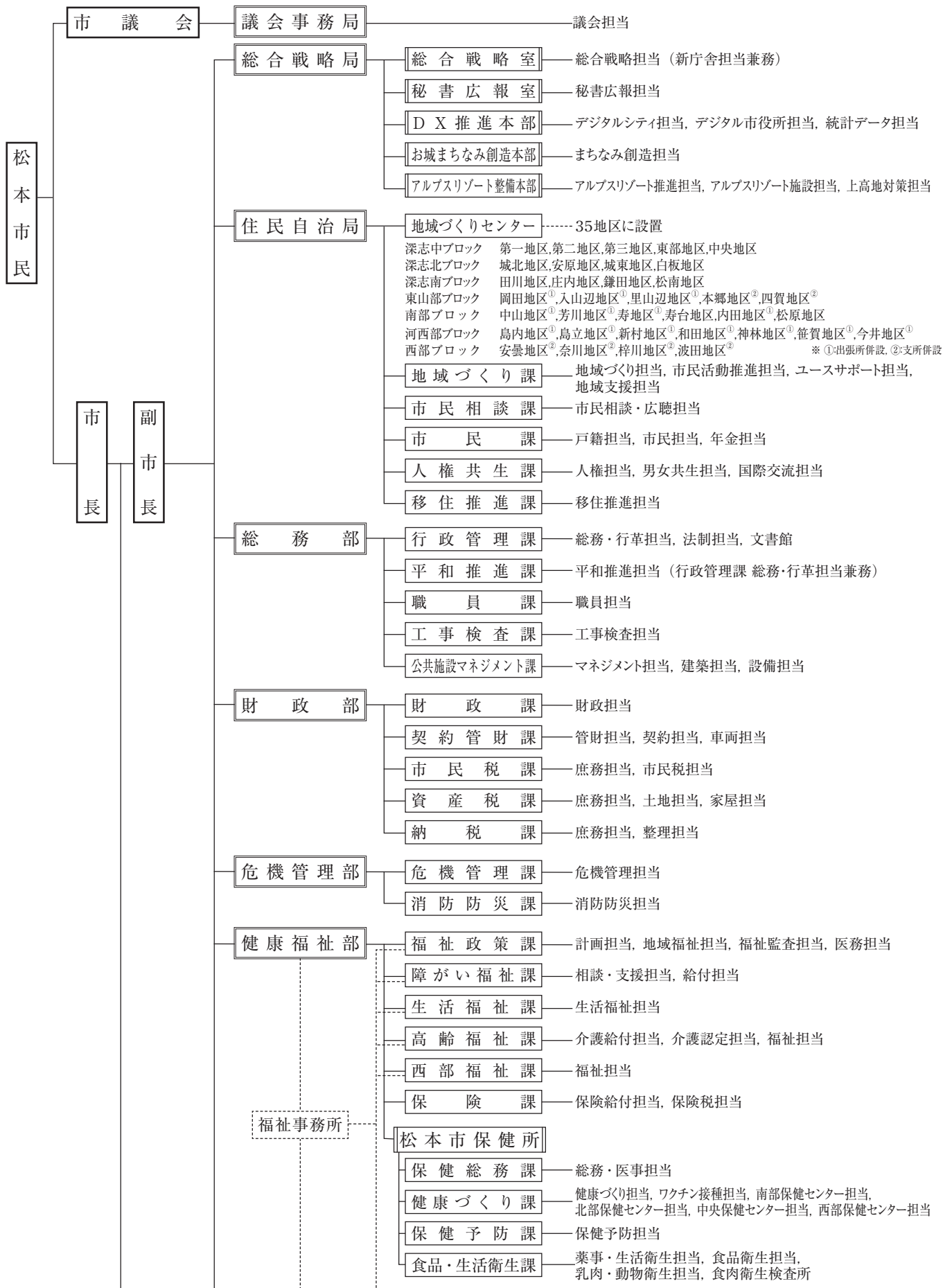
イ 現状の分析と課題

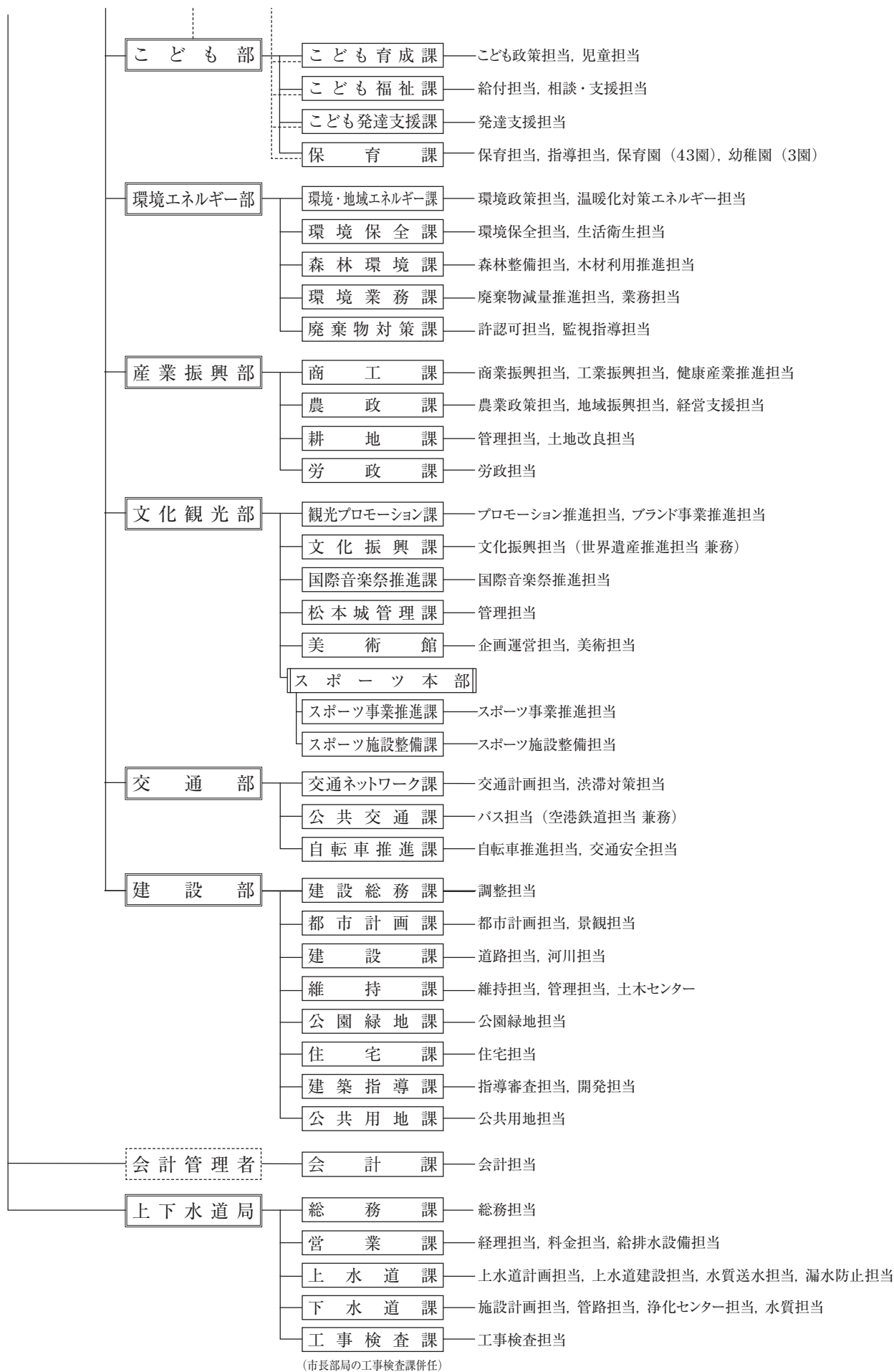
令和6年度は、収益的収入において、新型コロナウイルス感染症関連補助事業による病床確保料の大幅な減額等により、医業外収益は減収となりましたが、医業収益は、入院患者数の大幅増加等により、前年度と比較して増となりました。一方、収益的支出において、人事院勧告や物価高騰等の影響を受けて、給与費、材料費等が増となりましたが、収支バランスの改善により6年連続の黒字決算となりました。

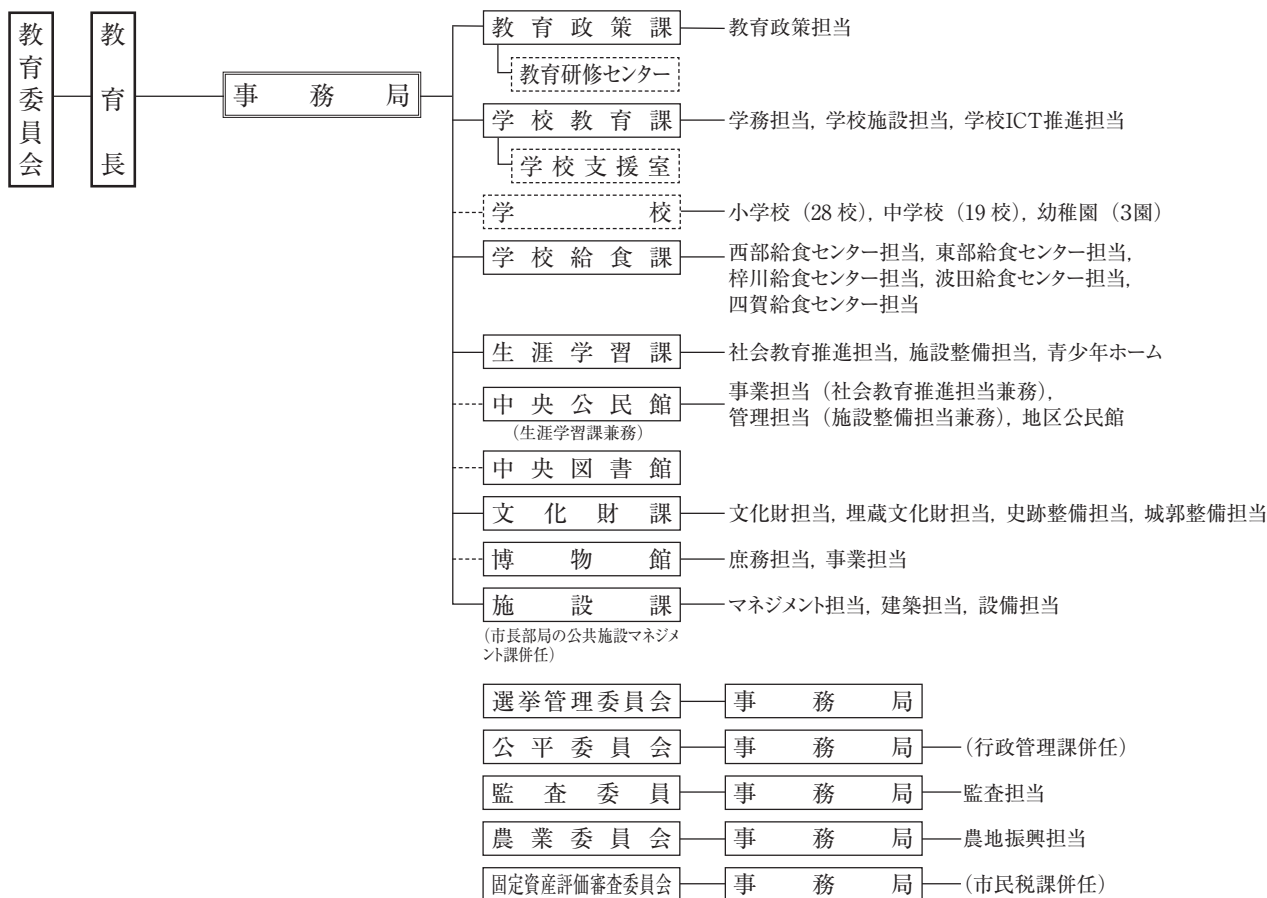
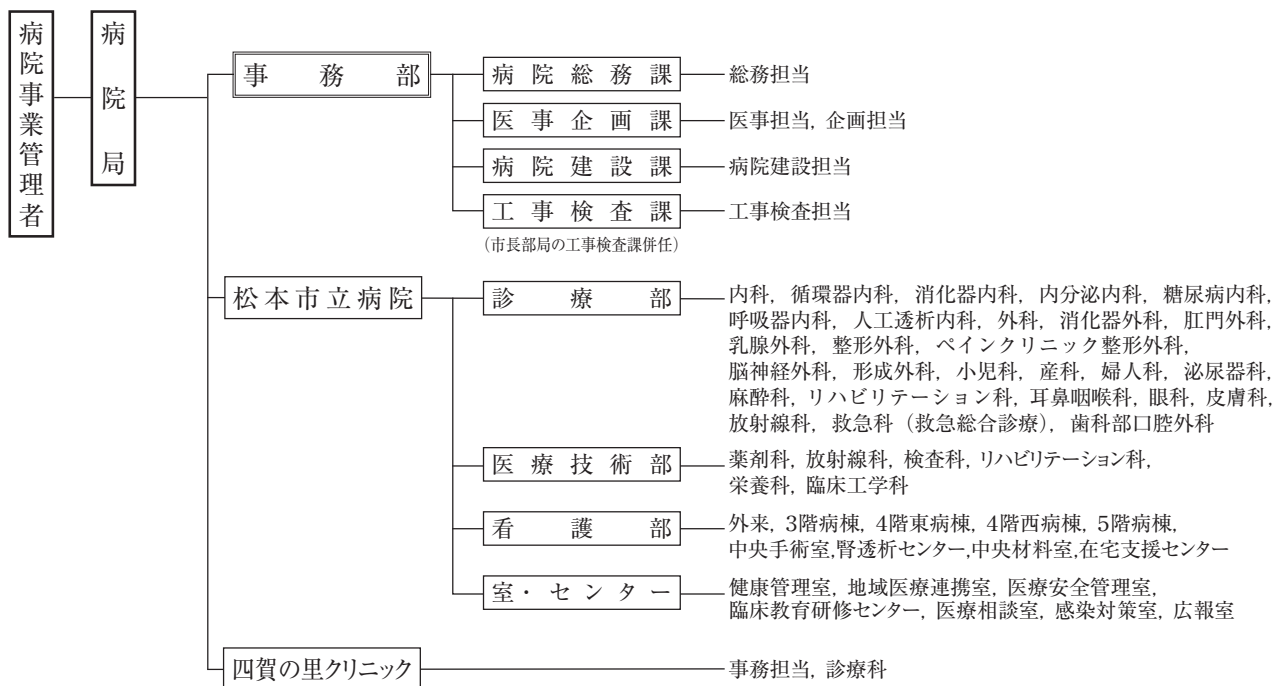
令和7年度以降も、松本市立病院経営強化プランに沿った医療を実践し、経営改革を進めるとともに、医療需要の変化に合わせた医療を提供します。

また、地域において果たすべき役割・機能を改めて見直すとともに、新病院建設を見据えて、経営基盤の強化に取り組めます。

松本市組織表（令和6年4月1日現在）







注 表中の 局・部、
 本部・室、
 課

主要事項の部局別索引

該当施設・事業	担当部局	担当課	ページ
市役所新庁舎建設事業	総合戦略局	総合戦略室	154
松本城三の丸エリア整備事業	総合戦略局	お城まちなみ創造本部	113
国宝松本城南・西外堀復元事業	総合戦略局	お城まちなみ創造本部	114
アルプスリゾートブランディング事業	総合戦略局	アルプスリゾート整備本部	196
奈川観光施設事業の推進	総合戦略局	アルプスリゾート整備本部	199
上高地対策事業	総合戦略局	アルプスリゾート整備本部	200
上高地観光施設事業の推進	総合戦略局	アルプスリゾート整備本部	201
地域づくりの推進	住民自治局	地域づくり課	78
市民協働の推進	住民自治局	地域づくり課	79
地区福祉ひろば管理運営事業	住民自治局	地域づくり課	80
	健康福祉部	福祉政策課	
消費生活相談事業	住民自治局	市民相談課	83
人権尊重の推進	住民自治局	人権共生課	87
男女共同参画推進事業	住民自治局	人権共生課	88
男女共同参画推進（その他の啓発・相談事業）	住民自治局	人権共生課	89
国際交流推進事業	住民自治局	人権共生課	90
多文化共生・多文化共生プラザ運営	住民自治局	人権共生課	91
まつもと住まい誘致プロジェクト事業	住民自治局	移住推進課	85
平和推進事業	総務部	平和推進課	86
公共施設マネジメントの推進	総務部	公共施設マネジメント課	151
自主防災組織の結成促進及び組織の活性化	危機管理部	危機管理課	84
災害時応援体制構築の推進	危機管理部	危機管理課	141
災害備蓄施設の維持管理と公的備蓄の推進	危機管理部	危機管理課	142
松本市地区町会連合会防犯活動費交付金の利用等	危機管理部	消防防災課	82
防災行政無線の整備及び統合	危機管理部	消防防災課	144
消防団員の確保、消防団施設等の整備	危機管理部	消防防災課	145
診療所等事業	健康福祉部	福祉政策課	65
緊急救急医療等推進事業	健康福祉部	福祉政策課	67
松本・大北地域出産子育てネットワーク事業	健康福祉部	福祉政策課	68
地域福祉計画の推進	健康福祉部	福祉政策課	81
災害時要援護者支援プランの推進	健康福祉部	福祉政策課	143
障がい者自立支援給付事業の推進	健康福祉部	障がい福祉課、西部福祉課	69
	こども部	こども福祉課	
地域生活支援事業の推進	健康福祉部	障がい福祉課、西部福祉課	70
	こども部	こども福祉課	
障がい者の差別解消と権利擁護の推進	健康福祉部	障がい福祉課、西部福祉課	71
福祉医療費給付事業	健康福祉部	障がい福祉課、西部福祉課	72
	こども部	こども福祉課	
母子保健事業の充実（妊娠、出産、子育てへの支援）	健康福祉部	健康づくり課	23
地域における健康づくりの推進	健康福祉部	健康づくり課	51
がん検診等各種検診の推進	健康福祉部	健康づくり課	52
フレイル予防の推進	健康福祉部	健康づくり課	54
生活習慣の改善	健康福祉部	健康づくり課	55
受動喫煙の防止	健康福祉部	健康づくり課、保健予防課	56
自殺予防対策の強化	健康福祉部	健康づくり課	57

感染症予防対策（予防接種の充実）	健康福祉部	健康づくり課	59
地域包括ケアシステムの推進	健康福祉部	高齢福祉課、西部福祉課	73
高齢者福祉と介護保険事業	健康福祉部	高齢福祉課、西部福祉課	74
生活保護受給者就労支援・健康管理支援・こどもの健全育成	健康福祉部	生活福祉課	75
生活困窮者自立支援等関係事業	健康福祉部	生活福祉課	76
後期高齢者医療の推進	健康福祉部	保険課	53
安心できる医療提供体制の確保	健康福祉部	保健総務課	60
感染症予防対策の推進	健康福祉部	保健予防課	58
生活衛生施設等への監視指導事業	健康福祉部	食品・生活衛生課	61
食品衛生施設等への監視指導事業	健康福祉部	食品・生活衛生課	62
動物愛護管理推進事業	健康福祉部	食品・生活衛生課	63
と畜検査事業	健康福祉部	食品・生活衛生課	64
子育て支援の充実	こども部	こども育成課	24
放課後等の居場所対策	こども部	こども育成課	25
子どもの権利推進事業	こども部	こども育成課	35
青少年健全育成事業	こども部	こども育成課	39
こども家庭センターによる支援体制整備	こども部	こども福祉課	36
子どもの居場所づくり推進事業	こども部	こども福祉課	38
インクルーシブセンター事業	こども部	こども発達支援課	37
保育士確保事業	こども部	保育課	26
まつもとゼロカーボン実現計画（区域施策編）	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課	92
松本市役所ゼロカーボン実現プラン（事務事業編）	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課	93
環境基本計画の推進	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課	96
食品ロス削減事業	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課	99
プラスチックごみ削減事業	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課	100
松本キッズ・リユースひろば事業	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課	102
環境教育事業	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課	103
生物多様性保全事業	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課	104
環境調査と公害の未然防止	環境エネルギー部	環境保全課	105
河川環境美化事業	環境エネルギー部	環境保全課	106
市営霊園管理事業	環境エネルギー部	環境保全課	107
森林整備事業	環境エネルギー部	森林環境課	109
森林再生活用事業	環境エネルギー部	森林環境課	110
鳥獣被害対策事業	環境エネルギー部	森林環境課	111
林道整備事業	環境エネルギー部	森林環境課	112
ごみ減量対策事業	環境エネルギー部	環境業務課	97
エコトピア山田再整備事業	環境エネルギー部	環境業務課	98
プラスチック資源リサイクル事業	環境エネルギー部	環境業務課	101
廃棄物に係る監視・指導	環境エネルギー部	廃棄物対策課	108
松本市商業ビジョン推進事業	産業振興部	商工課	156
創業者支援事業	産業振興部	商工課	157
中心市街地活性化事業	産業振興部	商工課	158
工業ビジョン推進事業	産業振興部	商工課	159
地場産業・伝統産業の振興	産業振興部	商工課	161
松本ヘルス・ラボ推進事業	産業振興部	商工課	170
農業者支援・育成事業	産業振興部	農政課	166
農畜産物生産基盤整備事業	産業振興部	農政課	167

農畜産物販売促進事業	産業振興部	農政課	169
多面的機能支払交付金事業	産業振興部	耕地課	168
ものづくり人材育成の推進	産業振興部	労政課	162
(一財)松本市勤労者共済会の支援	産業振興部	労政課	163
健康経営推進事業	産業振興部	労政課	164
労働相談事業の推進	産業振興部	労政課	165
時代の変化に沿った観光の振興	文化観光部	観光プロモーション課	194
信州まつもと空港の利用促進	文化観光部	観光プロモーション課	195
東山地域等観光施設事業	文化観光部	観光プロモーション課	197
美ヶ原エリア	文化観光部	観光プロモーション課	198
文化芸術の振興	文化観光部	文化振興課	171
文化施設の管理運営	文化観光部	文化振興課	172
松本城の世界遺産登録の推進	文化観光部	文化振興課	190
2024 セイジ・オザワ 松本フェスティバルの開催	文化観光部	国際音楽祭推進課	173
松本城の保存活用	文化観光部	松本城管理課	178
発表の場の提供	文化観光部	美術館	174
教育普及事業の実施	文化観光部	美術館	175
展覧会事業の実施	文化観光部	美術館	176
美術資料の収集・保存管理	文化観光部	美術館	177
スポーツ振興事業	文化観光部	スポーツ事業推進課	191
スポーツ施設管理運営	文化観光部	スポーツ施設整備課	193
総合交通戦略の推進	交通部	交通ネットワーク課	117
都市計画道路の見直し	交通部	交通ネットワーク課	120
	建設部	都市計画課	
地域交通のネットワーク化の推進	交通部	公共交通課	118
信州まつもと空港の活性化	交通部	公共交通課	127
自転車交通安全推進事業	交通部	自転車推進課	119
中部縦貫自動車道及び国道 158 号の事業促進	建設部	建設総務課	124
国道 19 号拡幅の事業促進	建設部	建設総務課	125
地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備促進	建設部	建設総務課	126
奈良井川流域の一級河川整備（県事業）の促進	建設部	建設総務課	150
まちなみ修景事業	建設部	都市計画課	115
都市計画マスタープラン	建設部	都市計画課	128
都市機能の維持・充実に向けた区域区分の見直し	建設部	都市計画課	129
都市機能の維持・充実に向けた用途地域の見直し	建設部	都市計画課	130
都市機能の維持・充実に向けた地区計画の推進	建設部	都市計画課	131
景観形成の推進	建設部	都市計画課	133
防災都市づくり計画	建設部	都市計画課	134
緑の基本計画	建設部	都市計画課	136
松本城周辺整備事業	建設部	建設課、公共用地課	116
幹線道路等の整備	建設部	建設課、公共用地課	121
交通安全施設等整備事業	建設部	建設課	122
	交通部	自転車推進課	
鉄道駅周辺整備	建設部	建設課、公共用地課、都市計画課	123
	交通部	交通ネットワーク課、公共交通課	
雨水渠の整備	建設部	建設課、公共用地課	148
河川水路網の整備	建設部	建設課、公共用地課	149
橋りょう等大型道路構造物の定期点検及び長寿命化	建設部	建設課、維持課	153

舗装長寿命化事業	建設部	維持課	152
公園施設等の適切な管理及び整備の推進	建設部	公園緑地課	135
市営住宅の整備	建設部	住宅課	77
空き家対策事業	建設部	住宅課	132
	住民自治局	移住推進課	
狭あい道路拡幅整備	建設部	建築指導課	146
建築物の耐震改修の促進	建設部	建築指導課、住宅課	147
マイクロ水力発電事業	上下水道局	上水道課	94
老朽給・配水管改良事業	上下水道局	上水道課	137
水道施設耐震化事業	上下水道局	上水道課	139
下水道施設における太陽光・消化ガス発電事業	上下水道局	下水道課	95
下水道施設改築事業	上下水道局	下水道課	138
下水道施設耐震化事業	上下水道局	下水道課	140
病院事業	病院局		66
学都松本の推進	教育委員会	教育政策課	27
豊かな学びの実現	教育委員会	教育政策課	31
教育文化センター再整備事業	教育委員会	教育政策課	42
学校教育情報化推進事業	教育委員会	学校教育課	28
インクルーシブ教育の推進	教育委員会	学校教育課	29
いじめ防止及び不登校児童生徒の支援	教育委員会	学校教育課	30
小中学校施設整備事業	教育委員会	学校教育課	32
トライやるエコスクール事業	教育委員会	学校教育課	33
子どもを豊かに育む食育の推進	教育委員会	学校給食課	49
アレルギー対応食提供事業	教育委員会	学校給食課	50
コミュニティ・スクール事業	教育委員会	生涯学習課	34
青少年ホーム事業	教育委員会	生涯学習課	40
未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い～第 40 回公民館研究集会・令和 6 年度地域づくり市民活動研究集会～	教育委員会	生涯学習課	41
公民館等の改修、整備	教育委員会	生涯学習課	43
図書館利用環境の充実	教育委員会	中央図書館	44
図書館資料・情報の収集、提供	教育委員会	中央図書館	45
松本城の整備等	教育委員会	文化財課	179
文化財の保存と管理	教育委員会	文化財課	181
埋蔵文化財保護事業	教育委員会	文化財課	182
殿村遺跡史跡整備事業	教育委員会	文化財課	183
小笠原氏城館群史跡整備事業	教育委員会	文化財課	184
まつもと文化遺産活用事業	教育委員会	文化財課	185
史跡弘法山古墳再整備事業	教育委員会	文化財課	186
基幹博物館整備事業	教育委員会	博物館	46
展覧会事業の実施	教育委員会	博物館	47
松本まると博物館構想の実現	教育委員会	博物館	48
国宝旧開智学校校舎の保存活用	教育委員会	博物館	187
伝統的建造物の保存活用の推進	教育委員会	博物館	188
旧市立博物館解体事業	教育委員会	博物館	189